

日本外史講義

31

一

特258

644



始



特258
644

漢文學叢書

全廿六册・菊判和裝・定價各册一金圓十五錢

一編	韓非子講義	全	四編	三體詩唐詩選講義	全
二編	易經書經講義	全	五編	老子莊子講義	全
三編	詩經講義	全	六編	十八史略講義	上
四編	增訂 十八史略講義	下	七編	唐宋八家文講義	一
五編	增訂 唐宋八家文講義	二	八編	唐宋八家文講義	三
六編	增訂 唐宋八家文講義	四	九編	增訂 春秋左氏傳講義	一
七編	增訂 春秋左氏傳講義	二	十編	增訂 春秋左氏傳講義	三
八編	增訂 春秋左氏傳講義	四	十一編	增訂 日本外史講義	一
九編	增訂 日本外史講義	二	十二編	增訂 日本外史講義	三
十編	增訂 日本外史講義	四	十三編	增訂 日本外史講義	四
十一編	增訂 日本外史講義	全	附	增訂 續文章軌範講義	全
十二編	增訂 日本外史講義	全	附	增訂 續文章軌範講義	全
十三編	增訂 日本外史講義	全	附	增訂 續文章軌範講義	全

東京市本區橋本一丁目二馬喰
株式會社 興文社
振替東京一八四〇番
電話浪花一〇四一
一八四一〇番

日本外史講義序説

一 緒言

この日本外史が頼山陽の著述せられたる者であることは、少しく文字ある者は、誰でも知らぬものは無いと云つても善い位、普く知られて居る事である。すべて、書を読むには、その著者が如何なる人であつたかを知つて居るときは、その書を理解する上に大なる便宜あることは、言ふまでも無いことである。今、頼山陽とは如何なる人であつたかといふ事を、簡単に述べて置かうと思ふのである。

二 山陽の父母

山陽の父は、頼春水で、安藝の人、名は惟完、字は伯栗、一字は千秋、通稱は彌太郎、春水とは其號で、また霞崖、拙巢、和亭等の別號もあつた。その祖先は、備後の三原の人であつたが、後、安藝の竹原に移つて、代々農業に従事して居つた。春水は、生れて數歳にして、筆や硯を弄ぶことを好んで居るといふ風であつたので、父母は、之を見て、大に喜んで、此子をして儒者たらしめたいと思つて、だんぐんに讀方、習字などを教へると、天稟聰明であつたので、神童の名が遠近に高かつた。かくて、その學問は、年と共に進歩したが、十九歳の時に、偶々病氣に罹つたので、名醫の診療を請けたいと思つて、大阪に往つた。折しも、趙陶齋と云ふ名高い書家が、泉州の堺に居つたので、春水は往つて其人の弟子となつて書道を學んだ。一年餘りにして、一旦歸郷して、二年の後、父の命によつて、再び大阪に出で、片山北海の門に入つて、勉勵刻苦、大に儒道を研鑽した。初めは伏見町に寓し、新天満町に移り、後、又、江戸堀北側一丁目に移つた。此處に青山社といふ家塾を開いて、生徒を集めて教授した。其名聲忽ちにして四方に知られ、

山陽

來り學ぶ者が随分多かつた。又、筆蹟美妙にして且つ敏速なるを以て、評判が高かつた。春水がはじめて青山社を開いたときは、年やうく二十八歳で、まだ獨身で、一人の僮僕あるのみで、終日讀書して、倦むときは、山水に逍遙し、花卉を培養して居るといふ風であつた。其の交はつて居る人々は、中井竹山、同履軒、龜井南溟、柴野栗山、尾藤二州、古賀精里等の人々で、春水はこれ等の人々と交はり、奮然として志を立て、悉くもと學びしところを捨て、仁義道德の要を講究し、互に相琢磨して、識見品性ますます進歩して、名聲四方に起つた。安永八年十一月、春水は、飯岡義齋の第二女静を娶つた。天明元年十二月に、藝州藩淺野重晟侯は、もと藝州から出で、今や大阪に門戸を張つて、名聲盛んなる頼春水を招きて儒員となし、一藩の文教を振興せしむることにされた。同三年、江戸の藩邸に來つて、世子に侍讀することを命ぜられたので、凡そ十一年の間、之に従事し、其餘暇を以て諸生の爲めに教授の勞を取つて居つた。寛政十二年九月には、當時の帝國大學とも謂ふべき昌平黌の教官に任せられた。かくて、春水は、果進して、祿三百石を給せられ、藩主に重く用ひられ、威信益々加はつた。文化十三年二月十九日、病を以て、廣島の自邸に於て歿した。七十一歳であつた。三人の男子と一人の女子があつた。長男は山陽で、二人の男子は皆夭折した。春水には、弟が二人あつた。一人は惟強、字は千齡、號は春風で、安藝の竹原に在つて、醫を業として居つたが、詩と書とが巧であつた。次の弟は、惟柔、字は千祺、杏坪と號し、はじめ擢んでられて藩の儒員となつたが、晩年には郡宰となつて評判が善かつた。詩がなか／＼上手であつた。

山陽の母は、名は静、梅颯と號し、大阪立賣堀飯岡義齋の第二女であつた。義齋は、名は孝欽、字は徳安、號は澹寧と云ひ、始めは心學に熱心であつたが、後、偶々論語の郷黨の篇を讀んで、飄然として曰ふには、「吾が道は斯に在り、焉んぞ之を遠きに求むることを爲さん」とて、乃ち舊學を捨て、苦修奮勵して、遂に程朱の學を以て門戸を張るに至り、謹嚴篤實なる醇儒として、都下に重きを爲すに至つた人である。此人の子として、この嚴正なる家庭に育つた静は、夙に文學の嗜深く、作歌も拙からず、手蹟も美しくあつた。

三 山陽の略傳

山陽は、姓は頼、名は襄、字は子成、通稱は久太郎、山陽外史とはその雅號で、又、三十六峯外史、梅垞、里鳥、改亭等の別號もあつた。安永九年庚子十二月二十七日、大阪江戸堀北通一丁目に於て生れた。父春水は、天明元年に淺野侯の徵命によりて、廣島に移つたので、山陽も之れに従つた。山陽が、やつと六歳の時のことであつたが、ある日、庭で天を眺めて御辭儀をして居つたが、内に這入つて、母に向つて、「天とは如何な物で御座いますか」と問うた。母はこの意外の問に答へて、「天はあの通り日も夜もまはり／＼と少しも休まぬものだ」と答へた。山陽は、にはかに庭に下りて、天を仰いで、「不思議なものだ」と曰つて、半時ばかりも泣いて居つた事があつた。

八九歳の頃から、平假字本の古今の軍記類を讀むことが大層好きで、寢食を忘れるほどであつた。又、友だちと遊ぶにも、土を搏ち石を運び、城を築き壘を設ける真似をして居つた。其内に漢籍の素讀を教へられることになつたが、讀書の趣味に深く耽りて、晝夜を分たす勉強したので、何時しか眼疾をわづらひ、竹原の叔父春風に投藥を請ふほどにも及んだので、母は固く讀書することを禁じたけれども、密かに讀むことを止めなかつた。其頃に、又、築山捧盈の門に入つて、武術の稽古をも始めた。十二歳の時に、立志論といふ一篇の論文を作つた。これが、今日残つて居る山陽の文章の中の最も早いものである。その頃、山陽は、常に書物の閒に、「汝草木と共に同じく朽ちんとするか」と書いた小切を挟んで置いて、讀書に倦むことに、其小切を叩いて、高らかに朗讀したといふ事である。十三歳の時に、父春水は江戸に居つたが、山陽は手紙を送つた。其中に、述懐の詩が一首添へてあつた。其詩は、

癸丑歲偶作

十有三春秋、逝者已如逝水、天地無始終、人生有生有死、安得類古人、千歲列青史。と云ふのであつた。春水は、ある日、之を柴野栗山に示した。栗山は大に感賞して、「春水、子あり、之を教へて實材とならしめずして、乃ち詩人たらしめんとするか。宜しく先づ歴史を讀んで右今の事を知らしむべし。歴史は通鑑綱目より始めよ。」と曰つた。翌年、薩摩の赤崎海門が國に歸るときに、廣島に立ち寄つて、此事を山陽に告げた。山陽は之を聞いて、大に感奮して、これより通鑑綱目を讀み始め、悉くは讀まずして、略ぼ治亂の大勢を領得した。栗山は、之を聞いて、ますます嘆賞した。十四五歳の時頃には、家學を受けて小學、近思錄等の書には爛熟して居つたが、ある日、曝書の際に、偶然、蘇東坡の史論を見て、大に喜んで、「天地の間に、かくの如く喜ぶべき者ある乎。」と曰つて、そこで、竊に誦習して、范增論、及び倡勇敢策等を手鈔して、壁に貼り付けて置いて、日々之を觀て居つた。それから、遂に、文章を學ばんと志を起した。十八歳の時、叔父の杏坪が江戸に赴くので、山陽も同行して、遊學すること、成つて、昌平坂なる學問所構内の尾藤二州の宅に入り、二州夫妻の保護監督の下に、聖堂に通學することと成つた。二州は、博學篤行の君子儒にして、大義名分に明かに、史學に精通し、識見卓抜にして、本邦の歴史に詳しかつたのであるが、山陽も亦、他の諸生とは趣味傾向を異にし、勤王を以て己が本領とし、其目的は史學に在つたので、意氣大に投合するところあつて、ほとんど毎夜相對して坐し、近代の英雄の得失勝敗を論じて、夜半頃にも及ぶことがあつた。二州の妻は、山陽の叔母であつたが、「もう善い加減に御やすみなさい」と叱られて、座を退くことが、度々であつた。柴野栗山、古賀精里の諸先生をも訪うたが、皆、山陽を愛して、懇切に指導してくれた。かくて、江戸に居ること一年ばかりであつたが、その才學は大に進んで、「日本の賈誼」と稱へた友人もあり、「蘇東坡の再來」と評した博士もあつた位である。十九歳の時、廣島に歸つたが、才氣俊拔なると同時に卓犖不羈なる山陽は、意に平ならざる所があつて、二十一歳の時に、家を脱して、京都に走つた。春水は、怒つて人を派遣して、之を召し還し、幽室に屏居さ

せ置くこと數年、かくて遂に廢嫡して、春水の弟春風の子なる熊吉(名は元鼎)を嗣子とすることにした。山陽は、實に、この幽居の間に、日本外史の稿を起したのである。文化七年、三十一歳の時、菅茶山の招請に應じて、備後の神邊に赴きて、其家塾を監督して居つたが、その明年閏二月、塾を辭して京都に遊び、遂に其地に留まつて、自ら家塾を立てたが、門に入る者が次第々々に多くなつた。はじめは、車屋町に居つたが、木屋町に徙り、後に又、三本木に移つた。三本木の寓居は、水西莊と名づけて居つて、叡山を仰ぎ、鴨河に臨み、風景極めて佳いところで、こゝに移つたのは、文政五年のことである。文化十二年、父の繼嗣たるべき元鼎は死んで仕舞つた。山陽がまだ廣島に居つたとき、藩士御園氏の女を娶つて、一子元協を生んだが、故あつて離縁したことがある。こゝに於て元鼎が死んだので、元協が嫡孫を以て春水の跡を繼ぐこと、成つた。山陽は、此年、小石元瑞の養女里惠を娶つて、後妻とした。里惠は、貞淑にして才學あり、梨影女史と稱し、良妻賢母の譽高く、内助の功極めて多かつたのである。同十三年二月、山陽は、父春水の病氣が危篤であるといふ事を聞いた。その時に、山陽は弟子を集めて莊子を講義して居る最中であつたが、之を聞くや、直に卷を投じて起ち、晝夜兼行して、凡そ百里ばかりの道を五晝夜にして到着したが、父の臨終の間に合ふことは出来なかつた。これから後、終身、莊子を講じなかつたと云ふ事である。山陽は、父の喪に在るや、三年の古禮を行ひ、其間酒を飲まず、肉を食はず、妄りに言笑せず、操行極めて堅くして、人々の中には、「山陽はその感情を矯はつて居るのではないか」と言ふものさへも有つた。ある。文政元年に、父の三年忌に際して、廣島に歸省し、喪期を除くや、遂に九州に遊び、豊前、豊後、筑前、筑後を経て、肥前、肥後に入り、南して薩摩、大隅まで進んだ。かの耶馬溪の奇勝を探つたのも、此行であつた。明年、春、廣島に歸り、母を奉じて、京都に入り、芳野、奈良、琵琶湖等の諸勝地に侍遊し、秋、送つて廣島に至つた。その後は、ほとんと年々、廣島に歸つて、母を省することにし、また、度母を迎へて、近畿の勝地に侍遊した。山陽は、平生は、極めて節儉であつたが、其の母を迎へるときには、有無を問はずして、懽心を奉ずることを務めた。これ等の年月の間、山陽は、さきに脱稿したる日本

外史に満足せずして、いくたびか訂正の勞を取つて居つたが、文政九年、四十七歳の時、十二月に、この剛修は全く出来上つた。翌年五月二十一日、松平樂翁に獻じた。同十二年、樂翁は、爲めに題言を賜はつた。天保元年に、山陽は、日本政記の稿を起したが、その未だ脱稿しないうちに病に罹つた。同三年六月に至つて、俄に咯血したので、梨影夫人は驚いて、直ちに醫者を招いた。醫者は馳せて赴いたが、山陽は平然として政記の稿をつゞけて居つた。醫者は、「是れは君が積年勞神の致すところ、謂はゆる肺血疾にして、不治の病症なり。君は豪傑にして死を怖れざるが故に、實を以て告ぐ。」と曰つた。すると、山陽は、死生は天命あることなれど、我は上に老母あり、且つ志業未だ成らざるが故に、たとひ一の生理なきも、宜しく醫藥を加ふべし。われ慎んで藥を服し、傍ら死の計を爲さん。」と曰つた。爾來、飲酒喫煙を禁じ、晝夜餘念なく、政記の稿をつゞけて居つた。此年の秋に至つて、病が益々重くなつた。けれども、母が之を心配されんことを恐れて、家内の人々に注意して、かくまで重い病氣であるといふ事を、母に告げるこゝ無からしめ、又、母に對しての往復の手紙なども、勉強して自身で筆を執つて居つた。ある日、猪飼敬所が來り訪うたが、談、偶々南北朝の事に及んで、議論が大に合はなかつた。敬所が辭し去つて後、山陽は、更に正統論一篇を作つて、政記の初篇の後に置くことにした。とかくするうちに、病氣が次第に危篤に陥つた。九月二十三日夕暮に、眼鏡を掛けて、例の日本政記の稿を續けつゝあつたが、忽ち左右を顧みて、「われは將に假寝せん」と曰ひ、筆を擱いて、眼鏡を掛けたまゝで、眠るが如く逝いた。時に年五十三であつた。京都東山の長樂寺の後に葬つた。明治二十四年十二月、詔して正四位を贈られた。山陽の後の妻里惠は、三人の男子を生んだ。初めのは辰之助、これは不幸にして夭折した。次は又二郎、名は復、支峰と號し、後、家を繼いだ。其次は三木三郎、名は醇、壯年にして節に死したことは、人の知るところである。なほ、一人の女子があつた。

山陽の人と爲りは、瘦せて顴骨高く、眉の間は盛り、眼光炯々として威あり、態度は莊重、言語は明晰であつた。その性質は峻峭にして、尋常の人を容れることが出来ず、氣節を以て自ら持し、又、以て人を導き、未だ嘗て己を屈して人に隨ひ、苟くも世に容れらるゝことを求めなかつた。その國を去るときに、「すでに父母の國に事へることが出来ないものであるから、また朝服を着けて貴人に見ゆることをば致さぬ。」と自ら誓つた。備後に居つたときに、菅茶山が、之を其藩に推薦しやうとしたけれども、山陽は之を固辭した。京都に入つてから後は、安藝侯が江戸に赴かれる往復の途中で、伏見を通過せられるところだと聞くと、屹度、袴を穿いて南へ向つて遙に拜したのである。諸の藩から之を招聘したけれども、皆、固辭して應じなかつた。曾て、日野大納言資愛が、山陽を招いて親しく語りたいたいと思つて、使を山陽の寓居に遣つた。山陽は之を辭した。その招請すること數回に及んで、山陽は使者に向つて、「私は田舎者で、社杯を着けて膝行することなどは出来ませぬ。若し衣服も此まゝにて宜しく、御酒下さるゝときなどにも、家來扱ひに致さるゝ様な事がありませぬならば、參殿仕りまじやう。又、一つの望は、魚は琵琶湖の新鮮なものでなければ食べませぬ、酒は伊丹の醇なのでなければ飲みませぬ。これを御承知下さらば、參つても宜しう御座います。」と曰つた。使者が還つて此事を報ずると、大納言は、それで宜しいと曰はれたので、山陽は、そこで、出掛けることにした。その翌日、大納言は、其禮として金一封を贈られた。山陽は、その包みを見て、「人の名を小さく低く書いて、自分の名を大きく高く書いて、禮幣を人に贈るべき筈は無い。」と曰つて、塾生後藤機(松陰)に命じて、之を返却させた。大納言は直に包を改めて、深く其過失を謝して之を贈つた。山陽は快く之を受納した。爾來大納言と親しき交際を結ぶに至つた。山陽の病氣が重態となるや、門人大雅堂義亮は、畫を善くするを以て、請うて其肖像を寫した。山陽は之を見て、自ら贊を作つた。其語は、

身偃一室、而心關百世之失得、不恤己鹽齏、而憂人家國、嗟是何物迂拙男兒耶、雖然鳥知無念、此迂拙者一時之時乎。

此膝不屈於諸侯、聊答故君之德、此眼竭之於群籍、不虛先人之囑、此脚侍母二躋、芳山、三躋、大湖、四上、下澗、而未曾踵朱頓之門、此口不飽殘杯冷炙、而此手欲援黔黎之寒餓也。

といふのであつた。

山陽は、常に人に語つて、「予を才子と云ふ者は、未だ予を知つて居る者では無い。予を刻苦勉強の餘り一人前となつたと云ふ者あらば、其人は眞に予を知つて居る者である。」と曰つて居つた。

山陽の門人の重なるものは、後藤松陰、關藤藤陰、江木鰐水、藤井竹外、森田節齋、江馬細香、鹽谷岩陰、阪井虎山等であつた。友人の中で最も親しかつたのは、大鹽中齋、古賀穀堂、齋藤拙堂、梁川星巖、篠崎小竹、小石秋巖、田能村竹田等の諸氏であつた。

山陽の著述は、日本外史二十二卷、日本政記十五卷、日本樂府一卷、通議二卷、詩鈔八卷、遺稿八卷、書後題跋四卷、文稿二卷、先友錄一卷等で、選本の類は、謝選拾遺、韓蘇詩鈔、古文典刑、小文規則等あり、批評を加へたものには、唐宋八家文、浙西六家詩鈔等ありと云ふことである。

四 日本外史

山陽は、幼少の時から、歴史の研究に少からぬ趣味を持ち、古今軍記の繪本などを讀むことを好んで居つたが、此趨向は、後來その讀書力の進歩するに隨つて、ますます増進し、歴史の研究に耽るに至つた。柴野栗山の勸告によつて、通鑑綱目を讀み、尾藤二州の塾に在りては、二州が好んで國史を談論するを聞き、その江戸から歸つて後、諸書を涉獵するに隨つて、ますます深く歴史の趣味を感ずるに至り、たゞ其所感望を起した。そこで、先づ武將の興廢を寫し出さうとしたのが、此日本外史である。山陽が始めて日本外史の初稿に著手したのは、實に、享和三年、二十三歳の時、幽居謹慎中のことであつた。二十九歳の時に一旦脱稿した外史を、更に改竄に著手して、三十二歳の時に成つたが、猶ほ満足せずして、更に筆を加へて、文政九年十二月、四十七歳の時に、漸く完成したのである。その間に、文化十年の頃には、山陽が積年心血を澆いで居る此書が幕府の施政を妨害するの書であるとの議論が起つて、幕吏の一部分には、山陽を以て倒

幕の首唱者であるが如く思つて居る者もあつた。山陽は、之を知つて、若し官憲の爲めに此草稿を押收せられて焼き棄てられでもする事があるならば、積年の苦心は水泡に歸して仕舞ふのであると思つたので、この年、郷里に歸省したるを好機として、嚴島の大聖院の寶物庫の中に藏して置いて、時機の到るを待つことにし、その後斯る議論も薄らぎ危険が最早無くなつて仕舞ふに至りて、始めて取り出したのである。二十三歳の時から起草して四十七歳の時に漸く出来上つたのであるから、日本外史の爲めには、前後二十餘年の間、精力を集注したのである。その間、幾度か脱稿し、幾度か改削したのである。

斯くて、江戸の儒者の間にも、頻りに日本外史の評判が盛んに行はるゝやうになり、松崎懐堂も知り、林大學頭も知り、市川米庵よりは外史送附の要求をなしたので、山陽は、進納上の形式の如何によつては、林家へ差し出して宜しいと云ふ事を申し送つたこともある。松平樂翁も亦、日本外史の評判を聞いて居つたのである。文政十年三月に、將軍家齊は太政大臣に任せられ、世子家慶は從一位に昇進したので、幕府は、老中青山忠裕と樂翁の嗣松平定永とを京都に派遣して、皇恩を拜謝せしめたときに、樂翁は、定永に隨行せる家臣を、山陽の寓居なる三本木の水西莊に遣はし、禮を卑うして、日本外史を見んことを求めた。こゝに於てか、山陽は、一書を裁して、日本外史二十二卷を樂翁に獻じた。それから後、大に世に行はるゝに至つたのである。

日本外史二十二卷は、之を歴史として見るときは、事實の考證十分ならず、その據り所として居る引用書籍の中には、事實を構造して人をして面白く讀ましめることを目的として居る稗史軍記の類、又は偽書、筋の立たぬ書などが、随分雜つて居るので、従つて事實の誤謬が甚だ多いのである。これは山陽自ら知つて居つた事である。又、その序論論贊の如きは、多くは源親房の神皇正統記、新井白石の讀史餘論などに據つたもので、獨創の意見は、極めて少いのである。これも亦山陽自ら知つて居つた事である。山陽の本領とするところは、此處には無かつたのである。事實の誤謬は頗る多く、その議論は多くは前人の意見を補綴したものであるけれども、此書の體裁は太だ宜しきを得、王朝以後の將家の興廢盛衰の事蹟は、悉く

之を詳にすることを得べく、且つ其文章は凛々として生氣の横溢するあり、英雄豪傑忠臣義士の一言一行は、我が日本民族たる本色を寫し出して、自然に人を感動せしむるところがある。

日本外史は、實に我が皇室の式微を慨き、武門武士の專横を憤りたる書で、當時將軍あることを知つて朝廷あることを知らざる世の中に於ては、此上も無き危険思想を宣傳したるものである。後年、この書は、明治維新の原動力の一となつたのである。我が國は、古は禮樂征伐皆天子より出でたのであつたが、何時しか政權が藤原氏に移り、又つひに武家に移るに至つたのは、時勢止むを得ざる事であつたとは云ひながら、これ實に治道の本旨では無い。山陽は、徳川幕府の隆盛の極に達したる時に在りて、時勢に阿らず、あはれ王政復古の日あれかしと思ふ心は、日本外史の論贊及び紀事の上にあらはれ、讀者をして感奮興起せしむるところがある。木戸松菊は曾つて、「藤森天山、大橋訥庵等が、慷慨悲憤、國事の爲めに身命を殞して士氣を鼓舞せしも、山陽が外史を著はしたる功には若かず。」と曰つたと云ふ事である。實に、王政復古明治維新の大業は、日本外史の功、また與かつて多きに居ると謂ふ可きである。

斯く、日本外史は、山陽が二十餘年刻苦の書で、靈妙の筆は紙上に活躍して居るので、ひとり我が國に於てのみ、古今未曾有の讀者があつて、幾多の形式によつて出版せられて居るのみならず、支那にも翻刻せられ、又評語を加へたものもあり、英文にも翻譯せられ、露國にも、メンドリン氏の譯したるものが出版せられ、獨逸のライプチヒ大學教授ランブレヒト博士は、大に山陽を贊歎し、外史の妙所を論じて居り、米國ボストン府の圖書館に於ては、世界の文豪として、山陽の名を樓上の碑石に刻してあるといふ事である。

五 附 言

日本外史の刊行せられたる者は、數種の異同がある、即ち河越版と頼氏版とで、頼氏版の中には、大本と小本と標註本等がある。近時に至つては活版本も數種に下らぬのである。この講義の本文は、標註本に據つたものである。さうして、他の諸種の刊本と比較して異同あるところは、大概【字解】の中に附記して置いた。

日本外史の國文に譯されたる者は、大槻東陽氏の訓蒙日本外史を始めとして、大町桂月氏の譯、池邊義象氏の譯、上田景二氏の譯等がある。日本外史講義の出版せられて世に行はれて居るものは、其數甚だ少なからず、論文のみを講義したる者は、ほとんど數を知らずとも謂ふべきほどである。全文を講義したるものには、余の知つて居るところにては、河村北溟氏の講義を始めとして、久保天隨氏の新釋あり、月見柳莊氏の講義があつて、皆それ／＼の特色長所が在るのである。今、この講義を書かんとするに際して、余が力にて集めることの出来るだけは集めて参考に供したので、この講義は、是等の先輩の國文譯、講義等に負ふところ、實に少なからぬのである。たゞ、たま／＼諸先輩の見所と余が卑見と相異なるところが有つたので、それ等は、普通に行はれて居る説をも舉げて、そして余が卑見を附け加へて置いた。

我が漢文學講義が初めて世に出でたのは、すでに二十餘年前の事であるが、今日猶ほ聲價を失はず、既刊二十二冊に及んで、普通に讀まるゝ漢籍の類は随分數多く網羅されてあるのに、最も多く世に行はるゝ日本外史の講義が缺乏して居るので、茲に既刊の講義全部を増訂改版するに際して、此講義を附加することにしたのである。然れども余が淺學短識を以て此事に當るのであれば、既刊の經子史文の諸講義に雁行することは、迎も六かしい事である。又、この中に、随分誤謬があることも思はれるけれども、是等は、氣の著き次第、改版の際に訂正することゝしやうと思ふ。

元來、この日本外史は、將門の歴史にして、日本政記は王朝の歴史なれば、相提携して我が國開關以來の歴史を具備することに成るのであるから、日本外史を讀まるゝ人は、日本政記をも併せ讀まれんことを希望する。さうするときは、山陽の意の在る所が、益々明瞭となるであらう。

編 者 識

祭樂翁公文

歲在庚寅五月十有八日。爲故少將樂翁周忌之辰。布衣賴襄。私用宋民祭司馬溫公之例。焚香遙拜。不教用清酌庶羞之奠。而用文祭之。曰。人有貴賤之相懸。如天地之隔。而相遇之無間。出於意念之外者。況昔之所自仰。而今之神契焉。昔在吾童穉。天明之季。寬政之始。聞信岳之發火。灰被七道之二。閭里之民。號饑待斃。起爲盜賊。蟻聚蜂萃。三都之市。白晝閉肆。官吏來捕。罵詈不絕。曰。欲啖汝肉。寧汝之長。有大於汝。來與吾對。吾雖童心。尚俱不殺。況天下之心。如以敗船坐海。洪波逆風。不知所底。已而聞有越公者。出躬宗親。任付託之密。宜其賞罰。變凶爲吉。每一令發。人之望之。如出暗夜而視日月也。其聽之也。如將潰之卒。得良將而聞其呵喝也。其或畏忌而謗訕之也。如狡奴點僕之不便。家宰之聰察也。七年之中。百弊盡撥。乞骸骨於方壯之年。而舍權勢於得意之日。消經世濟民之精於集古玩物之末。濟我君事。願息吾肩。政如畫一。吾建吾觀。才如茅茹。代吾輔君。以自擊安危。三十有九年。老而令終。於公就安。而天下之所爲患也。而吾願生。何與已關。抑自幼及強聞公立海內。望公如在天際。忽徵涪夫之一書。蓋去今之四歲。懼其深瀆。乃辱嘉誨。汝之記事通繁簡。論事見先會。後之論者云何。吾知其大矣。一言之重。於九鼎。足以取信於百世。自顧孤寒。舉世所背。而何以獨得公之愛乎。抱感激之異衆。而悼報答之無期。爰述忘辰。聊盡吾私。嗚呼哀哉。而不教望其鑒。

布衣賴襄謹再拜白少將樂翁公閣下。襄嘗讀宋蘇轍上韓魏公書。愛之。以爲自古進言於當世王侯者。大抵有求而自售。識者所醜。獨轍偉魏公人物。比之名山大川。欲接其言貌以養己作文之氣。言雖近狂。其澹泊無求可知也。雖然魏公是時猶當路秉權。人將疑轍之有求焉。閣下今代之魏公也。而勇退高蹈。久處閑地。使襄學轍所爲。可以無嫌矣。特貴賤懸絕。不啻如轍於魏公。則徒仰而心嚮之而已。

【布衣】……無官の者を云ふ。古代支那にては無官微賤の者は麻菜のみを纏ひたるものなればなり。【賴襄】……襄は頼山陽の實名なり。貴人に對しては其實名を云ふが禮なり。【少將樂翁公】……左近衛少將越中守松平定信退隱して樂翁と號す。實は田安中納言宗信の第二子。出で、木工頭松平定邦の後を承けて陸奥(今の磐城)の白河に居りて十一萬石を食む。天明中、文善公奏して老中と爲す。其職に在るや、能く有徳公の政を擧げ、徳化大に行はれ、天下皆信賴して、稱して賢相と爲す。文化年中に至りて致仕せり。【閣下】……尊稱なり。【蘇轍】……字は子由、宋の人にして、即ち蘇東坡の弟なり。其の韓魏公に上つれる書は下に附記せるものは是れなり。【韓魏公】……名は琦、字は稚圭、宋の仁宗、英宗の二朝に歴仕し、文武の才を以て稱せられたりし賢相なり。英宗の時に魏國公に封せられたるが故に、韓魏公と云ふなり。【有求】……何か欲望請求する所あるを云ふなり。【售】……賣る。自慢して自ら才能を賣り付けて人に用ひられんとするを云ふ。【識者】……道理に明にして識見ある人。【醜】……いやしむ。醜しとするなり。【偉大なり、えちきを云ふ】……比之名山大川……器量の大なるを名山大川に譬ふるなり。【接其言貌】……其言容貌に接近すること。其人に面會して談話を聞き容貌を見るなり。【澹泊】……寡欲にして心のまっぴりとしたること。【無求】……何も欲望し請求するところ無きを云ふ。【當路】……要路即ち要地に居る。權威高き重職の任に在るを云ふ。【秉權】……秉は取るなり、手に持つこと。秉權とは天下の政權を握つて居るを云ふ。【勇退高蹈】……少しも未練氣無く深く重職を退き、心を高尚にして行ひずまして潛み居るを云ふ。【閑地】……靜閑の地、即ち俗事を離れて退隱して居ること。【無嫌】……嫌とは嫌疑なり。無嫌とは何か欲望し請求するところあるべしとの嫌疑無きなり。【懸絶】……遙にかけ離れて居るなり。【心嚮之】……心が其方に向つて慕はしく思ふなり。

【無位無官の書生なる賴襄が、讀んで再拜して、左近衛少將なる樂翁公閣下に申し上げます。私は以前に、宋の蘇轍が當時の名相たる韓魏公に上つた書を読みまして、ひどく之が私の氣に入りまして、そして思ひますには、古昔より、其時代の王侯貴人に何か申し出づる者は、十中七八までは、何か自分の心に欲望し請求するところの事があり、自分からして其才能を賣り付けて、何か役人にでも使つてもう

ひたひたか何とか考へるのが常であります。是れは道理に明にして識見ある者が皆醒しとし殿しむところの事でありませぬ。然るに唯だ獨りこの蘇轍のみは、趙魏公の人物をすもれて大なるえらいものだと思ひまして、これを宇宙の大觀たる名山や大川やに比較して、魏公の談話を聽き其容貌に接近して、自分が文章を作るの氣象を養ふ助にしたいと冀望して居ります。其の言ふ所は、氣違ひじみでは居りませぬけれども、其心の濼泊寡欲にして何物をも欲望し請求するところの事のは、能く分りませぬ。然れども魏公は是の時にまだ要路に當り職に居られまして天下の政權を握つて居られましたから、人は蘇轍も亦何事か欲望して居るところが有つたではないかと疑はんとして居ります。而るに閣下は今世の趙魏公といふべき文武の才に勝れて魏公名聲の天下に轟いて居られる御方ではありませぬが、然れども魏公の其時とは異なり、深く重職を退きて心を高尚にして行ひなすして、久しく閑靜の地に居りて、世事には一向關係なさいませぬ。それ故に若し私が蘇轍が昔魏公に書を上つたことを真似て私が閣下に書を上つたことありとも、人は私が閣下に何か欲望請求するところがあるものであらうと嫌疑を懐くものはありません。然れども閣下は大名にして位貴く、私は一介の寒賤の書生にして極めて微賤にして、閣下と私の身分の懸け離れて相違して居るとは、蘇轍と魏公との間の身分の關係相違よりも、一層甚しくありませぬから、無益にも閣下を仰ぎ望み、心ばかり閣下に向つて慕はしく思つて居るだけの事で、遂に今日まで何事をも申し上げたことはありませんでした。

今茲。尊嫡君侯膺幕命。入朝謝大拜之恩。襄伏在草莽。側聞盛事。而不圖。邸吏帶閣下之命。來就襄家。取所著私史。欲賜覽觀。禮意慇懃。愧悚交至。夫襄不敢求於閣下。而閣下求於襄。襄之榮大矣。復何所嫌而辭避乎。雖未接警款。聞其詞命。亦可以自壯。於是忘其蕪穢。出以納下執事。又敢有所瀆告。

【今茲】……ことし。【尊嫡君侯】……御世嗣の殿様といふこと。樂翁公の嗣子、名は定水と云ふ。【膺幕命】……膺はあたる、受くるなり。正面に當りて受くるの義なり。幕命とは幕府の命令なり。膺幕命とは幕府の命令を受くるなり。【入朝】……京に入りて参朝するなり。【謝大拜之恩】……文政十年二月文恭公即ち徳川家齊太政大臣に任ぜられしを以て、定水等をして入朝して其恩を謝せしめしを云ふ。【草莽】……草莽も共に草なり。草莽に在りては仕官せずして民間に居るを云ふ。【側】……はのかに。片耳にそれと無く聞き及びたりとの意。【盛事】……盛大なる事。即ち幕命を奉じて入朝せしを云ふ。【不圖】……存じ寄らず。【邸吏】……御屋敷の役人。【私史】……私に著述したる歴史。即ち日本外史を云ふ。【慇懃】……ねんごろに。丁寧に。【愧悚交至】……愧づる念と恐れかしく念と二つの念がかはるべく心に起るを云ふ。【辭避】……シヒと讀む。辭退して避ける。【警款】……ケイガイと讀む。せき、しはぶき。小なるお聲といひ、大なるを款といふ。接警款とは御目に掛ること。詞命……御命令。【自壯】……自分に氣強くさかんなりとするなり。【蕪穢】……ブクライと讀む。草の生ひ茂りて荒れ果てて穢きこと。文章の拙劣なるに喩ふ。【下執事】……御家來、御取次の人。【瀆告】……トクコクと讀む。御耳を瀆して告げたまつるとの義なり。

今年、御世嗣の殿様なる定水公が、幕府の御命令を受けられて、京都に入朝して、將軍家齊公が太政大臣に任ぜられたる朝廷の御恩の御禮を申し上げられましたが、私は伏して草莽かき民間にかくれ居りまして、はのかに陰ながら、その御盛んな事を傳聞して居りました。しかるに思ひがけなくも、御屋敷の役人が、閣下の御命令を帯びて、わづ／＼私の家に来て、嘗て私に著述しましたところの歴史の書を御取寄せになりて、御覽下されるところで、その禮儀ある御思召が誠に御丁寧でありまして、私は或は心に愧ぢ或は心に恐れ、此慚愧と恐懼との二つの念がかはるべく心に起りました。元來、私が閣下に向つて敢て何事も願ひ出でませんでしたことのないのに、而るに閣下が却て私の心とき身分の賤しきものに御望みになつたのでありますから、私の幸榮は實に大したものであります。されば、どうして人から受けるかも知れんと思はれるやうな嫌疑などの事を心に懸けて、此優渥なる恩命を辭退して避けるやうな事をいたしましたませうや。また一たびも御目に懸りて御しはぶきの聲をも御聞き申したことはありませぬけれども、此度斯る鄭重なる御命令を聞くのでありますから、また自分に盛んなりとして氣強く思ふことが出来る次第であります。そこで自ら著述しましたる私史即ち日本外史は草莽に荒れ果て、むさくるしきが如く文章も拙劣で體裁も甚だ整はぬものでありますけれども、その原稿を出して以て御取次の御家來に差上げることに致します。これに就いて又御耳を瀆して申上げることまでも敢て致す次第であります。

轍書稱史遷文有奇氣。他日自作古史。則論遷之疎略輕信淺陋無識。夫遷官太史。總領天下文籍。猶不免疎略之譏。況如襄以寒陋一書生。獨力罔羅古今。其不自揣而招大方嗤笑。必也。然少小嗜讀國乘。每病常藩史之浩穰。又恨其有闕。至近代之事。與夫隆治之所由。非無先輩撰著。又未有所晰其端緒。綜各家終始者。於是私做遷史世家。而加詳備。斷自源平氏。至於今代。間以中興諸將。及割據群雄。關係治亂者。家別紀之。或錯而合之。要覽其成敗盛衰之狀。與臣屬謀戰忠邪之跡。取其大體最明確者。若夫博引有搜辨。折錙銖。世自有其人。以爲非襄輩所及也。

【史遷】……姓は司馬、名は遷、字は子長、漢の武帝の時、太史令たり、故に今略して史遷といふ。有名なる史記を著述せる人なり。【奇氣】……一種特異のめづらしき氣象。【古史】……書名なり。蘇轍の著。【練略】……練論にして脱略あり、敘事の完備せざることを。【輕信】……輕々しく事物を信するなり。取調不充分に於て、輕々しく材料を信じて述作せしむることを云ふ。【淺薄】……淺薄にして見聞の博からざるなり。【無識】……識見無くして取捨の宜しきを得ざることを云ふ。【文籍】……文書圖籍。【寒陋】……貧賤にして固陋寡聞なることを。【罔顧】……罔は顧みず、魚鳥などを網にて取るが如く包みこむことを云ふ。【不自揣】……自分の力量を顧み料らず。【大方】……世間の賢明なるおれきくの人。【國乘】……歴史を乘といふ。國乘とは我が國の歴史なり。【病】……うれふ。憂也。【常藩史】……常陸の國水戸藩にて編纂せし大日本史なり。【浩穰】……浩は大なり。穰は多なり。浩穰とは卷数の多きをいふ。【恨】……残念に思ふなり。【有聞】……大日本史には後小松帝以後の記事なきを云ふ。【隆治之所由】……徳川氏時代の太平隆盛なる政治の自りて來りし次第。【先輩遺著】……先輩とは學問年齢などの己より長ぜるものを尊びて言ふなり。先輩の撰著とは我より先の學者などの著述、即ち安永・天明の烈祖成績、木村綱十郎の武徳延年集、中井竹山の逸史などを云ふ。【斷】……明かにす。物の差別を明に見すること。【端緒】……いと口。【終】……す。總べ聚むるなり。【各家終始】……源平以來將家の盛衰興亡の次第なり。【遷史】……司馬遷の史記なり。【世家】……史記に諸侯の事を記せる部分を世家といふ。世家とは家を世々にすとの義なり。【斷自源平氏】……源平二氏より以前の事は外史の中に書かぬを云ふ。【今代】……今日の時代、即ち徳川氏の時代を云ふ。【聞】……まじふるに。【中興諸將】……後醍醐天皇の建武中興の時に王室に忠勤を擡んで諸將補、新田、菊池、北高、精城、兒島、土居、得能等の諸氏を云ふ。【割據群雄】……元龜・天正の間に諸方に割據せる諸英雄、即ち織田、上杉、武田、後北條、毛利などの諸氏を云ふ。【家別記之】……其家々で別けて別々に其事蹟を敘述するなり。【錯而合之】……錯はまじふるなり。錯而合之とは諸家の事蹟を取りまぜて敘述するを云ふ。【臣屬】……臣下從屬せる者。【最明確者】……最も明確にして事實の正確なる者を云ふ。【博引旁搜】……博く諸方面から材料を引き出し、横路にまでも立ち入りて聊にて關係ある事を細かに探り求むるなり。【辨折】……條理を立て、辨別し解剖すること。【鋪敘】……シシユと讀む。十疊を鋪といひ、八銖を鋪といひ、二十四銖を兩といひ、兩銖とは至つて微細なること。

蘇轍が韓魏公に上つた書の中には、漢の司馬遷の文章には尋常ならざる一種特異の氣象が紙上に溢れて居るといつて、大層賞讃してあります。然るにその蘇轍が後年自ら古史といふ書を著述したときには、その書の中に、司馬遷が、事を敘述するに甚だ疎漏にして脱略少からず、充分に事實の考證をせずしてつまらぬ材料を輕々しく信用して之を用ひ、淺薄に固陋にして見聞甚だ狭く、而も又識見無きことを論じて、司馬遷を痛く非難して居ります。元來、司馬遷は太史令といふ官職にありて、天下の文書圖籍を總べ取給りて、天下の書籍は皆其手許に備へられて有ると云つても可いほどでありました。それでさへ猶ほ、疎漏にして脱略あるといふ非難を免かるゝことは出来ませんでした。況や私が如きは貧賤にして固陋見聞の極めて少い一人の書生の身分を以てして、獨りの力で、人の助を借らずして、古今の事蹟を、綱を以て魚や鳥を取らんとする如く、悉く取り集め包み込もうとするのでありますから、其の自分の力量自分の分限を、辨へ料らずして、世の識者の笑を招きますことは、きまつて居ることでありました。然しながら私は少年の時から日本の歴史の書類を讀むことが極めて好きでありました。又、其れが後小松帝以來の事は記述して無く、記事の關つて居るところのあることを残念に思つて居りました。それから又、織田、豊臣氏など近代の事、及び彼の今日の徳川時代の隆盛泰平なる政治の自つて來る所の次第などの事に至りましては、先輩の著述が無いではありませぬが、然れども又、其れ口を十分に斷にし將門各家の始めから終までを總べ聚めて敘述したものが即ち一貫して其家々の盛衰興亡を見ることの出来るやうな便利なものは未だありません。そこで、私は、司馬遷の著述せる史記の世家の體裁を真似まして、而もこれまでの先輩の述作よりも一層事蹟を詳しく脱略の無いやうにして、源平二氏の時から斷ち切りて、即ち源平二氏の時から書き始めて、今日の時代即ち徳川時代に至るまでの諸家の事蹟を敘述し、其間にまじふるに、建武中興の時に後醍醐天皇に忠勤を盡したる諸將補、新田氏などの事蹟や、元龜・天正の時に諸國に割據して居て勢力あり、天下の治亂に關係のありたる澤山の英雄豪傑の事蹟を敘述し、或は其事蹟を家々に別けて別々に敘述したり、或は二三の家々の事蹟を相雜へて鋪敘して敘述したりして、畢竟の主意は、其家々の成功したり失敗したり盛んになつたり衰へたりする状態と、及び其臣下として從屬して居つた者どもが或は謀を帷幄の中に運ちたり、或は戰場に武勇を顯はしたり、或は忠誠の臣であつたり、或は姦佞邪智のものであつたりした事蹟とを讀者に覽せやうといふのであります。其の大體の次第が最も明瞭にして事實の正確なるものを取り用ひて書き立てることに致しました。かの博く諸方面から材料を引き出したり、聊かでも關係のある事を傍路にまでも立ち入りて取り調べ出して、極めて輕少微細なる事までもを辨別し解剖して記述するなど、云ふが如き事に至りては、世間に自ら之に従事すべき適任なる人があるべき筈の事、此事の如きは、逆も私の如き微賤固陋の者の企て及ぶべき事では無いと考へましから、此等の博引旁搜して鋪敘を辨折することには、一向手を出して試みやうとせませんでした。

至其義例。蓋亦有貽淺陋之嘲者。事繫一姓之下。而不有統紀以總之。列將家。而雜以雄長。舉今代。而稱謂論說。如欠尊崇者。是自有說焉。夫右族迭興。甲起乙仆。以成海宇之沿革。而不必關於王室者。我中世以還之國勢也。故依實創體。以形世變。而其中貫以帝系年號。以表條理。至大義所繫。必用特書。雖則權豪於元帥。隨成敗次第。而因署題。以見統屬。而載之事實。名分截然。讀者自能見之。至若今代稱謂。則謹據奕葉名爵。天下公行之稱。名實輕重。按跡可知。不敢私撰名號。以贖今代。而昧後世耳目。閱首至尾。睹其得失之相形。明其分裂統合之所漸。則今日無前之

功德有不待言者。又不敢喋喋頌贊使人疑其諛與溢。自謂敬之至也。

【義例】……敘述上義理名分に關係したる格例、即ち下に擧げたが如き諸件につきての凡例を云ふ。【蓋】……概要をつまんで推量して云ふ時に用ふる語なり。【貽】……のこす。【嘲】……あざけり笑ふ。【繫】……かゝる。【一姓之下】……一姓とは天朝を云ふ。事繫一姓之下とは、すべての事實が皆萬姓一系の天皇の年號月日の下に於てなされることを云ふ。【統紀】……之をすべし、る記事、即ち天皇の本紀を云ふ。【雄長】……將軍に非ずして其雄武を以て一方に長として威勢強き英傑、即ち戰國時代の群雄などを云ふ。【稱謂】……となへ言ふなり。即ち其名を直言して諱まざるが如きをいふなり。【右族】……古は右を貴しとす。右族とは強大なる族の義、即ち將帥權豪などを云ふ。【海宇】……海内宇内、即ち天下なり。【沿革】……沿革は因なり、よりしたがふなり。沿革とはよりしたがひて移り改まるなり。【形】……ありつりかはりなり。【以還】……以來、已後など、同じ、このかたの義。【創體】……これまでに無き一種の歴史の體裁を創始する。【特書】……特別な書き方。【屬】……まじふ。【權豪】……威權の強大なる豪族、即ち北條、毛利、上杉、武田氏等を云ふ。【元帥】……將軍、征夷大將軍、源、足利、徳川氏等を云ふ。【署題】……表目の題號、即ち正記、前記、後記など、記せるを云ふ。【統屬】……上に在りて統率するものと、下に在りて從屬すべきもの、即ち權豪と元帥との上下の關係。【名分】……尊卑本末の名義分限なり。【裁然】……きつぱりと明なるを云ふ。【奕葉】……奕は累なり、かさねるなり。葉は世代なり。奕葉は代々、累世といふと同じ。【名爵】……名族官爵。【按跡】……事跡を調べる。【圖】……けがす。【昧】……くらます。目に物が入りて目がくらむなり。【閱首至尾】……はじめから閱讀して終に至る。【賄】……視と同じ、見つける。【相形】……互に顯はれてあること。【分裂統合】……天下が分れ裂けて群雄割據の亂世となりたり、天下が統一合併せられて泰平の世となりたりすること。【所漸】……次第々々にさう成つてくること。【無前】……古來未だ曾て有らざるほど。【喋喋】……多言の貌、口やかましくべちやん／＼しやべるなり。【頌贊】……頌揚、贊歎す。はめはやす。【諛與溢】……諛諛と溢美と。へつちひとはめすぎし。

それからまた、此外史の敘述上の名義分限に關係する例則に至りては、恐らくは亦、淺薄にして固陋寡聞なりとの世間からの嘲り笑ひを残すやうな事がありませう。其第一には、此の書の中に敘述してある事實はすべて皆萬姓一系の天朝の年號月日の下に繫がれてありながら、天皇の本紀といふやうなものを以て之を統へ纏めてありませぬ事。第二には、將軍の事を書き列ねてありながら、其間に雖も一方に長として勢力ありたる英雄の事を敘述したる事。第三には今の徳川氏の御時代の事を擧げて、その名號を諱み憚る所なく稱へ言ひ、其事實を論説したるは、徳川氏に對して尊び崇むるところの尊敬の念を關して居るやうに思はれるのでありませう。然れどもこの三箇條には自ら譯のあることでありませぬ。第一に元來、強大なる氏族があるやうに、興りて、甲の族が起れば乙の族が仆れ、以て天下の形勢でありませぬ。それ故に、今私が外史を著述するに當りて、其事實によりて一種の歴史の體裁を創め、以て世の變遷をあらはし出さんとしたのであります。然れども其中には必ず之を一貫するに天皇の系統と年號とを以てして、すべし道をあらはしてあります。又、君臣の間の大なる道義の關係のある所に至りては、必ず特別な書き方を用ひて書いてあります。これが天皇の本紀を置かざる譯であります。第二に、權豪のありたる豪族諸氏を將軍の間に雜へて、成功と失敗とに隨つて次第を立て、敘述してありますけれども、必ず其表目の題號即ち正記、前記、後記などの語に因りて、それで以て之を統率する將軍であるか又は將軍に從屬すべき一方の雄長たるに過ぎぬものであるかをあらはし、そして是れが事實を載せてありますから、其尊卑上下本末の名義分別はきつぱりとして分明であります。此外史を讀む人は自ら之を見

分けることが出来まじやうと思ひます。これが將軍家を列記する間に一方の雄長たりし豪族を雜へ記述したる譯であります。第三に、今代の名號の稱へ方に至りては、謹んで御代々の名號爵位で、天下一般に行はれて居りますところの稱へかたに據りましたもので、其名と實との輕いと重いと、事跡を調べて見たならば、十分に明に知り得らるゝことでありませぬ。或は日本の稱へかたは俗だなど、言つて、強ひて自分勝手に名號を作つて支那風などにして、唯今の御代を汚したり又後世の讀者の耳目をくらまし惑はしたりするやうの事は敢て致しません。それから又此書の始から終までを閱讀して、其間の得失成敗の互に相現はれて居るのを見、其の分裂して群雄割據の亂世となつたり統一併せられて泰平の天下となつたりする事が順序を追うて段々に變遷して行つた次第を明かにしたならば、今日の徳川氏の御代の未だ曾て前代に見ざるころの功業恩徳は、格別此事を言はずとも十分明かに分かるわけがありますから、わざ／＼喋々と多言して今日の御代の功業恩徳を譽めはやして、人をして、誦ふのではないか覺め過ぎるではないかと疑はしむるやうな事は敢て致しませんでした。そして私は自ら、徳川氏に對して尊崇を缺くどころか、これが尊敬の至りであると自ら存じて居ります。

凡是區區撰述之本意。不可不爲閣下一言之。野人朴直。以所謂無求之心。著書取其簡約。自便省覽。始非謀公之世也。所以引据剪裁。皆成一家私乘之體。至寫錄體貌。又一倣古史。不肯學輓近之文縟。是以拮据二十餘年。藏之篋笥。未嘗示人。今乃得閣下之寓目。以取信於天下後世。眞意外之幸也。襄雖無求於今日。而不無求於千百載。非經大賢之鑒識。不足以保其傳也。然苟得流傳。不別今與後。其損益於世道人心。尤不可不加謹。襄也病羸。不能效力父母之邦。況敢望有益於世。然生遭此極盛之運。以其庸陋之筆墨。裨補萬一焉。則不負爲大平之民也。蘇轍謂魏公。苟以爲可教而教之。則幸矣。閣下其亦有以教襄焉。冒瀆尊嚴。惶懼無已。文政十年丁亥五月廿一日。布衣賴襄謹再拜白。

【區區】……小なる貌。こま／＼と下らぬ意。【撰述】……著述。【野人】……田舎者。【朴直】……實朴率直、かざりけ無くすなほなること。【簡約】……簡要節約、つまやかでしめく、りの善きこと。【省覽】……視ること。【公】……世間にひろめる。【引据剪裁】……舊事を引き古傳に據り、これを剪り裁ち綴り合はす。【私乘】……私史。【寫録體裁】……書きしるし方の體裁なり。【輓近】……パンキンと讀む。近ごろ。【文持】……ブンシヨクと讀む。こまかき飾りを云ふ。【拮据】……キツキヨと讀む。忙はしく働くこと。詩經の幽風に我手拮据とあり、註に拮据は動作して軽きざるの貌とあり。【儼簡】……儼は竹にて作りし方器にして衣を蔽するに用ふ。簡は箱。こゝにては簡簡の二字にて本箱を云ふ。【寓目】……目をとめる、御覽になる。【信】……信用なり。【大賢之鑑識】……大賢人の鑑定識別即ちおめき。大賢とは樂翁公を指す。【保】……保證する。【流傳】……流行して世に傳はる。【病羸】……ビヤウルキと讀む。病身に弱きなり。【效】……いたす。【父母之邦】……安藝廣島を云ふ。【庸陋】……平凡庸劣にして固陋寡聞。【神補】……助け補ふ。【不負】……そむかず。【冒濫尊嚴】……位尊き威嚴を冒し濫す。【惶懼】……かしこみ恐れる。【文政】……仁孝帝の時の年號なり。

【附註】凡そ是等は私が區々としてこま／＼した著述の本來の主意でありますから、つまらぬ事ではあります。今此外史一篇を閣下に御覽に入れるに當りまして、申上げて置かねばならぬと思ひまして、こゝに一言しました次第であります。私は田舎者で、素朴率直にして、所謂何者をも欲望するところの無き心持を以て此書を著述しましたので、其簡短にして要領を得て居ることを取り柄といたしまして、私自ら閱讀するに便利なやうにせんものとの心掛けましたもので、始めから此外史を世間に公けし世にひろめやうと思ひましたものではありません。それ故に舊事を引き古書に據りこれを剪り裁ち綴り合はせて、皆一家の私史の體裁を成したのであります。その事柄を書き記します體裁に至りまして、又専ら古代の歴史に倣ひ眞似をいたしましたので、昔て近頃のくだ／＼しき文飾の多き體裁を用ふることを致しませんでした。是の故に忙はしく閑断なく勞苦勤勉すること二十餘年掛りました。然るに今、閣下の御目にとまることを得まして、それにて天下後世からの此外史に對する信用を得るやうになりましたのは、實に思ひも寄らぬ幸であります。私は今日の世間に對しては何事をも欲望するところはありませんけれども、千百年の後世に向つては欲望するところが無い譯ではありませぬ。けれども閣下の如き大賢人の御目き、を経て、其價值を定めるので無いならば、此外史が後世千百年に傳はるといふことを保證することは出来ません。併し有／＼世に流行傳播することを得るものとすれば、今日の世に流行するにしても、後世に流行するにしても、何れにしても、世間の道徳、人の精神の上に損害を來すか利益を與へるかすることに成ります。尤も諸君を加へて置かねばならぬ事でありませぬ。私は病身で羸弱にして、生れ故郷の廣島藩に事へて力を盡すことさへ出来ませぬほどのものでありますから、況んや世間に利益を與へることが出来やうなどの期望を懐いては居りませぬ。然れども生れて此極めて泰平隆盛なる時運に遭ひましたので、私の平凡固陋なる著述文章を以て萬分の一でも世間に向つて裨益することがありますならば、この太平の御代の人民として其本分に背かぬ次第であります。かの蘇轍は韓魏公に向つて言ふには、苟くも自分を教ふることの出来るものだと思ひなされて御教へ下さるゝことあらば幸でありますと申しました。閣下も亦私に御教へ下さることあらんことを願ひ上げます。尊き御身分の威嚴を犯し汚したてまつりて、かしこみ恐れて已ませぬ次第であります。文政十年丁亥の歲五月廿一日に、無位無官の書生賴義謹んで再拜して申し上げます。

上 樞密韓太尉書

蘇

轍

太尉執事。轍生好爲文。思之至深。以爲文者氣之所形。然文不可學而能。氣可養而致。孟子曰。我善養吾浩然之氣。今觀其文章。寬厚宏博。充乎天地之間。稱其氣之大小。太史公行天下。周覽四海。名山大川。與燕趙開豪俊。交游。故其文疏蕩。頗有奇氣。此二子者。豈嘗執筆學爲如此之文哉。其氣充乎其中。而溢乎其貌。動乎其言。而見乎其文。而不自知也。轍生十有九年矣。其居家所與游者。不遇其隣里鄉黨之人。所見不過數百里之間。無高山大野可登覽以自廣。百氏之書。雖無所不讀。然皆古人之陳迹。不足以激發其志氣。恐遂汨沒。故決然捨去。求天下奇聞壯觀。以知天地之廣大。過秦漢之故都。恣觀終南嵩華之高。北顧黃河之奔流。慨然想見古之豪傑。至京師。仰觀天子宮闕之壯。與隴府庫。城池苑囿之富且大也。而後知天下之巨麗。見翰林歐陽公。聽其議論之宏辯。觀其容貌之秀偉。與其門人賢士大夫。游。而後知天下之文章聚乎此也。大尉以才略冠天下。天下之所恃以無憂。四夷之所憚以不敢發。入則周公。召公。出則方叔。召虎。而轍也未之見焉。且夫人之學也。不志其大。雖多而何爲。轍之來也。於山見終南嵩華之高。於水見黃河之大且深。於人見歐陽公。而猶以爲未見太尉也。故願得觀賢人之光耀。聞一言以自壯。然後可以盡天下之大觀。而無憾矣。轍年少。未能通習吏事。嚮之來。非有取於斗升之祿。偶然得之。非其所樂。然幸得賜歸待選。使得優游數年之間。將歸益治其文。且學爲政。大尉苟以爲可教而辱教之。又幸矣。

【和譯】太尉執事、轍生れて文を爲ることを好み、之を思ふこと至つて深し。以爲へらく文は氣の形する所、然れども文は以て學んで能くす可からず、氣は以て養つて致す可し。孟子曰く、我善く吾が浩然の氣を養ふと。今其文章を觀るに、寬厚宏博にして、天地間に充ち、其氣の大小に稱ふ。太史公、天下を行き、四海の名山大川を周覽し、燕趙間の豪俊と交游す。故に其文疎蕩にして、頗る奇氣あり。此二子者、豈に昔に筆を執りて此の如きの文を爲るを學ぶのみならずや。其氣、其中に充ちて、其貌に溢れ、其言に動きて、其文に見はれ、而して自ら知らざる也。轍生れて十有九年、其の家に居りて與に游ぶ所の者は、其郷里郷黨の人に過ぎず、見る所は數百里の間に過ぎず、高山大野の登覽して以て自ら廣くす可き無く、百氏の書は讀まざる所無しと雖も、然も皆古人の陳迹にして、以て其志氣を激發するに足らず、恐らくは遂に汨沒せんことを。故に決然として捨て去りて、天下の奇聞壯觀を求め、以て天地の廣大を知り、秦漢の故都を過ぎて、恣に終南嵩華の高きを觀、北、黃河の奔流を順み、慨然として古の豪傑を想見し、京師に至り、仰ぎて天子の宮闕の壯なるを、倉庫府庫城池苑囿の富み且つ大なるを見て、而る後天下の巨麗を知る。翰林歐陽公に見え、其議論の宏辯なるを聽き、其容貌の秀偉なるを觀、其門人賢士大夫と遊びて、而る後天下の文章此に聚まるを知る。太尉は才略を以て天下に冠たり、天下の恃みて以て憂無き所、四夷の憚りて以て敢て發せざる所、入りては則ち周公、召公、出で、は則ち方叔、召虎なり。而して轍も未だ之に見えず。且つ夫人の學や、其大に志さずんば、多しと雖も而も何をか爲さん。轍の來るや、山に於ては終南嵩華の高きを見、水に於ては黃河の大にして且つ深きを見、人に於ては歐陽公を見る。而して猶は以て未だ太尉を見ずと爲す。故に願はくは賢人の光耀を觀、一言を聞きて以て自ら壯なりとするを得んことを。然る後、

以て天下の大観を盡して憾無かる可し。歳年少にして、未だ軍事に通習すること能はず。齋の来るや、斗升の祿に収らんとするあるに非ずして、偶然之を得たり、其の樂ふ所に非ず。然る幸に歸を賜ひ選を得つを得、数年の間、優游するを得しめ、遂に歸りて益々其文を治め、且つ政を爲すを學ばんとす。太尉、苟くも以て教ふ可しと爲して、之を教ふるを辱くせば、又幸なり。

外史例言

一此書本欲志將家興廢以爲闡外一典。然元弘延元之後。附屬官軍者。不可謂之非武族而略焉。元龜天正之際。割據方隅者。不可謂之非元帥而舍焉。舍焉略焉。則當時之事。有不觀其全者矣。平氏始之。北條氏終之。闕此二者。源氏之事亦爲不備。故源足利。織田。豐臣四家。與我德川氏。則卷分上下。或成數卷。而其餘者。皆單一卷。以見差別。不附其後。而挿其間者。欲使讀者覽成敗分合之次第也。

【志】……しるす。記する也。【將家】……將軍家。【闡外】……闡は音コン、門の闡(シキミ)なり。闡外とは將軍に關することを云ふ。史記の馮唐列傳に、古者士者之遺將也。跪而推轂曰、闡以內者寡人制之、闡以外者將軍制之とあるより、出でたる也。【一典】……一つの典籍。一つの書籍。【元弘延元之後附屬官軍者】……元弘、延元は、ともに後醍醐帝の時の年號。その間に於て王事の爲めに力を盡したりし楠氏、菊池氏をはじめ、官軍に従ひたる者を云ふ也。【武族】……武士たる家柄。【元龜天正之際割據方隅者】……元龜、天正は、ともに正親町帝の時の年號。足利氏の末に當りて、天下を統一する者無く、後北條、武田、上杉、毛利などの諸豪傑、此處彼處に立て籠り居りし者を云ふ。【元帥】……統率する總大將、即ち將軍。

闡 此の日本外史の書は、もと、將軍家の興つたり廢れたりした事を記述して、以て將軍家に關する一つの書物と致したいと思ふのである。けれども、元弘、延元の後、官軍に附いて居つた者をば、之を武士たる家柄で無いかちと謂つて省略して記述しないわけには行かぬ。元龜、天正の時頃に當つて、一方一隅を切り取つて其處に立て籠つて居つた者をば、之を將軍で無いかちと謂つて棄て、記述しないわけには行かぬ。是れ等を棄て省略して記述しないときは、其時代の事が、其全體の事情を見ることの出来ないことがある。平氏が之を開始し、北條氏が之を終結して居るので、此二つの者を關して書き記さないときは、源氏の手も亦、十分に具備して居ると云はれないことになる。それ故に、源氏、足利氏、織田氏、豐臣氏の四家と我が徳川氏とは、卷數を上下に分ち、或は數卷となしてあつて、それ以外の者は、いづれも皆、ただ一卷だけであつて、それで、將軍であるものと、將軍で無いものとの區別を示すことになつてあつて、これ等の將軍家で無い者をば、後の方に附録として置かないで、其間に挿んで置いた譯は、此書を讀む者をして、成功したり、失敗したり、分裂したり、合同したりする次第順序を覽せしめたいと思つたからである。

一此書。要詳各家興廢。以資覽觀。不敢立本紀。如正史。特其中。以帝王年號。幾年幾月。表明條理耳。嘗欲作年表大事記。冠之。未果也。

【賞】……賞助、たすけとする。【本紀】……帝王の事蹟を敘述したる者を云ふ。司馬遷の史記に、十二本紀を設けたるより始まる。【正史】……帝王の事蹟を記述して、之を本紀として、他の記事をば之に従屬せし者として敘述したる歴史を云ふ。【年表大事記】……年代の表をつくりて其年々の下に大事件を記入したる者。

【賞】此日本外史の書は、各家の興起したること、廢滅したること、を詳細に記述して、之を見るの便に供するを主要としたるものであるから、天皇に關係したる本紀を立て、正史の如き體裁にすることを敢て致さず、たゞ、其中に、天皇の年號何年何月と云ふことを以て、大義に關する筋道をあらはし明かにして置いてあるだけである。就いては、年表大事記を作つて、之を冠頭に置かうと、以前から思つて居るけれども、未だ實行しないで居るのである。

一署正記前後記者。以示名分不可混也。使觀者勿以獎姦雄譏之。

【正記】正記、前記、後記など、見出しを置いてあるのは、それで以て、將軍となつたものと將軍とならなかつた者との名義分限が混同することの出来ないものであることを示したのである。此書を觀る者をして姦雄どもを推獎するのであると云つて之を非議すること莫からしめん爲めである。

一中世以還。風氣東遷。歷數興廢。而後大成。於我德川氏。致今日太平極盛之治。生於今日者。不詳從前喪亂。或不自知其生之幸也。讀此書者。自首卷漸次覽閱。以至末編。自能見之。不必喋喋頌贊也。

【風氣】……趨勢氣運。【喋喋】……べちやべちと口やかましき貌。

【中世】中世より以來、我が國の趨勢氣運は、東の方に遷り、數回の興起廢滅を経過して後に、我が徳川氏の御代に於て大に成就して、今日の太平にして極めて盛んなる治平に至つたのである。今日の代に生れて居る者は、以前の衰へて亂れて居つた事を詳かに承知して居らない爲めに、今日の太平の世に生れて居ることの幸福なることを、自分で知らないで居る者も有るのである。此書を讀む者が、第一巻からだんだんに順序を追つて、讀んで行つて、最終の卷に至つたならば、自然に、この事を承知することが出来るであらう。就ては、必ずしも此御代をべちやべちと口やかましき饒舌りて賞めた、へるには及ばぬことである。

一以國朝例言之。源平爲姓。足利北條爲氏。以西土例言之。源平爲氏。足利北條爲族。要不可混也。然列而稱之。因襲既久。常藩之史。亦無所分。今亦循其例。曰某氏某氏。不復甄別。讀者詳其事跡。不患不辨之矣。

【國朝】……我が國。【西土】……支那。【因襲】……仕來り。【常藩之史】……水戸藩にて編纂せられたる大日本史。【甄別】……音ケンベツ、えちび分ける。

【國朝】我が日本の例を以て言ふときは、源平は姓であつて、足利、北條は氏である。支那の例を以て言ふときは、源平は氏であつて、足利、北條は族である。これを混同することは出来ないのである。然れども、姓と氏とを一例にして之を稱ふことは、その仕來りには、はや久しい事であつて、常陸の水戸藩にて編纂せられた大日本史に於ても、亦、姓と氏との區別は致されて居らぬ。今、亦、其例にならつて、某氏、某氏と曰つて、また姓と氏とをえちび分けて區別して居らぬのである。讀者が若し其事跡を詳に承知せられたならば、之を辨別せぬとも大した差支は無いことである。

一中興諸將。以楠氏爲主。自餘隸之。新田氏又未嘗膺上將之位。而置之。足利氏之上。雖兵部卿之親。北畠氏之貴。皆繫其中。不復拘其資望崇卑。及相統屬與否。蓋正史自有體裁。不可得云云。此以家乘。故得伸其私心。以發幽光耳。

【中興】……建武の中興。後醍醐帝の建武年間、北條氏を滅ぼして、政治の大權、一旦朝廷に復せしことあるを云ふ。【自餘】……其他の人々。【隸】……隷屬。【膺】……あたる。【上將】……征夷大將軍を云ふ。【兵部卿之親】……護良親王の如き皇室に親しき御方。護良親王は後醍醐帝の第三の皇子にして、兵部卿に任せられたことあり、故にかく云ふ。【北畠氏之貴】……北畠親房の如き身分の貴き人。親房は、五代の天皇に歴仕して、後に、三后に准せられし故に、かく云ふ。【資望崇卑】……家柄人望の高下。【統率】……統率すると從屬する。【家乘】……一家の私の歴史。【伸其私心】……わが私心と思ふ存分に伸ばす。新田氏、楠氏に對して我が常に崇拝する心と思ふ存分に伸ばす云ふ。【發幽光】……かすかなる光を發揮する。新田氏は終に大將軍たるを得ず、楠氏は當時結城、名和の諸氏と比肩する。

に過ぎざりしを、幽かなる光に喻へたるなり。
建武中興の諸將の中では、楠氏を以て主となし、其他の諸將は之に附屬して置いた。新田氏は、又、未だ征夷大將軍たる任務には當らなかつたけれども、而も、之を足利氏の前に置くことにした。兵部卿護良親王の如き皇室に親しき關係ある御方や、北畠氏の如き身分の貴い人といへども、皆、楠氏と新田氏との中に附け加へて置いて、その身分と人望との高い低いと、及び相互に統率者であるとか従屬者であるとか左様でないとかとは、拘泥して居らぬのである。大體、正史には、自然に、正史たるべき體裁があるからして、勝手に色々な書き方をすることは出来ないものであるけれども、此書は、わが一家の私史であること故に、自分の私に思つて居る考を思ふ存分に伸ばしはしまゝにして、幽かにして明かならざる光を發揮することが出来るのである。

一 近古雄長不止四族。如里見。佐竹。伊達。最上之於東。大友。島津。龍造寺。長曾我部之於西。皆是。然土地之大。事跡之繁。莫之與京。或暴致強大。亦旋興旋廢。而其事不必關係天下治亂。則不復別記。特於四氏語中互見之。

【四族】……後北條、武田、上杉、毛利。【繁】……繁多。【京】……ひとし、齊なり。【暴】……にはかに。【旋興旋廢】……また興つたりまた廢れたりする。しきりに興つたり廢れたりする。

【近古】近の昔の英雄の頭株は、後北條、武田、上杉、毛利の四族ばかりでは無くて、里見、佐竹、伊達、最上の東方に於ける、大友、島津、龍造寺、長曾我部の西方に於けるが如きは、皆、英雄の頭株である。けれども、これ等の諸氏の土地の廣大なること、事件の繁多なること、は、前の四族と等しい者はなく、又、これ等の諸氏は、或ははかに強大なるものと成つたり、亦、しきりに興つたりしきりに廢れたりして、其事件は必ずしも天下の治平と騷亂とに關係があると云ふでは無いので、そこで、また特別にこれ等を記述することを致さずして、たゞ、四氏の物語の中に、あちこち五に之をあらはし示して置くことに致した。

一 武田。上杉。以敵國合其傳。似不倫也。然不如是。莫以能盡其爭鬪之情狀。如太史公敘魏其武安之意。

【不倫】……不適合。【太史公】……前漢の司馬遷、史記の著者。【魏其武安】……魏其侯は、名は實嬰、武安侯は、名は田汾。共に前漢の孝景帝の時の人にして、互に權勢を争ひし人なり。史記に、魏其武安侯列傳あり。

【武田】武田氏と上杉氏とは、敵國でありながら、其傳を一所にしてあるのは、不適合の様である。然れども、此の如く致さぬときは、武田、上杉二氏が争鬪の様子を十分に書きあらはすことは出来ないものである。ちやうど、太史公が、史記の列傳の中に、魏其侯と武安侯とを一所にして記述せられた趣意と同じ事である。

一 近時諸儒。於非君非臣之間。別造名號。左支右吾。議論益起。雖曰崇之。其實黷之。襄則不敢焉。今之所著。斷然據左氏紀齊晉。漢書紀霍氏之例。皆用見今公行之名。以直書其實。名實之際。使讀者自見之。不復私撰稱謂。以味後世耳目。抑吾輩文字。何干天下名義。然自我亂之。亦心所懼。後之君子。必有取此言焉。

【左支右吾】……あちこちちりに差し支へる、くひちがひ、顧忌。【雖起】……蜂の巢をたゝいたやうに起る。【襄】……山陽の名。【左氏紀齊晉】……左氏が春秋傳を作るにあつて、當時の諸侯たる齊、晉の事を記するに、別段の名號を設けること無く、他の諸侯と同じ様に記したるを云ふ。【漢書紀霍氏】……班固が漢書を作るに、前漢の昭帝の時に霍光が攝政となりて、幼主を輔佐して、大勢力ありしに拘らず、これ亦、別に名號を設けると無く、他の臣下と同じ様に記述したるを云ふ。【干】……あづかる、關係する。【名義】……名分義理。【近世】近代の諸の儒者たちは、君主でも無く臣下でも無い間柄でありながら、別に名前を拵へて、あちこちちりに差し支へて、議論が蜂の如く起つて來て居るのであるが、斯くするのは之を尊崇するのであると曰ふけれども、其實は却つて之を賤し辱しめることになるのである。拙者は、此の如き事をば得致さぬのである。今の著述する所の此書に於ては、斷然として、左氏が齊や晉の事を紀し、班固が漢書に於て霍光の事を記したる先例に據つて、皆、現今世間一般に行はれて居るところの名前を用ひて、それで以て、其實際の事を正直に書き記すことにして、名と實との分際にて居るべきやうにして、また、自分勝手に呼び方を選定して後世の人の耳目をくらまし迷はすやうな事をば致さぬ。そも、吾輩の書いた文字が、どうして天下の名分義理に關係のあるといふ事があらうか、そんな事は先づ、無いことであらう。然れども、自分からして名分義理を亂すやうな事を致すのは、これ亦、我が心に懼る、所である。後世の君子達は、必ず、わが此言葉を取られることであらうと信ずる。

一 歸有光云。史記合傳。本是一滾寫。分頭別項。出於後人。此說爲是。然分其頭緒。可便省覽。此書合傳。倣史記體。而寫樣故仍俗本。如楠氏及武

田。上杉是也。

【歸有光】……明の人、字は熙甫、震川先生と云ふ、隆慶五年に卒す。【合傳】……二人乃至數人の傳記を一所に書きたるもの。【一滾寫】……一流れに書き流したるもの。滾は音コン。【頭緒】……頭は端なり、緒は絲口。明の歸有光が云ふには、史記の合傳は、もと一流れに書き下したものであつて、頭を分け項目を別けたりは、後世の人の致した事である。と云つて居るが、此説は尤至極である。けれども、その頭緒を分けておく方が、これを見るには便利である。それ故に、此書の合傳は、史記の體裁を眞似して居るけれども、書き方は態々俗本の體裁によつて、折々別行にしてあるのである。即ち、楠氏及び武田、上杉氏の記事の如きが、それである。

一此書倣史記世家。而詳略迥異。猶包三國諸臣傳於劉曹孫語中。又不殺其事跡。而務省約。故致卷册彭亨。頭緒煩數。讀者靜心熟閱。不患不了。蓋此間有宇宙未曾有之國勢。敘之當用宇宙未曾有之文體。

【世家】……史記にては、帝王の事を記したるを本紀と云ひ、諸侯若しくは之に准ずべき人の事を記したるを世家と云ひ、一個人の事を記したるを列傳と云ふ。【三國】……漢の末に分れたる蜀、魏、吳の三國。【劉】……蜀の主は劉氏。【曹】……魏の主は曹氏。【孫】……吳の主は孫氏。【殺】……音サイ、滅する、削り去る。【省約】……省略簡約。【彭亨】……膨脹と同じ、物のふくらむこと。卷册の多くなるを云ふ。【煩數】……音ハンサク、煩多なる也。【了】……はつきり分る。【宇宙】……天地間。

【此書】……史記の世家に倣つて作つたのであるが、けれども、その詳密にしたり簡略にしたりするとは、史記の世家とは餘程違つて居つて、丁度、三國の諸臣の傳記を劉備、曹操、孫權の記事の中に包み込んであるやうである。そして又、此書は、その事蹟を削り去りて省略し簡約にするを務めなかつたから、それ故に、卷数が澤山になり、記事の絲口が煩はしく多くなるに至つたのである。けれども、讀者が心を靜にしてとつくりと閱讀致されたならば、はつきりと分らないと云ふ心配は無い。大體、此間には、天地間に未だ曾て有つたとの無い國の狀勢があるのであるから、天地間に未だ曾て有つたことのない文體を以て書くべき筈である。

一源平諸臣。系譜本末。就各語中。首尾照管。略使可概見。細川。上杉等之於足利氏。亦然。至於今時列國之先。毛利。長尾等。自有別志。其餘錯出於織田。豐臣。德川。二家中。至德川氏勳舊。則具於德川語中。皆是例也。

【系譜】……系圖。別志】……別の記録。【勳舊】……勳功ある舊臣。源氏、平氏の諸の臣下たちの系圖の本末は、各家の物語の中に於て、始めと終りとを照らし合はせて見るときは、はゞ、大略を知ることが出来るやうにして置いた。細川、上杉等の足利氏に於けるも、亦、左様である。今日の時代の諸國の先祖に至つては、毛利、長尾等は、自ら別の記録があるが、其他は、織田、豐臣、德川三氏の物語の中に、あちらこちらへ離へ出して置いた。德川氏の勳功ある舊臣に至つては、德川氏の物語の中に具へ記述して置いた。いづれも皆、この例である。

一中世以後。將士有濫稱官號。代字者。有通稱小字者。今槩從刪殺。獨舉姓字。尙簡省也。其間又有以字著稱者。又有事跡中須舉字者。特表之。其他當俟異日。盡注其傍。

【濫】……安りに。【小字】……幼少なる時の名。【刪殺】……音サンサイ、けぶりそぐ。【簡省】……簡易省略。【著稱】……格別に名高く世に知られて居る。【俟異日】……後日を待つ。中世以後に至つては、將士どもの中に、安りに官職の名前を稱へて名に代へて居る者もあるし、幼少の時の名を通稱する者もあるが、今は、大概、けぶりそいで仕舞ふことにして、たゞ姓名のみを擧げることにした。これは簡易省略を趣意としたからである。其間には、又、名を以て格別世間に聞えて居る者もあり、又、事跡の中では是非とも名を擧げねばならぬ必要ある者もあるが、其時には、特別に之を表はすことにした。其他は、後日を待つて殘らず皆其傍に注記して置くべき筈である。

一各家事跡。有甲是乙非。疑出愛憎者。其無大異同者。兩存各語中。使讀者照對審察。

【照對審察】……彼れと此れとを引き合はせ比較して見てとくと吟味をする。各家の事跡の中には、甲は是とし乙は非として、一方を愛し一方を憎むの依怙偏頗の情から出でたものでは無いかと疑はる者もあるが、其の餘りに大なる相違の無い者は、兩方ながら各家の物語の中に存して置いて、讀者をして彼れと此れを引き合はせて比較して見て寫と吟味させる様に致して置いた。

一敘是傳。則稱謂言語。皆如私是人。是紀傳體耳。如史記傳項羽。不得

爲當代變其體觀此書者幸諒之

【稱謂】……なへかた。史記傳項羽……司馬遷は漢の人でありながら、その項羽の傳を書くにあたりては、項羽の味方の人なるが如き書き振りをして居るを云ふ。爲當代變其體……今の徳川氏の御代の爲めに其體裁を變へる。
【この人の傳記を敘述するときには、その稱へ方やその言語が、いづれも皆、この人に私するやうに見えるのは、これは紀傳の體裁である。それは、史記に項羽の傳を記述せられた書振の様なものである。今日の徳川氏の時代の爲めに其體裁を變へることは出来ないのである。此書を觀る人々は、どうぞ之を推諒せられよ。

一古史於當代之事不必提書闕字闕畫蓋史體爲然又臨文不諱之意也爲之者始於明清雖臣子之禮而近於繁縟佞諛今不敢從

【提書】……行を改めて書く。【闕字】……文字と文字との間をあける。【闕畫】……字畫を闕く。たとへば、統の字を統と書くが如し。【史體】……歴史の體裁。【臨文不諱】……禮記の玉藻に出でたる語にして、文章を書くに臨んでは、君父の名といへども忌み憚らざるなり。【繁縟佞諛】……繁文縟語佞阿諛。あまりに煩はしき體式、こびへつらひ。
【古史】古の歴史にては、その當時の事に就いても、必ずしも、行を改めて書いたり、一字二字をあけて書いたり、字畫を闕いたりなどは致しはしない。大體、歴史の體裁といふ者は、左様あるべき體であるし、又、文章を作るに當つて君父の名といへども忌み憚らぬと云ふ意味である。提書、闕字、闕畫などすることは、明清の時代から始まつたことである。臣たり子たる者の禮ではあるけれども、而も、餘りに煩はしき體式、媚へつらひに近いことである。今は、斯くすることを得致さぬのである。

一父母之邦稱呼異例亦私書之體耳觀者諒之

【稱謂】わが生れたる父母の邦に就いては、その稱へ方が例を異にして居る。これも亦、私の書物の體裁である。觀る人、之を推諒せられよ。

一古人云讀史記一事紀中有之傳中亦有之易於記識如通鑑一見輒沒了是紀傳之所長也如此書敘關原一役織田豊臣毛利上杉皆舉其概略而後特詳於末編不避重複其他皆類此

【記識】……記憶。【通鑑】……司馬溫公の著はせる資治通鑑。
【古人】古人が云はれたに、史記を讀むときは、一つの事件が、本紀の中にも書いてあるし、列傳の中にも亦書いてあるもので、記憶するところが容易である。通鑑の如きは、ある一事件が一度出ると、すなはち消えて無くなつて仕舞つて、再び出て來ることは無い。これが紀傳體の長所であるといはれた。此書が、關原の一つの戰爭を敘述するに、織田氏、豊臣氏、毛利氏、上杉氏のいづれにも皆、その大要を擧げて、そして後に、特別に、末の編即ち徳川氏の物語の中に於て詳細に敘述して置いてあつて、同じ事が何度かかさなることを避けなかつた。其他、皆、此れに類して居るのである。

一自幼至老所嗜在此所讀不下數百部就中常藩國史成績及東府諸家所著引證宏博考索明覈故因以爲根據力可及者盡檢其所原時補萬一之遺又有私心不敢從者不盡疏辨極知其多疏繆脫誤又照管不及交相矛盾者俟正於博雅耳

【東府】……江戸。【引證宏博】……他の書物を引用して考證することがなかく博い。【考索】……考察し穿索する。【疏辨】……簡條を一一擧げて辨明する。【疏繆脫誤】……疎漏にして間違ひ、脱けたり誤まつたりする。【照管】……てらし合はせ。【矛盾】……音ムシユン。彼れと此れとくひちがふと。韓非子に云ふ、楚人其盾(タテ)の堅きを以て譽めて曰く、物能く陷るゝなき也と。又その矛(ホコ)の利なるを譽めて曰く、物として陷れざるはなしと。或る人曰く、子の矛を以て子の盾を陷れば如何と。その人應ふる能はず。これ矛盾の説なりと。【博雅】……博識に同じ、博く物事を知る。
【自幼至老】われ、幼年のときから年老ゆるに至るまで、好むところはこの歴史であつたので、其間に讀んだところの歴史の書類は、數百部に及んで居るが、其中でも、水戸藩の國史成績と、及び江戸の諸氏の著はされた者とは、他の書物を引いて考證することが大に博く、考察し穿索することが明かであるので、それ故に、これ等を以て根據の書と致したが、わが力にて及ぶことの出來るだけは、殘らず其本原を調へ出して、時に萬一の遺漏あるところを補つたところもあるし、又、自分の心に於て從ひ兼ねる者もありはするが、それ等をば、一箇條を擧げて辨明して置かない。兎に角、此書の中には、疎漏にして間違つたり脱けたり誤つたりして居ることだの、照らし合はせが十分で無くして前後相互に啖ひ違つて居ることだの、澤山に有ることをば、十分に善く承知いたして居ることである。これ等は、博く物事を知つて居られる御方から之を正されんことを待つて居るのである。

一凡事跡領其大意而馳騁顛倒期於明瞭故不能一一注其所出

【領大意】……大體の意味を呑み込む。【馳騁】……音チテイ。馬に乗つて縱横に駆けまはるが如く、文章の上にて前後に廻轉して書き立てること。

凡そ、此書に記述して居る事跡は、その大體の意味を存み込むことにして、そして、文章に於て、あちちこちと極まはり、前と後と顛倒したりして、つまり、事跡の明瞭ならんことを目的としたものである故に、一々其所を書きしるして置くことは出来ないのである。

一 凡敘事。雖已入前人雅文者。其可變者變之。以成一家言。然事詞允當。不可易者。不得不依舊。非敢勦襲也。大抵主明白質實。直寫情勢。不敢文飾。

【事詞】……事實と文辭。允當……よく適當して居る。音インタウ。【勦襲】……音セウシウ。ぬすみ取る。凡そ、事實を敘述するには、既に以前の人々の雅文の中に入つた者といへども、その變へる可き者は之を變へて、自分の一家言を成したのである。然れども、その事實と文辭とが、善く適當して居つて、變へることの出来ない者は、もとの通りにして置かねばならぬので、敢て人のものを盗み取つたといふ譯では無いのである。大概、明白にして飾り氣なく、ありのままに、其有様を寫し出すことを主要なる事として、敢てあやとり飾り立てることをば致さぬのである。

一 序論論贊。皆言其不可已者。自敘編述之意。或取與敘事相發。不敢甚高論。卽有與前人雷同者。亦存而置之。不必標新領異。

子成氏識

【序論】……はしがきの論文。平氏記の初め、源氏記の初めなどにある論文を云ふ。【論贊】……是非正邪を論評する。【相發】……相互に發明する。【高論】……高大なる議論。【雷同】……雷が聲を發するときは、物皆其響に應ずるが如く、人の説を聞き、善惡の差別なく之に附和するを云ふ。【標新領異】……新しい事を表はし、人と異なつた説をしるす。【子成】……山陽の字。序論や論贊には、いづれも皆、其の言はないで居ることの出来ない事を言つて、自ら、この書物を編述した趣意を敘述し、或は、敘事と相互に發明するところあるやうに致したもので、甚しく高大なる議論をば敢て致さぬのである。若し其中に前の人の説と雷同して居る者があつても、それ亦、そのまゝに殘して置いて、必ずしも新しい事をあらはし出したり人と異なつた事を記述したりは致さぬのである。

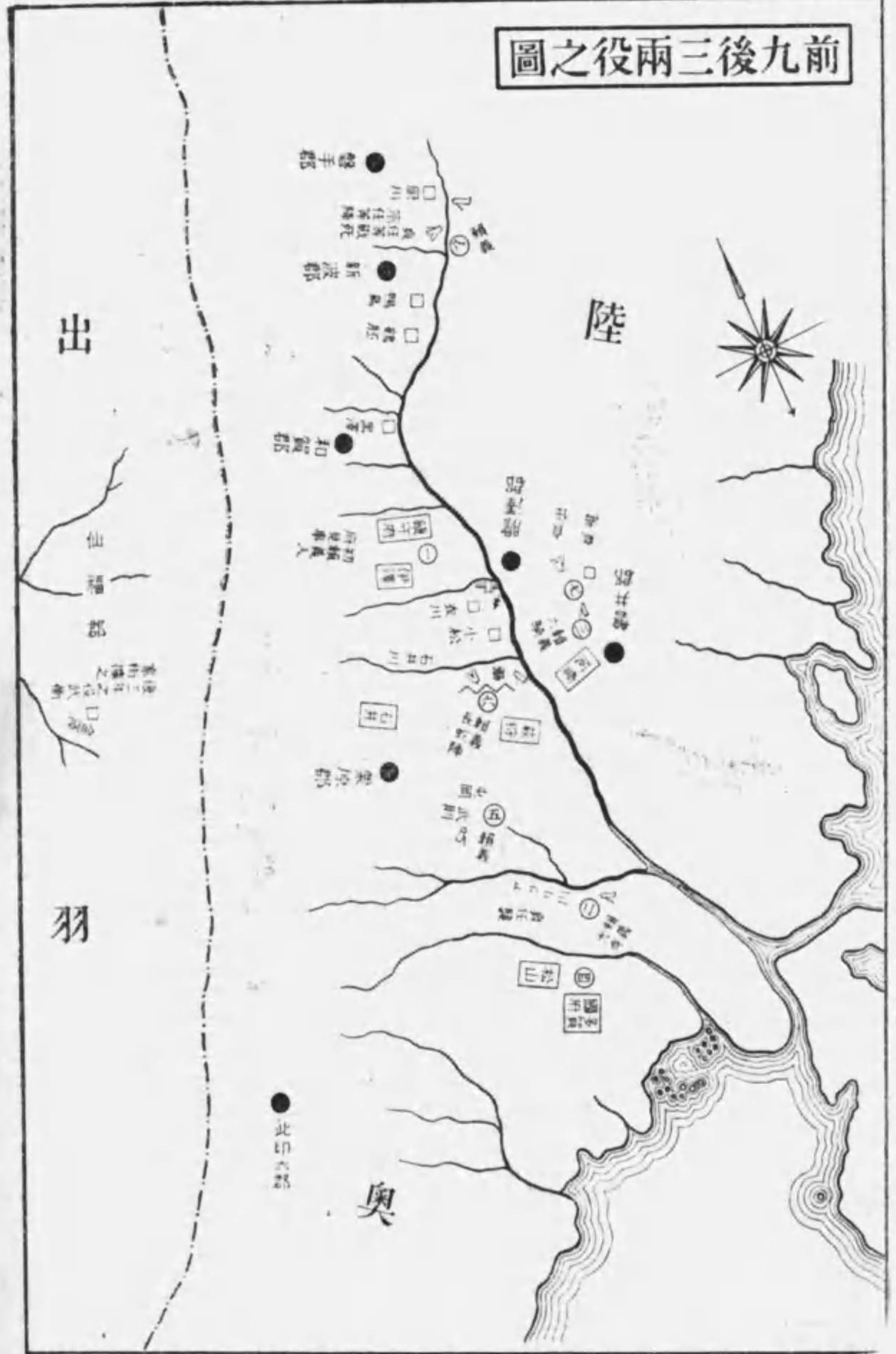
日本外史

引用書目

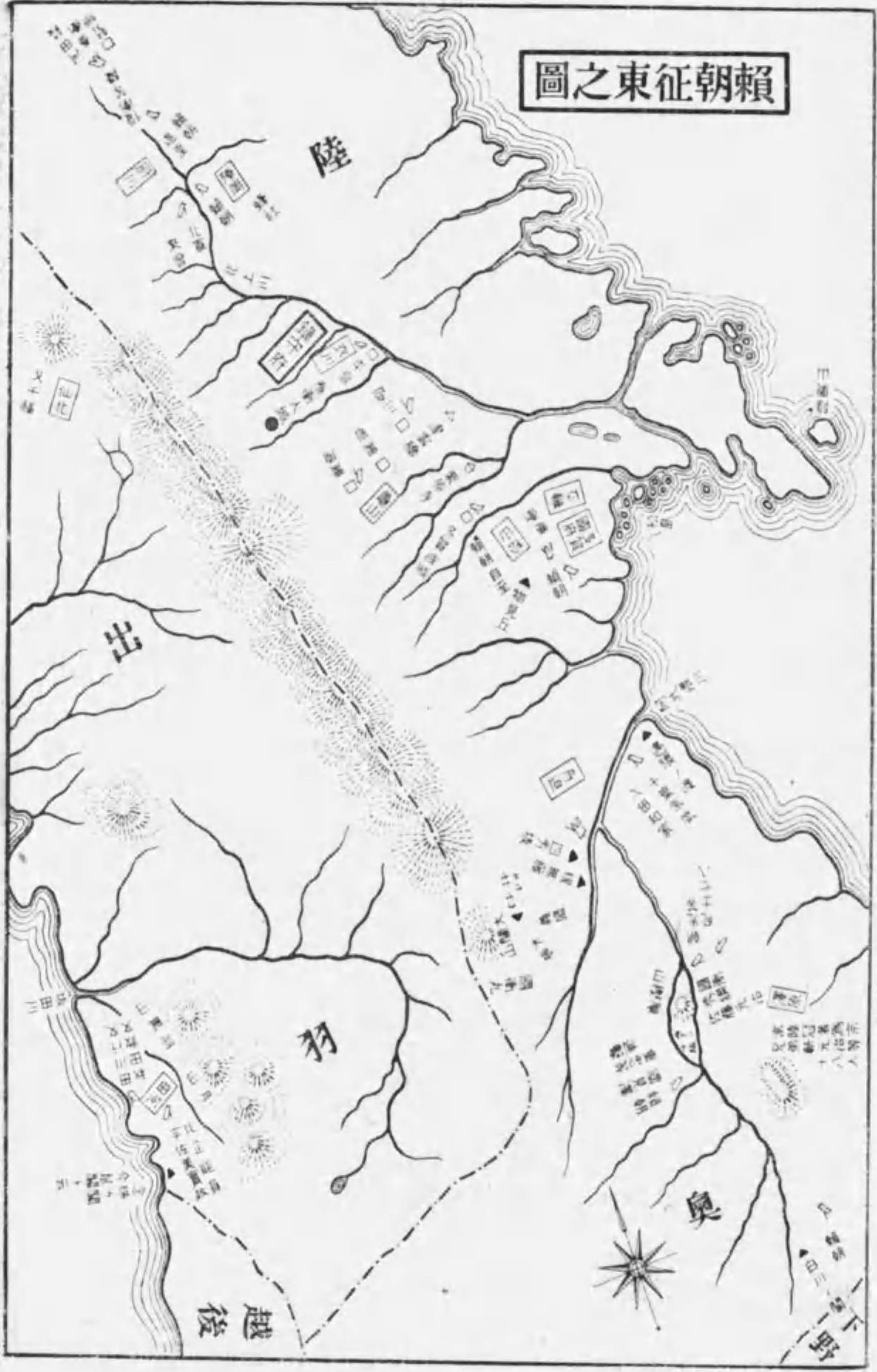
神皇正統記	今昔物語	重編應仁記	文明一統記	天正記	豐盛
陸奥話記	奥羽軍記	鎌倉大草紙	細川勝元記	小松記	宮樞記
將門記	純友追討記	細川政元記	三好成立記	淺井軍記	朝倉軍記
後三年合戦草紙	保元平治物語	三好別記	松永記	江北記	江濃記
平家物語	長門本平家物語	十河物語	穴太記	蒲生氏郷記	惟任退治記
源平盛衰記	東鑑	北條五代記	赤松記	柴田退治記	余吾莊合戦覺書
承久記	太平記	河越記	房總治亂記	紀州發向記	島津家記
異本太平記	參考太平記	豆相記	相州兵亂記	朝鮮軍記并圖	朝鮮征伐記
太平記綱目	櫻雲記	國府臺後記	北條早雲簡條書	清正記	朝鮮物語
伯耆卷	菊池軍記	里見軍記	蘆名記	黒田長政記	前田軍記
關城書	保曆間記	伊達成實記	最上記	將士美談	武邊物語
梅松論	花營三代記	山形記	東國太平記	武家閑談	武者物語
足利治亂記	室町殿日記	甲亂記	北越軍記	武將感狀記	武家盛衰記
明德記	應永記	武田三代記	河島合戦記并圖	武家盛衰記	老人雜話
富士御覽記	北山行幸記	謙信軍記	上杉輝虎注進狀	故老物語	大河内秀綱物語
椿葉記	永享行幸記	北國太平記	陰徳太平記	三河記	三河物語
長祿寛正記	嘉吉記	江就記	毛利家記	松平譜	徳川記
結城戰場物語	應仁記	筑紫軍記	別所長治記	創業記	藤澤寺縁記
應仁略記	應仁別記	長曾我部元親記	九州治亂記	松榮記事	家忠日記
		信長記	織田眞記	増補追加家忠日記	關原記
		立入宗繼記	太閤記	關原軍記并圖	關原記大全
				關原外記	石田記

石野餘史	駿府政事錄	職原抄	皇胤紹運錄	國史實錄	烈祖成錄
東照宮御遺訓	御遺訓附錄	尊卑分派	公卿補任	藩翰譜	王代一覽
御遺誡	慶長日記	武家敘任	大系圖	鎌倉將軍譜	京都將軍譜
慶長一統記	慶長日記	武家大系圖	足利系圖	織田信長譜	豐臣秀吉譜
元和記	四職紀聞	細川系圖	德川系圖	東照宮年譜	年譜附尼
三形原合戰記并圖	小牧合戰圖	上杉系圖	貞永式目	武德大成記	武德安民記
大阪記	大阪軍記并圖	建武式目	知譜拙記	武德編年集成	東遷基業
難波戰記四種	冬夏日記	主圖合結	武鑑五種	東遷成基	大業廣記
秀賴記	大阪首帳	水鏡	扶桑略記	元史	明史
若江合戰記	大阪冬夏陣覺書	世繼物語	榮華物語	明史紀事本末	懲忠錄
櫻井合戰記并圖	淺野家記	續世繼物語	增鏡	皇明通記	皇朝實錄
淺野家臣記	小幡景憲事記	宇治拾遺	玉海	兩朝平壤錄	中山傳信錄
酒井家記	木佐錄	百鍊鈔	愚管抄	異稱日本傳	木下長嘯集
落穂集	玉露叢	古事談	續古事談	和漢合運	讀史餘論
玉滴隱見	岩瀨夜話	著聞集	十訓鈔	羅山集	保建大記
武野燭談	柳營秘鑑	徒然草	愚昧記	五事略	中興鑑言
諸家大務錄	諸家深務錄	後愚昧記	康富記	本朝通紀	南留別志
君臣言行錄	續日本後記	親元記	祇園執行日記	制度通	駿臺雜話
續日本記	三代實錄	東寺執行日記	吉野拾遺	馳臺雜話	逸史
文德實錄	類聚三代格	義貞記	菊池武朝申狀	稱謂私言	稱謂私言
合義解	姓氏錄	吉野事書案	新葉集		
延喜式		宗真親王集			
三善清行意見封事		大日本史	大日本史贊		

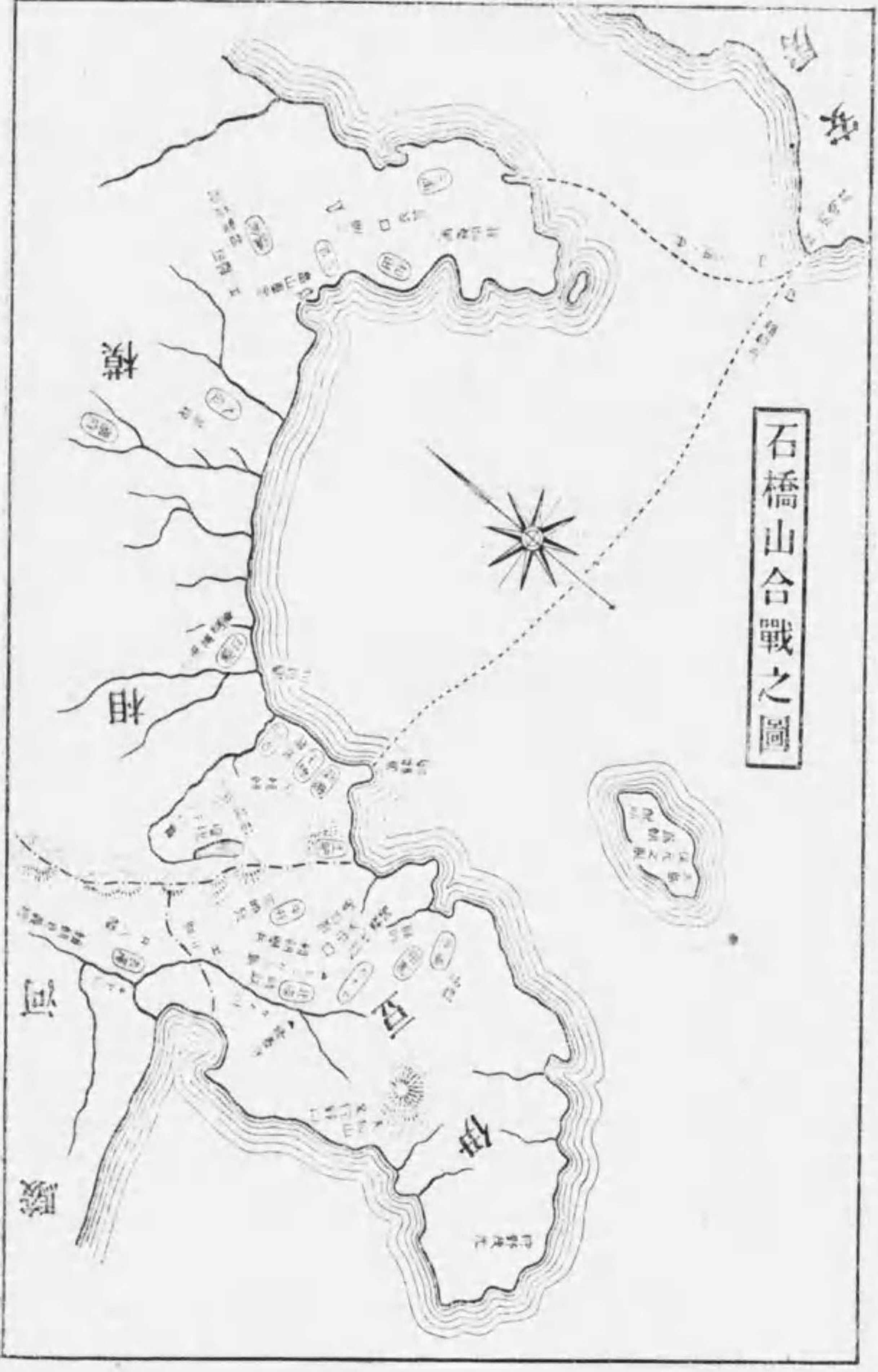
前九後三兩役之圖



賴朝征東之圖



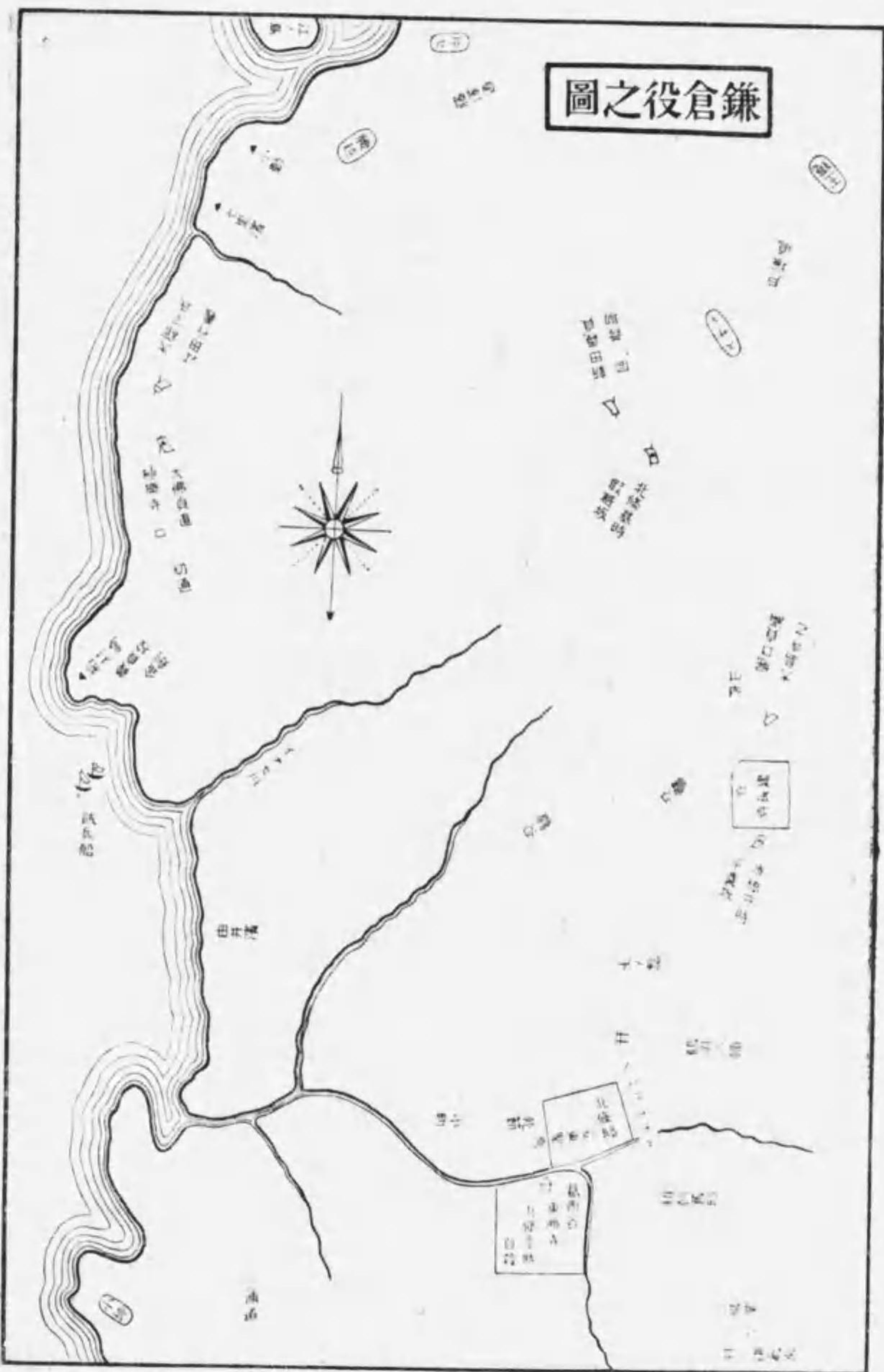
石橋山合戰之圖



上野 下野 一ノ谷 東山

一ノ谷 東山

鎌倉役之圖



二卷四

日本外史講義卷之一

賴襄子成原著 興文社編輯所講義

源氏前記

平氏

外史氏曰。吾讀舊志。見鳥羽帝時。數下制符。禁諸州武士屬源平二氏。曰。大權之歸將門也。其在於此時歟。及讀三善清行封事。陳宿衛豪橫之患。乃知制度之弊。其來久矣。非亶始於此也。

【外史氏】……日本外史の作者賴山陽自ら言ふなり。もと外史とは正史に對する語にして、正史は朝廷の史官の作る所、外史は一家の私史なり。之を書名とせるは後漢の黃叔度より始まり。氏は姓氏の氏に非ずして家と云ふ意なり。故に外史氏と云ふは外史家と言ふと同じきなり。【舊志】……古き記録なり。此處にては神皇正統記を指す。神皇正統記は後村上帝の時源朝房の著はされたる書なり。【鳥羽帝】……堀河帝の皇子人皇七十四世。【制符】……天子の命令を制と云ふ。符は詔書なり。天子より出づるを制符と云ひ、朝廷より出づるを官符と云ふ。【屬】……從屬なり。【大權】……兵食の權なり。天下政治の權なり。【將門】……武將の家なり。【此時】……鳥羽帝の時を云ふ。【三善清行】……醍醐帝の時の人官大學頭兼式部大輔たり。清行は古來多く「キヨツラ」と訓じたれども、唐名を居逸と記したるを云へば「キヨヤス」か又は「キヨユキ」なるべし。今姑く「キヨヤス」に從ふ。【封事】……他見を憚るが故に密封したる意見上奏の書なり。清行、延喜十四年に醍醐帝に一篇の意見書を密封上書せり。其十一に曰く、請ふ僧徒の濫惡及び宿衛の強暴を禁せん云々と。其意見封事の詳細は大日本史の本傳に在り。こゝに「三善清行が封事に宿衛豪橫の患を陳ず」とあるは、即ち此を指すなり。【陳】……述ぶるなり。論ずるなり。【宿衛】……宮城を宿直護衛する兵士。諸國の武士上京して交代するものなり。【豪橫】……勢力強くして横暴なるを云ふ。【患】……氣遣ひ患ふべき事、心配すべきことなり。【制度】……法制裁度なり。【弊】……敗る、なり。弊害なり。制度の弊とは制度の頹廢したるより起れる弊害なり。【亶】は「唯だ」と同じ。

吾曾て古き記録の類を讀んで、鳥羽帝の時に、度々詔書を下して、諸國の武士共が徒黨を組んで源氏平氏の二氏に從屬することを禁ぜられたるを見て、天下政治の大權が朝廷の手を離れて武家に歸するに至りたるは、其れ鳥羽帝の時頃の事であつたかと思ふ。其後三善清行が醍醐帝に上奏したる意見封事十二條の第十一條の中に、諸國より交代し上京して朝廷を宿直衛護する武士等が勢力強盛にして横暴驕恣なるを大に患ふべき事として陳述したるを讀みて、そこで、制度の類廢したる弊害の起りたるは、誠に久しき以前の事であつて、但此鳥羽帝の時頃に始まりたるものに非ず、夫れより二百年も以前に醍醐帝の時頃にも既に已に制度が類廢して居りたるものであつた事を知つた。

蓋我朝之初建國也。政體簡易。文武一途。舉海內皆兵。而天子爲之元帥。大臣大連爲之褊裨。未嘗別置將帥也。豈復有所謂武門武士者哉。故天下無事則已。有事則天子必親征伐之勞。否則皇子皇后代之。不敢委之臣下也。是以大權在上。能制服海內。施及三韓。肅慎無不來王也。

【蓋】……大略をすべく、りて推量して言ふ詞。【我朝】……朝とは元來臣下の君に見ゆるを云ひたるものにして、それより天子の政事を聽きたまふ所を朝廷と云ひ、又轉じて天朝の事を朝と云ふに至り。我が朝とは我が天朝と云ふ義。【政體簡易】……政治の組み立て方が簡單平易、大まかにして極めて手輕きこと。下に記するが如きこと即ち是れなり。【文武一途】……文官と武官との區別なく、文官が即ち武官、武官が即ち文官なるを云ふ。【海內】……領土のあらん限り、天下と云ふと同じ。【元帥】……中軍の將、即ち總大將なり。【大臣】……オホオミと讀む。成務帝の時に武内宿禰を以て此官に任せしを初とす。萬機の政事に與かる執政の稱。【大連】……オホムラジと讀む。仲哀帝の時に大伴武以を以て此官に任せしを初とす。大臣と同じく萬機の政事に與かる執政の稱。【褊裨】……ヘンビと讀む。字彙に、褊は衣の小なるもの也、裨は補ふ也、助くる也とあり。褊裨とは副將軍を云ふ。【親征伐之勞】……御自分で征伐に御出掛なされる。景行天皇、仲哀天皇などが熊襲を征伐なされし如きを云ふ。【否則】……シカラザレバスナハナと讀む。然らざるときはの義。【皇子皇后代之】……日本武尊が東夷及び熊襲を征伐したまひ、神功皇后が新羅を征したまひし如きを云ふ。【委】……ユダメと讀む。委託する也、任ずる也。【制服】……制御し服從せしむ、おさへつけて従はする也。【施】……ヒイテと讀む。施をひく如く延びるを云ふ。【三韓】……今の朝鮮のこと。はじめ朝鮮半島の南部は馬韓、辰韓、新羅の三つに分れたりしが後に新羅、高麗、百濟となりしよりかく云ふ。【渤海】……今の朝鮮の事。はじめ朝鮮半島の南部は馬人種にして、後、遼の爲めに滅ぼされたり。【來王】……來朝と同じ、來り貢きて我が朝廷を王として尊ぶを云ふ。【全體】我が天朝が、初めて此國の基を建てなされた時には、政治の組み立て方が、簡單平易で、大まかにして極めて手輕く、文官武官の區別も無く、文官が即ち武官、武官が即ち文官と云ふ有様で、天下の中の人民を擧げて悉く皆兵士であつて、而して天子様が之れが總大將であらせられ、大臣大連の執政の官職に在るものが副將軍であつて、未だこれまで別段に將帥などいふものは置かれて無かつた。此時分には

どうして、後世に謂ふ所の武門だの武士だのと云ふものがあつたであらうか。さう云ふものは全く無かつたのである。故に天下に何事も無く泰平であれば其れまであるが、若し何事かあつたときには、天子様が必ず御自分で御征伐の御苦勞を御取りなされる。若し然らざるときは、皇子か皇后か天子に御代りになつて御征伐に御出掛なされるので、征討の任を臣下の者に御委任になるなど、云ふことはなされなかつた。それ故に政治の大權は常に上天子にありて、天下中を制御服從して、其勢力が延いて三韓や肅慎に至るまでも、我が朝廷の威に服し來りて貢物を奉らぬは無かつたのである。

及至中世。摹倣唐制。官分文武。乃特置將帥。六衛之將。將天子親兵。而兵部居八省之一。建左右馬寮。以蓄貢馬。而邊要之國。諸郡皆有軍團。三分一國之丁。而取其一。五人爲伍。伍二爲火。火五爲隊。隊二爲旅。旅十爲團。各有首領。一火六馬。便騎射者。特爲騎隊。皆任守令。簡點衛京戍邊。按簿差遣。每舉征伐。令沿道諸國須契敕勘合。凡征行萬人。乃有將軍。有副將軍。有軍監。有軍曹。有錄事。每總三軍。大將軍一人。大將出征。必授節刀。臨軍對敵。首領不從約束者。皆聽專決。還日具狀以聞。建勳位十二等。論功酬賞。而罷其兵。凡其器仗。藏于兵庫。出納以時。皆管之於兵部。中朝制兵。大略如此。雖不及上世之旨。其防亂慮禍。可謂密矣。是故有事。則下尺一之符。數十萬兵馬立具。而平時散歸卒伍。爲之將帥者。或自文吏出。臨兵陣。畢事而歸。脫介冑而襲衣冠。未嘗有所謂武門。武

士者也

【中世】……孝徳帝の大化の革新の時より文武帝の律令制定の時頃迄を云ふ。【華唐唐制】……事倣はばハウ又はモハウと讀む、若は漢音なり、モは吳音なり。華は手本とするなり、倣はならふなり。支那の唐代の制度を手本とし真似するなり。【官分文武】……文官と武官との區別をするなり。【六衛】……左近衛、右近衛、左衛門、右衛門、左兵衛、右兵衛の六なり。もと五衛なりしが、後に八府となし、弘仁年中に六衛府となりしなり。【親兵】……旗も。【兵部】……ヒヤウブと讀む。軍事を掌る役所なり。今の陸軍省に當る。【八省】……中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内なり。省といひ官省なり。【左右馬寮】……馬寮は兵部省に屬して、天子の御馬と諸國の貢馬を飼ひ置くなど、馬に關する一切の事を掌る役所なり。左馬寮(サメレウ)右馬寮(ウメレウ)の二に分つ。【邊要之國】……陸奥、出羽、佐渡、壹岐、對馬等の如き邊境に在る要害の國々。【軍團】……團は團結の義、今の師團と云ふが如し。一團は兵員千人を云ふ。こゝには諸郡皆有といへども、實際は然りしに非ず、大體について斯く云ひしなり。【三分一團之丁而取其一】……丁とは二十歳以上六十歳以下のものを云ふ。一團の人民の丁年に當るもの三千人あるときは此れを三分して其一即ち一千人を取りて兵と爲すを云ふ。【首領】……之を統率する者なり。五火毎に隊長一人、百人ひとに旅帥一人、三百人毎に校尉一人あり、千人以上を大軍團となし、大段一人小段二人あり、六百人以上を中軍團となし、大段一人小段一人あり、五百人以下を小軍團となし、小段一人ありて之を統率すること、是れ平時の編制なり。【一火六馬】……一火即ち十人一組に六匹の馬を蓄うて兵器糧食等の運搬に供す。【便騎射者】……増額に便は習ふ也とあり。馬上にて弓を射るに馴れたる者。【騎隊】……騎兵隊。【守令】……國司郡司を云ふ。【簡點】……簡は選り、點は檢査なり。簡點とは選り出して一々檢査するなり。丁年以上の人を選り出して此中より守令が甲は騎射に便なるもの乙は便ならざるものと檢査するなり。【衛京】……京師を護衛するなり、即ち衛士(エシ)なり、衛士の任期は一年なり。【成邊】……成はマモルなり。邊要の土地を衛戍するなり。即ち防人(サキモリ)なり。防人の任期は三年なり。令に曰く、兵士の京師に向ふものを衛士と名づけ、邊を守るものを防人と爲す。【按簿差遣】……按は按檢なり、しらべるなり。簿は兵士の姓名簿にして、歴名簿と云ふ。二通あり、一は國司に在り、一は兵部に在り。差遣は、さしつかはずなり。按簿差遣とは歴名簿即ち兵士の姓名簿を取り調べて兵士を繰り出すなり。【令沿道諸國須契勅勘合】……沿道とは征行の通り筋なり。須は待つなり。契は割符なり。勘合は引合せはせしめるなり。關所のある國は契即ち割符を用ひ、關所の無き國は救書のみを勘合し調べ合はせて兵を徵集するなり。是れは前以て朝廷より契を渡し置き、其契と引き合はせて相違なきや否やを調べ、相違なきときは軍團の兵を差遣するなり。【征行萬人】……一萬人以上を大軍となし、是れには將軍一人、副將軍三人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人あり。【軍監】……軍目付。【軍曹】……大主典。一組の頭領なり。【錄事】……小主典。記録を掌るなり。【三軍】……令に曰く、一萬人以上を一軍となし、五千人以上を一軍となし、三千人以上を一軍となす。之を合はせたるを三軍と曰ふ。【節刀】……大將出征の際軍中の賞罰の權を授くる證據として賜はる刀。節はと牛の尾にて造りたるものにて使者に賜はりたるものなりしが、武將には之に代ふるに劍を賜はりたるなり。【約束】……軍令なり。【聽】……ゆるす。【專決】……天子に奏上せずして勝手に生殺を決斷すること。【具狀】……其次第を書き立てる。【以聞】……奏上する。【勳位十二等】……軍功ある者に賜はる等級にして、一等より六等までを勳任とし、以下を奏任とし、一等は文官の正三位下從三位上に相當し、第十二等は從八位に相當する。【大寶令の制なり】。【論功】……其功勞手柄を評定する。【酬賞】……其功に酬ひ賞を與ふるなり。【器仗】……器は甲冑旌旗帷幕等の類、仗は刀劍矛戟等の類。【兵庫】……武庫なり。兵器を藏むる庫なり。京師にもあり又諸國にも在り。【出納以時】……出納はスキタウと讀む、出し入

れすることなり。出の字は出だすと訓ずるときは音はスキなり、例へば出師はスキシと讀むなり。出納以時とは適當なる時期を定めて出し入れすることなり。即ち一年に一度土用干を爲し、三年に一度修繕をするなどを云ふ。【管】……管轄なり。支配するなり。【中朝】……中世の朝廷。【制兵】……兵の制度を定むるなり。【旨】……趣意。【防亂慮禍】……叛亂の起るを防ぎ國家の禍害騒動に前以て用意しておくこと。【密】……綿密なり、細かに善く行き届くなり。用意周到にして疎漏なからざるを云ふ。【尺一之符】……漢の制に、詔を寫すに長さ一尺一寸の版を用ふ、故に天子の詔を尺一と云ふ。此處にては其語を假して云ひたるものにして、我が朝に此制度ありしに非ず。【立具】……たちどころに備はるなり。忽ちに整ひそろふなり。【卒伍】……在家の兵士、譬へば今の在郷軍人の如し。【自文吏出臨兵陣】……文吏とは文官なり。文吏より出で、大將となりて戰爭に出づるなり。元明帝の時に左大將巨勢朝臣麻呂を鎮東將軍となし、民部大輔佐伯宿禰石湯を征西後援將軍となし、光仁帝の時に中納言藤原維繩を征東大使となせしが如き是れなり。【軍事】……戰爭が濟む。【介冑】……よろひ、かぶと。武官の服なり。【賜衣冠】……賜はかさねるなり。衣冠を服するなり。衣冠は文官の服なり。

【中世の頃即ち孝徳天智帝より以後になると、支那の唐代の制度に真似て、朝廷の官職に文官と武官との區別がはつきりと出來て、そこで特別に將帥を置かれた。六衛即ち左右近衛、左右兵衛、左右衛門の將官は、天子に直屬したる親兵に將となり之を率ひ、そして又兵部省といふものが八省の中の一つになりて居り、左馬寮、右馬寮といふものを設けて、諸國より貢獻したる馬を飼ひ養ひ、而して邊境に在る要害の國々には、諸郡に皆軍團といふ兵營があつた。大體の軍制は先づ一團の丁年者即ち二十歳以上六十歳以下の者を三分して其一を徵集して兵に充て、五人を一組として之を伍といひ、伍二つ即ち十人を火といひ、火五つ即ち五十人を隊といひ、隊二つ即ち百人を旅といひ、旅十即ち千人を團といひ、伍、火、隊、旅、團には各々其首領がありて之を統率して居る。火一つ即ち十人に馬が六頭附屬してゐて輜重運搬の用を爲すことに成つて居る。大體は歩兵なれども、馬に乗りて弓を射ることに熟練して居るものは、特別に之を騎兵隊となした。此等の者は皆國司郡司などの地方官に命じて簡選檢閱をなさしめ、平時に在りて或は京都を護衛し或は邊境を衛戍する爲めに、兵士の姓名簿を取調べて其れを差遣はすことになりて居る。又事有りて征討を舉行するときは、其度ごとに、其目的地に據する途中の國々をして、割符又は勅書を用意し、之を調べ合はさしめて、隨時に入用だけの兵士を徵集して戰地に向はしめることに成つて居る。大體、征伐に出づる兵士の數が一萬人あるときは、そこで將軍が有り、副將軍が有り、軍監が有り、軍曹が有り、錄事が有り、三軍を總轄するに、大將軍が一人あることになつて居る。大將が出征するときは、必ず證標として節刀を授けられ、軍に臨み敵に對する時に至りて、組頭が軍令に従はざる者があるときは、皆專斷で之を處決することを許され、出征から還りたる時即ち凱旋の日に、その委細の有様を申上げることに成つて居る。又勳位十二等を設けて、將士の功勞手柄を評議して、之を授けて其功勞に報いて、そして兵士を解散して罷め歸らしめるのである。すべて、甲冑刀劍矛戟等の兵器の類は、京師及び諸國に在る兵庫に藏めてあつて、時期を定めて出し入れすることとなつて居る。上代の時の極めて簡易なる趣旨には及ばないけれども、その叛亂を豫防し禍難を前以て慮りて之に用意することは、綿密にして行き届いて用ゝ周到なりと謂ふ可きである。それ故に、一朝何事か起つたときには、一枚の勅書を御下しになれば、數十萬ともいふべき兵馬が忽ち整ひ、ふのである。而して何事も無き泰平の時には、解散して民間に歸つて在郷軍人となつて居る。又之が將帥たる者も、或は文官の中より出で、戰陣に臨みて戰爭を爲し、戰爭が終りたるときは歸りて、武官の服なる鎧兜等を脱ぎ捨て、本職の文官の禮服を冠をかかさね着て、復た本の文官となつた者なるとも有る。此の如き状態で、中世の時代には未だ武門とか武士とか云ふ者は無かつたのである。

及藤原氏以外戚。世執政權。卿相之位。非其族人。不擬。官論品流。因習成俗。庶僚百揆。概世其職。而將帥之任。每委源平一家。於是乎。始有武門之稱焉。

【外戚】……母方、妻方の身うち。【卿相】……卿は大納言、中納言及び三位以上を細と云ふ。參議は三位に至らずとも細と云ふ。相は宰相なり。關白太政大臣などを云ふ。【族人】……一族の者、親類なり。【不振】……あてがはぬ、其官位に就かせぬを云ふ。【品流】……家がら、系圖。【因習】……しきたり。【成俗】……慣例と爲ること。【庶僚百揆】……庶は諸に同じ、庶僚は諸の役人なり。百揆は百官なり。百揆はもと書經經典の字にして百事を揆る重き官の義なりしが、晋より以後は百官と同じ意味に用ひらるゝ語となりたり。【概】……おほむね、大抵。【每】……つねに、毎度。

光仁。桓武之朝。疆場多事。寶龜中。廷議汰冗兵。殷富百姓。才堪弓馬者。專習武藝。以應徵發。其羸弱者。皆就農業。而兵農全分。至貞觀。延喜之後。百度弛廢。上下隔絕。奥羽關東之豪民。以軍功。至六衛舍人者。或坐制鄉曲。不勤宿衛。而守令莫之能制。清行所謂非六軍。羆虎。而爲諸國豺狼者。所在皆是。平居藏甲蓄馬。儼然自稱武士。於是乎。始有武士之稱焉。

【疆場多事】……疆場はキヤウエキと讀む。疆は界、場は邊境なり。疆場多事とは、國のはて即ち邊境に於て騷動多かりしを云ふ。光仁帝の寶龜年中、紀古佐美に命じて陸奥蝦夷を討たしめ、桓武帝延暦年中、坂上田村麻呂に命じて陸奥の賊を平げしめし事などを云ふ。【寶龜】……光仁帝の時の年號。【廷議】……朝廷の評議。汰冗兵……汰は淘汰なり、えりわけ捨つる也。冗兵はジャウヘイと讀む、無用の兵なり。汰冗兵とは不用の兵をより分けて捨つるなり。寶龜十一年、諸國の冗兵を量除し農耕に就かしむと史に云ふ。【殷富】……ゆたかに富む。【才】

……才能、伎藝。【弓馬】……弓を射馬に乗ること。【徵發】……徵は召すなり。徵發は召し出し。【羸弱】……體質の弱きこと。【兵農全分】……兵士になる者と農業に従事する者とが全く分れ、一は兵役に従事して租税を免れ、一は農務に従事し租税を納めて兵役を免るゝに至りしを云ふ。【貞觀】……チャウグワンと讀む、清和帝の時の年號。【延喜】……エンギと讀む、醍醐帝の時の年號。【百度弛廢】……諸の法度が弛（ユル）み廢（スタ）れる。弛は音シ。【上下隔絕】……上の人誇りて下を賤し、上と下との間がへだたり離れる。【豪民】……富みて強き百姓。【舍人】とねり。大舍人寮に附屬したる者にして宮中に在りて雜役に服事する者、その人員八百人あり。【鄉曲】……村里。古昔支那にて一萬二千五百家を一郷とし、又は三千家を一郷と云へり。郷は大村なり。曲は里の義。【六軍】……周の制度に天子は六軍とあり。此處では之を假りて天子の親兵を云ふなり。【羆虎】……チユコと讀む。羆は虎に似て五本の指ある猛獸なり。羆虎は武勇なる兵士に譬ふるなり。【豺狼】……山犬と狼。暴猛にして人民を傷害するに譬ふるなり。【所在皆此】……何處も彼處も皆此の通りなりとの義。【平居】……平生と同じ。【儼然】……屹と、いかめしき貌。

光仁帝、桓武帝の御代に當りては、邊境なる陸奥出羽方面に於て、騷動が多かつたので、光仁帝の寶龜年中には、兵を強くするが爲めに、朝廷の評議で、不用なる兵士を淘汰して取り除いて仕舞ひ、強くして有用なる兵士のみを残して置かれた。そこで、豊かに富みたる百姓の中で、其材能が弓を射たり馬に乗つたりすることの出来る者には、專一に武藝を習はせて、兵士としての召し出しに應ぜしめ、又其體質が弱くして兵士たるに堪へぬやうな者は、皆歸りて農業に従事するやうにせられた。かくて、兵と農とは全く區別が出来て仕舞つた。其後清和帝の貞觀、醍醐帝の延喜年間の後に至りては、諸々の法度が皆弛みすたれて仕舞ひ、上と下との間が隔たり離れて仕舞ひ、奥羽や關東あたりに居る豪強なる人民の、配て軍功ありて、六衛府の雜役に従事する舍人などになつたことのある様な者は、或は其國に歸りて後、坐ながら其近傍の村里を占有し支配して、京師に上りて宮城の宿直護衛を勤めることをもなす。そして國司郡司なども之を制御し取り締ることが出来なかつた。即ち三善清行が封事に謂はゆる「是等は朝廷を護衛する六衛府の勇猛なる武士には非ずして、諸國に居りて人民を傷害する豺狼たるに過ぎぬ」と云つたのは、何處も彼處も皆此の通りであつた。そして、平生に、鎧や冑の類を貯へ、馬を飼ひ養うて、屹と構へ込んで、自分で、武士であると稱へて居つたのである。こゝで始めて武士と云ふ稱號が出来たのである。

自從天慶。馴致寬治。源平二氏。數鎮東邊。每用此輩。以奏功效。而各有所習用。以相隸屬。因襲之久。如君臣然。自是其後。苟有事。輒命之二氏。二氏各發其隸屬。赴之。如探物於囊。不復煩選將徵兵。而討伐勦誅。莫不立辨。廟堂之上。務取恬熙。不憂其勢之積重不同。方且延爲爪牙。以相傾排而已。鳥羽之下。此令也。如察其弊者焉。而不窮弊之所由。於救

之之術蓋已疎矣

【自從】……二字にてヨリと讀む。史記、戰國策等に見ゆ。【天慶】……テンギヤウと讀む。朱雀帝の時の年號なり。【顯致】……ジュンチと讀む。易經に用ひられたる語。だんぐと形勢の移り行くこと。【寛治】……堀河帝の時の年號なり。【東邊】……東邊は東方の邊境なり。數鎮東邊とは天慶二年に平將門反したるときには平貞盛之を討じ、天喜四年に安倍頼時反したるときには源賴義之を討じ、寛治元年に清原武衛家衛胤を作したるときには源義家之を討じたるが如きを云ふ。【此輩】……豪族を指す。【奏功効】……手柄、いさほしを立てる。奏とは成就すること。【習用】……常に用ひ慣れる。【謀略】……手下となりて附き従ふ。【因襲】……なり來り。襲も因と同じ義なり。【輒】……その度毎に直ぐ。【如探物於罾】……罾の中にあるものを探すが如く。頗る容易なるに譬ふるなり。【討伐】……其罪を正して伐つこと。【勅誅】……攻めて絶滅するなり。勅は音ソウ。【立辨】……立ちどころに辨ずとは、すなはて埒があくこと。辨とはさまりの附くこと。【廟堂】……朝廷を云ふ。古昔君主の政を爲すや宗廟に告げ明堂に謀す、故に朝廷を廟堂と云ふなり。【恬熙】……音テンキ。恬は安なり。熙は和なり。恬熙とは文恬武熙の略語、無事安穩に悠々として遊び暮らすこと。【積重不同】……積りくくって段々に重くなりて元へ還し戻すことの出来ぬやうになるを云ふ。【方且】……何は兎も角も差し當りと云ふ義。【爲爪牙】……鳥が爪を用ひ獸が牙を用ひて敵を防ぎ己を守る如く己が味方となして他に敵する義。【相傾排】……互に他を傾けて押し退けんとするなり。即ち藤原道兼が源賴義を用ひて道隆を刺さしめんとし、忠實は源爲義を用ひて忠通の第に入りて朱器盛盤を奪はしめしが如き類を云ふ。【鳥羽之下此令也】……鳥羽帝の諸州の武士が源平二氏に屬するを禁ぜられしを云ふ。【不窮】……十分に穿鑿し調べぬ。【弊之所由】……弊害の由りて起りし根本。【疎】……おろそか、不十分なること。

【朱雀帝の天慶の頃から堀河帝の寛治の頃まで、段々に形勢が移り行きて、源氏平氏の二家が度々東方の邊境の騷亂を鎮定するには、何時も、此等の徒即ち地方の豪民を用ひて手柄いさほしを立てたのである。而して源氏平氏の二家には、それらを用ひ慣れた者がありて、それが手下となりて附屬して居たが、成り來り長い間には、源氏平氏の二家と其手下となりて附屬して居たものとの關係は、遂に君臣の關係の様になつて仕舞つた。是れから後は、かりそめに何か事變が起ると、その度毎に直ぐに之を平定することを源平二氏に命ずる。源平二氏はそれら其手下となりて附屬して居る者を徵發して、その場所に出かけて直ぐに之を平定する。其の容易なることは譬へば罾の中の物を探し出すが如くにして、復た以前の如く將帥を選び定めたり兵士を諸國より徵集したりする面倒なる手数が掛からず、そして賊を征伐し誅戮すること、直に埒の明かぬことは無かつたのである。而して朝廷に於ては出来るだけ氣樂に構へ安穩無事を善い事として、斯うして居る間に、天下の形勢が段々と一方に片寄つて、つゞりくつて重くなつて、遂に元へ返し戻すことの出来ぬやうになることを心配せず、何は兎も角も差し當り、源平二氏を引きつけて、己が爪牙となし自己の勢力を附植する道具として使つて、その力で互に他を傾けて押し退けることをのみして居つたのである。鳥羽帝が「諸國の武士が源平二氏に屬することを禁ず」との詔勅を御下しになつたのは、上に述べたる如き弊害を御推察遊ばされたかちのやうに見ゆる。併し此弊害の由つて起り來りたるころの根本を十分に御穿鑿御研究なされたのでは無いから、之を救済し匡正するの手段に於ては、大體太だ不十分で行き届かぬところがある。

當是之時源氏有梗命者勅平氏討之平氏有難制者令源氏誅之

更相箝制以爲得控馭之術而不知異日搏噬攘奪之禍又基於此敗壞古制苟媮一時皆足以自取困蹶也

【梗命】……梗は音カウ。塞々也。梗命とは朝命を奉ぜざるなり。【勅】……天子の命なり。公式令に曰く、臨時の大事を詔となし、尋常の小事を勅となす。【源氏有梗命者勅平氏討之】……鳥羽帝の時に源義親出雲に反したるとき平正盛に勅して之を伐たしむるの類。【平氏有難制者令源氏誅之】……後一條帝のとき、平忠常亂を下總に作したるとき、源賴信に勅して之を討たしむるの類。【更】……かはる。【箝制】……箝は音ケン。くびかせ。箝制とは首かせをはめたるが如く手の出されぬやうに抑へ付けるなり。【控馭】……音コウゴ。控とは馬を止むること。馭とは馬を使ふこと。控馭とは馬を止め馬を使ふが如く制し治むること。【異日】……他日、後日と云ふが如し。【搏噬攘奪】……搏は音ハク。擊つ也。噬は音ゼイ。嚙む也。攘は音マシ。攘むなり。搏噬はうちあひ、かみあひ。攘奪はぬすみなり。つゞりくつて戦争を云ふ。【敗壞古制】……上古中世の制度を敗りくづす。【苟媮】……音コウトウ。媮は偷と通ず。後日の事は慮らずして當座の安樂をぬすむ。【困蹶】……音コンケツ。くるしみつまつ。

【困蹶】此時に當りて、源氏の中に朝廷の命令を拒み従はぬ者があるときは、平氏に詔して之を討たしめ、平氏の中に強暴にして抑へ制し難き者があるときは、源氏をして之を誅せしめ、斯くかはる。互に攻め合ひ抑へつけ合ひ動かぬやうにして置いて、これで以て、程なく治めこなし使ひ廻す手段を得たるものと思つて居た。而して、後日源氏平氏がうち合ひ噬み合ひ、攘かあひ奪ひあひをする劇烈なる争亂禍害が又此れを基本として生じて來るものであることをは知らなかつた。上古や中世に定められたる舊い制度を敗り毀ちて仕舞ひ、只一時其當座だけの安樂を得やうとして居るのは、皆自分からして困みつまつことを招き寄せるに十分なる仕方である。

抑戎事民命所繫而兵食之權不可一日去國先王之必躬親之其旨深矣今委之一二宗族又賤其事而不省至於別其品類不齒之朝廷之上甚則奴僕視之曰是武門耳及其論功行賞或恪而不與嗚呼幾何其不相率以自棄於法度之外也特以積威所約抑不敢發爾至於保元平治之際乃乘釁而起潰裂四出不復可收橫流之極終致失其千歲不拔之權而授之嚮所奴僕視者可勝慨哉

【抑】……上を承けて端を改めて説き出すときに用ふる語。【戎事】……戎は正訥に兵なりとあり。支那にては弓、矢、矛、戈、戟を五戎と云ふ。戎事とは兵事即ち軍事なり。【人命】……人民の生命。【繁】……かゝる。【兵食】……軍兵と糧食。【去國】……國家を離れ去る即ち天子の手を離る。也。【躬親】……身みづからすると讀むべし。自分自身である。【一二宗族】……宗とは同姓を云ふ。宗族とは一族なり。一二宗族とは源平二氏を指すなり。【品類】……品位等類即ち家柄なり。【不齒】……よはひせず。齒の列なり並ぶが如く同列にせざること。仲間をせぬこと。公卿と武士とを別々にして武士をば朝廷に於て同列にせぬこと。平盛盛始めて昇殿を聽さるゝや公卿之を惡みて暗殺せんと謀りしことなどありしに依りて之を觀るべし。【倍】……倍と同じ。倍而不與……前九年の役、後三年の役に賴義、義家賞賜を請ひたれども與へられざりしが如き類。【自棄於法度之外】……法度を犯し規度を踰えて勝手氣儘にすること。【積威所約】……多年積もりたる上の威權に締めくゝられる。【保元】……後白河帝の時の年號。【平治】……二條帝の時の年號。【乘聲】……聲は音キン。隙なり。すきまなり。乘聲とは隙間に附け込むなり。【潰裂四出】……潰は音クワイ。洪水が堤を切りて四方へ激しく流れ出すが如く、滅茶々に法度を犯して氣儘をする。【横流】……川の流るゝ道に循はずして横道に流れ行くこと。【鑿】……さきに。

【源】……軍事は、人民の生命に關係するところの重大なる事である。そして、軍兵や糧食の權能は、一日と雖も國家を去り朝廷の手から離れてはならぬことである。上古中世の帝王が、必ず御自身で之を爲されたのは、其趣意は誠に深いことである。然るに今日に至りては此重大なる軍事と兵食の權能を源氏とか平氏とか云ふ一二の家族の者に委ね任せて仕舞つて少しも之に關係せず、而して又軍事、兵食の權などの事を賤しき輕んじて、少しも此重大なる事に氣を附けず、そののみならず、其家柄を分別し源氏平氏などの一族を賤しみて之を朝廷の上に於て自分等と同列として取り扱はぬほどに至つた。甚だしきは、之を奴僕あつかひにして、あゝ、彼れは武門である、彼れは武士である、つまらぬ者であると云つて居られた。又、朝廷に於て源平二氏の軍功を評定して相當なる賞與を遣はすべき時に及んで、或は惜んで與へなかつたことさへもある程である。前に述べた如き情態であつたのであるから、あゝ、どうして、彼等武門武士の者どもが互に相引き連れて法度を犯し論へて勝手氣儘な事を爲さず居りまじやうか。必ず何時かは然らざるべき筈である。但た年來積もりくたした上の威權に締めくゝられて居つた爲めに、抑へて控へてあはれ出さなかつたのである。後白河帝の保元、二條帝の平治の頃に至りまして、そこで、朝廷の政に隙間があつたから、其隙間に附け込んで起り來りて、洪水が堤防を切りて四方に流れ出づるが如く、盛んなる勢であつた。そこで、勝手に法度を犯して居た揚句のはてには、とう／＼朝廷の千歳たつても抜くことの出来ぬ苦の天下統治の政權を失うて、其大權をば先頃まで奴僕あつかひにして居た者即ち武門武士の手に授け渡して仕舞はばならぬことになつて仕舞つた。なんと、嘆いて／＼猶ほ餘りあることではないか。

吾作外史。首叙源平二氏。未嘗不歎王家之自失。其權而國勢之推移。有非人力所能維持者。因世變以見得失。後之憂世者。將有以留心焉。

【首】……はじめに。【敘】……ついで。順序次第を立て、述ぶるなり。【王家】……帝室。【自失其權】……大權をば源平二氏が奪ひしには非ずして自ら大權を失ひしなりとの義。【推移】……おしうつる。段々に移り變ること。【維持】……保維支持なり。つなぎたもつ。【世變】……世の變遷。【得失】……よしあし。【留心】……猶ほ注意と云ふがごとし。

平氏。出自桓武天皇。天皇夫人多治比莫宗生四子。長曰葛原親王。幼有才名。長而謙謹。好讀書史。觀古今成敗。以自鑒。叙四品。任式部卿。子高見。孫高望。高望賜姓平氏。拜上總介。子孫世爲武臣。其旗用赤。

【桓武天皇】……人皇第五十代、光仁天皇の長子。【夫人】……我が邦にて中古の頃紀の次に位して天皇の御殿に侍する女官にして、五位以上に相當す。【莫宗】……マムネと讀む。莫は一に眞に作る。或は莫眞に作る。參議高野の女なり。【四子】……葛原、佐味、賀陽、大野の四親王。葛原は即ち長子なり。【葛原】……カツラハラ、又はカドハラと讀む。【親王】……皇子皇女は、もと生れながらにして親王たりしが、淳仁天皇より後は、親王の宣下あり、御方をのみ親王と稱せり、また其御子は王といひ、三世の後、臣に列して姓を賜ふ。【謙謹】……謙遜にして謹直。【書史】……書史はもと歴史なり。支那の歴史には漢書、晉書、唐書など書と云ふもの多し。【古今成敗】……古より今に至るまでの成功と失敗との事蹟。【鑒】……鏡なり。鏡にて自分の顔を見るが如く、手本とするなり。【叙】……位を授けらるゝこと。官には任と云ひ、位には敘と云ふ。叙とは次第をつけるの義なり。【四品】……シホンと讀む。親王の位を品と云ふ。四品は第四の位なり。親王の位には一品より四品まであり。【任】……官を拜すること。【式部卿】……式部省の長官にして、内外文官選敘禮儀版位位記校定勳績論功封賞等を掌る。【賜姓平氏】……姓は古昔カバネと云ひ、姓と氏とは、もと別なれども、支那にては混同し、我が邦にては此時すでに區別すること能はざるやうになれり。大體は源平藤橘を姓とし、地名などを取りて名乗りたるもの例へば新田、足利などの如きを氏とすることなるが、今此處にては姓と氏とを同一として取扱ひたるなり。平氏には桓武天皇より出でたるもの、外に、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、及び光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者あり。凡て四流あり。所謂桓武平氏、仁明平氏、文德平氏、光孝平氏は是れなり。高望の姓を平氏と賜はりたるは字多帝寛平元年の事なり。【拜】……拜命すること。【介】……スケと讀む。國司(守)の次役。【武臣】……武藝を以て仕へる臣下。

には、謙遜にして誦直にあらせられ、歴史の書を読むことを御好みなされ、古から今までの成功と失敗との事蹟を觀て、それを御自分の御手本として宥容なされて居た。四品親王の御位に敘せられ、式部省の長官に任ぜられなされた。其御子が高見、御孫が高望で、高望に平氏といふ姓を朝廷より下し賜はつた、此方は上總介に拜命せられた。其子孫は代々武藝を以て仕へる臣下となられた。其平氏の旗は赤い色を用ひられた。

高望四子。國香。良將。良兼。良文。竝任東國守介。鎮守府將軍。國香子曰。貞盛。材武善射。爲左馬允。良將子將門。性桀黠。倚攝政藤原忠平。求爲檢非違使。忠平不省。將門怒。去之東國。據相馬里。劫掠常陸。下總。時國香爲常陸大掾。良兼爲下總介。皆與將門有隙。承平中。將門終攻殺國香。

【東國】……關東地方。【守介】……守(カミ)は國司、介(スケ)はその次の役。【鎮守府將軍】……東夷を鎮撫する重職。聖武帝の神龜二年始めて鎮守府を陸奥藤原郡に置かる。その長官を鎮守府將軍と云ふ。【材武善射】……材力武勇ありて弓を射ることが上手なり。【左馬允】……左馬寮の頭と助との下に在る職。【桀黠】……兇暴にして惡る智慧あること。【倚】……たれかゝる。【攝政】……天皇に代りて萬機の政事を統べる重職。もとは皇族が之に任ぜられたが、清和帝の時より、臣下を以て天皇を輔佐し萬機の政柄を執ることとなつた。攝政はかね行ふの義、臣下にして君に代りて政を兼行ふこと。【檢非違使】……ケビキシと讀む。清和帝の時より始まりたる官職にして、追捕亂罪訴訟の事を掌る職、今日の警察官と裁判官とを兼ねたる如き官なり。其別當は參議以上にして、大に權力ありたる官職なり。【不省】……捨て置きて頓著せぬ、世話してやらぬこと。【據】……據り處として立て籠る。【相馬里】……下總國北相馬郡一帶の地方を指す。【劫掠】……音カフリヤク。おびやかしてかすめ奪ふ。【大掾】……守と介との下に在りて事を執る役人。【有隙】……すまが有る、親密でなく仲の悪いこと。【承平】……朱雀帝の時の年號なり。

將門之在京師也。嘗詣敦實親王。從兵可五六騎。適貞盛亦來謁。會將門出門。貞盛謂人曰。將門必生事天下者。今日恨不率士卒。卽率士卒者。當擊殺之。至是。貞盛棄官而東。欲復父仇。與良兼及從弟良正。共攻將門。不利。貞盛謂是私鬪也。不若受敕討之。將還京師。有所請。將門要擊之。信濃。貞盛大敗。脫身入京師。已而良兼卒。將門乃據下總。遂襲執常陸介藤原維幾。取常陸。武藏。守興世王。兇險喜亂。往說將門曰。關東八州。沃饒而四塞。可據以霸天下。夫取一州。誅取八州。亦誅一耳。顧公安所決。將門大悅。延爲謀主。遂攻下野。上總。武藏。相模。悉下之。弟將平諫曰。帝王有命。不可妄冀。願熟圖之。將門曰。天縱我以武。吾取帝位。孰能拒之。乃建僞宮於下總猿島。置文武百官。

【出】……御機嫌伺ひに行くこと。【敦實親王】……字多の皇子、一品、式部卿、仁和寺宮と號す。【可】……ばかりと訓す。程と云ふ義。【適】……其時に丁度。【謁】……元は名刺の義なりしが、轉じて動詞として、御目見えする義に用ふ。【會】……出遇ふ。【謂人】……人は從者を指すなり。【生事天下】……天下に對して何か大事變を仕出かす。【恨】……残念に思ふ。【卽】……し。【至是】……前を承けて、父國香が將門に攻め殺さるゝに至りての義。【棄官】……官を辭職すること。【從弟】……自分より年下なるいとこ。【不利】……戦に負けること。【私鬪】……朝廷の命令を受けずして勝手に闘ふこと。【要擊】……要は遮り止むるの義。要擊は待ち伏せして撃つなり。【脫身】……わづかに自分の身だけ逃れる。【已而】……兎角する内に、稍々程程といふ義。【襲執】……不意撃ちをして生け取りにする。【兇險】……兇は凶と通ず。兇は邪なり。兇險とは心邪惡にしてあるさかしきこと。【喜亂】……喜はコノムと訓す。喜亂とは何か世の中に騒動あれかしと願つて居ること。【關東八州】……箱根の關より東の八箇國、即ち相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野なり。【沃饒】……ヨクゼウと讀む。土地が肥えて物産の澤山あること。【四塞】……シツクと讀む。四方に險阻なる山嶽ありて要害善く、通路の困難なること。【誅取】……威力を以て天下を服従すること。【願】……おもふに。ふりかへりて善くく考へ見るに。【安】……いづくに、どちらに。【延】……ひき入れて。【謀主】……謀計をめぐらす張本人、即ち參謀長。【帝王有命】……帝となり王となるには天命のあることにて、人力にては如何とす可からざるものなりとの義。

【妄冀】……むやみに希望する。【熱圖】……十分に善く分別思案する。【從】……ゆるす。自分の思ふまゝに許す。【拒】……こばむ、拒絶する。【偽宮】……にせの宮殿。臣下にして天子の眞似をするが故に偽と云ふ。【猿島】……下總の國に在り。將門の偽宮の跡は猿島郡岩井町に在り。【文武百官】……文官と武官とのありとありゆる役人。此時將門歴博士をのみ置かざりしと云ふ。

將門が未だ東國に行かずして、京都に居つた時に、或る時、敦實親王の御殿に御機嫌伺ひに行つた。其時、將門に隨從して居た兵士はわづかに五六騎ばかりであつた。其時に丁度、いとこの眞盛も亦た敦實親王の御殿に御目見えに參つて、將門が親王の御門を出るところで出つくはした。時に眞盛が自分の從者に向つて曰ふには、彼の將門はどうか性質の善くない奴であるから、後日必ず天下に何か大事變を起すに相違ない者である。今日自分は兵士を引き連れて來なかつたことを實に深く残念に思ふ。若し自分が兵士を引き連れて居たならば、將門を撃つて殺して仕舞ふであらうに、實に残念であるといつた。眞盛は初め將門の人と爲りの善からぬことを知つて居つたのであるが、今日自分の父親なる國香が將門の爲めに攻め殺された時に至りて、眞盛は京都に在つたが、自分の官職を辭職して、東國に行きて、父國香の仇討をしやうと思つて、叔父眞兼及び年下のいとこ眞正と一處になりて將門を攻めた。が、眞盛等の方が負けた。そこで眞盛が思ふには、是れは朝廷の命令を受けて將門を討つて越したことはないかと考へて、將門に先づ京都に歸りて朝廷に御願しやうとした。そこで、將門は眞盛が京都に還らんとする路なる信濃の國で待ち伏せをして居て、眞盛を撃つた。眞盛は此要撃に遇つて大いに敗北して、わづかに自分の身だけ助かりて京都に入ることが出来たほどであつた。兎角する内に眞兼は死んだ。將門はそこで今迄眞兼の支配して居たところの下總に立てこもり之を據り處として、とう／＼常陸介藤原維茂を不意討ちをして生け取りにし、常陸國を取つた。其時に武藏守與世王といふものがあつたが、此人は心が邪惡にしてわる／＼かしく恐ろしい奴であつて、何か天下に騒亂あれかしと願つて居る人であつた。此人がわざ／＼往きて將門に就き勤めて曰ふには、關東の八州は、土地が肥えて物産が豊かにして、其上に四方には險阻なる山岳があつて之を圍繞し、他の國々から攻め入るのに中々困難なる地方である。此關東八州は此處に立て籠りて威武を以て天下を服従することが出来るのである。元來、一國を取りても仕舞には誅せられるし、八國を取つても仕舞には誅せられるのである。誅せられることは、どちらにして同じことである。善く／＼考へて見るに眞下はどちらに御決定なさるか、一國を取ることになさるか、八國を取ることになさるか。誅せらるゝことが同じことならば、宜しく大きい事をやるべきではないかと曰つた。そこで、將門之を聞きて大に悦んで、與世王を引き入れて自分の參謀長となし、とう／＼下野、上總、武藏、相模の諸國を攻めて悉く之を手に入れた。關東八州は大略將門の手に歸したのである。そこで、弟將平が將門を陳めて曰ふには、帝となり王となるには、天命のあることであつて、人力では如何とも爲し難いものである、無やみ矢鷲に帝たり王たることを希望することは出来ぬものである。何卒、善く／＼思案分別して御覽なさいと諫めた。時に將門が曰ふには、天が自分にゆるして氣儘に武勇を振はせられるのであるから、自分が帝の位を取らんとしても、誰か之を拒ぎ妨げるものがあらうやと曰つた。そこで、偽宮をば下總の猿島に建て、文官武官の諸役人を置いた。

初將門與藤原純友者友善。嘗同登比叡山。俯瞰皇城。曰。壯哉。大丈夫不當宅。此邪。遂與謀反。謂純友曰。他日得志。吾王族當爲天子。公藤原氏能爲我關白乎。至是。純友爲伊豫掾。任滿不還。據海島爲盜。以遙應將門。潛遣人入京師。行火坊市。京師戒嚴。時天慶二年也。三年。朝廷拜參議藤原忠文爲征東大將軍。率諸將東伐。發東海。東山兵募以重賞。而任貞盛常陸掾。發兵討將門。

【藤原純友】……參議中納言長良の孫、右大辨遠經の第三子。【比叡山】……山城と近江との境、京都の東北に在る山。【瞰】……俯瞰なり、見おろすなり。【皇城】……皇居。【壯哉】……盛なるかな。大なるかな。【大丈夫】……大の男子たるもの。支那の周の制にては、八寸を尺となし、十尺を丈となす。人の長けは八尺、故に丈夫といふなり。【宅】……居る、邸宅を構へる。【王族】……桓武帝の子孫なるが故に斯く云ふなり。【關白】……天子を輔佐し百官を總べて萬機の政を執る役。萬機の政を關(アヅカ)り白すの義なり。攝政は天皇の御幼少の時に限り、關白は天皇の御成長の後に御輔佐申上げる職なり。光孝帝の時藤原基經關白となり、以來、藤原氏世々關白たり。關白の號は仁和三三年の敕に出づ。【至是】……平將門亂を作すの時に至りて。【任滿不還】……當時地方官の任期は四年なりしが、其任期が満ちても純友は還らざるなり。【海島】……海中の島、伊豫の日振島を指す。【盜】……こゝにては海賊をなせしを云ふ。【應】……響の聲に應ずるが如く、一方の爲す事に遙に加勢すること。【潛】……ひそかに、人に知られぬやうに。【行火】……火をやる、放火すること。【坊市】……坊はもと人家の數十軒集まりたるを垣を周らして境界を立てたる處を云ひ、市は人の群り來りて貨物と交換するところを云ひたるものなれども、此處にては、坊市の二字にて町々といふ意と心得べし。【戒嚴】……きびしく用心警戒すること。【天慶】……テンギヤウと讀む。朱雀帝の時の年號。【參議】……太政官の職にして、朝政を議するの官なり。【藤原忠文】……忠文はタヅブミ又はタヅブンと讀む。參議枝良(エダヨシ)の子。【征東大將軍】……臨時に出來たる官にして、東方の叛亂を鎮撫する將軍。【募以重賞】……功あらば重き恩賞を與へんと云ひて兵士を募集するなり。

初め將門は藤原純友と云ふ者と友達であつて仲が善かつた。或る時、二人の者が一處に、比叡山に登り、山上より俯して宮城を見おろし、野心を起し、とう／＼二人で謀叛の相談をした。そこで將門が純友に向つて曰ふには、後日吾々が志を得て願望が成就したならば、われは桓武帝の子孫にして王族であるから、天子と爲るべきである。足下は藤原氏のことであるから、われの爲めに關白となつてはくれまいかと曰つたことがある。其後將門が東國に亂を作した時には、純友は伊豫の掾であつたが、四年の任期が満ち終りて、京都に還り來らず、伊豫の海中の島なる日振島を據り處としてそこに立て籠りて海賊を爲し、そして遙に將門に應援を爲し、ひそかに仲間の人を京都に遣はして、京都の方々の町々に放火をさせた。そこで京都では大いに驚きて、きびしく用心をした。其時は朱雀帝の天慶二年の事であつた。其翌年即ち天慶三年に、朝廷では參議の藤原の忠文を拜して、征東大將軍となし、諸將を引き連れて、東方に向はしめ將門の亂を征伐せしめ、東海道、東山道の兵士を徵發し、若し功あらば重き恩賞を與ふべしと云つて、兵士を募集された。而して又貞盛をば常陸の掾に任じ、其地の兵を徵發して、將門を伐たしめられた。

將門聞之。率兵索貞盛於常陸。不得。乃散其衆。獨以千餘人至下野。下野有押領使藤原秀郷。世爲大族。及將門起兵。往見之。將門方梳髮。捉髻而出。款接之。命食共食。飯粒墮前。拾而食之。秀郷知其輕率。不足與有爲也。乃從貞盛。貞盛窺將門無備。與秀郷合兵四千餘人。急襲之。將門遽出拒之。大敗。貞盛乘勝疾攻。將門欲誘之險阻。走據島廣山。貞盛火其營。大戰于山北。將門以見兵四百騎。死鬪。貞盛麾兵蹙之。將門獨身出走。貞盛叱咤追馳。射中其右額。墮馬。秀郷斬其首。興世王以下悉伏誅。梟于京獄。八州皆定。而純友尋平。忠文等皆途還。貞盛以功叙從五位上。累遷從四位下。任鎮守府將軍。兼陸奥守。世呼曰平將軍。

【索】……心あたりを探ずなり。【散其衆】……大勢の者を解散する也。【押領使】……部内の非違を檢察し、奸盜を逮捕し、狼藉の徒を鎮定することを掌る、故に一軍若しくは一隊の長となり、兵士を統率す。國司、郡司中、才能武藝ある者を擢び、畿内は救宣を以て補任し、諸國は國解を以て官に申して補任す。【藤原秀郷】……左大臣魚名の後裔、下野の大棟村雄の子。【大族】……一族の大勢なるを云ふ。梳髮……頭髪を櫛にてすく。【捉髻】……髪を結び終るのを待たず、髻をつかみて出で迎へたるなり。【款接】……音クワンセツ。ねんごらにめてなす。【命食】……飯を言ひ付ける。【輕率】……動作の輕しきこと。【誘】……思慮無く、あはて。【疾攻】……止み間なく早く攻むる。【險阻】……山川丘陵などありてはしき場所。【梟】……下總に在り。【火營】……陣屋に放火すること。【見兵】……現在其處に有り合はせた兵士。【死鬪】……死にもの狂ひになつて鬪ふ。【梟】……さしまねく、采配又は手を以て指圖すること。【蹙】……せむ、迫る也、おひつめる也。【叱咤】……大きな聲にて叱りつけ呼ばるるなり。【右額】……右のひたひ、右のこめかみの邊。【梟】……音ケウ、首を木の上に載せてさらすこと。【京獄】……京都の獄の門。【途還】……途中から引き返す。【累遷】……しきりに官位を進めらるること。【鎮守府將軍】……將門は忠盛が第一番に攻めて來る筈だと云ふ事を聞いて、軍兵を引き連れて、貞盛を常陸の國にさがして見たけれども、見つからな

つた。そこで將門は稍安心して、其多くの軍兵を解散して、唯だ千餘人の軍兵を引き連れて、下野の國に行つた。下野の國には押領使の藤原秀郷といふものがあつたが、是れは代々其一族の者がなく、多勢で、勢力の盛んな者であつた。將門が兵を起した時に、出掛けて行つて將門に遇つた。將門は其時に下野、頭の髪に櫛を入れて居たのであつたが、下野の國にて大勢力ある秀郷がわざ／＼自分を訪問して來たと云ふので大いに喜びあはて、髪を結び終るのを待たず、髻をつかみ、出掛けて來た。秀郷は是等の様子を見て、將門の振舞が誠に輕々しくして、一處に食事をした。其時に、飯粒が將門の前に落ちた。將門は手で拾つて之を食つた。秀郷は是等の様子を見て、將門の振舞が誠の十分でないことを窺ひ知りて、秀郷と兵四千餘人を合はせて、急に將門を不意撃をした。將門は何の思慮もなくあはて、出で、之を拒ぎ戦うたが、大いに敗北した。貞盛は、勝つた勢に乗じて、止み間なく攻め立てた。將門は貞盛の兵をけしき場所におびき出して、何とか謀をめぐらさうと思つて、走つて下總の島廣山に立て籠つた。貞盛は將門の陣營に火をかけて焼き撃ちをして、大に島廣山の北に於て戦つた。將門は、有り合はせの兵四百騎を以て、死に者狂ひになつて奮戦した。貞盛は部下の兵を指圖して之に迫り追ひつめた。そこで、將門は堪へ切れずなつたので、唯だ一人で逃げ出した。貞盛は大聲にて呼ばりながら追つかけて馳せて行き、弓を射て將門の右のこめかみの邊に中てた。將門は馬から落ちた。秀郷は其首を斬つた。賊の首魁の將門が死んだので、賊の勢に衰へ、參謀長たりし興世王以下の叛賊悉く誅して仕舞ひ、其等の首を京都の獄門にさらされた。そこで關東八州悉く平らぎ定まつた。而して東方の賊が平らぐに、純友も亦開く無く平らぐに定まつた。征東大將軍として京都を發した忠文等は、已に亂が平らぐに定まつたので、皆途中から京都に還られた。何分、京都から百數十里もある遠き東國へ、途中で兵を徵集しながら、征討に行くことであるから、間に合つた話ではないのだ。貞盛は、此功勞を以て、從五位上に叙せられ、又進んで從四位下に遷り、鎮守府將軍に任ぜられ、陸奥守をも兼ねた。世間では貞盛を呼んで平將軍といつて居つた。

貞盛四子。季維衡最勇。與平致頼。源賴信。藤原保昌。齊名。稱四天王。任下野守。後私與致頼鬪。謫徙淡路。貞盛又養從子維茂。亦勇敢。亞維衡。維衡曾孫正盛。有武幹。時平氏與源氏。竝爲武臣。而源義家樹功邊陲。宗黨尤強。其長子義親。爲對馬守。剽掠九州。殺官使。流隱岐。逃歸。出雲。殺吏奪貢賦。勢甚猖獗。於是詔正盛爲追討使。賜驛鈴。率兵討之。與義親戰。斬其首。梟于京獄。時天仁元年也。

【貞盛四子】……維敬、維將、維敏、維衡なり。【季】……伯仲叔季の季にて、末子のこと。【平致頼】……平大夫。【源賴信】……鎮守府將軍。

【藤原保昌】……左京大夫致忠の子也。任に還り、與保の山中に於て、自髮の武人匹馬に乗るに遇ふ。狀頗る覆隠たり。守の來るを見て、樹後に避け、笠を傾け駐立せり。導騎其下らざるを尤め、乃ち之を呵せんと欲す。保昌之を止て曰。第た往け。此翁非凡なり。其馬を駐る形甚だ舊將の風あり。既に過ぐ。復た故衛尉平致經多く徒屬を率て行くに遇ふ。致經乃ち迎揖し、且問て曰。先に一老翁過るあり。禮を守に失ふ無きや。是僕が父なりと。乃ち別る。保昌從者を顧て曰。向の翁は、即ち平致經なり。汝曹殆んど失誤せん。嘗て京師に在り、夜笛を吹て獨行す。強盜誘垂と云者、却して衣を奪はんと欲し、踵行する里許り。數たび發せんと欲すれども、心坐ろに畏難す。既にして刀を抜て逼從す。保昌徐に吹を停め、以て其名を問ふ。誘垂覺えず風伏して自首す。却を作す誘垂と云者なりと。保昌曰。奴久しく之を聞くと。叱して後に從はしめ、復た笛を吹き徐行し、家に至る。一袴を取り之を與へて曰。奴殺すに足らず。後ち乏しくば我に求めよ。復た爾る事を作す勿れと。【齊名】……同じほどの名聲ありしを云ふ。【四天王】……佛經に東方は持國天、西方は廣目天、南方は增長天、北方は多聞天の四天王ありて四方を守護すとあり。又法華文句に、四天王は帝釋天の外臣にして、武將の如しとあり。武勇の勝れたる者を以て之に比して云へるなり。【顯徒】……音タタシ。罪によりて流刑に處せられ他國に徙さる。【從子】……兄弟の子、即ち甥。【勇敏】……勇氣ありて事物に屈せざること。【亞】……つゞ。次々に同じ。【曾孫】……孫の子、即ちひこ。維衛——正度——正衡——正盛。【武幹】……幹は事を能くする也。武幹は武術に長じたる也。【樹】……立つ。【邊陲】……陲は音スキ、さかひなり。邊陲は國のはづれに在る邊鄙なる諸國。こゝにては義家が前九年役後三年役に安倍、清原兩氏の亂を平らげしを云ふ。【宗黨】……宗は宗族、一族の者。黨は徒黨、一味の者。【割掠】……音ウリヤク。人をおびやかして財物を奪ひ取ること。【九州】……豐前、豐後、筑前、筑後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩。【官使】……朝廷より發せし役人。【貢賦】……みつぎ物、即ち租税。【猖獗】……猛獸などの威勢兇暴にして狂ひまはるが如く、強盛にしてあはれまはること。【追討使】……朝敵を征伐するたために派遣する官。【驛鈴】……古へ官使が諸國へ向ふときに證標として賜はる鈴を云ふ。其を振り鳴らして驛馬などを徵發するるとしたるなり。其形は色々ありて、八角又は六角などのもの多し。【天仁】……鳥羽帝の時の年號。【藤原保昌】……藤原保昌の三人と同じほどの名聲があつて、世間て此四人のことを四天王と云つて居た。下野守に任ぜられた。後に自分勝手に平致經と闘つたので、其罰によりて淡路島に流刑に處せられた。貞盛は又甥の維茂を養つて自分の子としたが、維茂も亦勇氣があつて事物に屈せぬこと維衛に次ぐほどであつた。維衛の曾孫の正盛が、中々武技にすぐれた者であつた。此時に平氏と源氏とは相並んで武臣であつたが、源義家は、我が國の邊境たる奥羽地方で、功勞があつた爲めに、その一族一味の者の勢力は甚だ強大であつた。義家の長子の義親は、對馬守となつて居たが、九州地方をおびやかして財物を掠め奪ひ、朝廷から遣はされた御使者を殺した爲めに、隱岐の國に流刑に處せられたが、隱岐から逃げて出雲の國に歸りて、役人を殺して朝廷に奉るべき租税を奪ひ取つたりなどして、其勢は甚だ強盛にしてあはれまはつて居た。そこで、平正盛に詔して、之を追討使となし、驛鈴を下し賜はりて、兵士を引き連れて、義親を討たせられた。正盛は義親と戦つて、其首を斬りて、京都の獄門にさらした。其時は鳥羽帝の天仁元年の事であつた。

正盛生忠盛。忠盛居伊賀。伊勢之間。爲人眇一目。大治中。山陽。南海盜起。忠盛逮捕有功。事白河。鳥羽二上皇。竝有寵焉。鳥羽上皇建得長壽院。

以忠盛董役。役竣。除但馬守。聽昇殿。舉朝憎之。謀以豐明節會乘暗刺之。忠盛曰。朝則蒙詔。不朝爲怯。其辱宗一也。乃帶刀而入。家人平家貞。與其子家長。衷甲從焉。吏訶止之。家貞對曰。主君有戒心。臣將與之同死。吏不得止。忠盛昇殿。就闇拔刀。刀光外射。衆大畏。不敢發。及宴。召忠盛命舞。衆歌曰。伊勢瓶子醋甕。蓋國音瓶子通。平氏。醋甕通眇也。忠盛愧之。不終宴退。呼主殿司。脫刀授之。而出。衆欬奏忠盛帶劍上殿。以兵自衛。請正典刑。上皇驚。召忠盛問之。對曰。臣之家人聞道路之言。尾臣而來。不使臣知。唯陛下斷其罪。如其佩刀。請問之主殿司。主殿司進刀。木刀塗銀也。上皇喜曰。忠盛用意良苦。以死衛君。則武人之習耳。遂無所問。忠盛累遷。以正四位下刑部卿。卒於仁平中。

【眇】……音ベウ。すがめ。【大治】……崇徳帝の時の年號。【逮捕】……召し取る、捕縛する。二字を區別して云へば、其場で直にとらふるを逮と云ひ、さがし出してとらふるを捕と云ふ。【得長壽院】……其の在る所未だ詳かならず。普通には今の三十三間堂なりといへども、實は然らず。鳥羽帝の御造營なれば、昔は鳥羽に在りしなるべし。今の三十三間堂は、蓮華王院とて、後白河帝の御造營にて千體佛を安置せり。得長壽院と蓮華王院との焼失したる後、二者を合併したるなりとの説などあれども、實は未だ詳ならず。【董役】……工事を監督すること。董はタニスと訓す。【發】……をはる、落成すること。【除】……官に拜するを云ふ。舊き官を除きて新しき官職を加ふるの義なり。【聽昇殿】……武臣は元來地下にて、御所の庭上に敷物を敷きて坐するを例とせしを、忠盛は特に清涼殿上に昇ることを許されたるなり。【舉朝】……朝廷にあるもの一同、朝臣等悉く。【豐明節會】……十一月の中の卯の日に新穀を天祖に薦むる御祭を新嘗祭と云ふ。其翌日、夜を日に繼ぎて群臣一同に宴を賜ふの儀式あり、これを豐明節會と云ふ。節會とは一定の時期に於ての集會の義なり。【乘暗】……闇やみにまぎれつけこんで。【刺】……さし殺す。【語】……音コウ。罵り辱むること。惡口すること。恥辱の義なり。【怯】……應病。【辱宗】……一家一門の恥辱となる。

【家人】……家來。【衷甲】……衷は裏なり。衷甲は鎧を衣服の下に著るなり。【訶止】……訶は譴なり。訶止はしかり止むる也。【戒心】……用心すること。【就闇】……暗い處に行きて。【不救殺】……手出しをしやうとしない。【伊勢瓶子醋甕】……伊勢にて出来る瓶子（ヘイジ）は醋甕（スガメ）なりとなり。忠盛は伊賀伊勢の間に居りたるものにて、瓶子と平氏と音相通じ、醋甕と眈（スガメ）と音相通ずるによりて、斯く歌ひて忠盛を辱かしむるなり。【醜】……心の中はづかしく思ふこと。【主殿司】……トノモリノツカサ。殿中の掃除又は松明炭燵等の事を司る役人。【歎奏】……歎は彈治也。歎奏は罪の次第を申し上げること。【典刑】……典は法律、刑は刑罰。【道路之言】……世間にての評判。【尾跡】……跡からついて来る。【陛下】……臣下より天子、上皇を呼ぶ語。陸は皇居の階（キサハン）にして、天子には必ず近臣ありて、陸の側に立ちて不慮の事を戒む。故に群臣天子を言ふには、直に之を指して言ふを敢てせず、陸側に在るものを呼びて言ふより、遂に臣下より皇上を指して言ふ言葉となるなり。【斷】……裁判する。【佩刀】……佩びて居る刀。【嘻】……歎美の聲、感心してほめるなり。【良苦】……まことに苦しむること。【以死】……生命を懸けて。【問】……吟味する。【刑部卿】……キヤウブキヤウ。刑部省の長官にて、裁判監獄等の事をつかさどる。今の司法大臣に當る。【卒】……音シユツ。五位以上の人の死を云ふ。【仁平】……近衛帝の時の年號。

正盛は忠盛を生んだ。忠盛は伊賀、伊勢の間に居つた。その人相は片目が目ツかちであつた。崇徳帝の大治年中に、山陽道・東海道に賊が起つたときに、忠盛が其賊を召し取り捕縛に行つて手柄があつた。白河、鳥羽の二上皇に事へて、共に御寵愛が厚かつた。鳥羽上皇は得長壽院を御建立なされるときに、忠盛に工事の監督をさせられた。其工事が落成してから、但馬守に任せられ、武臣の身でありながら、特別を以て清涼殿上に昇ることを御許しになつた。そこで朝廷の者が一同、忠盛の御寵愛が餘りに厚くして大層出世したのを憎んで、豊明節會の夜に、暗きぎれに忠盛を刺し殺して仕舞はうと相談をした。之を聞いて忠盛が曰ふには、參内をするときは、惡口されて恥辱を蒙るし、又參内をせぬときは、臆病者とせらるゝことである。何れにしても我が一族の恥辱となるのは同じいのである。然らば參内するにせよと曰うて、そこで刀を以て腰に帯びて朝廷に入つた。家來の平家貞といふ者が、自分の子の家長と共に、鎧を衣服の下に著て、忠盛に従つて行つた。宮中の役人は家長、家長二人の者を叱り止めた。家長が答へて曰ふに、わが主君忠盛殿は、不慮の用心にたされることがありませぬので、私共は萬一の場合には主君と共に死なうと存するので御座いますと曰うた。宮中の役人は無理に之を止めることが出来なかつた。忠盛は清涼殿上に昇りて、暗い處に行きて腰に帯びたる刀を抜いて見た。刀がキラ／＼と光りて室の外までも射通した。大勢の公卿も大いに畏れて、むざ／＼と手出しを仕得なかつた。いよく宴會の時に至りて、忠盛を召して舞を命ぜられた。そこで大勢の者が歌ひはやして曰ふには、伊勢の瓶子は醋瓶なりけりと歌つた。それは日本の讀み聲では、瓶子と平氏とは音が相通するし、醋瓶と眈（スガメ）とも音が相通するからして、伊勢の平氏は眈なりと云ふ意味になつて、忠盛を辱かしめたのである。忠盛は之を心に恥づかしく思つて、宴會の未だ終りぬ内に退座して仕舞つて、主殿司を呼んで、自分が腰に帯びて居た刀をばづして之を預けておいて出て來た。すると、大勢の公卿達は、忠盛が刀を腰に帯びたまゝで御殿に上り、又兵士を引き連れて來て自分を護衛させたのは、實に不届極であるといふ。法律刑罰を正していたゞきたいと請うた。上皇は之を聞き御驚きになつて、忠盛を召し出して、此事を御尋ねになつた。其時に忠盛が對へて申し上げるには、私の家來の者共が、世間の評判を聞きまして、私の身の上を案じまして、私の後から附き従つて參りまして、私に知らせないやうにして居りましたので、私は別に之を命じたと云ふ譯ではありませぬ。どうか陛下、其家來の者共を御裁罰下さいませ。又私が腰に佩びて居た刀の事に就きましては主殿司に預けておきましたから、主殿司に御尋ね下さいと申し上げた。そこで主殿司が、預りおきたる刀を差し上げた。抜いて見ると、本當の刀では無くて、木刀に銀箔を塗りつけたものであつた。上皇は之を見て感嘆せられて仰せられるには、忠盛の工夫は誠に苦心したものである。又、命がけで自分の事へて居る主人を護衛するは、武士たるもの、習慣であるといふやうに、何の御吟味も無かつた。忠盛は

其後しきりに官位が昇進して、正四位下刑部卿となつて、近衛帝の仁平年中に死んだ。

殿上の闘討の事

然るに、忠盛未備前の守たりし時、鳥羽院の御願、得長壽院を造進して、三十三間の御堂を建て、一千一體の御佛をすゑ奉らる。供養は天承元年三月十三日なり。勳賞には、國國を給ふべきよし、仰せ下されける。折節、但馬の國のあきたりけるをぞ下されける。上皇猶御感のあまりに、内の昇殿を許さる。忠盛三十六にて始めて昇殿す。雲の上人は是を猜み憤り、同年十一月二十三日、五節豐明の節會の夜、忠盛を闘討にせんとぞ期せられける。忠盛此由を傳へ聞きて、我右筆の身にあらす、武勇の家に生れて、今不慮の恥に遇はんこと、家のため身のため心憂かるべし。誰する所、身を全うして、君に仕へ奉れといふ本意ありとて、豫めて用意を致す。參内の始より、大きな箱巻を用意し、燭臺の下にしどけなげにさしほらし、火のほのくちき方に向ひて、やはらこの刀を抜き出で、髪に引き當てられたりけるが、よそよりは水などの様にぞ見えける。諸人目をすましけり。又忠盛の耶黨、もとは一門たりし平の木工助貞光が孫、新の三郎大夫家房が子に、左兵衛の尉家真といふ者あり。薄青の狩衣の下に、蒔黄おどしの腹巻を著、櫛袋つけたる太刀脇挟みて、殿上の小庭に長りてぞ候ひける。貫首以下怪をなし、うづつば柱より内給の綱の邊に、袍衣の者の候ふは何者ぞ、狼藉なり。疾う疾う罷り出でよと、六位を以て言はせられたりければ、家真畏りて申しけるは、相傳の主備前の守殿の、今夜闘討にせられ給ふべき由承りて、そのならん様を見んとてかくて候ふなり。えこそ出でまじとて、又畏りてぞ候ひける。これらをよしなしとや思はれけん、その夜の闘討なかりけり。忠盛又御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへて、伊勢瓶子は醋瓶なりけりとぞはやされける。掛巻も忝く此人々は、柏原の天皇の御末とは申しながら、中比は都の住居もうとうとし、地下にのみ振舞なりて、伊勢の國に住國ふか、りしかば、其國の器によせて、伊勢平氏とぞはやされける。その上忠盛の目の、すがまれたりける故にこそ、かやうにはやされけるなれ。忠盛如何にすべし様もなくして、御遊も未終らざるさきに、御前を罷り出でらるゝとて、紫宸殿の御後に於て、人々の見られける所にて、横へさ、れたりける腰の刀をば、主殿司に預け置きてぞ出でられける。家真待ち受け奉りて、さて如何候ひつるやちんと申しければ、かうともいはまほしう思はれけれども、正しう言ひつる程ならば、やがて殿上までも切り上らんずるもの、面魂にてありし故、別の事なすとぞ答へられける。五節には白薄襦、修禪寺の紙、巻上の筆、巴書いたる筆の軸などいふ、様々かやうに面白き事をのみこそ歌ひ舞はるゝに、中比太宰権帥季仲卿といふ人ありけり。餘に色の黒かりければ、時の人黒帥とぞ申しける。此人未藏人頭なりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへて、あなくろく、黒き頭かな、如何なる人の漆塗りけんとぞはやされける。又花山の院の前の太政大臣忠雅公、未十歳なりし時父中納言忠宗の卿に後れ給ひて、孤にておはしけるを、故中御門の藤中納言家成卿、其時は未播磨守にておはしけるが聲にとりて、花やかにもてなされしかば、これも五節には、播磨米は木賊草か、掠の葉か、人の綺羅を研くは、とぞはやされける。上古には、かやうの事ども多かりしかども、こゝいでこそ、末代如何あらんずらん、おぼつかなしとぞ、人々申しあはれける。案の如く五節はてにしかば、院中の公卿、殿上人一同に訴へ申されけるは、それ雄劍を帯して公宴に列し、兵仗を給ひて宮中へ出入するは、皆是格式の例を守る、給命のよしある先規なり。然るを忠盛朝臣、或は年來の郎従と號して、袍衣の兵を殿上の小庭に召し置き、或は腰の刀を横へさして、節會の座に連る。兩條奇態、未聞かざる狼藉なり。事既に帝疊せり、罪科尤のがれ難し。早く殿上の御前を削りて、けつはんちやうにん行はるべきかと、諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給ひて、忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ申されければ、先づ郎従小庭に候候のよし、全く覺悟仕らず。但し近日人々相巧まるゝ旨、仔細あるかの故、年比の家人事を傳へ聞くによりて、その恥を助

けんがために、忠盛には知らせずして、竊に參候の條力及ばざる次第なり。もし咎あるべくば、かの身召し進みずべきか。次に刀のことは、主殿司に預け置き候ひしはりぬ。是を召し出され、刀の實否によりて、咎の左右行はるべきかと申されたりければ、此義尤然るべしとて、急ぎかの刀を召し出で、觀覽あるに、上は精卷の黒塗りたりけるが、中は木刀に銀箔をぞ押したりける。當座の耻辱を遺れんがために、刀を帶するよしあらはずといへども、後日の訴訟を存じて、木刀を帶しける用意の程こそ神妙なれ。弓箭にたづさはらん程の者の謀には、尤かりこそあらまほしけれ。かねてはまた那從小庭に候候のこと、かつうは武士の耶黨のなちひなり。忠盛が咎にあらざとて、却りて觀感に預りし上は敢て罪過の沙汰はなかりけり。

忠盛有七子。曰。清盛。經盛。教盛。家盛。賴盛。忠重。忠度。而清盛最極寵貴。初忠盛之事。白河上皇。上皇有嬖姫。居祇園祠傍。嘗夜幸焉。雨甚。觀鬼髮如束鍼。乍覩乍失。命忠盛射之。忠盛捕而視之。一老僧。束麥稈以代笠。捉火器行吹之。曰。將上燭于祠也。上皇謂忠盛膽勇可倚。益有寵。所幸宮人兵衛佐局。與忠盛私。有身。上皇即賜之。曰。生女則朕取之。即男也。卿以爲子也。宮人免身。生男。是爲清盛。後更娶妻。生家盛。賴盛。清盛出依中御門氏。大治中。任左衛門尉。累遷至從四位下安藝守。航海赴任。有魚入其舟。或曰。興家之兆也。

【嬖姫】……音ヘイキ。嬖は身分賤しくして君の寵を受くるもの、姫は婦人の美稱。おもひ者と云ふが如し。祇園社司國重の娘を云ふ。【祇園祠】……ギョエンノヤシロ。京都の東に在る神社。今の八坂神社なり。【幸】……御幸。【束鍼】……音ソクシン。針を束ねたる如きなり。【觀】……見ゆる。【麥稈】……バクカン。むぎわら。【火器】……火をともしす器物。【所幸】……御手の掛かつた。【宮人】……宮女。【私】……密通す。【身】……はらむ。妊娠なり。身の中に又一つの身あるにより妊娠の事を有身をいふ。【免身】……分曉。【後更娶妻】……これは藤原宗兼の女にして、即ち池の尼なり。【依】……身を寄せて厄介になること。【中御門氏】……兵衛佐局の里方。【左衛門尉】……サエモンノジヤウ。宮城の外門を衝る武臣。嵯峨帝の時に始めて置かれたり。【兆】……前表。

忠盛に七人の子があつた。それは、清盛、經盛、教盛、家盛、賴盛、忠重、忠度といつたが、其中で、清盛が一番君の御寵愛を受け、官位の尊貴を極めた。はじめ、忠盛が未だ北面の武士として、白河上皇に事へて居た時に、上皇におもひ者が御有りなされて、其人は祇園の社の近傍に居たが、ある時、上皇が夜其處に御幸なされた。其夜は雨が大層降つて居た。其途中に、鬼の髪が恰も針をつがねたる如きものが見えた。その怪しげなる者が、忽ち見えるかと思ふと忽ち消え失せ、消え失せるかと思ふと又見えるので、何とも分らぬものであつた。そこで、上皇は忠盛に命じて、之を弓で射ると仰せられた。忠盛は弓で射るに及ばぬこと、思つて、近づきて捕らへて善く見ると、それは、一人の老いたる僧が、麥わらをつがね結んで、それを頭の上に戴いて、笠の代りにして、火をともしす道具を手に持つて、あるきながら火を吹いて居たのであつた。その老僧が曰ふには、御社へ燈明を奉らうとするところで、御座いますと曰うた。此事があつて以來、上皇は、忠盛は勝力あり勇氣ありて、力として頼みにするに足る男だと御考になつて、前にも増して御寵愛になつた。かくて又、上皇の寵幸せられたる宮女の兵衛佐局といふものが、忠盛と密通して、懷妊した。上皇は之を知つても、別に御咎めなされず、其儘その女官を忠盛に賜はつた。そして御仰せられるには、此女は今妊娠中であるが、若し女の子が生れたならば、朕が之を引き取つて養つてやらう。若し男の子が生れたならば、御前が其れを子として養へよと仰せられた。其後、その宮女は御産をした、生れた子は男の子であつた。それが清盛であつた。忠盛は、其後、別に又妻を娶り、其妻によつて家盛と賴盛とが生れた。清盛は家を出で、兵衛佐局の里方なる中御門氏に世話になつて居たが、鳥羽帝の大治年中に、左衛門尉の官に任せられ、段々立身して從四位下安藝守になつた。そこで、舟にて海を渡りて其任地に赴かうとしたとき、其途中で、魚が清盛の乗つて居た舟の中に跳り込んだ。或る人が其時に曰ふには、これは家を興隆するの前表で、大層御目出たいことであるといつた。

【参考】左に平家物語の一節を抄録して参考に資す。

鱸の事

(上略)清盛未安蘇守たりし時、伊勢國阿濃津より、舟にて熊野へ參られけるに、大なる鱸の舟へ跳り入りたりければ、先途申けるは、昔周武王の舟にこそ、白魚は躍入りたるなれ。如何様にも、是は權現の御利生と覺候、可參とぞ申ければ、さしも十戒をたもつて、精進潔齋の道なれども、自ら調味して、我身くひ、家子耶等共にもくはせらる。(下略)

先是。鳥羽太子受禪。是爲崇德帝。帝母璋子。幼養於白河法皇。鍾愛之。及長不衰。頗涉物議。鳥羽是以不子視崇德也。戲目之曰叔父兒。鳥羽寵姫曰得子。號美福門院。生皇子體仁。令崇德養爲太子。四歲受禪。是爲近衛帝。帝崩。崇德希復位。崇德皇子重仁。又長而賢。中外屬望。而美福以

近衛蚤世爲出呪詛乃密勸鳥羽立崇徳同母弟雅仁是爲後白河帝朝野駭然崇徳憤恚召左大臣藤原賴長語之以情賴長慧黠世稱惡左府與兄忠通爭權不逞欲使上皇復位而已專柄也乃慫恿舉兵物情恟然

【受禪】……讓を受けて帝位に即く。【璋子】……タマコ。大納言藤原公實の女。【法皇】……上皇落髮の稱。【鍾愛】……シヨウウアイ。鍾は聚まる也。鍾愛とは情が其處に聚まりて甚だしく愛するなり。即ち御寵愛の盛なるなり。【涉物議】……世間の評判にかゝりて、やかましきなり。世間の人が密通の評判をするなり。【子視】……子として視る、子として扱ふこと。【目】……品定の稱號をつける。【叔父兄】……白河帝の第二子を堀河帝とし、堀河帝の長子を鳥羽帝とす。今、崇徳帝を以て白河帝の子とするときは、父堀河帝に就ては兄弟となり、鳥羽帝より見るときは叔父となるなり。故に叔父兄を曰ふ。兄は幼稚なるもの、稱。叔父つ子。【得子】……中納言長實の女。【崩】……天子の死を崩と云ふ。民の上に在りて天より墜ち下るが如きを以ての故に崩と云ふなり。【希】……こひねがふ。希望するなり。【復位】……再び帝位に即くこと。【中外】……朝廷の内外。【屬望】……のぞみをかける。【蚤世】……蚤は早と同じ。蚤世は天死、若死なり。【呪詛】……言を以て神に告ぐるを呪と云ひ、神に禱りて殃を加へんとするを詛と云ふ。呪詛とは神佛に禱りて人を害せんとすること、のろふなり。【駭然】……事の意外なるに駭くこと。【憤恚】……いきどほりて腹を立てる。【左大臣】……孝徳帝大化元年始めて左右大臣を置き、宮中の業務を統理せしむ。藤原賴長……關白忠實の子なり。才を負みて驕蹇、兄忠通と善らず。兄弟相軋り、猜忌日に甚し。忠實素より賴長を愛し、忠通を疎す。乃ち賴長が太政官の文書を内覽するを請ひ、父忠通に授くる所の朱器盤盃を奪ひ、以て賴長に授け、氏長者と爲す。蓋は藤原氏の重器、唯氏長者之を傳ふるを得る。賴長博學多識、常に經濟を以て自許す。忠通歌詩を工にし書を善す。賴長之を非りて曰、是小技にして、經濟の學に非る也。保元の變、賴長首謀たり。崇徳上皇軍敗れ、還に出て如意山に走り玉ふ。賴長亦流矢に中て薨せり。【以情】……内實の事實を打ち明ける。【慧黠】……ケイカツ。智慧ありて狡猾なり。あるがしこきこと。【惡左府】……惡左大臣。【忠通】……左大臣賴長の兄、法性寺關白と稱す。不逞……思ふ通りにならぬ。【專柄】……天下の政權を自分の思ふ儘に勝手にする。【慫恿】……音シヨウヨウ。すゝめ、のかす。人を説きつけて誘ふなり。【物情恟然】……世間の人氣が騒がしく、人々恐怖の念を懐くこと。

是より先、保安四年に、鳥羽帝の皇太子が、御讓を受けて天子の御位に即かれた。これを崇徳帝と申す。崇徳帝の御母なる璋子は、御幼少の時、白河法皇に養はれて居られたが、法皇は甚だしく之を御寵愛なされて、璋子が御成長なさるまでも、其愛が衰へなかつた爲めに、餘程世間の評判になつた。鳥羽帝は、其れ故に崇徳帝をば、御自分の子としてあつかはず、戯れに綽名をつけて叔父兄と云つて居らせられた。又、鳥羽帝の御寵愛の人に、得子と云ふ御方があつたが、美福門院と號せられて居た。此美福門院の御腹に皇子體仁親王が御誕生になつた。鳥羽帝は此皇子を御位に即かせたいと思召して、時の天皇なる崇徳帝をして此皇子を養つて皇太子となさしめられた。この皇太子はわづかに四歳の時に、崇徳帝の御讓を受けて御位に即かせられた。是れは近衛帝である。これは、もと崇徳帝の御志では無かつたが、鳥羽帝の御思召によりて止むを得ず斯うなされたのであつた。然るに近衛帝は御年が御若くして崩御あそばされた。そこで、崇徳帝は、今一度、天子の御位に即きたいものだと思召なされて居た。それから又、崇徳帝の皇子重仁親王は、御年がすでに長じて、しかも御賢明なる御方であつたので、朝廷の内外の人々は皆此皇子に望みをかけて居た。而るに、美福門院は、近衛帝の御年若くして崩御になつたのは、崇徳帝のろひの爲めであると思召して、そこで、ひそかに鳥羽帝に御勸め申上げて、崇徳帝の御同腹の弟雅仁親王を御位に即かせるやうにした。是れが後白河帝である。朝廷でも民間でも、重仁親王が御位に即かせられるだらうと豫期して居たのに、思ひも寄らぬ御方が御位に即かれたので、大いに驚いた。崇徳帝は御自分で御位に再び即くことも出来ず、又、御自分の皇子重仁親王が御位に即かれることにもならなかつたので、大いに憤り無念に思召して居られた。そこで、左大臣なる藤原賴長を御召しになつて、此人に内實を打ち明けて御物語なされた。さて、此賴長といふ人は、智慧ありてゐるが、かしい人であつて、世間では此人のことを惡左大臣と綽名して居た位で、無味無臭な人であつたが、自分の兄の忠通といふ人と政權を争うて、それが思ひ通りにならぬので不快に思召して居た。崇徳上皇をして今一度御位に復らしめ、やうにして、其功績で自分が勝手に政權をほしいままにしたいと思召して、そこで、色々云つて上皇を勧め、のかして兵を擧げさせるやうにしたから、世間の人氣は誠に騒がしく、人々皆どうなる事かと恐怖の念を懐いて居た。

保元元年。七月。法皇崩。即夜葬之。上皇遂舉兵。據白河殿。源爲義等屬之。法皇豫度有變。遺命諸將當召者。清盛不與焉。蓋以忠盛夫妻傳重仁也。美福曰。安有強如平宗而不召乎。遂召之。清盛舉其宗。應召焉。叔父忠政獨赴上皇宮。清盛義子基盛爲檢非違使。擒上皇黨源親治于宇治。已而勅源義朝。攻白河殿。畱清盛等衛宮。少納言藤原通憲奏。使清盛同往。清盛長子曰重盛。從父攻其西門。西門將源爲朝善拒。我先鋒一將爲其所射殺。清盛曰。吾受命不此門。重盛不肯曰。擇敵而進。豈武臣所爲乎。兒請當之。清盛令兵士擁止重盛。與共攻南門。白河殿陷。上皇出走。入如意

山削髮。奔南都。途被執。遷于讚岐。賴長中流矢。已而自殺。帝詔清盛捕爲義。未獲。忠政出。依清盛乞降。不聽。殺之。朝議因令義朝殺爲義。以清盛爲播磨守。超遷太宰大貳。重盛以下受賞有差。始興甲第于六波羅。

【保元】……後白河帝の時の年號。【即夜】……其晩に。【白河殿】……崇徳上皇の御所。【傳】……兼て、前以て、あらかじめ。【度】……はか
る、推察する。【變】……事變。【遺命】……遺言する。【不與】……あづからず、仲間に入つて居らぬ。【傳】……御より役、御付の人。【平宗】……はか
平氏の一族。【義子】……義理の子、即ち養子なり。【黨】……一味のもの。【宇治】……今の山城國宇治郡宇治町なり。【少納言】……太政官の役
人にして、詔勅を宣傳し、鈴印傳符等の事を司る重職。從五位上にして、定員は三人なり。但し時代によりて多少の變遷あり。【藤原通憲】……
文章博士實兼が子なり。博學宏才、事務に練達す。通憲して信西と稱す。其妻後白河帝の乳母たるを以て、特に親信せらる。二條天皇平治
元年、藤原信賴、源義朝等亂を起し、上皇を一品御書所に幽し、天皇を黒戸の御所に遷せり。是日白虹日を貫く。信西素より天文推歩を善す。
入て天變を奏す。會々上皇内宴し玉ひ、面陳するを得ず。乃ち密に宮女に告げ、出て直に南都に走んとして、信樂山を踰え、又星變を見る。謂
へらく我免れずと。乃ち此に穴して自ら瘞み竹筒を用て氣息を通す。信賴、源光保を遣し、索め獲て、首を斬り、京師に梟せり。【善拒】……上
手に拒ぎ戦ふ。【先鋒二將】……伊藤五、伊藤六の二人。卷二源氏上を參看すべし。【不必此門】……此門に限つたと云ふわけは無い、他の門で
も宜しいのである。【見】……子が父に對して自ら稱する辭。【擁止】……擁は遮るなり。擁止とはさへとむる也。【陷】……攻め落されて
敵の手にわたる。【如意山】……京都の東に在り。【削髮】……髮を剃りて坊主になること。【南都】……奈良を云ふ。【流失】……流れ矢、誰が射
たとも知れぬ矢。【朝議】……朝廷の評議。【超遷】……官を飛び越えて昇進する。【太宰大貳】……聖武帝の時に、始めて筑紫に鎮西府を置く。
是れより先に太宰府の號あり。今、其年代を詳にせず。大貳は權帥の次の官。【有差】……それ、次第等級あり。【甲第】……第宅に甲乙の次第あ
り、甲第は第一等の邸宅、かみやしき。【六波羅】……京都の加茂川の東にて、今の建仁寺の近傍なりと云ふ。

後白河帝の保元元年七月に、鳥羽法皇は御崩御になつた。物情恟然たる折柄の事なればとて、其晩に直々に之を葬つて仕舞つた。好き機
會が來たと思つて、崇徳上皇は、是に於て、とうとう兵を擧げなまつて、白河殿に御立て籠りになつた。源爲義等が之に従つた。鳥羽法皇は、
前以て、いづれ必ず大騒動が起るに相違ないと御推察なされて、若し朕が無くなつた後に騒動が起つたときには、諸將の中に誰々を宮中
に召すべしと云ふことを御遺言して置きなされた。宮中に召すべしと御遺言なされた諸將の名前の中には、清盛は入つて居なかつた。それ
は、清盛の父の忠盛夫婦が重仁親王の御付の人であつたから、清盛はいづれ崇徳上皇の味方になるに相違あるまいと思はれたからである。
しかるに、此事變に至りて、美福門院が曰はれるには、どうして、強大なること平家の一族の如きものを召し出さず置くと云ふことが有
るべき筈であらうかと曰はれたので、とうとう清盛をも御召しになることになつた。そこで、清盛は其一族の者を悉く率めて御召に應じた。
唯だ清盛の叔父なる平忠政のみが、崇徳上皇の御所即ち白河殿に參つた。清盛の養子なる基盛は、檢非違使であつたが、崇徳上皇の味方な
る源親治を山城の宇治に於て生け取りにして、先づ手柄を顯はした。さうかうする中に、源義朝に勅命があつて、崇徳上皇の御所なる白河
殿を攻めしめ、清盛等をば留まりて宮城を護衛するやうにされた。ところが、少納言藤原通憲が、奏上して、清盛をして義朝と同じく白河殿
を攻めに往かしめるやうにした。清盛の長男は重盛と曰つたが、此重盛も父清盛に従つて、白河殿の西の門を攻めた。崇徳上皇の味方とな
る二人の者は、爲朝に射殺されて仕舞つた。そこで、清盛は、此門はなかく攻め難しと思つて曰ふには、自分が勅命を受けて白河殿を攻
め、別の門に向はうとした。さうすると、重盛が之を承知せずして曰ふには、敵をえり取りして、強い敵を避けて、弱敵に向はうとするこ
とは、武臣たる者の爲すべきことでありませうか。願はくは私が此器敵ある門に當りませうと曰つた。清盛は兵士をして無理に重盛を
さへぎりとせめて、一處に白河殿の南門を攻めた。その中に、白河殿は、官軍の手に落ちて仕舞つて、崇徳上皇は、御所より出で走り、京
都の東なる如意山にかくれ込み、其處で剃髮をなさつて、大和の奈良の方へ奔られたが、其途中でつかまつて仕舞ひ、其後、讚岐の國に遷さ
れなされた。賴長は流れ矢に中りて負傷し、さうかうする中に自殺して仕舞つた。後白河帝は清盛に仰せつけて、爲義を捕へさせたが、未だ
見付からなかつた。その中に、清盛の叔父忠政は、隠れ場所から出て來て、清盛に頼んで降参せんことを請うたが、朝廷では御許にならな
かつた。清盛が之を殺して仕舞つた。朝廷の評議では、斯く清盛が其叔父を殺したに因つては、義朝にも其父なる爲義を殺さしめることとな
つた。こゝに於て保元の亂は治まつたので、清盛を以て播磨守となし、幾ばくもなくして、數官を飛び超して太宰大貳に昇進し、重盛以下、
平家の人々、恩賞を受けること、種々等級次第があつた。斯くの如く平家の一門が大分盛んになつたので、始めて大なる邸宅を京都の六波
羅といふ所に建築した。

義朝視平氏聲望出己上也。心常嫉之。藤原通憲娶清盛女爲婦。亦與
義朝有隙。通憲參與大議。多所釐正。帝授位太子。是爲一條帝。而上皇
仍聽政。政在於通憲。上皇嬖人曰藤原信賴。求爲近衛大將。上皇欲聽
之。通憲不可。因圖唐安祿山事跡。上焉以諷之。信賴慚恨。乃與義朝深
相結納。陰謀作亂。藤原經宗。藤原成親。藤原惟方等。皆與其謀。謀既定。而
畏清盛不敢發。

【聲望】……聲譽人望。【嫉】……ねたむ、賢を害するを嫉と云ふ。【婦】……子の妻、よめ。【有隙】……隙はすきま也。有隙とは仲の悪きこ

と。參興……か、はりあづかる。關係すること。〔大議〕……重大なる政事の評議。〔警正〕……音リセイ。警は治むるなり。警正は治め正す、秩序を立て、治めて失なきやうにすること。〔仍〕……なほ、依然として。〔嬖人〕……音ヘイジン。御氣に入りの者。〔藤原信賴〕……中納言右衛門督。〔近衛大將〕……平城帝大同二年、近衛を以て左近衛となし、中衛を以て右近衛となし、諸宿衛の禁軍を統領す。大將は其長官なり。〔圖〕……繪巻物にすること。〔安祿山〕……唐の安祿山は本と營州の雜胡なり。人と爲り傾巧にして能く人に事ふ。唐の玄宗、之を愛し、罪あれども宥し、遂に營州の都督と爲す。天寶十四年反し、所部及び奚契丹の兵十五萬を率めて南進し、京都を陥れ、玄宗蜀に走る。祿山は尋いで其子慶緒の爲めに殺さる。〔諷〕……それと明かに言はず他の事のやうにして諷むること。〔慚恨〕……慚ぢて無念に思ふ。〔結納〕……互に結び納れる、深く相結託すること。〔經宗〕……大納言。〔成親〕……權大納言。〔惟方〕……檢非違使。〔與〕……あづかる、之に關係する。

平氏の勢力は追々と盛んになった。義朝は平氏の聲譽人望が自分より勝れて居るのを視て、心の中で常に之をそねみねたましく思つて居た。藤原通憲は、清盛の娘を娶りて、嫁として居たが、此人も亦義朝と仲が悪かつた。此通憲は、朝廷の大事の評議にも加はり、朝廷の政事上に、筋道を立て、治め正した事が多くして、自然なかく、勢力のある人であつた。後白河帝は御位を皇太子に御譲りになつたが、これは二條帝である。而して後白河上皇は、なほ依然として、政治を閉居して居たから、政治の實權はやはり通憲の手に在つた。後白河上皇の御氣に入りの者に藤原信賴といふ者があつたが、此人は、近衛大將になりたうと望んで居た。上皇は、御氣に入りの者の望む事であるから、之を許さうとなされた。しかるに、通憲は、これを宜しかりぬこととし、それが爲めに、昔支那の唐の時代の安祿山といふものが、其時の玄宗皇帝の御氣に入りであつて、我儘を御許しなされて居る内に、安祿山がとうく謀叛をして、唐の天下が一時大いに亂れた事があつたが、其事蹟を繪巻物にして、上皇に御覽に入れて、それで以て上皇をそれとはなしに御陳め申上げた。此事を知つて、信賴は、大いに恥ぢて無念に思つて居た。そこで、通憲と仲の悪い義朝と互に深く結託し、人知れず謀叛をおこすことを相談した。藤原經宗、藤原成親、藤原惟方等も、皆其謀叛の相談に加はつて居た。相談はすでに決定したけれども、しかし、清盛を畏れて、思ひ切つて直々に事を起すことをばしなかつた。

平治元年。冬。清盛。重盛。率筑後守家貞等五十人。詣熊野。行至切部。六波羅使者來告曰。昨夜信賴。義朝。與源賴政。源光基等。率兵五百。圍三條殿。火之。竝火少納言第。殺傷無算。遂幽上皇及主上於禁內。少納言亦遭害矣。衆愕然。清盛曰。爲之何如。宜到熊野計之乎。重盛曰。武臣赴天子之急。何猶豫爲。清盛曰。如無甲何。家貞曰。臣豫慮有是事矣。開其擔。出甲

胄五十。器械弓箭稱之。衆乃結東北還。已而聞源氏兵要阿部野。清盛曰。彼衆我寡。我且避之四國。以謀再舉。重盛曰。機不可失。失今不伐。彼將先我。我寡而敗。何恥之有。今日之事。有死而已。清盛曰。吾志決矣。率衆疾馳。未至阿部野。遇一騎。衆意源氏使也。騎至曰。臣至自六波羅。六波羅之兵迎駕。見在阿部野。請速歸。衆相喜慶。踴躍入京師。

〔平治〕……二條帝の時の年號。〔熊野〕……紀伊國牟婁郡に在る社。祭神は速玉男神、事解男神、伊弉册神なり。〔切部〕……紀伊國日高郡に在り。〔三條殿〕……上皇の御所、三條鳥丸に在り。〔火〕……燒く。〔少納言第〕……少納言通憲の邸宅。〔殺傷無算〕……殺されたり傷つけたりれたりした者が數の知れぬほど多し。〔幽〕……押し込める。〔禁內〕……御所の内。御所には門に禁制ありて安りに人の入ることを得ざるよりして、御所の事を禁と云ふなり。〔遭害〕……殺されたる也。〔愕然〕……ガクセン、不意の事に逢うて驚く貌。〔爲之〕……此處置をすること。〔急〕……事變、難儀、猶豫……ためらふ、躊躇する。猶も豫も共に疑深き獸の名なるより、疑ひて決せずして居ることを猶豫と云ふなり。又一説には、支那の臨西にては犬のことを猶と云ひ、犬は行くときは毎に豫め先だち行きて待つ、然れども人至らざるときは、又求めて迎へに来る、斯く進んだり退いたりするものなるによりて、豫して居ることを猶豫と云ふとの説もあり。何れかはその數だけありて、のひ居ること。〔結束〕……身仕度をする事。〔要〕……待ち受ける。〔阿部野〕……攝津國に在り。〔且〕……しはらう。一先づ。〔四國〕……阿波、讃岐、伊豫、土佐。〔再舉〕……後日の旗上げ。〔機〕……をり、機曾。〔意〕……おもへらく。〔迎駕〕……貴下を迎へると云ふ事。御乗物を迎へると貴んで云ふなり。〔見〕……げんに、まのあたり、現在。〔喜慶〕……喜び祝ふ。〔踴躍〕……小をどりして男むこと。大なるを踊ると云ひ、小なるを躍と云ふ。

二條帝の平治元年の冬に、清盛と重盛とが、家臣筑後守家貞など五十人の者を引き連れて、紀伊の熊野神社に參詣しやうと云ふので出かけて、紀伊の國の切部といふ所まで至ると、其處へ清盛の本邸なる六波羅からの使者が來りて報告して曰ふには、御留守中に大變な事が出来ました。それは、昨夜、信賴と義朝とが、謀叛をくはだてまして、源賴政、源光基等と、五百人の兵士を引連れて、上皇の御所なる三條殿を圍みまして之に火を掛けて焼いて仕舞ひ、並に少納言通憲殿の御屋敷を燒き拂ひ、殺されたものや傷つけられたものが、數の知れぬほど多勢出来ましたし、とうく上皇と天皇陛下とをば御所の内に押し込め奉り、少納言通憲殿も亦た殺されて仕舞はれましたので御座いますと曰ふ。之を聞いて、一同の者はびつくりした。そこで、清盛が曰ふには、これは大變な事が出来した。之をば如何處置したら善からうか、熊野へ行つてゆつくりと相談したら善からうかと曰ふ。重盛が曰ふには、武臣たる者が天子様の御難儀の際に御救ひ申上げや

うとて出掛けるに、どうして、さうして躊躇することがありまじやうや。早速引き返して行くべきもので御座いますと曰ふ。清盛が曰ふには、それは尤もではあるが、何分其足が無くして仕方が無いではないかと曰ふ。さうすると、家貞が横合より口を出して曰ふには、私には前以て御留守中になん事も出来ず、何れ知れんと氣遣ひまして御座いますので、具足の用意をば致して参りまして御座いますと曰ふ。そして、其の荷はせて来た櫃を開いて、鏝児五十組を取り出しました。諸道具や弓矢の類も、相應な入用の数だけと、なうて居りました。一同は、そこで、身仕度をしまして、北の方、京都の方へ向つて還つた。とかくする内に、源氏の兵士が攝津の國の阿部野といふ所に待ち設けて居るといふ事を聞きまして、清盛が曰ふには、彼れ源氏の兵は数が多く、我が平氏の兵は誠に数が少いから、これでは、どうも、戦つても勝利を得ることは出来なから、先づ、源氏の兵を四國に連れて、そして、後日再び旗上げをすることにしやうと曰ふ。重盛が曰ふには、今日の好機會は取りにがしはなりません。今日の好機會を取りにがして仕舞ひましたならば、彼れ源氏の方から、我れ平氏を先づ伐つて来ることになりまじやう。さうすると、戦争がますます、困難になりまじやう。又、今日我が平氏の兵が少数であつて、戦に敗北しましたとて、別に恥辱といふではありません。今日の事たるや、思ひ切つて死ぬる覚悟で之に當るより外はありまじやうと曰つた。清盛が曰ふには、成る程、御前の言ふ通りだ。自分の所存も決定したと曰つて、一同の者を引き連れて、急いでかけ出した。未だ阿部野まで到着しないときに、一人の騎兵が向うから馳せ来るに出あつた。一同の者が思ふには、かれは源氏から来た使であるだらうと考へて居た。騎兵がいよいよ到着して曰ふには、私は六波羅から参りました者で御座います。六波羅の兵士は、あなた様方の御歸りを御迎申して、現に阿部野に御待ち申して居ります。どうぞ、早く御歸り下さいと曰つた。一同の者は之を聞いて、大いに喜び互に相祝し、小をとりして男み男んでやがて京都に入つた。

當是時。信賴自爲大臣大將。義朝以下皆拜官。信賴衣冠僭擬乘輿。坐百官上。聽斷庶政。百官莫敢仰視。獨左衛門督藤原光賴不屈。因會議折信賴。勗其弟惟方。護一宮以待清盛。清盛既還。信賴聞之。益諸門守兵。清盛謀怠其備。乃致名簿於信賴。以示無他。清盛計拔帝。乃與惟方通謀。夜放火二條大宮。守門兵舍守救之。天皇乃與皇后同車。蒙衣而伏。出藻壁門。惟方從。門者誰何。惟方曰。宮人也。門者燭於車中。曰。可矣。既出。重盛以騎三百迎。謁于途。奉入六波羅。百官萃焉。關白藤原基實亦至。衆

以其妻信賴妹也疑之。或告清盛曰。關白至矣。清盛曰。此大臣也。假令不來。吾固將召焉。衆心乃安。已而上皇又逃於仁和寺。而信賴等仍據大内。

【衣冠】……服裝を云ふ。僭擬……音センギ。分限を越えて上なる人の眞似をすること。【乘輿】……天子を云ふ。教て至尊をさして云はず、故に乘輿と云ふ。乘輿とは天子の御乗物の事なり。【聽斷】……とらさばく、聽も斷も同じく、處置判斷することなり。【庶政】……もろくの政事。【左衛門督】……左衛門府の長官なり。【藤原光賴】……左衛門督たり。信賴上皇を幽し、天皇を遷し、朝尙所に居て、諸政を專決す。公卿以下俯伏して位に陪す。獨り光賴肯て出でず。信賴詔を矯めて、大に公卿を會し事を議せんとす。光賴乃ち出づ。從者を戒め、變あらば我首を以て免がれ、賊手に辱めらるゝ勿れと。遂に入る。曰く、今日朝班何ぞ異ならん。吾は左衛門督なりと。進んで信賴の上に坐し、笏を端しうし聲を勵まして曰、聞く今日旨ありて百條を召す。至らざれば誅ありと。抑々議する所何事ぞと。信賴首を俯す。衆皆屏息せり。光賴曰、久して曰、議する所なくんば、請ふ退かんと。乃ち出づ。弟惟方を召し、其賊に黨するを責む。惟方悔悟し、經宗と謀りて、天皇を奉じて潛に六波羅に幸せしむ。官軍力を展るを得るは、光賴與りて功あり。【不屈】……心をまげて従はぬこと。【因】……機會とする。【會議】……集會評議。【折】……くじく、取りひしむ、やりこめる。【勗】……つとむ。勉勵なり。きつと意見して勵み勉めさす。【二宮】……二條天皇と後白河上皇となり。【致名簿】……名前を書き連ねしもの即ち連名帳を送りて、服して二心をなさしむるなり。【無他】……二心をなさくこと。【拔】……幽囚の中より取り出す。【救之】……火事を消し止めに行くなり。【蒙衣】……かつぎと云へる婦人の衣を頭からかぶること。【藻壁門】……皇居の西の御門。【門者】……門番。【誰何】……音スキカ。誰だとかがめ問ふなり。【宮人】……宮女。【燭】……ともし火をさしむけて見る。【可矣】……宜し。【迎謁】……迎へて御目にかゝる。【奉入】……御供する。供奉するなり。【萃】……集まる。【假令】……たとひ、よしや。【仁和寺】……ニナナジと讀む。小室と號す。京都の北に在る御寺。【大内】……内裡、即ち御所。

この時に當りて、信賴は自分勝手に大臣大將となりすまじ、其一味の者共、義朝以下、いづれも皆それれを官を拜した。即ち義朝は從四位下播磨守となり、賴朝は兵衛佐となつた。信賴の服裝は、自分の分限を踰えて天子の眞似をし、百官の上に坐して、諸の政事を取りさばいて居た。その勢は實に盛んにして、百官悉く之を畏れて、敢て顔を上げて視るものは無かつた位だ。唯だ一人、左衛門督藤原光賴のみが、信賴に屈せず、集會評議の席に於て、信賴をやりこめ、又その弟なる惟方に嚴しく意見し勵まして、上皇及び天皇の御二方を護衛して、以て、清盛が熊野から歸つて来るのを待つて居させた。さて、清盛がすでに還つて来ると、信賴は清盛が還つて来たことを聞いて、諸門の番兵を多くして門の守備を嚴重にした。清盛は其守備を油断させやうと謀り、そこで、一味徒黨の連名簿を信賴に送りて、そして、二心をなすことを示した。油断は、どうかして天子を幽閉の中より御救ひ出し申したいと計畫し、そこで、惟方と謀をしめし合はせて、夜二條の大宮通に火を付けた。門を守りて居る兵士は、何しろ近火の事であるから油断はならぬと云ふので、自分々々の守りて居る役目を捨て、火事を消し止めやうと出掛けた。天子は、其混雜に乗じて、そこで、皇后と御車に御乗りになつて、かつぎをかぶつて女の風をなして、なほ見つからぬ様に、うつむいて居て、藻壁門を御出まじにならうとした。惟方が御供をして居た。門番のものが、誰か何ものかと咎めると、惟方が曰ふには、宮女方であるといふ、門番は車の中にともし火をさしむけてあらためて見て、別に仔細ななした思つたので、宜しい、御通りなさいと曰つた。さて、いよく御出まじになると、兼ねての手筈の通り、重盛が、三百騎の兵を引き連れて、途中まで御迎へに出て居て其處で御目にか

かり、それから御供をして六波羅の邸に入った。百官が之を聞きつけて、六波羅に集まつて来た。關白藤原基實も亦六波羅にやつて来た。多くの者は、基實の妻は信賴の妹であるからして、之を疑うた。ある人が清盛に告げて曰ふには、關白基實殿が来られたが、どう取扱つたものだらうと曰ふと、清盛が曰ふには、それは大臣であるから、たとひ来られずとも、自分は、勿論御呼び申さうと思つて居た位であると曰つて、別に怪しみもなかつたから、一同がそこで安心をした。とかくする中に、上皇も亦小室の仁和寺に御逃れになつた。然るに信賴等は、それにも構はず、矢張りとの如く、御所の中に立て籠つて居た。

帝召清盛。命討賊。且戒之曰。宜佯退走誘賊出宮。莫使宮闕罹兵燹也。清盛對曰。臣誅逆賊。如指之掌。勿以勞天心。至若後命。臣甚惑焉。雖然。不敢不盡心。乃勒兵三千騎。令重盛教盛。賴盛將之。分兵赴大内。賊開昭明。建禮二門。關陽明待賢。郁芳三門。樹白旗二十餘旒。守之。我兵望見色動。重盛勵衆曰。年爲平治。地爲平安。而我平氏也。天示吉兆。獲勝必矣。汝輩努力。乃分其兵爲一。留一于大宮巷。以其一傳待賢門。大呼挑戰。信賴怖墮馬。重盛排門而入。至大庭。棕樹下。與源義平。大戰。紫宸殿前。七匝櫻橋樹。出至大宮巷。杖弓以息。平家貞目之曰。可謂平將軍再生矣。重盛更兵復入。義平呼曰。我源氏嫡子。公平氏嫡子。宜與決死也。重盛曰。諾哉。乃進戰且退。與一卒景安。家泰俱走。義平及鎌田政家追之。至一二條塚。重盛踰塚。政家射之。中肩及背。甲堅不入。射馬。馬倒而冑墮。政

家薄之。重盛扞以弓。取冑被之。景安至搏仆政家。爲義平所殺。重盛怒。欲親鬪。家泰進與義平相搏。爲政家所殺。重盛得閒走。

【伴】……いつはる、外面だけ見せかゝる。【宮闕】……宮は御所、闕は宮門。二字合はせて御所と云ふに同じ。【兵燹】……燹は音セン。火の盛んなる貌。兵燹とは兵亂より起りたる火災。【如指之掌】……手のひらに在る者を指さし示すが如く、極めて容易なるを云ふ。【天心】……天子の御心。【後命】……後の方の御命令、即ち御所を兵火に掛けるなどの御勅命。【惑】……こまる、迷惑する。【勒】……音ロク。整へる。人数をそろへること。【昭明建禮】……紫宸殿の前に在る二門の名。【關】……閉づる也。【陽明待賢郁芳三門】……紫宸殿の東に在り。【樹】……たるもの、即ち旗の足なり。【色動】……恐怖の念が顔色にあらはれる。【平安】……桓武帝延暦十三年、朝を山城の萬野郡に遷したまひ、平安京と云ふ、即ち京都のこと。【吉兆】……めでたき前表。【努力】……努力は力を用ふる也。努力とは大いに力を盡してつとめ骨折ること。【大宮巷】……皇居の東の南北の道路なり。【傳】……シンドン又ハシシイデンと讀む。大内裡の正殿を云ふ。【七匝】……七度めぐらる。【櫻橋樹】……殿の庭。【棕樹】……むくの木。【紫宸殿】……シンデン又ハシシイデンと讀む。大内裡の正殿を云ふ。【七旒】……七度めぐらる。【櫻橋樹】……所謂左近の櫻と右近の橋となり。村上帝康保元年、櫻橋を紫宸殿の南階の東に植ゑ、明年、橋を其西に栽ゑられたりと云ふ。【平將軍】……即ち貞盛を指す。前に見ゆ。【再生】……生れがはり。【更兵】……新手の兵を入れかへる。【嫡子】……總領息子。【諾哉】……もとより承知だ。哉はしかと断定する意味。【クサイ】と音にて連讀すべし。【薄】……せまる、近く寄せつめる。【扞】……捍と同じ、防なり。【搏仆】……手にてうちたふす。組み打ちして仆す。【閒】……すまき。

二條天皇は清盛を御召しになつて、賊を討ち平らげること御命じになり、その上、之に注意して仰せられるには、負けたやうに見せかけて逃げ退いて、賊を御所の中からおびき出すやうにして、成るべく御所の外で戦ふやうにして、御所をして兵火にかゝらせ焼かれることの無いやうにして呉れろと仰せられた。清盛が對へて申すには、私が逆賊を誅しますことは、手のひらの中に在る者を指さし示します如くで、賊に容易なることで御命にましますれば、其事に就いて御心を煩はしなさいませぬやうに願ひます。たゞ後の方の御命令即ち御所を兵火にかゝらぬやうにしての御命令に至りましては、私は甚だ迷惑いたしました。御座います。けれども、出来るだけは心配いたしました。せぬでは御座いませぬと申した。そこで、兵士三千騎を勢ぞろへして、重盛、教盛、賴盛をして之に將たらしめ、路を分つて御所の方へ赴いた。賊軍では、昭明門と建禮門との二つの御門を開いて、陽明門、待賢門、郁芳門の三つの御門を閉ぢて、源氏の旗なる白旗二十餘本を立て、これを守つて居た。其勢は、いかに盛んに堂々として見えるので、我が平氏の兵士は、之を望み見て、いたく恐れた様子も顔色にもあらはれて見えた。そこで、重盛は、部下の者を勵まして曰ふには、今日の御年號は平治といひ、この土地は平安といひ、そして我々は平氏である。何もかも平づくめである。云ふことは、天が目出度なき前表を示して居られるのである。今日の戦にては、必ず勝利を得るにままつて居るのだ。汝等、大いに骨折れぬと曰つて、兵士を勵ました。そこで、其兵を二つに分けて、其一隊を大宮通にとめて置き、其一隊を以て待賢門に近づき、大聲をあげ呼ばはりて戦を誘ひかけた。信賴は、之を見るや、大いに恐れて、馬からころげ落ちた。重盛は門を押し開いて入り、南殿の御庭なる棕の木の下に至りて、源義平と、大いに紫宸殿の前に戦ひ、追ひつ追はれつして、左近の櫻と右近の橋の木の周圍

を七廻まはり、それから、御所から出で、後軍の居る大宮通に行き、弓を杖として、はつと一息ついた。家臣なる平家貞が之を見て曰ふには、重盛殿の武勇絶倫なること、御先祖平將軍貞盛の生れがはりと申すべきだと曰つて、感嘆した。やがて、重盛は、新手の兵を入れ代へて復た御所の中へ入つた。そこで、又義平に遇つた。義平は大きき聲で呼はりて曰ふには、自分は源氏の總領息子、貴公は平氏の總領息子で、御互に總領息子同士であるから、どちらが負けて死ぬか、一つ死ぬまで戦ひ合はうではないかと曰ふと、重盛は答へて、勿論承知といふので、そこで、進んで戦つたが、暫くすると負けて退き、二人の士卒、名を景安、家泰と云ふ者と共に逃げ走つた。義平と鎌田政家とが之を追つ掛けて、二條の御堀までやつて来た。重盛は御堀を飛び越えて行く。政家が、後から之を射て、肩と背とに射中てたが、重盛の具足が大層丈夫であつたので、身體までは透らなかつた。そこで、政家が今度は馬を射た。馬にうまく中つて馬が倒れて、重盛の兜が落ちた。そこへ、政家が近く詰め寄せた。重盛は弓を以て之を拒ぎ、その間に兜を取つて之をかぶつた。重盛の士卒の景安が追ひついで来て、政家と組撃をして、之を地に倒したが、不幸にして景安は義平の爲めに殺されて仕舞つた。さうすると、重盛は怒つて、自分で義平と組撃をしようと思つたが、重盛の士卒の家泰が進んで義平と組撃をした。併しこれも、今度は政家の爲めに殺された。重盛は、この間に、隙間を得て走り去つた。重盛の此時の情態、實に危いことであつた。

當是時。賴盛等攻。郁芳門。與。義朝。戰。退走。義朝。卒有。善走者。八町。二。郎。以。鐵。搭。鉤。其。冑。賴。盛。拔。刀。截。搭。二。郎。仰。仆。賴。盛。走。源。氏。兵。空。宮。而。出。教。盛。乃。以。千。騎。橫。入。大。內。關。諸。門。守。之。義。朝。義。平。無。所。獲。而。還。宮。宮。皆。赤。旗。矣。進。退。失。據。遂。進。攻。六。波。羅。清。盛。乃。上。北。臺。踞。床。指。麾。賊。兵。沓。至。官。軍。遂。巡。賊。乘。勝。而。進。矢。及。內。戶。清。盛。怒。上。馬。大。呼。馳。出。親。突。敵。陣。更。兵。交。進。賊。遂。大。敗。走。清。盛。乃。入。大。內。收。名。簿。笑。曰。昨。予。今。取。何。速。也。乃。分。兵。追。賊。

【善走者】……かけること上手なる者。【鐵搭】……鐵の熊手。搭は音タフ。【鉤】……音コウ。ひつかける。【截】……二つにちぢ切る。【空宮】……御所の中より兵士が残りかけ出したるを云ふ。【進退失據】……あとへもさきへも行かれぬ、あとにもさきにも據りどころが無し。【北臺】……北の方の物見やぐら。【踞床】……床几に腰を掛ける。【指麾】……指圖する。【沓至】……重なり合つて攻め寄せ来る。【遂巡】……しりぞみする、あとしりぞりする。【内戸】……天子の御座所。【突】……突きかゝる。【交進】……かはるゝ進む。【昨予今取】……昨日與へて、今日すゝに取り戻す。

重盛が奮闘して居る間に、別軍たる賴盛等は、郁芳門を攻めて、義朝と戦つたが、やがて退き走つた。義朝の士卒の中に、かけること上手なる者、其名を八町二郎と云ふ者があつて、あとから追つ掛けて来て、鐵の熊手を以て、賴盛の冑にひつかけて引つぱつた。賴盛は、あはて舞がず、刀を抜いて鐵の熊手を眞二つに切り落して仕舞つた。八町二郎は力を極めて引つぱつて居るところを、熊手が眞二つに切られて仕舞つたので、仰向けに仆れたので、賴盛は走り逃げて、源氏の兵は、そりや平氏の軍勢が逃げた、通がすなと云ふので、御所の内を空襲して出で、之を追つ掛けた。そこで、教盛は、時分はよしと、千騎の兵を引き連れて、横の方から、御所の中へ入り、諸門を堅く閉ぢて之を守つて居た。さうする中に、義朝、義平は、折角平氏の軍勢を追つ懸けては見たもの、格別何の利益を得たといふほどの事もなく、御所に還りて見れば、こはそも如何に、御所の中には皆平家の赤旗が建て連ねてあつた。そこで、源氏の方では、あとへも先へも行くことの出来ぬ次第となり、やぶれかぶれと、とうとう、進んで清盛の屋敷なる六波羅を攻めに行つた。清盛は、そこで、北の物見やぐらに上りて、床几に腰を掛けて、指圖をして居た。賊兵即ち源氏の兵が重なり合つて集まり來つた。官軍即ち平家の軍は、源氏の軍勢が餘りに多いので、恐れしりぞみした。賊兵は、益々勝に乗じて進んで攻め、其射る矢が、陛下の御座所にまでも届くほどであつた。清盛は、怒つて、馬に乗り、大聲で呼はりて駆け出で、自身親ら敵の陣に突きかゝり進み、新手の兵を入れかへ、かはるゝ進んで行つたので、賊軍はとうとう、大敗北となりて逃げ走つた。清盛は、そこで、御所に入り、昨日信頼に送つた名簿を取り收めて、笑つて曰ふには、昨日彼れに與へ、直ぐに今日取戻すといふは、なんと速かな事ではないかと曰つた。そこで、兵士を手分して賊兵を追つ掛けて行つた。

待賢門軍附信賴没落の事

【参考】平治物語に、この待賢門の軍と八町二郎との事を記述することなく、面白ければ、長けれど左に抄録して参考にあす。

さる程に六波羅の皇居には、公卿會議ありて清盛を召されけり。紺の直垂に黒緋威の腹巻に、左右の小手を差して、折鳥帽子引立て大床に畏る。頭中將實國を以て仰下されけるは、王事盛きことなれば、逆臣賊びん事疑ひなし。但道新造の内裏なり。若し回祿あらば、朝家の御事たるべし。官軍傷りて引退かば、凶徒定めて進み出でんか。然らば官軍を入替へて、内裏を守護せさせ、火災なき様に思慮あるべし、と仰下されければ、清盛畏りて、朝敵たることは、逆徒の誅戮は掌の中に候ふ間、時刻を廻らすべからず。然れば定めて狼藉出来せんか、火失なからん條こそ難義の勅定にて候へ。さりながら、菴藪が美園を覆し、張其が項羽を止し、も、皆是智謀の致す處なれば、随分武略を廻らし、金剛無爲なる様に成敗仕るべしと奏して出られけり。主上御座あれば、皇居の御固に清盛をば留る。大内へ向ふ人々には、大將軍は左衛門佐重盛、三河守賴盛、淡路守教盛、侍には筑後守家貞、子息左衛門尉貞能、主馬判官盛國、子息右衛門尉盛俊、與三左衛門尉景安、新藤左衛門家泰、難波次郎經房、源尾太郎兼安、伊藤武者景綱、館太郎貞泰、同十郎貞景を始として、都合其勢三千餘騎、六波羅を打出て、賀茂河を馳渡し、西河原に控へたり。左衛門佐重盛は生年廿三、今日の軍の大將なれば赤地の錦の直垂に、櫛の裾金物打ちたるに、龍頭の兜の緒をしめて、小鳥といふ大刀を帯き、切符の矢負ひ、重藤の弓持ちて、黄鵠毛なる馬に、柳櫻摺りたる具鞍置せて乗り給へり。重盛宣ひけるは、年號は平治なり。花洛は平安城なり。我等は平氏なれば三事相應せり。敵を平げん事何の疑かあるべき、誰か爰に樊噲張其が勇をなさざらんとて、三千餘騎を三手に分ちて、近衛中御門、大炊御門、大宮面へ打出で、陽明、待賢、郁芳門へ押し寄せたり。大内には三方の門をさし固め、面をば開かれたり。承明建禮の脇の小門を、俱に開きて、大庭には馬ども多く引立てたり。梅壺、桐壺、梨壺、紫宸殿の前後、東光殿の脇の壺まで、兵ひしと並居たり。皆源氏の勢なれば、白旗二十餘流打立てたり。大宮面には、平家の赤旗三十餘流差し掲げて、勇み進める三千餘騎、一度に関を咄と作りければ、大内も響き渡りて夥し。龍波に驚きて、只今まで由々しく見えられたる信賴卿、顔色變りて、草葉の如くにて、南階を下られけるが、除職ひて下りかねたり。人なみな馬に乗りし、引寄せたれども、ふとりせめたる大の男の、大鑑は

著たり。馬は大なり、乗煩ふ上、主の心にも似、似ず、はやり切りたる逸物なれば、つと出でん出でんしけるを、舎人七八人寄りて馬を抱へたり。放たば天へも飛びぬべし。穆王八匹の天馬の駒も、かくやと覺ゆるばかりにて乗りかね給ふ所を、侍二人つと寄りて、疾く召し候へとて押上げた。餘にや押したりけん、弓手の方へ乗りこして、伏様にとつと落つ。急ぎ引越して見れば、顔に砂ひしと付き、鼻血流れて見苦しかりけり。義朝此體を見て、日來は大將とて恐れ給ひけるが、はたと睨みて、あの信頼といふ不覺人は臆したりなとて、日華門を打出て、部芳門に向はれければ、信頼も鼻血押し拭ひ、兎角して馬に控乗せられ、侍門へ向はれけるが、物の用に違ふべしとも見えざりけり。左衛門佐重盛、五百餘騎をば大宮面に置き、五百餘騎にて、押寄せて、呼ばり給ひけるは、此門の大將軍は信頼卿と見るは、御目か。かく申すは、桓武天皇の苗裔、太宰大貳清盛嫡子左衛門佐重盛、生年二十三と名乗り懸けければ、信頼返事にも及ばず、それ防げ侍共とて引退く。大將の引給ふ間、防々侍一人もなし。我先にと逃げ、れば、重盛彌勇みて、大庭の椋木の下まで攻附けたり。義朝是を見て、惡源太はなきか、信頼といふ大體病人が侍門を早破られつるぞや、あの敵追出せと宣ひければ、承り候ふとて懸られけり。續く兵には鎌田兵衛、後藤兵衛、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、金子十郎、足立右馬允、上總介八郎、關次郎、片桐小八郎、太夫、已上十七騎、雙をば懸せ向ふ。大音聲を揚げて、此手の大將は誰人ぞ、名乗れ聞かん、かく申すは清和天皇九代の後胤、左馬頭義朝の嫡子、鎌倉の惡源太義平と申す者なり。生年十五歳、武蔵大藏の軍の大將として、伯父帯刀先生義賢を討ちしより以來、度々の合戦に、一度も不覺の名をとらず、年積りて十九歳、見参せんとて、五百騎の真中へ破りて入り、西より東へ追ひまくり、北より南へ追廻し、縦横十文字に、敵を颯と颯散して、半武者どもに目なかけせ。大將軍組んでうて、櫓勾の鏝に蝶の裾金物打ちて、黄體毛の馬に乗りたるこそ重盛よ。押し雙をば懸りて落し、手捕にせよと下知すれば、大將をくませじと、防々平家の侍ども、與三左衛門、新藤左衛門を始として、百騎許が中にぞ隔りける。惡源太を始として、十七騎の兵ども、大將軍に目をかけて、大庭の椋木を中に立て、左近の櫓右近の櫓を七八度まで追廻して、組まん組まんとぞ採みたりける。十七騎に懸立られて、五百餘騎はじとと思ひけん、大宮面へ颯と引く。大將左衛門佐は弓杖ついで、馬の息を繼がせ給ふ處に、筑後守つと参りて、墨祖平將軍、二度生れ替り給へる君哉と、向様に誓め奉れば、今一度駈けて家貞に見せんとと思はれけん、前の五百餘騎をば詰め置き、新手五百餘騎を相具して、又大庭の椋木まで攻め寄せたり。又惡源太かけ向ひ、見廻していひけるは、只今向ひたるは皆新手の兵なり、但大將は元の大將軍重盛ぞ、以前こそ洩すとも、今度に於ては餘すまじ、押雙をば懸りて捕れ兵共と下知すれば、男に勇みたる十七騎、我先にと進みければ、今度は難波次郎、同三郎、瀧尾太郎、伊藤武者を始として、百餘騎が中に隔てたるに事とせざ、惡源太弓をば小脇に掻き、鏝踏ん張りつちあがり、左右の手を擧げ、幸に義平源氏の嫡子たり、御邊も平家の嫡子なり、敵には誰か嫌はん、よれや組まんといふまゝに、先の如く大庭の椋木の下を追ひ廻して、五六度までこそ採みたりけれ。重盛組みぬべし、やと思はれけん、又大宮面へ引きて出で、惡源太二度まで敵を追ひまくり、弓杖ついで馬に息をつがせけるに、義朝是を見て、須藤瀧口を以て汝が不覺に防げばこそ、敵度々斬入らめ、あれ速に追出せといひ遣されければ、後綱馳せて此由をいふに、承り候、進めや者共とて、色も替らぬ十七騎、大宮表に斬出で、敵五百餘騎の中に、面も振らず破りて入り、引立てたる勢なれば、馬の足を立てかねて、大宮を下りに二條を東へ引きければ、我子ながらも義平に能くかけたものかな、あかけたりとぞ誓められける。大將軍重盛、與三左衛門景安、新藤左衛門家泰、主従三騎かけ難れ、二條を東へ引かれければ、惡源太、鎌田に屹と目合せて、爰に落つるは大將とこそ見れ返せやとて追懸けたり。既に堀河にて追詰めけるが、弓手の方に材木多く充満たるに、惡源太の乗り給へる馬、かたなつめの駒にて、材木にや驚きけん、妻手の方へけし飛びて、小膝を折りてどうと伏す。鎌田兵衛延びて、十三束取りて番ひ、能く引きてひやうと射る。重盛の射向の袖に、はたと中りて飛び返る。總て二の矢を射たりければ、押附へつと中りて、鹿かつき碎けて跳り返り。惡源太はは堀ゆる唐皮といふ體

ござんたれ、馬を射て落ちん所をうて、下知せられければ、又能く引きて追う様に、苦のかくる、程射込みたり。馬は屏風を返す如く倒れば、材木の上にはね落され、兜も落ちて大童になり給ふ。鎌田堀河を馳越えて、重盛に組まんと落合ひ、重盛近附きては、叶はじと思はれけん、弓の筈にて鎌田が兜の鉢を丁と撞く。撞かれてゆゆる間に、兜を取りて打ち著つ、緒を強くこそしめられければ、與三左衛門馳寄りて、中に隔り申しけるは、漢の紀信は高祖の命に代りて、茶陽の圍を出し、終に天下を保たせき。主君めちる、時は臣死すといふにあらざや。景安こゝにあり、よれや組まんといふまゝに、鎌田兵衛と引組みて、取りて押へける處に、惡源太馬引起し、是も堀川を馳越えて、重盛に組まんと飛び懸りけるが、鎌田をや助くる、大將をやうたんとと思案しければ、大將には又も寄合ふべし、政家をうたせては叶はじと思ひ、與三左衛門に落合ひて、三刀刺して首を取り、重盛は悲み切りたる景安討たせて、命生きて何かせんとして、既に惡源太と組まんとせられけるを、新藤左衛門馳せ來り、家泰が候はざらん所にてこそ、大將の御命をば捨て給ふべけれとて、我馬を引向け、中に隔て惡源太とむす組む。政家は重盛に組まんとしけるが、主を討たせては叶はじと思ひければ、新藤左衛門に落重りて首をかく。此間に重盛は虎口を通じて、六波羅までぞ落ちられる。二人の侍なかりしは、助り難き命なり。十二月二十七日巳刻許の事なるに、一村雨さつとして、風は烈しく吹きたりけり。鎌田が鞍の前輪にも、氷柱おたれば、乗りかねたり。惡源太是を見給ひて、三河守頼盛は、郁芳門へ押し寄せて、此陣の大將は誰人ぞ、名乗れ候へと宣へば、此手の大將は清和天皇九代の後胤、左馬頭源朝臣義朝と名乗りて、惡源太は二度まで敵を追出すぞかし、進めや若者と宣へば、中宮大夫進、右兵衛佐、新宮十郎、平賀四郎、佐渡式部大輔重成を始として、我もくくと馳られけり。右兵衛佐頼朝は、生年十三と名乗りて、敵二騎射落し、一騎に手負せて、殊に進みて駈られければ、左馬頭宣ひけるは、何といへども若者共の軍するは、まばらに見ゆるぞ、義朝駈けて見せんとて、眞先に進みければ、一人當千の兵ども打圍みてぞ戰ひける。頼盛暫く支へられけるが、門より外へ追出さる。義朝續きて攻め戦へば、大宮面へ引きてけり。平家馬の息を繼がせて駈入りければ、源氏大内へ引籠る。源氏又馬の足を休めて駈出づれば、平家又大宮面へ引退く。平家は赤旗赤傘日映けて輝けり。源氏は大旗腰小旗、皆押し並べて白かりけるが、風に吹き亂され、勇み進める有様は、誠に涼しくこそ覺えけれ。源平の兵共互に命を惜まねば、眼前に討たれるれども願はず、主の先に進まんと思ふ。左衛門佐をば討ち洩し、鎌田に向ひて宣ひけるは、郁芳門の軍は如何あらん、いざや頭殿の御先仕らんとて、打具して馳せ來り、又眞先にぞ進まれければ、愛に鎌田が下人八町次郎とて、大力の剛の者早走の手利あり。馬にてこそ具すべけれども、中々徒立よかるべし、高名せよといひければ、一年も腹巻に小具足差し固めて、眞前に進みたりけるが、敵の馬武者の遙に先立ちて落ちけるを、八町が内に追ひつめて、首を取りたりければ、それよりして八町次郎とぞいひける。されば又この者、三河守の聞ゆる早馳の名馬に、兩鏝を合せて駈られけるに、少しも劣らず追著きて、兜のてんに熊手を打懸けん、續きて走りければ、頼盛も兜を打傾け、あひしらはれければ、五六度は懸けはづしけるが、終にてへんに打懸けて、あいやと引けば、三河守既に引落されぬべう見えられけるが、帯きたる太刀を引抜きてし、切り、熊手の柄を手本二尺ばかり置き、づんと切りて落されければ、八町次郎のけに倒れてころびけり。京童是を見て、あはれ太刀や、あされたり、三河殿も能く切りたり、八町次郎も能くかけたりとぞ感じける。頼盛は兜に熊手を切懸けながら、取りも捨てず見返らず、三條を東へ、高倉を下りに、五條を東へ六波羅までからめかして落ちられけるは、中々優にぞ見えたりける。名譽の抜丸なれば能く切れるは理なり。此太刀を抜丸といふ故は、故刑部頼盛、池殿に畫殿しておはしけるに、池より大蛇あがりて、忠盛を呑まんとす。此太刀枕の上立ちたりけるが、自らするりと抜けて、蛇に懸りければ、蛇恐れて池に沈む。太刀も鞘に返りしかば、蛇又出で呑まんとす。太刀又抜けて大蛇を追ひて、池の汀に立ちけり。忠盛是を見給ひてこそ、抜丸とは附られければ、當腹の愛子に依りて、頼盛是を相傳し給ふ故に、清盛と不快なりけるとぞ聞

えし。伯耆國大原真守が作と云々。三河守を落さんと、防ぎ戦ふ侍には、大監物、少監物、藤左衛門尉助綱、兵藤内が子藤内太郎家繼を始として、我も我もと戦ひけり。兵藤内家俊は、元より大感病のさとりたる者なりけるが、大勢の中に頭立ちられて、心ならずも馳せ行きけるが、馬を射させて幸とや思ひけん、小屋の内へ逃げ入りぬ。其子家繼は、父には似ず大剛の者にて散々に戦ひ、敵多討取りて引きけるが、父が馬は射られて伏しぬ、主はなし、生捕れにけりしと無念なれば、家繼生きて何かせんとて、只一人取りて返し、多くの敵を斬り伏せて、ある兵と引組みて落ち、刺し違へて死にけるを、小屋の内にて見居たれば、心憂く悲しくて、走り出でんとは思へども、戰場なれば怖しくして、子の討たる、を見つがざりけり。後日に六波羅へ参りけるを見て、にくまぬ者ぞなかりける。平家は勅諭に任せて、皆六波羅へ引返す。源氏は謀とは知らざりけるにや、内裏をば打捨て、追懸々々攻め戦ふ。其間に官軍を入替へて、門々を固め防ぎければ、源氏内裏へは入り得ずして、そぞろに六波羅までぞ寄られける。齋藤別當と後藤兵衛とは、多くの敵を追ひ返して、東三條に控へけるに、武者二騎馳せ來れり。眞盛先づ一騎の武者に懸合ひ、和君は誰ぞと問へば、安藝國住人東條五郎と名乗るところを能く引きて射落し、其首を取りて、是は如何後藤殿といへば、眞基も一騎の武者に馳せ向ひ、御邊は誰と問へば、讃岐國住人大木戸八郎と名乗りもはてねば、しや首の骨射落し、其首取りて、是見給へ齋藤殿、頭殿の見参にや入れん捨てやするといひければ、今朝より乗り疲らしたる馬に、生首附けて何かせん、いざ捨てんといひければ、二條堀川まで馳せ來り、材木の上に二つの首を差し置き、軍見ける在地の者共に預けて、此首失ふべからずといひ含めて、駈出づれば、失ひては悪しかりなんとて、日暮までふるひふるひ守りけるなり。右衛門督信賴は、今朝待賢門を破られて後は、軍の事は思ひも寄らず、隙を求めて落ちんくんとぞせられける。義朝駈出で、後は、大内にも忍びずして、御方の跡に附きて、おづ／＼河原まで出られるが、六波羅へは寄せずして、河原を上りに落ちられけり。金玉丸を見て、右衛門督殿こそ落させ給へ、追進せんと申せば、義朝たゞおけ、あれ體の不覺人あれば、中々軍がせられぬぞとて、河原を下りにぞ寄られける。

義朝奔關東。信賴至仁和寺。乞哀於上皇。上皇爲請之於帝。帝不許。重盛曰。卽宥之。彼何能爲。清盛曰。首惡不可不誅。且如帝命何。乃遣教盛。引兵圍仁和寺。捕信賴及其黨源師仲。藤原成親等五十餘人。斬信賴于六條磧。重盛教盛與成親有姻。乞而宥之。帝賞清盛戰功。進其子弟官爵。尾張人長田忠致。誅義朝。獻其首。梟之獄門。賴盛將平宗清。亦捕義朝少子賴朝。至將斬。宗清憫之。因池尼。請宥。池尼賴盛母。於清盛爲繼母。

清盛不聽。尼怒曰。刑部卿而在。汝安得侮我言乎。重盛與賴盛固請。乃減死一等。流于伊豆。義平變服入京師。狙擊清盛。清盛覺之。捕獲斬之。平氏威振天下。肥前日向通良作亂。遣平家貞討夷之。

【乞哀】……あはれみを乞ふ、命を助けられんことを請ふなり。【首惡】……謀叛の頭領、發頭人。【有姻】……親戚の間柄なり。重盛は成親の妹を娶り、成親の子成親は教盛の女を娶れるを云ふ。【少子】……年の幼少なる子。【梟】……ふびんに思ふ、かはいさうに思ふ。【池尼】……清盛の母、【繼母】……母。【刑部卿】……忠盛を云ふ。【狙撃】……ねらひ撃つ。他人の間隙を伺ひて之を撃つを云ふ。【覺】……さとする。見あらはす。【討夷】……討ち平らぐ。夷は滅ばし絶やす義。

義朝は關東へ逃げた。信賴は仁和寺に行つて、後白河上皇に、命をたすけられんことを請うた。上皇は、もとより龍臣であつたから助けたり。重盛は成親の妹を娶り、成親の子成親は教盛の女を娶れるを云ふ。【少子】……年の幼少なる子。【梟】……ふびんに思ふ、かはいさうに思ふ。【池尼】……清盛の母、【繼母】……母。【刑部卿】……忠盛を云ふ。【狙撃】……ねらひ撃つ。他人の間隙を伺ひて之を撃つを云ふ。【覺】……さとする。見あらはす。【討夷】……討ち平らぐ。夷は滅ばし絶やす義。

當是時。政在上皇。藤原經宗。藤原惟方。勸帝親政。兩宮交惡。上皇引清盛。自援。永曆元年。上皇進清盛正二位。任參議。清盛乃奉上皇旨。收執經宗。

惟方。帝嘗納故近衛帝后爲中宮。世呼之二代后。清盛以二人不諫陷帝於惡爲罪。欲斬之。前關白忠通救解。乃宥死處流。明年。清盛累遷至權中納言。六年。遂進從二位。任權大納言。重盛至正二位參議。

【上皇】……後白河上皇。【兩宮】……上皇と天子、即ち後白河上皇と二條天皇。【交惡】……こもくあし。雙方互に仲の悪きこと。【自援】……自分のたより助けとする。【永曆】……二條帝の時の年號。【旨】……御思召。【收執】……召し捕へる。【中宮】……もとは、太皇太后、皇太后、皇后の通稱なりしが、後轉じて皇后の通稱となり、又皇后の外に、同時に天皇の嫡妻ある場合に、之を中宮と稱し、皇后に次ぐものとしたる時もあり、時代によりて變遷あり。この中宮は左大臣公能の女なり。【陷帝於惡】……天皇をして人倫を亂せる不道徳をなさしむ。【救解】……とり成しをする。

この時分に、政治上の實權は、上皇の御手の中に在つたが、藤原經宗、藤原惟方の二人の者が、天皇に御勤め申上げて、政治の權を上皇より取り返して、御自分でなさるゝやうにと御勤め申し上げた。それ故に、上皇と天皇と双方で御仲が悪くなつた。上皇は、そこで、清盛を引きつけて自分の援けとせられた。永曆元年に、上皇は、清盛の位を正二位に昇進させ、參議の官に任せられた。清盛は、そこで、上皇の御思召を承はりて、兩宮の間を仲悪しくなるやうにした。經宗、惟方の二人を召し捕つた。二條天皇は、さきに、故の近衛帝の皇后を納れて中宮となされて、世間では、此御方を二代の后と唱へて居つたが、清盛は、經宗、惟方の二人が帝の側に在りながら、御諫言を申上げずして、帝をして人倫に背くやうな不道徳の事を御させ申すに至つたことは、實に不都合千萬である。此罪は許すべからずとて、二人の者を斬らうとした。前の關白忠通が、二人の爲めに取り成したもので、そこで、死罪だけを宥して、流罪に處した。即ち經宗は阿波に流され、惟方は長門に流された。其明年に、清盛は、しきりに官を昇進して、權中納言に至り、其後六年間に、とうとう、位は從二位に進み、官は權大納言に任せられた。其子の重盛は、正三位の位、參議の官にまで上つた。

永萬元年。秋。帝崩。諸寺僧徒會葬。延曆。園城二寺爭禮欲鬪。上皇召源賴政自衛。有訛言。上皇圖平氏。平氏大驚。聚兵自守。重盛曰。事必妄也。請往法住寺。親驗之。法住寺。上皇宮也。乃往。途遇上皇來幸。平氏第欲口解諭。因扈還。清盛稱疾不出。重盛入而諫曰。大人宜出謁。吾宗有功無罪。事何遽至此。大人慎勿形之辭色。不則讒或因以入。苟吾之執忠直。何渠畏人言。清盛善之。而竟不出。上皇還。謂左右曰。訛言誰使之者。藤原師光前曰。天使之言耳。衆無敢應者。師光阿波人。嘗以狡黠爲藤原通憲所愛使。後削髮稱西光。爲院北面。頗有寵。心嫉平氏驕恣。數承間說上皇。

【會葬】……葬事に會して佛事をなすを云ふ。【延曆】……エンリヤクと讀む。寺の名、山城國比叡山に在り。【園城】……ワンシヤウと讀む。寺の名、近江國大津の西北に在る三井寺のこと。【爭禮】……席願を爭ひたるなり。【自衛】……僧の亂暴せんことを恐れて自分の護衛とするなり。【訛言】……間違つた噂、いつはりの風聞。訛は偽なり。【圖平氏】……平氏を滅ぼす計畫をする。【妄】……うそ、いつはり。【驗】……考視なり、眞偽を取り調ぶるなり。【口解諭】……御自身の口から言ひ評をする。【扈還】……扈は音コ、尾なり、後に從ふを扈と云ふ。扈還とは御供して還るなり。【大人】……子が親をさして言ふ語。【宗】……同姓を宗と云ふ。一族を云ふ。【何遽】……どうして左様急に。【辭色】……言語顔色。【不則】……然らざれば則ち。【讒】……惡言を構へて人を害ふ告げ口。【執忠直】……忠義にして正直なる道をしつかりと守りて居る。【何渠】……二字にてナンゾと讀む。なぜ、何故、どうして。【人言】……人の評判。【善之】……尤至極なりと思ふ。【竟】……とうとう、畢竟。【左右】……御側の者、侍臣。【誰使之者】……誰が訛言を言はせたか。【師光】……北面の武士、左衛門尉。【前】……す、んで。【衆無敢應者】……一同の者が返事するものは無かつた。【狡黠】……狡は猾、黠は慧なり。あるがしこい。點は音カフ。【愛使】……氣に入つて召し使ふ。【西光】……サイクワウと讀む。【北面】……白河帝御讓位の後、武勇の士を擧げて、院中に伺候せしめらるゝ之を北面の武士と云ふ。院御所の北面に居るが故にかく云ひしなり。上皇附の武官なり。【驕恣】……おごりたかぶりて我儘勝手なるを云ふ。【承間】……ひまなる時を見て。【永萬元年】……永萬元年の秋、二條帝が御崩御になつた。多くの寺の僧侶が集りて、御葬儀に列したが、延曆寺と園城寺との坊主どもが、互に席願を争うて、それが本となりて喧嘩を始めやうとした。そこで甚だ物騒であるから、後白河上皇は、源賴政を御召しになつて、御自分を護衛せしめられた。上皇が賴政を御召しになつたので、世間に、間違つた噂があつた、その噂は、上皇が賴政を召して平家を滅ぼさうとの御計畫をなされると言ひ傳へたのだ。平氏の人々は、此いつはりの風評を聞き、大いに驚き、兵士を聚めて、自ら守備した。ところが、重盛は、事にあはれて騒ぐことの無い君子とも云ふべき人であつたから、落ち著いて曰はれるには、上皇が平氏を滅ぼすことを御計畫なされるなど、云ふ事は、必ず跡方も無い事でありましたやう。私が法住寺殿に参りまして自身で事の虚實を取り調べて参りましたやうと曰つた。法住寺殿といふは、其時上皇の御所であつた。そこで、重盛は、法住寺殿の方へ向つて参りますと、其途中で、上皇が來りて、平氏の屋敷へ御幸あらせられ、御自身の御口から、事の次第を言ひ譯し、御諭しなされやうとするのに用合つた。よつて、其上は、上皇の御供して還つた。ところが、清盛は、病氣だと申して、出で、上皇に御目に掛らない。重盛内に入りて清盛を諫めて曰ふには、父上は是非出で、御目に掛られた方が宜しう御座います。吾が一族平氏の者は、功こそはありますけれども罪はありませぬから、どうして、左様急に、上皇が平家を滅ぼしなされうとするなど云ふ事に至りませしやうや。決して左様の事のあるべき筈はありませぬ。上皇に拜謁の時にも、父上には、十分御注意ありて、決して不満な

やうな事を言語や顔色に御あらはしなさいませぬ。若し然らずして、不満な様子をなさいましたならば、讒言が或はそれからして道入るやうな事があるかも知れせんから、十分に御注意あつて不満な言語顔色をなさいませぬ。荷く我等の方で忠義にして正しき道を確乎として執り守りてさへ居りましたならば、どうして世間の評判人の兎や角言ふことなどを恐るゝことがありませぬやうやと曰つた。清盛は重盛の言を聞いて、至極尤もだといひましたけれども、しかし、とうく拜謁には出なかつた。そこで仕方が無いから、上皇は御所に御還りになつて、御側の者に仰せられるには、あの間違つた噂は、誰か觸れさせたものだらうかと仰せられた。すると、藤原師光が進み出で、曰ふには、天遣様が言はせたので御座りますと曰つた。多くの者は、壁に耳ある世の中、おそろしくと思つて、師光の言に對して何も返事をする者は莫かつた。元來、師光は阿波の人で、以前には、わががしこいので、藤原通憲の爲めに氣に入りて召し使はれて居たものだが、後に髪を剃つて坊主になり、西光と稱し、上皇の北面の武士となりて、大層御寵愛になつて居たが、心に、平氏が傲り高ぶりて我儘勝手に振舞ふのをねたみ、度々、上皇の御ひまな時を見受けては、上皇に、平氏の悪い事を申上げた。

是時。太子嗣立。是爲六條帝。帝幼。政復歸上皇。上皇寵后滋子。爲清盛妻時子之妹。生憲仁。上皇欲立之。仁安元年。以清盛叙正二位。任内大臣。二年。遂至從一位。陞太政大臣。賜隨身兵仗。聽輦車入宮。敕賜邑于播磨。肥前。肥後。爲大功田。世襲。重盛叙從二位。任權大納言。聽帶劍昇殿。次子宗盛。叙從二位。任參議。三年二月。憲仁受禪。甫五歲。是爲高倉帝。帝母之兄大納言時忠謂衆曰。方今天下之人非平族者。非人也。當是時。平族爲朝官者。六十餘人。其采邑跨三十餘州。朝政盡決於清盛。清盛有疾。詔行非常赦。以禱之。既而清盛削髮稱淨海。興別第于西八條。居焉。選童三百。服異服。散布京城内外。察誹謗者。輒處法。京師側目。上皇積不能

平嘉應元年。上皇削髮稱法皇。平氏益橫。

【滋子】……兵部大輔時信が女。【仁安】……六條帝の時の年號。【内大臣】……孝德帝の朝、中臣鎌子を以て始めて内臣とす。天智帝の朝、擧げて内大臣とす。班位、左右大臣の上に在り。後、此官絶え、光仁帝の朝に至り、復た此號あり、左右大臣に亞す。左右大臣不參の時、代りて政務儀式を奉行す。【太政大臣】……天智帝の朝、始めて此官を置く。天下の萬機を總掌する官なり。天子に師範とし、四海に儀刑す。其人無きときは闕くと云ふ。【隨身兵仗】……兵仗とは武器にして、隨身兵仗とは、武器を帯びたるものを、警衛の爲めに隨ふとす。【輦車】……牛馬を用ひずして手にて挽き行く車にして、皇太子、親王、大臣、僧正等の勅許を蒙りたる者が、待賢門より春花門の間を乗り通る車なり。輦は音レン。【大功田】……功田とは國家に大功ありたる者に賜はる地にて、功田に四等あり、大功田は子孫に傳ふるを得るなり。【世襲】……代々子孫に相續する。【帶劍昇殿】……殿上にては劍を佩びざる者なるを、これは特別の禮遇なり。【甫】……はじめて。【采邑】……知行所、支配して居る領地。【非常赦】……赦とは、朝廷に大禮あるときは有罪者を赦すなり。赦に種々あり、常赦、大赦、非常赦。常赦は八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強盜、竊盜を除く外、死罪以下罪の輕重となく、已發覺、未發覺、已結正、未結正咸く赦し、大赦は、常赦に加ふるに、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強盜、竊盜を赦免すれども、尙常赦を得ざる者は、恩典に預るとを得ず。非常赦は有罪を悉く赦す云ふ。今、清盛が爲めに非常赦を行はれたるは、實に類例稀なることなり。【別第】……下屋敷。【童兒】……童兒。【異服】……普通と異なる服裝。即ち頭髮を禿にし、紅の袴を穿ち、梅枝を執り、小鳥を臂にし、翼に赤き旗をつけ、禁門に出入するにも姓名を告げず、又街市を往來し、平氏を誹る者を伺察せしめたるを云ふ。【散布】……あちこちらに配り置く。【誹謗】……そしめる、自分を惡口し又は政事をそしるを云ふ。【處法】……法律にあつて、罪に行ふ。【側目】……目をそばだつ。おそれ懼りて眞向に見ず、そつと横目で見ると。【積不能平】……つゞりく不平に堪へぬなり。【嘉應】……高倉帝の時の年號。【横】……專横、我が儘勝手に非道なる事を爲す。【開】……この時、二條帝の皇太子が、位を嗣いで立たせられたが、是れは六條帝である。帝はまだ御幼少であらせられたから、天下の政事はまた上皇の御手に歸した。上皇の御寵愛の皇后滋子といふ御方は、清盛の妻なる時子の妹であつて、憲仁親王を生まれた。上皇は憲仁親王を立てやうと思はれた。六條帝の仁安元年に、清盛を以て正二位に叙し、内大臣に任ぜられた。仁安二年に、とうく從一位までに至り、太政大臣にのぼり、護衛の附人を賜はり、手車で御所の中に入ることを許され、敕して知行所を播磨、肥前、肥後の國に賜はり、それを大功田と定め、代々子孫に相續することをせられた。重盛は從二位に叙し、權大納言に任ぜられ、劍を佩びたるまゝで殿上に昇ることを許された。清盛の第二子の宗盛は、從三位に叙し、參議に任ぜられた。三年の二月に、憲仁親王が御讓を受けて御位に即かれた、是れは高倉帝である。高倉帝の母後の御兄なる平大納言時忠は、大勢の者に向つて、只今の世、天下の人で、平家の一族の者でない者は、人類ではないといつたことさへある。平氏の威勢の盛んなることを想見すべきである。この時に當りて、平家の一族で、朝廷の役人たるものは六十餘人もあり、其知行して居る土地は、三十餘國に跨つて居て、日本全國の彼れは半分にも及ばんとする位であつて、朝廷の政治は、すべて清盛によりて決定せられるといふ有様であつた。清盛が、ある時、病氣に罹つた事があるが、其時には、詔して、すべての罪人を殘らず赦免するところの非常赦を行はれて、清盛の病氣の平癒を禱られたこととあつた。その後、清盛は髪を剃りて坊主となり、淨海と稱し、下屋敷を京都西八條に建て、こゝに居つた。童子三百人を選び出して、普通と異なつた服裝をさせて、京都の内外、諸處にちらちらさせて置いて、清盛の惡口を言ひ又は政治の非難をする者などを視察させ、見つかれば次第に、みな罪に行ふといふので、京都の人々は恐れく、眞向に見ず

横目で、そつと見る位であつた。上皇は、清盛の我が儘が餘りにはげしきが爲め、不平が積もり、堪へられなくなつた。高倉帝の嘉應元年に、上皇は髮を剃り坊主姿となりて、法皇と稱せられた。そして、平氏は一層專横となつた。

重盛次子資盛。與數騎出獵。途值攝政藤原基房。不下馬。徑衝其衛。衛士
掉而下之。重盛責資盛無禮。基房縛送衛士以謝。重盛釋其縛。勞而遣之。
清盛聞之。怒曰。當今日。誰敢辱淨海之孫者。必報之。重盛諫止。清盛弗
聽。伏三百人。要基房于路。摧折其車。切從者髻。帝因輟朝三日。重盛逐
資盛之伊勢。

【値】……あふ、出遇ふ。【不下馬】……五位以下の人、三位以上の人に遇へば、馬を下るを禮とするに、資盛は下らざりしなり。【徑】……ただちに、矢にはに、まっしぐらに。【衝其衛】……護衛して居る行列につき當りて其中を通り抜ける。【衛士】……護衛の武士。【掉】……頭髪をひつゝかむ。【縛送】……しばりて送る。【謝】……御わびをする、断りを言ふ。【釋】……とく、ゆるす。【勞】……ねざらふ。いたはる、なやませる。【報】……仕返しをする。【要】……まぢあせる。【摧折】……音サイセツ。打ち砕く。【髻】……もとより、髪結び目。【輟朝】……天子が朝廷に出御せられぬこと。天下の大事なるが故に、出御して朝政を聽くことを輟むるなり。

重盛が次男の資盛が、ある時、數騎と持に出掛けた。其途中に、攝政藤原基房に出遇つたが、馬より下ることをせせず、やにはに、その護衛の行列に突き當り、通り抜けやうとした。攝政の護衛の武士は、資盛の無禮を怒り、頭髪をひつゝかんで馬から引きずりおろした。そこで、重盛は、資盛の無禮をさんぐに叱りつけた。これを聞いた基房は、資盛の髪をつかんで引きおろした衛士を縛にてしばりて、重盛の手許に送り、そして、御詫をした。重盛は、其縛られて居る繩を解き、いたはり慰めて之を遣した。重盛の仕方は、實に温厚なるものであつた。然るに、清盛は、此事を聞きて、大いに怒つて曰ふには、只今の時に當りて、誰が、憚りも無く、此淨海が孫に無禮を加へ辱しめた者ぞ。よしよし、屹度、此事の仕返しをしてくれんと言つた。重盛が清盛を陳めて止めさせやうとした。けれど、清盛は、どうしても聽き入れずして、三百人を伏せ勢にし、基房を路にて待ち設けさせて、其の乗りたる車を打ち毀し、折り、基房の從者の髻を切り落し、散々な目に遇はせた。重盛たる攝政が、此の如き災難を受けたので、天皇は、これが爲めに、朝廷に出御せられぬこと、三日であつた。そこで、重盛は、此事件の本たる資盛を逐ひやつて伊勢の國に行かした。

承安元年。清盛進其女德子爲女御。遂立爲中宮。四年。右近衛大將關重

盛奏請自拜之。治承元年。轉左近衛大將。尋拜內大臣。居小松第。弟宗盛爲右近衛大將。已而進正二位。朝臣舉妬平氏。藤原成親以權大納言爲法皇執事。重盛娶其妹。生子維盛。又娶其女爲子婦。成親子成經。娶教盛女。然成親殊希爲大將而不得。居常憤憤。遂圖滅平氏。乃與西光謀。饗藏人源行綱。密語之曰。平氏專恣。子所目也。吾受院勅陰圖之。而未得將率焉。子源氏胄也。盍爲我將。成殊功。取顯位。行綱諾之。成親遂結檢非違使平康賴。式部大輔藤原章綱。前近江守源成雅等。又欲結法勝寺執行俊寬。數飲之酒。令姬人侍焉。因乘間說之。會其鹿谷別館計事。宴酣馬逸。坐者驚起。誤仆瓶子。成親曰。平氏仆矣。西光曰。盍梟其首。康賴進曰。梟首。檢非違使之任也。取瓶懸之柱上。一坐大笑。成親因建策曰。祇園祭日。京師雜沓。乘此時。縱火平氏第。疾攻之。可以逞矣。乃遣行綱布五十匹。部署諸將所向。未發。

【承安】……高倉帝の時の年號。【女御】……ニヨウゴと讀む。初めは天皇の侍妾の一を稱する名なりしが、後漸次に其位尊くなり、遂に皇后の宮中に入りし時には、概ね先づ女御と稱し、後に皇后となるが例となりたり。【奏請】……奏問して願ふ。【治承】……高倉帝の時の年號。【小松】……京都八條の北、堀河の西に在りしといふ。【舉】……こぞりて、皆。【執事】……院中の百事を總理する長官、又別當とも云ふ。【子婦】……子の嫁。子とは維盛を指す。【殊】……ことに、甚だ。【居常】……平生、いつも、つねに。【憤憤】……怒る念の心中に積る貌。【專恣】……

……自分勝手、我が儘。【所目】……目で見る所。【藏人】……傳宣、進奏、節會の儀式等を掌る官職。但し五位藏人、六位藏人等の區別あり。職掌は時代によりて變遷あり。クラウドと讀む。【行綱】……源賴光の六世の孫。多田攝津守賴盛の子。多田藏人と稱す。所謂攝津源氏なり。【院勅】……上皇、法皇の詔を院勅といふ。此處にては後白河法皇の詔勅なり。【將軍】……大將なり。率は帥と同じ、音スキ。【胃】……總領、嫡流の義【監】……ナンソ、ザルと二度讀む。【殊功】……なみく／＼なりぬすぐれたる手柄。【顯位】……世にあらはれたる立派な位。【諸】……承知せり。【式部大輔】……式部省の次官。【執行】……シユギヤウと讀む。寺務を掌る一寺の頭領。寺によりて稱號種々あり。例へば東寺にては長者といひ、三井寺にては長吏といふが如し。【姪人】……貴人の侍女、腰元。【鹿谷】……京都の東北に在り。【別館】……別荘。【宴酣】……酒の最中に。【馬逸】……繫ぎたる馬が放れて逃げ出した。【誤】……不調法にて。【瓶子】……ヘイシと讀む。酒を入れる徳利の類。【任】……役目。【難香】……難は棄まる也。香は重なる也。難香とは人ごみにて混雜するを云ふ。【退】……たくましく、思ふ存分にやつける。【還】……おくる。【部署】……分部署置なり。手分けをする。甲は此處へ乙は彼處へと手配りして、向ふ所を定むるなり。

【附】 承安元年に、清盛は、其娘の徳子を進めて、女御となし、遂に立て、中宮とした。承安四年に、右近衛大將が關員になつたが、重盛は、奏上して願ひ出で、自ら此官に拜命し、治承元年に、左近衛大將に遷り、間もなく、内大臣に拜し、小松の屋敷に居つた。弟の宗盛は、右近衛大將と爲り、兎角する内に、正二位に進んだ。かくの如く、平氏の一族は皆目ざましく立身するが故に、朝廷に居る臣下どもは、皆、平氏を嫉んで居た。中にも、藤原成親は、權大納言であつて、法皇の院の執事職となつて居た人であるが、重盛は、成親の妹を娶りて妻として居た。かく、成親と平氏とは重縁の關係であつた。然れども、成親は、近衛大將となりたいたと大層希望して居たのであつたが、重盛と宗盛とが其職に任せられて、自分は之を得ることが出来なかつたので、平生、怒り不平の念が心中に積もり、堪へられなくなり、とう／＼、平氏を誅ぼして仕舞はうと計畫し、そこで、西光と相談し、藏人源行綱を招きて御馳走をし、人知れず之に語つて曰ふには、平氏の一族が我が儘勝手なことは、貴公の目で見られる通りである。自分は法皇の御勅命を受けて、人知れず、之を誅ぼさんと計畫して居りますけれども、しかし、未だ軍勢を指揮すべき適當なる司令官がありません。貴公は源氏の嫡流である。何と、我が大將となりて、目ざましく大功を立て、立派な官位を得ることを心掛けませぬかと曰つた。行綱は之を承知した。それから、成親は、とう／＼、檢非違使平藤原、式部大輔藤原重綱、前の近江守源成雅等に結託し、又法勝寺の寺務長官なる俊寛僧都とも結託しやうと思つて、度々俊寛僧都に酒を飲ませ、侍女をして之に附き添はせて置いて、それを手掛りとして、好き折を見計らつて、之に説きつけ、俊寛を仲間に引き入れ、俊寛の所有の鹿谷の別荘に密議をするに都合が好いと云ふので、度々、鹿谷の別荘に會して、事を相談した。或る時、此處に寄り合つて居たとき、酒宴の真最中に、外に繫いで置いたる馬が放れて逃げ出したので、成親が曰ふには、平氏が倒れたと、酒蕩シヤレと言つた。西光が曰ふには、平氏が倒れたならば、なぜ其首を獄門にかけてさささないかと曰ふ。康頼が進み出で、曰ふには、首を獄門に掛けることは、元來これは檢非違使の役目であるといつて、其倒れた瓶子を取り上げて之を柱の上にかける。一座のものが皆大笑いをするといふやうなる會合であつた。(これは實際有つた事であるか、どうか、明かならぬ事である。或は平家物語、源平盛衰記の作者などが、鹿谷の會合の状況を面白く可笑しく書いたものであるかと思はれる。)成親は、それで、策を建て、曰ふには、祇園神社の御祭の日には、京都中、人ごみで混雜するから、その時につけ込んで、平氏の屋敷に火を放ち、手きびしく念に之を攻め立てるときは、思ふ存分な事をすることが出来るだらうと曰つた。そこで、行綱に布五十匹を贈り、諸將の當日向ふべき方面を、それ／＼手配りをして置いたが、時が來ないので、未だ事を起さなかつた。

西光子師高爲加賀守。其目代師經。與白山僧徒鬪。僧徒來訴之。延曆寺。延曆寺僧徒與之合兵。入京師。犯闕。重盛以二千騎衛宮門。擊卻之。山徒不服。還圖再舉。法皇令平時忠往諭解之。五月。誚師高。師經流之。西光慚恨。終間叡山座主明雲於法皇。處流。明雲素善清盛。清盛爲奏救之。不省。已而山僧奪還明雲。法皇怒。敕諸將士討之。清盛不奉敕。則更敕成親。成親大喜。因聚兵。行綱自度。事竟不成。不若自首。乃夜馳赴西八條。聞清盛在福原。又赴焉。請面告事。清盛出面之。行綱曰。院中集兵。君知其由乎。清盛曰。欲攻山徒耳。行綱進。附其耳。語曰。否。否。事係貴族。嚮日新大納言氏。俄要行綱于鹿谷。謀云云。聞法皇亦欲親臨焉。因法印靜憲諫之而止。事已至此。不敢不告。清盛大駭。直歸京師。悉召子弟宗族。遣檢非違使阿部資成。就院中奏曰。有凶徒。圖滅臣宗。臣且執而鞠之。然事必有源。是以敢奏。法皇失色。不知所答。

【目代】……地方官の代官にして、國守の職務を行はしむる爲めに置きたるもの、私設の役にて公授の官にはあらず。即ち國司、任に赴かずして、權りに其地の豪族武人等を延きて、自ら代りしめたるなり。【白山】……加賀に在り。【闕】……宮闕にて、御所なり。【卻】……しりぞく。【山徒】……延曆寺の僧徒。【請】……讓むるなり。【慚恨】……はぢてうらむ。【聞】……訊る、諺言する。【叡山】……叡曆寺。【座主】……延曆寺の貫首、一山の寺務を總理する僧職。その任命は勅旨によりて宣下せらる。【明雲】……ミヤウウンと讀む。六

條大納言源顯通の子。「山僧」……山徒と同じ、延暦寺の僧徒。「自度」……自分で前途のなりゆきを見つゝ考へて見る。「竟」……つまり。「自首」……自分の罪を自ら陳べ告げる。首は白自なり。「福原」……攝津の兵庫にあり、そこに清盛の別邸あり。「面」……まのあたり、面會して。「其由」……事の次第。其わけ。附其耳……其耳に我が口をつけて。「貴族」……貴下の御一族。「舊日」……先日と同じ。さきに。「新大納言氏」……成親を指す。新に大納言となりたれば新大納言と云ふ。氏は尊稱。「要」……是非に強ひて求める。「云云」……しかく、しかく。「親臨」……御自分で御臨席になる。御幸なり。「法印」……朝廷より僧徒に賜はる位の名。「靜憲」……法皇の侍者少納言通憲の子。「凶徒」……わる者ども。「且」……マサニ、何々セントスと讀むべし。將と略ぼ同じ。「鞠」……音キク。罪を推窮するなり、吟味するなり。「有源」……源は、水の本なり。有源とは起源ありとの義。暗に法皇を指すなり。「失色」……あつげに取られ又恐れて顔色を變ずる。

西光の子の師高といふ者は加賀守であつたが、其代官なる師經といふ者が、加賀の白山の御寺の坊主共と兵を合はせて、京都に入り來りて、御所を犯して強訴をした。平重盛が三千騎の兵を引き連れて、御所の御門を守りて、撃つて之を退けた。延暦寺の坊主どもは、戦には負けたにもかゝらず、心では之に服従せず、叡山に還りて、再び旗上げをしやうと計畫した。後白河法皇は、平時忠をして延暦寺に往きて、之を諭しなだめしめた。五月に、此騒動の根源たる加賀守師高と、其代官たる師經との二人の者を誣責して之を流刑に處した。そこで、師高の父西光は、自分の子が流刑に處せられたるを以て大に慚ぢ無念に思ひ、とうとう叡山延暦寺の座主なる明雲を法皇に誦言して、之を流刑に處せしめて、自分の無念を晴らさうとした。明雲は、元來、平清盛と仲が善かつたから、清盛が、明雲の爲めに、法皇に奏上して、流刑に處せられることかち之を救はうとした。けれども、法皇は清盛の言葉を御取上げにならうとして、いよく明雲は流刑に處せられることに定まつた。兎角する内に、叡山の僧侶達は、明雲が流刑に處せられる途中で奪ひ返した。そこで、法皇は、御腹立ちになり、成親は、叡山延暦寺の勅命して、之を討たしめられたが、清盛は法皇の勅命を奉じなかつた。そこで改めて、大納言成親に御命じになつた。成親は、叡山延暦寺の僧徒を討つことを法皇から御勅命があつたので、わが兼ねて計畫して居た平氏を討たうといふ爲めに兵を兼ねて居たのだ。こゝに、成親の一味の者なりし源行綱は、自分で考へて見るに、成親等の平家を滅ぼさうとの計畫は、到底成就しない事である、これは一層、自分でこれ迄の事を白狀して仕舞ふ方が安全であると考えた。そこで、夜、騎せて、西八條の清盛の別邸に出掛けて行つたが、清盛は攝津の國なる福原の邸宅に居ると聞いて、又、其處に出かけて行き、御面會して或る事件を申上げたといふ請うた。清盛は、出で、行綱に面會した。行綱が曰ふには、法皇の御所の中で、近頃兵士を兼ねて居るが、貴殿には其わけを御承知でありますかと曰つた。すると、清盛が事も無げに曰ふには、それは叡山の僧徒を攻めやうと云ふまでの事だといつた。そこで、行綱が膝を進めて、清盛の耳に口をつけて、語つて曰ふには、いや、いや、決してさうではありませぬ。事件は貴殿の御一族に關係して居ることでありませぬ。先達で、新大納言成親殿が、不意に、私を鹿谷の俊寛や、決してさうではありませぬ。事件は貴殿の御一族に關係して居ることでありませぬ。先達で、新大納言成親殿が、不意に、私を鹿谷の俊寛や、俊寛の別荘に是非にと強ひて招かれて、しかく、しかく、の事を相談いたされた。聞くところによれば、法皇にも亦、その席に親しく御臨幸あそばされやうとしましたが、法印靜憲が御諫言申上げたによつて、御止めになつたさうであります。事が最早此の如くの次第に至つて居りますから、御話し申さずには居られぬ次第でありますと曰つた。清盛は大いに驚き、直ちに京都に歸り、殘らず子弟や一族の者どもを召し集め、又檢非違使阿部資成をやつて、法皇の院中に往かしめて、奏上して曰ふには、悪る者共がおります、私の一族を滅ぼすことを相談して居るさうであります。私は將に其の悪る者共を召し捕りて之を吟味して見やうと思ひます。然れども、この事には必ず其根源があること、存じます。それ故何はともあれ一應御奏聞申上げて置きますと曰つた。法皇は之を御聞きになつて、さては事すでに露顯せ

しかと、あつげに取られ、御恐れになつて、顔色をかへさせられ、何と御返答になつて善いやち、大いに途方にくれさせられた。

乃縛西光至。使跪階下。清盛叱曰。下奴特過分之寵。構陷無罪。又敢欲危我家。西光笑曰。何謂過分乎。公之父但馬守。朝官所愧齒。公爲其嫡子。常著高屐。伺候中御門氏。人呼曰高平太。比十八九。以捕海賊二十人。功爲四位兵衛佐。人以爲異數焉。而今乃至於太政大臣。是之謂過分耳。清盛大怒。躍起蹴其面。痛掠治之。得實。命裂其口。又使人召成親。成親未知事覺。曰。平公欲宥山徒。令吾請法皇耳。乃往。比及西八條。見甲士釋騷。心驚。及入門。平氏士難波經遠。妹尾兼康。耦進粹之。囚於小室。將待昏殺之。成經。康賴以下。皆被逮捕。

【跪】……ひざまづく、膝を地に突きて屈む也。【階下】……きざはしの下、昇降する階段の下。【下奴】……下郎。【過分】……身分不相應なる、身の分限を越えたる。【構陷無罪】……構とは、無實の事を附會して之を成すなり。構陷無罪とは罪過無き者を誣言を構へて罪に落すなり。こゝでは明雲座主を誣言したるを云ふ。【但馬守】……忠盛なり。【齒】……よはひする、つきあひ、仲間にする。【高屐】……高足駄。屐は音ダキ。【伺候】……御機嫌伺ひに行く。【高平太】……高足駄を履きたる平家の太郎の義。【異數】……常の數と異なり先例に無き格別の禮遇を受くる義。【裂其面】……足にて其顔をけるを云ふ。【痛掠治】……手ひどく。【掠治】……音リヤクヂ。拷問する。【實】……事實。【覺】……あちはる。【發覺する】……平公……清盛を指す。【釋騷】……往き來が續きて物さわがしきなり。【耦進粹之】……耦は對なり、並ぶなり。粹は手にて取りつかむなり。耦進粹之とは、双方より進み出で、取りつかむなり。【昏】……日暮れ。

そこで、西光を捕縛して來ると、之をきざはしの下に跪かしめて、清盛が之を叱りつけて曰ふには、下郎め、身分不相應なる君の御寵遇を鼻にかけ、罪の無い者を誣言して罪に落し入れ、その上、我が一族をも危くしやうとしたのは、不届き至極だと曰ふ。西光が笑つて曰ふには、何を身分不相應だといふか。貴公の父但馬守忠盛は、朝廷の役人が、皆仲間にするを恥ぢた位のものであつたが、貴公は、其人の總領息子で、平生、高足駄をはいて、母の里方の中御門氏に御機嫌伺に行つたものだ、で、人が皆貴公の事を高平太と綽名をつけて居た。其高

康の二人は、先刻、重盛からの戒を受けて居るので、重盛を畏れて、栲問を始めない。まづ、成親を庭前におろして、其耳に口を付けて、ひそかに曰ふには、我が君清盛公は、壁を隔て、聴いて居られませうから、貴下は、たゞ大聲を揚げて叫びなされと曰つた。そして、二人の者は、成親を打たずして、地面をたゞくと、成親は、すぐに大聲を出して叫ぶ。清盛は、成親の叫び聲を聞きて、はんと頭に背中で打つて居ること、思はれたかして、それで宜しいと曰つた。

【参考】左に平家物語の一章を録して参考に資す。

小松教訓の事

新大納言は一聞なる所に押し籠められて、汗水に成りつ、哀れは日比の有りまし事の洩れ聞えけるにこそ。誰漏らしぬらん。定めて北面の輩の中にぞ有らんなど、思はじ事なう案じ續けておはしける所に、後より足音の高らかにしければ、すは唯今我が命失はんとて、武士共の参るにこそと被思ければ、さはなくして入道敷敷高らかに踏み鳴らし、大納言のおはしける後の障子を、さつと引きあげて出で、まへて、抑御邊は平治にも已に被誅べかりしを、内府が身にかへて申請け、頭を繼ぎ奉つしは如何に。然るに其恩を忘れて、何の遺恨有つてか、當家傾けうとはし給ふなるぞ。恩を知るを以て人とは云ふぞ。恩を知らざるをば畜生とこそいへ。されども當家の運命未だ盡きざるに依て、是迄は迎へたなり。日比の有りまし事の次第、直に承らんと宣へば、大納言、全くさるるをば畜生とこそいへ。されども當家の運命未だ盡きざる。能く御尋ね候べしと申されければ、入道言はせも果てず、人であるやあると召されければ、貞能つと参りたり。西光が白狀取つて参れと宣へば、持つて参りたり。入道是を取つて押し返し、二三返高らかに讀みさせ、あな強くや、此上をば何とか陳すべかなるぞとて、大納言の顔にさつと投げ懸け、障子を丁と引きたて、出でられけるが、猶ほ腹をすそ兼ねて、経遠兼康と召す。難波次郎、瀬尾太郎参りたり。あの男取つて、庭へ引き落せと宣へども、是等左右なうし奉らず、小松殿の御氣色いか候はんずるやらんと申しければ、入道、よし、己らは内府が命を重んじて、入道が仰をば輕うじけるごさんなれ。此上は力不及と宣へば、是等あしかりなんとや思ひけん、立ちあがり、大納言の左右の手を取つて、庭へ引き落し奉る。其時入道心地よげにて、取つて伏せて、をめかせよとぞ宣ひける。二人の者ども、大納言の左右の耳に口をあてて、如何に御聲の出づべう候と私語いて引き伏せ奉れば、二聲三聲ぞ喚かれける。其體、冥途にて婆婆世業、業因はれ囚はれて、鶴影にちきずされたり。梟銚をうけ、周儀罪せらる。たとへば舊何、笑吟、鶴信、彭越、是等は皆高祖の忠臣たりしか共、小人の請に依つて、過敗の恥をうくと、加様の事をや申すべき。新大納言は我身のかくなるにつけても、于息丹波の少將成經已下、稚き者どもの如何なる憂き目にか遭ふらん、思ひやるに無覺束、さばかり熱き六月に裝束をだにしくつろげられ、熱き難堪ければ、何もせよる心地して、汗も涙も争ひてぞ流れける。さり共小松殿は、思召しはなれた者とは思はれられ共、誰して申すべしとも不覺給。小松大臣は、例の善惡に騒ぎ給はぬ人にて坐しければ、遙に日たけて後、嫡子権亮少將維盛を車のしりにのせつ、衛府四五人、隨身二三人召し具して、軍兵共を一人も不被具、誠に大擧げにておはしたれば、入道を始め奉りて一門の人々皆思はずげにぞ見給ける。大臣、大事とは天下の事をこそいへ、か様の私事を大事と云ふ様やあると宣へば、兵仗を帯したりける兵共、皆ぞろいてぞ見えたりける。其後大臣、大納言をば何くに置き奉りたるやらんと、こ、かしこを引き明け、見給ふに、ある障子の上に胸手ゆうたる所あり。爰やらんと

てあげられたれば、大納言おはしけり。涙に咽ひつゝあつて、目も見上げ給はず。如何にやと宣へば、その時見附奉りて、うれしげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共が地藏菩薩を見奉らん、角やと覺えて哀れなり。何事にて候やらん、今朝よりか、る憂き目に逢ひ候。さて渡らせ給へば、さり共とこそ深う頼み奉つて候へ。平治にも已に誅せらるべかりしを、御恩を以て頭をつがれ参らせ、剩へ正二位の大納言まで經上つて、歳すでに四十に餘り候。御恩こそ生々世々に報じ盡しがたう候へども、このたびも亦甲斐なき命を助けさせおはしませ。さだに候は、出家人道仕り、如何ならん片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はんとぞ被申ける。大臣、さ候へばとて、御命失ひ奉る迄の事はよも候はじ。縦ひさ候共、重盛かうて候へば、御命には代り参らせ候べし。御心安く被思召候へとて、父の禪門の御前におはして、あの納言失はれん事は、能く御思惟候べし。其故は、先祖修理大夫顯季、白河院に被召召し参らせしより以來、家に其例なき正二位の大納言に經上つて、剩へ當時君無雙の御いとほしき首を刎られん事、然るべうも候はず。唯都の外へ被出たらんに事たり候なんす。北野天神は時平大臣の譚奏にて、憂き名を西海の浪に流し、西宮の大臣は、多田満仲の譚言に依つて、恨を山陽の雲にす。各無實なりしか共、流罪せられ給ひき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御御事とぞ申し傳へたる。上古猶如此。況や末代に於てや。賢王猶は御誤あり。況や凡人に於てや。既に召し置かれぬる上は、急き失はれず共、何の恐か候べき。刑の疑はしきをば輕んぜよ、功の疑はしきをば重んぜよとこそ見えて候へ。事新しき申事にて候へ共、重盛彼の大納言が妹に相具して候。維盛亦罪也。か様に親しう罷り成つて候へば申すことや被思召候らん。一向其儀では候はず。唯君の爲、國の爲、世の爲、家の爲の事を思つて申候。一年故少納言入道信西が執權の時、行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘りおこいて、實檢せられたりし事なるとぞは、保元では、君二十五代の間、行はれざりし死罪を始め取り内に謀叛の輩絶すとこそ申傳へて候へ。此詞に附いて、中二年有つて平治に又世亂れて、信西が埋られたりしを掘りおこし、首を刎ねて大路を被渡候ひき。保元に申し行ひし事の、幾程もなく、早身の上にて報はれにこそと思へば、怖ろしうこそ候へ。是はさせる朝敵にて候はず。かた、恐あるべし。御榮花殘る所なれば、思召る、事は有るまじけれ共、子々孫々迄、繁昌こそあらまほしう候へ。されば父祖の善惡は、必ず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。積善の家には餘慶あり、積惡の門には餘殃留まるとこそ見えて候へ。如何に候へ。今夜首を刎られん事は、然るべうも候はずと被申たりければ、入道げにもとや被思けん、死罪をば思ひ止まり給けり。其後大臣中門に出で、侍共に宣ひけるは、仰なればとて、あの納言失はんと、左右なう不可有。入道腹のたつまつに、物騒がしき事し給ひては、後には必ず悔み給ふべし。僻事して我恨むと宣へば、兵仗を帯したりける兵共、皆舌を振つて恐れ慄く。さて今朝經遠兼康が、あの納言に情なう當り奉つたる事こそ、返すべくも奇恠なれ。など重盛が還り聞かんずる所をば懼らざりけるぞ。片田舎の侍は皆か、るぞよと宣へば、難波も瀬尾も、共に恐れ入りたりけり。大臣はか様に宣ひて、小松殿へぞ被歸ける。去る程に、大納言の侍ども、急ぎ中御門鳥丸の宿所に歸り参つて、此由かくと申しければ、北の方以下の女房達、聲々にをめき叫び給ひけり。少將殿を始め参らせて、をさなき人々も皆捕はれさせ給ふべき申承り候へ。急ぎ何方へぞ忍ばせ給ふべきや候らんと申ければ、北の方、今は是程に成りて、残り置まる身とて、引きかづいてぞ伏し給ふ。已に武士共の近附くよし聞えしかば、かくて脱ぎましようたてき目を見んも流石なればとて、十に成り給ふ女子、八歳の男子、一つ車に取り乗せて、いづちを指す共なくや出す。さてしも有るべき事ならねば、大宮を上りに、北山の邊雲林院へぞおはしける。其邊なる僧坊におろし奉り、送の者どもは、身々の捨てがたさに、皆眼申して歸りにけり。今はいとけなき人々ばかり残り居て、又事問ふ人もなくしておはしける。北の方の心の中、推し量られて哀れなり。暮れ行く影を見給ふにつけても、大納言の露の命、此夕を限り也と、思ひやるに消えぬべし。宿

所には女房侍多かりけれ共、物をだに取られた、ゆづ、門をだに押しもたてず。既には馬も多くなみたれ共、草詞ふ者一人もなし。夜明くれば馬車門に立ちなみ、賓客座に列なつて、遊び戯れ舞ひ踊り、世を世とし給はず、近きあたりの者どもは、物をだに高く不言、おぢ恐れてこそ昨日まで有りしに、夜の間に變る有様、盛者必衰のことわりは、目の前にこそ顯はれたれ。樂み盡きて哀み來ると書かれたる、江相公の筆の跡、今こそ思ひしられけれ。

於是。清盛乃被^レ甲執^ニ長刀^ニ而出^テ。召^テ平貞能^ヲ曰。亟^ニ戒^ニ將士^ヲ。今舉朝之人。嫉^ム我^ノ圖^ル我^ノ。蓋^{シテ}謂^フ我^ノ官爵踰^ル分^ヲ耳。在^リ昔^ニ田村丸^ノ微者^也也。以^テ平^ノ東夷^ノ功^ヲ。超^テ拜^ニ大將^ニ。他^ノ多^ク類^シ此^ノ者^也。豈^ニ獨^ニ淨海^ノ淨海^ノ勤勞^ノ非^ズ一日^也也。保元之變。我^ノ宗族^ノ大半^ノ赴^キ新院^ニ。且^ツ重仁親王者。我^ノ父^ノ所^ニ覆育^ス也。而^{シテ}我^ノ思^フ故院^ノ遺詔^ヲ。獨^ニ屬^シ官軍^ニ。終^ニ克^ニ平亂^ス。逆^ニ平治^ノ之變。信賴^シ義朝^ノ之猖獗^ヲ。吾^レ而^{シテ}自愛^ス。事^レ未^ク可^ク知^ル。重^シ命^ヲ輕^シ躬^ヲ。夷^ニ滅^ス凶黨^ヲ。以^テ至^ル於^テ收^メ經宗^ヲ。惟^テ方^等。數^ニ冒^シ大難^ヲ。無^シ非^ズ爲^ル官家^ノ者^也。以^テ此^ノ言^ヲ之^ハ。官家^ノ恩宥^ヲ。雖^モ窮^ニ子孫^ニ可^ク也。今^ニ乃^チ輕^シ信^ヲ。讒^言欲^シ見^ル族滅^ス。即^チ母^ノ告^テ者^也。豈^ニ不^ク危殆^ニ。異^ニ日^ニ細^人有^リ再^ニ進^ニ言^ヲ。則^チ下^シ宣^シ討^テ我^ノ目^ヲ。我^レ爲^ル賊^ト。不^レ可^ク悔^ム也。吾^レ欲^シ先^ニ發^シ移^レ之^ヲ。烏^ノ羽^ノ宮^ニ否^者者^也。請^フ幸^ニ於^テ此^ノ耳。北^ニ面^ノ奴輩^ヲ或^シ且^ツ扞^テ我^ノ。亟^ニ戒^ニ將士^ヲ。

【亟】……速に、取り急ぎて。【戒】……用意する。【舉朝之人】……朝廷に居る人皆。【圖我】……我を滅ぼさんと企つる。【踰分】……分限に越ゆる。身分不相應なり。【在昔】……二字にてムカシと訓ず。むかしにては、今は昔などの意。【田村丸】……タムラマロと讀む。征夷大將軍阪上田村麻呂の事。左京大夫蒔田麻呂が子也。其先阿智使主は、後漢靈帝の曾孫なり。漢祚魏に遷り、應神天皇の朝、部落を率ゐ、内附せり。家世々武を尙び、鷲を調し、馬を相す。子孫業を傳へ、相次いで絶えず。田村麻呂、赤而黃髮、身の丈六尺、臂力あり、眼は蒼牟の如く、將帥の器なり。桓武天皇の朝、蝦夷屢々叛す。天皇、田村麻呂を以て征夷大將軍となし、陸奥の勝澤に築き、東國の丁壯四千人を配し之を戍らしむ。尋いで夷酋降る。後ち正三位大納言兼右衛門大將に至れり。三品葛井親王は、其外孫なり。嵯峨天皇、嘗て豐樂院に御し、射を觀たまふ。諸群

臣、次を以て射る。親王時に年十二、再發皆中れり。田村麻呂侍坐し、喜躍に勝へず、王を抱きて拜し、口を極めて褒揚す。天皇、其外孫を過賞するを笑ひ玉へり。弘仁二年夏五月薨す。年五十四。天皇深く悼惜し、從二位を贈り、親から其像に贊し玉へり。【微者】……身分賤しき者。【超拜】……順序を飛び越して拜命する。【類此】……田村丸の微者より超えて大將を拜命したるに似たる。【淨海】……清盛の刺殺したる後【の法名】。【大半】……過半、半分以上。即ち家弘、光弘、忠政等を始めとして七十餘人崇徳上皇に味方せしを云ふ。【新院】……崇徳上皇。【重仁】……崇徳帝の皇子。【覆育】……音フイク。はぐ、みそだてる。覆の字、おほひ、庇護するなどの義のときは音フ。くつがへすの義なるときは音フク。混す可からず。【故院】……鳥羽法皇。【克平】……勝ち平らぐ。【自愛】……自分の身を大切にす。【事未可知】……事件の結果がどうなつたか分らぬ。【重命】……救命を重んず。【夷滅】……滅ぼし盡くす。根絶やしにする。【兇黨】……逆徒信賴、義朝等を指す。【經宗惟方】……二人は後白河上皇と二條天皇との御仲を悪くせし人。前に見ゆ。【官家】……朝廷、王室。敢て天子を指して言はず尊んで斯く云ふなり。【恩宥】……恩惠を以て罪を赦す。【窮子孫】……子孫のあらん限りを極む。【族滅】……一族を滅ぼし絶やす。【即】……若し。【毋】……無と同じ。【危殆】……音キタイ。あやふし。【異日】……他日、此後。【細人】……小人、つまらぬ者。【再進言】……又た何とか申上げる。【下宣】……院宣を下す。君王の告げ知らず文を宣と云ふ。【目】……稱する。【不可悔】……後悔して及ばぬ。【烏羽】……京都の南に在り。【否者】……シカラザレバと讀む。【幸】……御幸。【北面】……法皇の武官。【扞】……防む。

こ、に於て、清盛は、すも、具足を著け、長い刀を手に執つて出で、家臣の平貞能を呼び出して曰ふには、急いで將士に用意をさせよ。今や、朝廷に居る人々は皆、我が一族をねたみ、我が一族を滅ぼさうと企て、居る。大體、それは、我が官職爵位が、身の分限に踰えて居るといふのである。が、能く思つて見よ。昔にては、阪上田村丸が微賤より起りて順序を超えて大將に拜せられたるに似たる者は、澤山にある。唯だ我淨海ばかりであらうや、いくちでも同じやうな仲間はあるのだ。さて、此淨海が王事に勤めて苦勞したる事は、一日の事では無い、随分長い間の事である。さきに、保元の變亂の時に、我が平家の一族の中の過半の者は、新院即ち崇徳上皇の御味方となりて出掛けて行つた。その上、崇徳上皇の皇子なる重仁親王は、我が父なる忠盛のはぐ、みそだてて、御世話申上げた御方である。かくの如き情態で、自分と崇徳上皇がたとの縁故は淺からぬ譯であつた。それにもか、はらず、自分は、故院即ち鳥羽院の御遺言の勅命があつたことを思つて、獨り官軍に従ひ、とう／＼亂賊逆徒にかちおはせて之を平らげた。又、平治の變亂の時に、逆徒信賴、義朝などが勢盛んにしてあばれまはつて居たときに、自分が若し自分の身を大切に思つて、朝廷の爲めに力を盡さず傍觀などして居たならば、其事の成行はどうなつたか分りはせん。それに、賊徒の勢の猛烈なるにもか、はらず、朝廷の御命令を重しと思ひ、自分の身を輕んじて、朝廷の爲めに奮戦して、わる者どもを平らげ滅ぼし根絶やしにし、それから、後白河上皇と二條天皇との御仲を悪くした經宗、惟方等を取り押へるに至るまで、度々大なる艱難を物とも思はず向う見ずに進んで行つたのは、一つとして、朝廷の御爲めにした事でも無い。これから申せば、たとひ我が一族の者が罪過を犯すことがあらうとも、朝廷に於ては、是れまでの我が一族の大なる功勞を思つて、恩惠を以て罪を御赦しになること、子孫のあらん限りの後にまで及ぶとも、宜しい苦であるのだ。然るに、今や輕々しく讒言を御信用あつて、我が平氏の一族を滅ぼし絶やさうとなさるのには、實にひどい事だ。幸にして源行綱が此秘密な計畫を告げ知らせたから善かつたが、若し此秘密な計畫を告げ知らせる者が無かつたならば、實に危いことであつた。今度はこれ都合好く濟みはしたものの、此後、つまらぬ小人ども、又もや何か申上げるやうな事があつたならば、院宣を下して我を討ち、我を名づけて亂賊なりとせらるゝことがあらうも知れん。其時になつては、後悔して遅く及ばぬことである。そこで、自分は、左様な事の出來ない先に、自分の方から事を起して、法皇を鳥羽宮に移し奉らうと思ふ。若し然らざれば、法皇に、此處に御

幸なされんことを願ふまでの事だ。その時、院中の武士即ち北面の奴どもが、愚圖ついで、我に抵抗することがあるかも知れぬ。それ故に、急いで將士に用意をさせよと曰つた。

有主馬盛國者。馳告重盛。重盛大驚。急命駕赴之。入第門。族人皆擐甲鞍馬。旗幟成列。將起。重盛烏帽直衣而入。宗盛叩其袖曰。公何以不被甲。重盛睨曰。汝等何以被甲。敵人何在。吾爲大臣大將。自非有寇賊犯闕。則不宜被甲也。清盛望見之。遽起。表黑衣而出。數正襟。襟呿甲靦。謂重盛曰。吾察西光狀。如成親等。乃其枝葉耳。閒群小彙進。覬覦不已。而御以輕躁之君。何所不至。我欲且請幸一邊。以待事定。語未畢。重盛泣數行下。久之言曰。重盛熟視尊貌。知家門已屬衰運也。重盛聞之。世有四恩。皇恩爲最。抑我門雖辱。桓武葛原之胤。而降爲人臣。中微不顯。以平將軍之功。而不過國守。刑部卿聽。內昇殿。萬人反脣。及至大人。乃陞太政大臣。以兒之不肖。且辱大臣大將。宗族駢植朝廷。田園半於天下。叨恩極矣。爲官家所疾。誰謂不宜。而運命未艾。讒人既獲。宜論罪所當。退陳事由。則公家豈有不霽威。何必草草爲也。兒又聞之。以王事辭家事。不以家

事辭王事。況善惡較著者乎。重盛自六位至三公。沐浴君恩。不可勝舉。嚮背之決。自有在焉。素所撫循士。願爲重盛死者。一百餘人。保元之亂。源下野守。以敕命斬六條判官。兒在當時。以爲大逆無道。不忍言者也。此非大人所親睹乎。欲忠則不孝。欲孝則不忠。重盛進退窮於此矣。生觀是感。不若死也。大人必欲遂今日之舉。先刎重盛首。然後發。且言且泣。舉坐感動。清盛曰。淨海以衰老爲此舉。非爲一身計。徒慮子孫耳。乃以爲不可。汝好計之。乃起入內。重盛顧讓諸弟曰。今日之事。縱令公老耄發事。子等何不匡救。乃慙之也。出敕將士曰。欲從公赴院者。見重盛剄首。然後行也。乃還小松第一。

【主馬】…東宮の官にして、垂馬鞍具の屬を供進するを掌る。【擐甲】…擐は貫く也、繫ぐ也、擐甲は鎧を著ること。【鞍馬】…馬に鞍を置きて出陣の用意をするなり。【旗幟】…音キシ。はた、のぼり。【成列】…ずらりと行列をなして立ち並ぶ。【將起】…今やまさに打つて出でんとするなり。【烏帽】…えぼし、頭にかぶる冠の一種、色黒きが故に烏と云ふなり。【直衣】…なほし。大臣以下參議以上の人の略服にて、袍の如き形にて、常に著る服なり。一に雜袍とも云ふ。其色には種々ありて、春夏秋冬には志々良の綾、夏秋には薄物、紋は小葵、袖結は薄ひら蘇芳淡、宿老は淡黄の濃き薄き打交なりと云ふ。委しくは、裝束深淺抄、裝束圖式、裝束集成などの書を見るべし。【叩】…叩と同じ、控ゆる也、牽きとむるを云ふ。【視】…にらむ、横目でにらむ、ながし目に見る。【大臣大將】…重盛は内大臣左大將たり。【寇賊】…財物を奪掠し、人民を攻殺する者ども。寇とは一羣となりて此等の事を爲すものなり。こ、では天子に仇する者を云ふ。【表黒衣】…黒き衣服を上に羽織ぐ。【正襟】…えりをかき合はす。【襟呿甲靦】…襟は開く也。靦は見ゆるなり。うちに鎧を著たるゆゑ、屢々襟を掻き合はすれども、靦が開けて下に著たる鎧がちらく見ゆるなり。【枝葉】…えたは。法皇が根本にして成親等は其枝葉のごときものにして末なるを云ふ。【閒】…このごろ。【群小】…多くのつまらぬ小人共。【彙進】…彙は音イ。類なり。彙進とは類を以て進むなり。【覬覦】…音キユ。下たる者上の間隙を伺ひ、下たるもの、望まじき者を得んとすること。【御】…上に在りて引くこと。【輕躁之君】…輕は輕爽なり、躁

は安靜ならざるなり。輕躁とは輕はづみにして落ち著かぬを云ふ。後白河法皇を指す。【何所不至】……何んな事にも至るまいものでない。何を仕出來すか危険千萬である。【且】……しばらく、當分、一先づ。【一邊】……一方の邊地、かたはと。【事定】……事の落着すること。【數行】……いくすぢ。行は列なり。【熟視】……つくく見る。とくと見る。【尊號】……あなたの御容貌。【衰運】……衰へたる運命。【四恩】……佛教の説にて、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩の四つを云ふ。【爲最】……第一となす。【中微不顧】……中頃衰微して世に顧みず。【平將軍】……平貞盛を指す。【不過國守】……貞盛は陸奥守たりしなり。【刑部卿】……忠盛を云ふ。【内昇殿】……昇殿に二あり。一は内昇殿即ち御所の昇殿、一は院の昇殿即ち法皇上皇の御所の昇殿。【反唇】……反は翻なり。唇を動かしてつゞき諍るを云ふ。【不肖】……ふつ、かなるもの、父に若かざるを云ふ。謙遜の辭。【駢植】……木をならべ立てたるが如く、多くの者が朝廷に居ならぶを云ふ。【叨恩】……恩をみだりにす。不相當に多く恩を受けて居る。【不宜】……尤でない。【艾】……盡くるなり。【罪所當】……罪の相當するところ。【事由】……事の理由次第。【公家】……君上を云ふ。【霹靂】……霹靂は雨のはる、也。雨晴る、ときは雷震も亦其威を收むるが如く、御怒の念の靜まるを云ふ。【草草爲】……草々は忽々と同じ、そわくとしてあはてること、粗忽の所爲。俄に將士を成め、宮に至らんとせしを云ふ。【較者】……はつきりと分明なること。較は著明の貌、はつきりとしたるを云ふ。【三公】……ももも太政大臣、左大臣、右大臣を云ひしが、後には太政大臣を除きて、内大臣を加へたり。重盛は時に内大臣たり、故に至三公。云ふ。【沐浴】……音モクヨク。沐浴は髪を洗ふこと、浴は身を洗ふこと。恩澤にうるはへることを譬へて云ふなり。【驚背】……何れに向ひ、何れに背か。【撫循】……いたはり手なづけける。【源下野守】……義朝を云ふ。【六條判官】……爲義を云ふ。【觀】……出會ひて見る。【蹙】……うれひ、悲み傷むべき事。【擧】……振舞、行爲。【劊】……はねる。【擧座】……満座の者。徒……たゞに。【乃以】……それをば。【老老】……年を取りてばける。【匡救】……たゞし救ふ。匡正救済。【慈愼】……そ、のかし勤める。音ショウウヨウ。【教】……教に戒める。【罰】……首をはねる。

主馬の盛國と云ふ者があつて、之を聞くといひ、走り、小松の第に至り、重盛に此事を告げた。すると、重盛は、大いに驚いて、急に乗り物を支度させて、西八條に出掛け、行き、屋敷の門に這入りて見れば、一族の人々が皆鎧を着て、馬には鞍を置いて、はたのぼりは列を成して立ち並び、今やまさしく討つて出でんとする有様であつた。重盛は、烏帽子をかぶり、直衣を着て、しづくと這入つて来たので、弟の宗盛が、重盛の袖を引き止めて曰ふには、あなたは何處に在るのか。われは、朝廷の大臣大将であるからには、朝廷に仇をなす者があつて、御所を犯すことがあつて居るのか。一體、敵たる者は何處に在るのか。あつた。清盛は、遠くから重盛が平服で來て居るのを望み見て、あはて、起ち上りて、黒い衣服を鎧の上に羽織りて出で、重盛に遇つた。そして下に着て居る鎧を隠す爲めに、度々襟を掻き合はせた。けれども、襟が開けて、下に著て居る鎧がちらちらと見えた。清盛が重盛に向つて曰ふには、自分が、つくく西光の様子を見るに、大納言成親等の如きは、ほんの、其枝葉である。必ず其根本なる者があるのだ。此頃、多くのつまらぬ小人どもが、同類を率ゐて進み、隙間を見て非分の望を遂げやうとして止まない。そして又上に在りて之を引き廻すのには、輕はづみにして落ち著かず思慮の乏しい君主を以てするのであるから、どんな事でも致すまいものではない。そこで、自分は、此の儘で放任して置くことは出來ぬと思ふので、當分の中、法皇に、何處か一方の邊地に御幸願つて、そして、事の落着するのを待たうと思ふのだと曰つた。清盛の語が未だ終らざるうちに、重盛は涙がはらりと下りて、暫く返事し得ず、や、久しく時を経てから清盛に向つて言ふには、私、つくくあなたを御容貌を見ますに、我が平家の一家一門は、もはや衰微の運命に及んで居ることを知り、私が承りますには、世間、四つの恩があり、それは天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩の四つであるが、其中で、國王の御恩が第一番であると承りて居ります。そ、く、我が平家の一門は、辱も恒武天皇、葛原親王の後裔

ではありすけれど、しかも一たび降つて臣下となり、あまつさへ、中せらるに至りましては、眞微して、世に顧みれませんでした。そこで、平將軍貞盛があの通りの御功勞があらしたもので、陸奥守と云ふ一國の守となられたに過ぎず、刑部卿忠盛が御所の昇殿を許された時は、多くの人々が唇をそらして誹りつづやいたほどでありました。然るに、我が父上になつてからは、太政大臣までにも御昇進なされ、不つかなる私でさへ、なほ且つ内大臣左大将の重き官職を辱し、一門の者は朝廷の上には、敢て立ち、朝官たるもの甚だ多く、又、我が一門の所有にかゝる領地は、三十餘國にも跨り、天下の牛にも及ぶといふ位であります。我が一門の者が、分外の御恩を蒙りて居ること、この上はありませぬ。そこで、朝廷から恐れましたところ、尤至極な事、誰がこれを不道理な事だと思ふ者がありましたやうか。しかし、幸にして、我が一門の運命は未だ盡きずして、讒言をした人は最早捕へられ、罪に相當する刑罰を宣告し、退いて事の理由次第を詳かに述べて、然るべきこと、存じます。さうしたならば、朝廷に於きましては、御怒を諍められないこと、ありますまい。何れ左様にそわくとあはて、粗忽の振舞をして、騒ぎ立てるに及びませぬ。私が又承りますには、朝廷の公の事の爲めに一家の私の事を辭すけれど、一家の私の事の爲めには朝廷の公の事を辭することはせぬと云ふ事を承りて居ります。まして、どちらが善いか悪いかと云ふ事は、はつきりと分明に知れて居る事に於ては、猶ほ更の事でありませぬ。私は、もと六位の卑き位より、三公の中に數へらる、内大臣の貴き位にまで昇りました。君上の恩澤に沾はうて居ることは、一々擧げて數ふることの出來ないほど澤山でありませぬ。ついでには、いづれに就きいづれに背くべきかと云ふ事の決斷については、自ら考へあります。又、私が平生いたはり手なづけ置いたところの兵士の、私が爲めに命がけで働いてくれやうと願うて居る者が、二百餘人もあります。むかし、保元の亂のときに、源下野守義朝は、勅命を以て、其父なる六條判官爲義を斬り殺しました。私が、其時にあつた、思ひますには、義朝の如きは、大逆無道にして、言ふに忍びぬものであると思ひました。此事は、我が父上の御自分で親しく實際を御覽になつた事ではありませぬか。今日の場合、進んで君上に忠を盡さうとすれば、親に孝ならず、退いて親に孝を盡さうとすれば、君上に忠ならず、死んで仕舞つた方が、はるかにまさつて居ります。我が父上には、是非とも今日の御行爲をどこまでも仕違へやうと思ひなされるならば、何卒先づ私の首を斬つて、然る後に御出陣下さるやう願ひ上げますと、言うては泣き、泣いては言つた。其座に連なりて居た者が皆、胸にしみて感じた。そこで、清盛が曰ふには、此淨海が、年衰へて老いたる身でありながら、此企をするのは、何れ決して、自分一身の爲めに計るのではない。たゞもう、子孫の事を心配したばかりの事であるのだ。それで、御前が善くないと思ふならば、御前、何分にも宜しき様に計らうてくれろと曰つて、そこで、起つて内に入つて仕舞つた。重盛は、そこに居た弟等を振り返り見て責めて曰ふには、今日の事たるや、たとひ、我が父上が年老いて愚昧して、此事を御始めなされたにしても、御前等は、何故に、之をたゞし救ふことを爲さずして、なほも之を勤めたのであるかといひ、又、外に出で、將士を懇々に戒め諭して曰はれるには、我が父上に従つて院の御所に押寄せんとと思ふ者は、重盛が首をはねられるのを見て、然る後に行けよと曰つて、そこで、しづくと、小松の第へと歸つて行かれた。

教訓の事

太政の入道は、加様に人々數多いましめ置きて、猶ほ心行かずと思はれけん、既に赤地の鎧の直衣に、黒緋の腹巻の白食物打ちたる胸板せめ、先年安藝守たりし時、神拜のついでに、靈夢を蒙つて、嚴島の大天神よりうつ、に賜はられたりける銀の短巻したる小長刀、常の枕

重盛乃令家貞。貞能往護清盛。清盛問曰。小松第何由徵兵。二人對曰。院宣內府曰。汝父忘君恩。欲亂國家。命汝討伐之。內府慮君自急也。令臣等來護。曰。君安之。重盛在焉。當以身請。清盛惶懼曰。爲我語。內府。吾前途已迫。不復事事。唯卿令之。二人還報。重盛漣然曰。使父爲此言。吾罪大矣。乃親臨勞兵曰。汝等應召即來。眞不負平生。而事出謬傳。宜亟罷去。後有緩急。幸毋狃焉。因盡罷去。法皇聞之。泣曰。重盛報怨以恩。使人慚愧。已而清盛使武士西光。竝殺師高。師經。流成親于備前。後使人殺之。放成經。康賴。俊寛于硫黃島。教盛常餽遺成經。成經分之二人。因得不乏。

【憂慮】……心配。【弗能措】……捨て置くことが出来ぬ。心配に堪へられぬを云ふ。【徵兵】……兵士を呼び集める。蓋し、重盛父の舉を止めんと欲し、憂慮の餘り、一策を設け、悉く將士を吾が家に召し集むるなり。【沈重人】……落ちついて軽々しからぬ人。【有由】……わけがある。【院宣内府】……亦假りに設けたる言なり。【自急】……急は急遽なり、あわてるを云ふ。自急とは、あわてさわざと、自殺するを云ふ。【惶懼】……おそれる。前途已迫……生ひ先の短く、餘命のいくばくも無きを云ふ。【不復事事】……もう何事もする氣はない。【唯卿令之】……卿は汝と同じ。汝が成す所に任すの意。【漣然】……さめくんと涙の流る。貌。【親臨】……自分自身で其場に出づるを云ふ。【不負平生】……つねの心懸に違はぬ。【謬傳】……まちがつかう。【緩急】……事の危急なる場合。急の字重く、緩の字は軽くして意味なし。【毋狃】……なまなかれ。いつもこんな事だと思つて、これが癖になつて油断をするな。【慚愧】……音ザンキ。恥づる。面目なく思ふ。【門】……音クワ。肉を切りきざむ。一分切りにしてなぶり殺にするを云ふ。【硫黃島】……薩摩の西南海中に在る孤島。又鬼界島とも云ふ。【餽遺】……音キキ。衣食等を仕送りするなり。

【重盛】小松の屋敷に歸り、すでに夜になつてから、心配でくたまらぬので、そこで、命令を出して兵士を召し集めやうとして、曰ふには、一大事が起つたから、速に來り集まれと曰はれた。一同の者が互に語り合つて曰ふには、平生落ちついて輕はづみな事をせぬ御方が、かかる命令を御出しになつたのだから、屹度これにはわけがあるに相違ないといつて、そこで、百もくと争つて小松の第に出掛けて行き、一晩にして二萬餘騎に及んだ。そして、西八條なる清盛の邸には、人が皆出拂つて仕舞つて、もう一人も居ないやうになつた。重盛は、そこで、家臣の家貞、貞能の二人をして、西八條に行きて清盛を守らしめた。清盛が問うて曰ふには、小松の第では、如何なる譯があつて兵士を召し集めるのであるかと曰ふ。兼ねて重盛から言ひ含められて居る二人のものが對へて曰ふには、法皇が内大臣重盛に院宣を下されていはれるには、汝の父清盛は、君恩を忘れ、みだりに兵を起して國家を亂さうとしたして居るから、汝に之を討ち取ることを命ずるといはれたので、そこで、院宣を奉じて兵士を召し集められるので御座います。けれども、我が内大臣公は、萬一、あなたが、事逼迫に及び、あはれて、自殺などをなさるやうな事でもあつてはならぬと云ふので、私等二人の者をして、こちらに來りて、あなたを護衛させられたので、その時、内大臣公が仰せられるには、父上には御安心なさい。重盛がかうて在りますからには、この身に代へても朝廷の御宥しを御願ひ申しますと仰せられましたと曰つた。清盛は、大に恐れ入つて曰ふには、どうか自分の爲めに内大臣に申してくれ。自分は生ひ先の短いもので、餘命幾もないものである。今後はもう何事も致さうとは思はぬから、萬事、たゞ、御前が宜しきやうに取計らつてくれよと申し傳へてくれろといつた。二人の者が還りて重盛に此事を報告すると、重盛は、さめくんと涙を流して曰ふには、かりそめにも吾が父上をしてかかる言葉を出させ申したのは、わが罪は莫大なことだといつて、そこで、自分自身で兵士の集れる場所に出掛けて、來り集れる兵士を慰勞して曰はれるには、汝等は召に應じて即刻歸り出でたのは、まことに平生の心掛けに違はず、殊勝の至りであるが、しかし、事柄は、根も葉も無い間違つた風聞から起つた事であつて、今はもう用事は無いから、早速引きさがつたが宜しい。けれども、今後、何事か急變があるときは、どうか、此度の事の爲めに經がついて油断をいたすことの無いやうにしてくれといつて、よつて、あらゆる兵士を盡く退散させた。重盛が一時の權謀を以て、幸に何事も無くてすむことが出来たのである。法皇は、後に、此事の次第を御聞きになつて、泣いて仰せられるには、重盛は、實に、怨に報ゆるに恩を以てし、人をむして慚ぢ入りて面目なからしむる、まことに感心すべきものだといふ。とかくする中に、清盛は、武士をして、西光を切りきざんで、なぶり殺しにさせ、同時に、師高、師經を殺し、成親を備前に流し、後に人をやつて之を殺させた。成經、康賴、俊寛の三人をば、硫黃島に追放した。教盛は、成經の親戚であるから、常に成經に衣食などの仕送りをなし、成經は之を他の二人に分ち與へ、それに因りて、幸に衣食に缺乏せざることを得た。

二年。中宮姪。清盛身親祈嚴島神。冀得皇子。教盛乃因重盛請。下赦令。成經。康賴得歸。俊寛終死。島中。十一月。中宮將產而艱。人或曰。成親。俊寛所崇。令衆僧禳之。法皇乃爲誦經。卒分身。生皇子。清盛喜極而哭。獻金綿謝之。法皇弗釋。拋其謝書。曰。驗者視朕。邪。三年。立爲皇太子。

【二年】……即ち承安二年。【中宮】……平清盛の女徳子。【姪】……はらむ。懐妊する。【身親】……身みづから、自身で。この身の字、一本に

は月の字に作る。しかるときは、月々、毎月の義なり、(殿島祠)……安藝に在り。宮島と稱す。祭神は、伊都岐島比賣命なり。【敕令】……大教の令【報】……なやむ。將産而親とは難産を云ふ。【所崇】……崇はた、るなり。怨靈がた、りをなすを云ふ。【體】……はらふ。變異を部くるを謂と云ふ。祈禱をなして怨靈のた、りを拂ひ除くなり。【分身】……分身と同じ。身二つになるの義。分焼を云ふ。【清盛喜極而哭】……平家物語には、入道相國、嬉しさの餘りに、聲を掲げて泣かれける。悦び泣きとは是れを云ふべきにや、と云へり。【金縷】……黄金と真縷。【弗懼】……よろこばず。心解けぬこと、面白く思はぬこと。【抛】……なげうつ。【謝書】……禮狀。【驗者視】……驗者とは祈禱をする修驗者なり。驗者視とは、修驗者の取扱ひをすること。

【附】承安二年に、中宮即ち清盛の女徳子が、御懐妊なされた。清盛は、毎月、自身で、殿島の神に祈りて、どうか御誕生になる御子が皇子であらせられるやうと希望した。教盛は、そこで、重盛にたよつて朝廷に願ひ、大赦の令を下さるゝことになつて、硫黄島に流された成経と康頼との二人だけは、赦されて京都に歸ることが出来た。同じく流された俊寛僧都は、一人取殘されて、後にとりく島の中で死んで仕舞つた。この年の十一月に、中宮が御産をなされうとして、御難産であつた。人々の中には、これは、備前で殺された成親、硫黄島の俊寛僧都の怨靈のた、りの爲めであるといふものもあつた。そこで、多くの僧侶をして、御祈禱して之を拂ひ除かした。法皇も、そこで、之が爲めに御經を讀誦して御祈りになつた。ところが、とうく御分焼になつて、皇子が御誕生になつた。清盛は、希望して居た通りになつたので、あまりの嬉しさに聲を掲げて泣き、黄金と真縷とを法皇に献上して御禮をした。法皇は、之を大層御不滿に思召して、その禮狀を投げつけて、仰せられるには、朕を修驗者と同様に心得て居るのかと仰せられた。その翌年即ち承安三年に、皇子は、立つて皇太子と御爲りなされた。

【參考】平家物語に、鬼界島の流人の中、成経、康頼の二人は赦されて、俊寛僧都のみ島に取り殘さるゝところを記すること、太だおもしろければ、此一章を録して參考に資す。

足摺の事

御使は丹左衛門尉基康と云ふ者なり。急ぎ船より上り、是れに都より被流給ひたりし平判官康頼入道、丹波少將殿やおはすと、聲々にぞ尋ねける。二人の人々は、例の熊野詣でして無かりけり。俊寛一人有りけるが、これを聞いて、餘りに思へば夢やらん、又天鷹波旬の我心をたぶらかさんとて言ふやらん、うつとも更に覺えぬ物かなとて、あわてふためき、走る共なく倒る共なく、急ぎ御使の前に行き向つて、是れこそ流された俊寛よと名乗り給へば、難色が頭に懸けさせたる布袋より、入道相國の教文取り出で、奉る。是をあけて見給ふに、重科は遠流に免ず、早く歸洛の思を成すべし。今度中宮御産の御祈に依つて、非常の教行はる。成経、鬼界島の流人、少將成経、康頼法師、教免とばかり被書て、俊寛と云ふ文字はなし。禮紙にぞあるらんとて、禮紙を見るに、不見。奥より端へ讀み、端より奥へ讀みければ、二人とは被書て、三人とは被書ざりけり。夢にこそかゝる事は有れ、夢かと思ひなさんとすればうつ、也、現かと思へば夢の如し。其上二人の人々の許へは、都よりことづつてたる文共、幾ら有りければ、俊寛僧都の許へは、事問ふ文一つもなし。されば我がゆかりの者共は、皆都の内に跡を不留守にけるよと、思ひ遣るに覺束なし。抑我等三人は同じ罪、配所も同じ所也。如何なれば教免の時、二人は被召遣て、一人爰に可殘、平家の思ひ忘すれかや、執筆の謬か。こは如何にしつる事共ぞやと、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲め共甲斐なき。僧都少將の袂にすがり、俊寛が加様に成ると云ふも、御邊の父、故大納言殿の、よしなき謀叛の故也。されば餘所の事と思ひ給ふべからず。教免されければ、都までこそ不叶共、責めては此船に乗せて、九國の地まで著けて給へ、各の是れにおはしつる程こそ、春は燕、秋は田面の雁のおとづる、様

に、自ら故郷の事を傳へ聞いつれ、今より後は、何としてか可聞とて問え集がれ給けり。少將、誠にさこそは被思召候らめ、我等が召し還さる、嬉しさも、さる事にては候へ共、御有様を見奉るに更に可行空も覺え候はず。此舟に打ち乗せ奉つて、上りたうは候へ共、都の御使、如何にも叶ふまじき由を頼に申す其上、赦され無きに、三人ながら島の内を出でたりなど聞え候は、中々悪しう候なんぞ。成経先づ罷り上つて、人々に能々申し合はせ、入道相國の氣色を伺ひ、迎に人を奉らん。其程は日ごろおはしつる様に思ひ成して待ち給へ。命は如何にも大切の事なれば、縦ひ此瀬にこそ漏れさせ給ふ共、終にはなにか教免なして候べきと、様々に慰め宣へ共、僧都塔へ忍ぶべうも見え給はず。さる程に舟出さんとしければ、僧都船に乗つては降りつ、おりては乗りつ、あらし事をぞし給ける。少將の形見にはふすま、康頼入道が形見には、一部の法華經をぞ留めける。既に鐵解いて舟押し出せば、僧都網に取り附き、腰に成り、脇に成り、たけの立つ迄は被引て出づ。長も不及なりければ、僧都船に取り附き、さて如何に各、俊寛をば終に捨て果て給ふか。日ごろのなまきりも今は何ならず。被教免ければ、都迄こそ不叶共、責めては此船に乗せて九國の地迄と被口説ければ、都の御使如何にも叶まじとて、取り附き給ひつる手を引のけて、船をば終に漕ぎ出す。僧都せん方なさに、渚に上り倒れ伏し、をさなき者の乳母や母などを墓ふ様に、足アリをして、是れ乘せて行け、具して行けと宣ひて、をめき叫び給へ共、漕ぎ行く船の習にて、跡は白波ばかりなり。未だ遠からぬ舟なれども、涙にくれて見えざりければ、僧都高き所に走り上り、沖の方をぞ招きける。彼の松浦小夜姫が、唐舟を墓ひつ、領巾ふりけんも、是れには過ぎじとぞ見えし。さる程に船も漕ぎ隠れ、日暮るれ共、僧都怪しむしどへも不歸、波に足打ち洗はせ、露にしをれて、其夜はそこを明かしける。さり共少將は情深き人なれば、能き様に申すこととやとたのみを懸けて、其瀬に身を投げざりし心の中こそはかなけれ。昔壯里思里が、海巖山へ被放たれたりけん悲しみ、今こそ被思知一けり。

清盛驕恣益甚。重盛日夜憂懼。一夕夢清盛被誅。覺而泣。會維盛至。飲之酒。令好以刀。維盛意是小鳥。小鳥者平氏傳家寶刀也。受而視之。乃無文。葬時所佩者。乃變於色。重盛曰。母尤也。使公令終。吾將佩焉。今賜之汝。汝後當知之。五月。重盛造熊野祠。祈死。歸得瘍疾。適有醫。至自宋。清盛欲使治焉。重盛辭以失國體。且曰。兒之獲疾。命也。遂不使治。法皇臨視其疾。三月遂薨。年四十一。法皇與攝政基房議。收其封戶。會中納言闕。清盛婿藤原基通當任。而基房子師家任之。甫八歲。

【騷恣】……心騷りて我が儘勝手に振舞ふこと。【憂懼】……清盛の騷恣なるを憂へ、行く末を案じおそれる。【好】……引出物にする。酒宴の時に贈る物を引きで物と云ふ。【無文刀】……文は飾り也。頭鎧鎧鎧に至るまで總て彫鏤象眼等の文飾をするが普通なるを、此等の文飾なきを無文の刀と云ふ。【母尤】……とがむる勿れ、不審に思ふな。【令終】……をはりをよくす。無事に死ぬること。令は善なり。【瘡】……音ヤウ。瘡なり。腫物の名。【適】……たまく、丁度其時。【宋】……支那は當時、宋の代なり。【失國體】……我が邦の醫者にて治せずして、宋の國の醫者によりて治することあらば、わが邦には醫者なしと思はれて、國の體面を失ふに當るを云ふなり。【命】……天命。【臨視其疾】……御自身に病氣の見舞に來らる。【薨】……公侯の死を云ふ。我が邦にては、大臣大將の死を薨と云ふ。【收】……獲收。取り上ぐるなり。【封戸】……官位の等級によりて、民戸を賜ひ、其戸税を納めしむるなり。重盛の封戸は越前に在りき。甫……はじめて、やつと。

清盛の心騷りて我が儘勝手に振舞ふことを、いよくます。甚だしくなつたので、重盛は、日に夜に、之を心配して行く末を案じわづらうて居つた。ある夜、清盛が誅せられたと云ふ夢を見て、目が覺めて後に泣いた。丁度、其子の維盛が來たので、之に酒を飲ませ、又、引き出物として刀を與へられた。維盛は、きつと是れは小鳥であると思つた。小鳥と云ふのは、平氏の代々持ち傳へて来る寶刀である。維盛が、其刀を受け取りて、よく之を見ると、こは如何に、小鳥ではなくて、飾りの無い刀で、即ち葬式の時に佩ぶるものであつたので、そこで、維盛は驚いて顔色が變つた。重盛が曰ふには、決して不審に思ふな。我が父上にして無事なる御最期をなされるものならば、自分が之を佩ぶることに致すであらうが、今之を御前に與へるからには、御前が、後日に至りて、きつと、思ひ合はすことがあるだらうと曰つた。五月に、重盛は、紀州の熊野神社に參詣をして、どうか早く死にたいものであると祈つた。熊野から歸りて、靈と云ふ腫物の疾に罹られた。其時丁度、宋の國から醫者が來たのがあつたから、清盛は、此醫者に見せて療治させやうと思つたが、重盛は、我が邦の醫者に療治が出來ずして、宋の國の醫者に療治してもらつては、我が邦には醫者が無いのだと思はれて、大に國の體面を失するからと云つて、之をことほり、其上に曰ふには、私が今日此疾にかかりましたのは、これは天命でありまして、致し方がありませんと曰つて、とう／＼療治をさせなかつた。後白河法皇も、わざ／＼重盛の病床に御幸あそばされて、其病氣を御見舞なされた。三月に、重盛は、とう／＼死なれた。其年は四十二歳であつた。法皇が、攝政の藤原基房と御相談なされて、重盛に與へられて居た封戸を御取り上げになつた。又、この時に、中納言に缺員があつて、清盛の婿なる藤原基通が之に任命せらるべき筈であつたのを、基房の子の師家が之に任命せられた。師家の歳は、この時に、やつと、八歳の幼年であつた。

【參考】左に平家物語の一章を録して參考に資す。

無文の沙汰の事

天性此大臣は、不審第一の人にて、未來の事をも兼ねて悟り給ひけるにや、去ぬる四月七日の夜の夢に、見給ひたりける事こそ不思議なれ。譬へば、或る濱路を遙々と歩み行き給ふ程に、傍に大なる鳥居の有りけるを、大臣夢の中に、あれは如何なる御鳥居やらんと問ひ給へば、春日大明神の御鳥居なりとぞ申しける。人群中したり。其中より、大なる法師の首を、太刀のさきに貫き、高く指し上げたるを、大臣何者の頭ぞと宣へば、平家太政入道殿の悪行超過し給へるに依つて、當社大明神の召し取り給へ候と申すと覺えて、夢覺めぬ。當家は保元平治よりこのかた、度々の朝敵を平げ、勳賞身に餘り、帝祖太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年のこのかた、官加階天下に肩を並ぶる人も無かりつるに、さては入道の悪行超過し給へるに依つて、當家の運命の末に成るにこそと思召して、御涙を流させ給ふ。折節妻戸をほと／＼と打ち敲く者出で來たり。大臣、何者ぞあれ聞けと宣へば、瀬尾太郎兼康が、今夜餘りに不思議の事を見候て、申上げんが爲に、夜の明るるが遅く覺えて參つて候。御前の人を遙にのけられ候へとて、人を除けて對面有りけり。大臣の御覺せられける夢に少しも違はず、具に語り申たりければ、さてこそ兼康は、神にも通じたる者かなとぞ大臣も感じ給ひける。其朝嫡子權亮少將維盛院へ參らんとていでた、れけるを、大臣呼び奉つて、人の親のか様の事申すは、嗚呼がましけれ共、御邊は人の子には勝れて見え給へり。あれ少將に酒進めよと宣へば、筑後守貞能御酌に參る。是れをば少將にこそ賜ふべけれ共、親より先にはよも賜はらじとて、大臣三度酌んで、其後少將殿にぞ差されける。少將亦三たび受け給ふ時、あれ少將に引出物せよと宣へば、かしこまりて、赤地の錦の袋に入れたる御太刀持つて參つたり。少將是れは當家に傳ふる小鳥と云ふ太刀やらんと、嬉しげに見給へば、さはなくして、大臣葬の時用ふる無文の太刀也。其時少將以ての外に氣色變つて見え給へば、大臣涙をほと／＼と流して、其れは貞能が御事には非ず、大臣葬の時用ふる無文と云ふ太刀也。日ごろは入道殿如何にも成り給はば、重盛帯いて供せんことを存せしか。今は重盛、入道殿に先立ち奉らんずれば、御邊に賜ふなりとぞ宣ひける。少將とかうの返事にも及び給はず、涙を抑へて宿所に歸り、其日は出仕し給はず、引きかづいてぞ伏し給ふ。其後大臣熊野へ詣り下向して、幾くの日數を経ずして、病み附いて失せ給ひけるにこそ、實にもと思ひ知られけれ。

是時清盛在福原。十一月。地大震。京師相驚曰。太政入道來矣。已而清盛以數千騎入京師。基房入。泣訴法皇曰。聞清盛來欲修怨於臣。果被竄流。不復能奉左右矣。法皇曰。雖朕亦不能自保也。明日使法印靜憲往諭清盛。且問其意。清盛不見。及昏無所答。靜憲請去。清盛使子知盛出答曰。臣老矣。不復能事君。如此而已。靜憲趨出。颺言曰。賢相明德。跼天踏地。清盛聞之。召返面之曰。聞子諫止鹿谷之幸者。吾是以見子也。抑我家何所負官家。重盛新死。遊幸自如。獨不憫老夫乎。重盛見危授命者數。官家賜之越前。曰。傳汝子孫。而死即見禡。死者何罪。且吾爲基通請。中納言再三。而超拜師家。何也。凡如淨海者。即有過惡。當宥及七世。今餘命

無幾動將見誅。身後可知矣。言畢垂淚。靜憲亦泣。少焉。說以大義。且慰藉之。清盛意頗解。禮而遣之。既而奏帝。貶基房。代以基通。削師家以下四十三人官爵。流前太政大臣藤原師長。使宗盛率衆造法皇。法皇問曰。將見流遠地乎。宗盛曰。非敢然也。且幸鳥羽殿。以待事定。遂移之鳥羽。靜憲請而從焉。清盛乃使人白帝曰。今後諸政。陛下親之。即日還福原。

【太政入道】……清盛は太政大臣となり、剃髮して居る故に、太政入道と云ふ。入道とは佛道に歸入する意。【修怨】……怨を報ゆるなり。修は修復など、いふ如く、古きものを直して行く意味にて、舊き怨を報ゆるを修怨と云ふなり。【竄流】……竄は音ザン、放つ也。竄流とは、遠地に追放し流罪にするなり。【不能自保】……自分の無難を保護することが出来ぬ。【老】……音モウ、老いばれなり。【如此而已】……これだけのことである。【趨出】……勿々に馳せ出づるなり。【賜言】……音ヤウケン。聞こえよがしに大聲を揚げて言ふなり。【賢相】……賢明なる宰相、清盛をさすなり。太政大臣なるが故に相と云ふ。【賜天踏地】……賜は曲なり、せむ、まる、かゝまる也。體を縮めて前に屈まるなり。踏は累足なり、ぬきあしす、足をつまんで、歩くなり。天に觸り地に踏しすとは、天は高けれど春をぢめ、地は厚けれどぬき足す、廣い天地の間に身を置く所なきの義なり。聖相は明徳なれども、今一時の怒に任せて、粗暴なる事を爲すときは、終には廣き天地間に其身を容るゝところも無きに至るべしとの意なり。【自知】……平日の如く、少しも變らぬを云ふ。【老夫】……老人の自ら稱する辭。この老翁といふが如し。清盛自ら云ふなり。【授命】……生命をさし出して働くなり。【見職】……うは、る、はぎ取られる、取り上げられる。【過惡】……過失罪惡。【身後】……死して後。【設以大義】……君命を出したる道すぢ、順逆の道をして説きさすなり。【慰藉】……慰は安んずるなり、藉は音シヤ、含蓄包容の意なり。なぐさめて、心を落ちつかせるなり。【貶】……音ヘン。しりぞける、官職を下す。【削】……けづる、けづり取る。【貶基房】……大宰權帥となす。【四十三人】……源平盛衰記には三十九人に作る。【流師長】……尾張に流す。【遣】……したる。【靜憲請而從焉】……平家物語に此事を記して曰く、靜憲法印、入道相國の西八條の邸へ行き向ひて、夕法皇の鳥羽殿へ御幸成つて候なるに、御前に一人も候はぬ由承りて、餘りに淺ましう覺え候、何か苦しう候べき、靜憲ばかり御ゆるされを蒙つて、参り候はゞやと被り申ければ、入道相國如何思はれけん、御坊は一向事過つまじき人也、疾うくとてゆるされけり。法印斜ならずに悦び、急ぎ鳥羽殿へ参り、門前にて車より下り、門の内へさし入り給ふに、折節法皇は、御經打ち上げ、被遊ける御聲の、殊にすぢうぞ聞えさせおはします。法印のつと被り参られ、被遊ける御經に、御涙のはらくと懸らせ給ふを見参らせて、法印餘りの悲しさに、表代の袖を顔に押し當て、泣く御前へぞ被り参ける。【即日】……其日。

この時、清盛は福原の邸に居たが、十一月に、京都に大地震があつたので、京都の人は、互に驚いて曰ふには、これは太政入道が来るべき前遣たと曰つて居た。とかくする中に、果して、清盛は、數千騎の兵士を引き連れて、京都に入り込んだ。基房は、院に詣り、泣いて後白河法皇に訴へて曰ふには、聞くところによれば、清盛が來りて、怨を私に報いやうとするのだとの事で御座ります。まことに左様になりまして、遠い所に追放流罪にせられることになりなれば、もはや御側に在りて御事へ申しますことは出来ませうと曰つた。さうすると、法皇が仰せられるには、朕とても、亦た、自分の身の安全を保證することは出来ないのであると仰せられた。法皇は、其翌日に、法印靜憲をして往いて清盛を説諭させなされ、且つ如何なる心得であるかを尋はしめられた。しかるに、清盛は、靜憲に對面せず、日暮れになるまで靜憲は待つて居たけれども、何等の返事もしない。そこで、靜憲は、仕方が無いから、これで御腹申しまうと言ひ出した。すると、清盛は、其子の知盛をして出で、答へさせて曰ふには、私は年を取りまして老味いたしましたから、再び君に事へて御奉公申上げることが出来ません。申し上げることとは唯だこれだけで御座りますと曰つた。靜憲は、之を聞くや、勿々に走り出で、大聲を揚げて曰ふには、あ、賢明なる宰相清盛公は明なる徳を具へて居らるゝけれども、行く末は、廣い天地の間に身置き所の無いやうな事にならるゝだらう。さても、氣の毒な事だと曰つた。清盛は、之を聞いて、靜憲を召し返して、之に對面して曰ふには、聞くところによれば、御前は、成親等が俊寛の鹿谷の別荘に會して我が平氏を滅ぼさうと謀つたときに、法皇が其處に御幸にならうとしたのを、御諫言申上げて御止め申した者だとの事だ。それ故に、自分は、御前に對面するのである。そ、我が平家の一門は、皇室に對して、何か違背した事があるか。重盛が近頃死んだが、大體大臣の死んだときなどは御幸遊宴などは御廢しになるが先例であるのを、法皇は、此時に、すこしも哀悼の御模様もなく、遊宴や御幸は、いつもの通りであるが、息子に死なれて悲歎の涙に暮れて居る此老翁をふびんと思召さぬだらうか。重盛が、危急な場合に當りて、自分の命を投げ出して、皇室の爲めに盡した事は、度々であつた。そこで、朝廷では、其功を賞し、之に越前の地を賜うて封戸となし、汝が子孫代々に傳へよとの仰であつた。然るに、重盛が死ぬると、すくに、之を御取り上げになつて仕舞つた。死んだ者に何の罪がありますか。その上、自分は、基通の爲めに、中納言に任命させたまへと御願申した事は、兩三度もあつた。然るに、順序を超えて、あの幼年の師家を任命せられたのは、どう云ふ譯でありませうか。大體、この淨海の如き大功勞があつた者には、萬一、過失罪惡があるとしても、この後七世まで、之を赦されて然るべき筈であるから、今や、淨海は、已に年老いて餘命いくばくもないのに、どうかすれば、誅せられやうとする。今日自分が存命中でさへ此の通りであるから、ましてや、自分が死後の事は思ひ遣られるわけであるとして、言ひ畢りて涙を垂れた。靜憲も、之に同情して、亦泣いたが、暫くしてから説き諭すに、君臣の間に於ける順逆の道理を以てし、その上、之を慰め氣を落ちつかしめた。そこで、清盛も心が大分解けた様子で、懇に挨拶して、靜憲を歸した。併し聞もなく、高倉天皇に奏して、基房を斥けて、大宰權帥となし、之に代へるに基通を以てし、師家以下四十三人の官祿爵位を削り、前の太政大臣藤原師長を尾張の國に流し、宗盛をして多くの兵士を引き連れて、法皇の御所に赴かしめた。法皇が、宗盛に問うて仰せられるには、遠方の土地に流されでもするのかと仰せられた。宗盛が對へて曰ふには、何も左様いふ譯ではありませんが、しばらく、鳥羽殿に御幸あそばされまして、この事の收まりますまで御待ちを願ひますと曰つて、とうとう、法皇を鳥羽殿に移した。靜憲は、清盛に請うて法皇に御附き申した。清盛は、そこで、人を遣はし、高倉天皇に申さしめて曰ふには、今までは、法皇が政治を執られましたが、今より後は、萬般の政治は、陛下が之を御自身で遊ばします様に願ひますと曰ひ、其日に、すくに、福原に還つた。

四年。二月。帝禪位於皇太子。世稱其出清盛意也。清盛夫人時子。既拜二

位。削髮稱二位尼。於是夫妻竝准三宮。三月。上皇幸嚴島。希解清盛之意。臨發。觀法皇。法皇之徙鳥羽。中外皆咎。宗盛不若其匹兒也。宗盛數諫清盛。乃奉還法皇于八條鳥丸。

【四年】……承安四年。帝……高倉帝。皇太子……即安徳帝。清盛の女の生むところなり。【時子】……兵部大輔時信が女。【准三宮】……三宮とは太皇太后、皇太后、皇后を云ふ。准とは準にて、三宮に則りて取扱はる、意、特に優遇して三宮と同じく供給せらる、なり。【觀】……音ケン。帝王に見ゆるを觀と云ふ。【匹兒】……なかりし兒重盛。【閉】承安四年二月、高倉帝は、御位に譲りなつた。世間では、この御讓位は清盛の考から出たものであると云つて居た。清盛の夫人の時子は、さきに、二位の位を拜し、髪を剃りて二位尼と稱へて居たが、此度、清盛及び二位尼の夫婦の者は、ともに、三宮に准じて、これと同じ御取扱を受けることになつた。三月に、高倉上皇は、嚴島の社に御幸なされたが、清盛の怒る心を和らげなだめることを願はれたからである。その御出發の場合に、後白河法皇に御目見えをなされた。法皇が鳥羽殿に御徙されなつたときに、宮中の者も宮外の者も皆、宗盛が清盛を諫めて之を止めなかつたので、その亡くなつた兒重盛に及ばないことを咎めた。かくて、宗盛は、度々清盛を諫めた。そこで、清盛は、法皇を京都の八條の鳥丸に還奉つた。

五月。熊野別當上變。告以仁王下令。舉東國源氏。欲滅平氏。廢帝而自立。日。事成有重賞。那知新宮僧徒亦應之。清盛大驚。率兵入京師。與公卿議。遣檢非違使源兼綱等。以官兵圍高倉宮。將徙王于土佐。兼綱父賴政。爲王謀主焉。平氏未之知也。賴政急使王先奔倚園城寺僧徒。而自率子弟從之。清盛聞之。怒曰。吾嘗奏賴政授三位。聽昇殿。何負我乎。清盛將藤原忠清獻策曰。聞叡山。南都僧兵皆應於王。我前後防敵。曠日彌久。諸國源氏來會。勝敗未可知也。宜速下院宣於山徒。因陷以利。清盛從之。山

徒乃倍王。王奔南都。清盛遣子重衡等。將一萬騎。追擊于宇治河。王入平等院。斷橋而軍。僧徒善鬪。我將平盛清請分兵由河內進。遮敵前路。下野人足利忠綱進曰。我家嘗與秩父氏夾利根河相挑。未嘗不亂流決戰。今日利在速戰。何猶豫爲。乃以手下三百騎先渡。下令曰。上駿者下。下駑者上。操於淺。而縱於深。其步卒迭相提挈。或溺者授梢援之。令畢而濟。不匹一人。忠綱呼曰。我藤原秀郷六世之孫也。盍來決死。兼綱笑曰。汝以名族。乃爲平氏所驅役邪。對曰。平氏奉詔討亂賊。安得不從也。乃大戰。終射殺兼綱。我軍悉渡。擊大破源氏兵。賴政及子仲綱等皆死。王南出走。中流矢。薨。南都僧兵至木津川。聞之引去。重衡等凱旋。獻首闕下。清盛賞忠綱。

【別當】……一山を統轄する長官。この熊野別當は滋増と云ふ。平家重恩の人なり。【上變】……變をたてまつる。事變の起りしことを申上るること。【以仁王】……後白河法皇の第二の皇子にして、三條宮又は高倉宮と稱す。母は藤原成子、季成の女なり。【令】……令旨。皇太子親王の命を云ふ。【那知新宮】……紀伊國牟婁郡に、熊野本宮、熊野新宮、及び那知の三山鼎立して、世に之を三所稱現又は熊野三山と云ふ。其の中の新宮、那知の二山なり。【官兵】……朝廷の兵士。【高倉宮】……以仁王の宮なり。京都三條に在り。【謀主】……謀叛の發頭人。【園城寺】……三井寺のこと。吾嘗奏賴政授三位。……源賴政、三位を望むこと久しかりし、之を得ず。高倉帝の治承二年、和歌を咏じて、自ら歎じて曰く、のぼるべき路しなければこのもとに権をひろひて世を渡るかなと。清盛之を憐み、奏し請うて、三位に叙せらる、ことを得たり。【眞】……そむく。【南都僧兵】……奈良の興福寺の僧兵。【前後】……前は南都の僧兵、後は叡山の僧兵。【曠日彌久】……曠は空なり。彌は竟なり。曠日彌久とは、日をむなしくして久しきにわたる、むだに日を送りて延引する也。【山徒】……叡山の僧徒。【昭以利】……餌をくはずが如く、利を以て人を誘ふなり。【倍】……そむく。【平等院】……宇治河の南に在る寺。【斷橋】……宇治橋を切り落す。【遮】……遮むる也。【駑】……さへぎりたちとめるを云ふ。【前路】……南都へ行く路。【秩父氏】……鎮守府將軍平良兼の末裔にして、世々武藏國秩父郡に居る、名は詳ならず。【相挑】……あひこむ。せり合ふ、戦ひ合ふ。【亂流】……河を横切りて渡ること。【上駿】……下駑馬操於淺而縱於深。……駿は馬の美稱、よ

き馬。馬は最下の馬、やくざ馬なり。扱は手綱を握り縋る。縋は手綱を弛める。上駿馬下馬馬とは強き善き馬は川の主流にて渡り、弱き馬は河の主流に於て渡るなり。これは水勢に堪ゆるためなり。操於遠而縦於深とは、川の淺き處にては馬の手綱を引きしめ、川の深き處にては馬の手綱をゆるめるなり。提挈……相扶持する也。互に手を引き合ひて助くる也。【猶】……弓の末なり。ゆはす。【志】……何なり。ナンザ云々セザル。讀む。【驅使】……おひまはしつかはれる。【凱旋】……兵樂を凱と曰ふ、旋は旂を反す也。凱旋とは兵を描へ勝ちどきを舉げて還るを云ふ。【閣下】……御所の門の下。朝廷を云ふ。

此年の五月に、紀州熊野の別當の洪増といふ者が、事變の起りし趣を申上げて、以仁王が旨を下し、東國の源氏の兵を旗擧げさせて、平氏を滅ばし、天子を廢して、自ら立つて帝位に即かうと思つて居て、この事が若く首尾能く成就したならば、重き褒美を與へやうと曰はれ、紀州の三熊野の中の那知と新宮との僧徒も亦之に應じたといふ事を報告した。清盛は、之を聞いて大いに驚き、兵士を引き連れて、京都に入り、公卿と相談して、檢非違使の源兼綱等をして、朝廷の兵士を引き連れて、以仁王の居られる三條の高倉の宮を圍ましめ、王を捕らへて土佐の國に徙さうとした。實は、この兼綱の父なる源頼政が、王の爲めに此謀叛を企てた發頭人であつたのだが、平氏の人々は未だ此事をば知らなかつた。頼政は、急に、王をして、先づ奔り逃げて園城寺即ち三井寺の坊主にたよらしめ、そして、自分でも、子弟一族の者を連れて、跡かち之に従つた。清盛は、この頼政が發頭人であること等を聞き、怒つて曰ふには、自分は、さきに、頼政を憐んで、奏上して、三位を授けられ、昇殿を許されるやうにしてやつた事があるのに、彼れは何故ありて自分に叛いたのであるか。實に恩を知らざる不都合千萬な奴だと曰つた。清盛の手下の將たる藤原忠清が策略を上つて曰ふには、聞くところによれば、叡山延曆寺と南都興福寺との僧兵も、王に附いたと云ふ事でありませうから、さうすると、我が軍は、前には南都の僧兵、後には叡山の僧兵があつて、前と後とに敵を防ぐやうになりませうと云ふ事でありませうから、さうすると、我が軍は、前に南都の僧兵、後に叡山の僧兵があつて、前と後とに敵を防ぐやうになりませう。清盛は、勝敗はどうなるか分りませぬ。されば、速に院の宣旨を叡山の僧徒に下したまひ、それにつけては誘ふに利を以てするが宜しくなつた。ついでには王は三井寺に居ることが出来なくなつて、南都の方へ向つて奔り逃げられた。清盛は、その子重衡等を遣はして、二萬餘騎の兵士を引き連れて、追うて之を宇治橋に攻撃させた。王は、宇治の平等院と云ふ御寺に入りて、之を本陣となし、宇治橋を切り落して、そこに陣を張つた。王の味方なる僧徒は、まことに力を盡して巧に戦つたので、容易に敗れない。我が平氏の將なる平盛清は、宇治河の戦はなかく、勝敗が決さぬから、兵を分けて河内の國から進んで、敵が南都へ向ふべき路を遮り喰ひ止めんと請うた。下野の國の人なる足利忠綱といふ者が進んで曰ふには、私の家では、以前、秩父氏と利根川を中へ挟んで攻め合ひましたが、いつか、河を横切り渡つて決戦しないこととありませぬとした。今日、我が軍の利とするところは、速に戦ふことにあります。どうして、居ることがありませうと云つた。そこで、手下の三百騎を引き連れて先登して川を渡らんとし、命令を手下のものに下して曰ふには、つよい善い馬を川の主流にし、弱い馬を川の下流にして渡れ。水の淺いところでは馬の手綱をはいり引しめ、水の深いところでは馬の手綱をゆるめて渡れ。歩卒の者共は、相互に手を取り合ひ扶け合ひて、若し水に溺れんとする者があつたならば、弓矢をのびして之につかまらせて引き上げ援へよと曰つた。命令を下し畢りて川を濟つたが、三百騎の中で一人を失はかつた。向ふ岸に上陸してから、忠綱は大聲に呼はりて曰ふには、貴公は、名ある家柄でありながら、さて、平氏に逐ひ使はれて居るのか。まことに意氣地な人だと曰つた。忠綱が之に對へて曰ふには、今や、平氏は朝廷の謂を奉じて亂賊を討つのであるから、どして之に従ふなけり。居ることが出来やうかと曰つた。そこで、二人は、大に戰つたが、とうとう、

橋合戦の事

忠綱が兼綱を射殺して仕舞つた。引き續いて、我が平氏の軍勢が若河を渡りて、撃つて大に源氏の軍勢を破つた。頼政及び其子の仲綱などは、皆死んで仕舞ひ、以仁王は、南の方へ出掛けて走られたが、其途中で流れ矢にあたりて死なれて仕舞つた。南都興福寺の僧兵は、山城の木津川まで繰り出して来たが、頼政及び仲綱等は皆死し、王も死なれて仕舞つたことを聞いて、軍勢を引き上げて去つた。重衡等は、勝鬨を舉げて引き上げ、頼政等の首を朝廷に獻じた。清盛は、忠綱の功勞を賞して、褒美を與へた。

【參考】左に平家物語の二章を録して參考に資す。

さる程に、宮は宇治と寺との間に、六度まで御落馬ありけり。是は去ぬる夜御寝ならざりし故なりとて、宇治橋三間引き離し、平等院に入れ奉り、暫く御休息ありけり。六波羅には、すはや宮こそ南都へ落ちさせ給ふなれ。追ひ懸けて討ち奉れやとて、大將軍には左兵衛の菅知盛、頭中將重衡、薩摩の守忠度、侍大將には、上總の守忠清、其子忠綱、飛騨の守景家、其子飛騨の太郎判官景隆、高橋判官長綱、河内の判官秀國、武藏の三郎左衛門有國、越中の次郎兵衛盛景、上總の五郎兵衛忠光、悉七兵衛景清を先として、都合其勢二萬八千餘騎、木幡山打ち越えて、宇治橋の爪にぞ押し寄せたる。敵平等院にと見てければ、鬨を作る事三箇度なり。宮の御方にも、同じく鬨をぞ合せたる。先陣が橋を引きたるぞ、過すな、橋を引きたるぞ、譯すなどぞ、どよみけり。後陣は是を聞きつげず、我先にくと進む程に、先陣二百餘騎押し落され、水に溺れて失せにけり。さる程に、橋の兩方の爪に、打ち立ちて矢合せす。宮の御方より大矢野俊長、五智院の但馬、波邊の省、授、續の源太が射る矢ぞ、橋もたまりず、鑽もかけず透りけり。源三位入道頼政は、今日を最後と思はれけん、長綱の鎧直垂に科皮製の鎧きて、わざと甲をば著給はず、嫡子伊豆の守仲綱は、赤地の鎧の直垂に黒系製の鎧なり。弓を強く引かんとて、是も甲をば著ざりけり。爰に五智院の但馬、大長刀の鞘をばづして、只一人橋の上にお進みたる。平家の方には是を見て、唯射とれや、射取れとて、さしつめ引きつめ、散々に射れども、但馬少しも睡がず、あがる矢をば突きつゝり、下の矢をば躍り越え、向ひて来るをば長刀にて切りて落す。敵も味方も見物す。それよりしてこそ、矢切の但馬とはいはれられ。又堂衆の中に、筒井の浄妙明秀は、襦の直垂に黒草製の鎧きて、五枚甲の緒をしめ、黒漆の太刀を佩き、二十四さしたる黒母衣の矢貫ひ、塗籠藤の弓に、好む白柄の大長刀取り添へて、是も唯一人橋の上にお進みたる。大音聲あげて、遠からんものは音にも聞け、近からん人は目にも見給へ。三井寺にはかくれなむ。堂衆の中に筒井浄妙明秀とて、一人當千の兵ぞや。我と思はん人々は、寄り寄りへや、見參せんとて、二十四さしたる矢を、指しつめ引きつめ散々に射る。矢庭に數十人射殺し、十人一人に手負うせれば、服に一つぞ残りたる。其後弓をばからと投げ捨て、服も解きて捨て、けり。貫き脱ぎて跳になり、橋の行桁をさらさらと走りける。人は恐れて渡らねども、浄妙房が心地には、一條二條の大路とてを振舞ひたれ。長刀にて向ふ敵五人薙ぎ伏せ、六人當るかたきに達ひて、長刀中より打ち折れて捨て、けり。其後太刀を抜きて戦ふに、敵は大勢なり、蜘蛛手かくなば十文字、鎧がへり、水車、八方ずかさず切りたりけり。向ふかたき八人切り伏せ、九人にあたる敵が甲の鉢に、餘に強く打ち當て、目貫のものとより丁と折れ、もつと抜けて川へざつぷと入りけり。頼む所は腰刀、死なんとのみぞ狂ひける。こゝに東圓坊の阿闍梨慶秀が、召し使ひける、一來法師といふ大力の剛の者、浄妙房が後に續きて戦ひけるが、行桁はせばし、側通るべきやうはなし。浄妙坊が甲のところに手を置き、願しく候ふ浄妙房とて、肩をづんと跳り越えてぞ戦ひける。一來法師討死してけり。浄妙房は這ふく返りて、平等院の門の前なる芝の上に、物具脱ぎ棄て、鎧に立ちたる矢目を敷へれば、六十三、うらく矢五所、されども痛手ならねば、處々に灸治し、頭はかけ、浄衣著、弓切りをり杖につき、平足駄穿き、阿闍陀佛申して、奈真の方へぞ罷りける。其後は浄妙房が渡りたるを手本として、三井寺の大衆、三位入道の一類、渡邊の薫我先に

と走り續き、橋の行桁をこそ渡りけれ。或は分取して歸る者もあり、或は痛手負ひて腹かき切り、川へ飛び入るものもあり。橋の上の戦、火出づる程にぞ見えたりける。平家の方の侍大將上總の守忠清、大將軍の御前にまゐり、あれ御覽候へ、橋の上の戦手痛く候ふ。今は川を渡すべきにて候ふが、折節五月雨の比水まさりて候へば、渡す馬人多く亡び候ひなん。淀、一口へや向ふべき、又河内路へは廻るべき、如何せんといふれば、下野の國の住人足利又太郎忠綱、生年十七歳にてありけるが、進み出で、申しけるは、淀一口河内路へは、天竺震旦の武士を召して、向はれ候はんずるか、それ我等こそ承りて向ひ候はんずれ。目に懸けたる敵を討たずして、宮を南都へ入れ参らせなば、吉野十津川の勢ども馳集りて、愈御大事にてこそ候はんずらめ。武藏と上總との境に、利根川と申す大河候ふ。秩父足利中違ひて、常に合戦を仕り候ひしに、大手は長井の渡、指手はこがすきの渡より寄せ候ひしに、爰に上野の國の住人、新田入道、足利に語らはれて、杉の渡より寄せんとて、設けたりける船どもを、秩父が方より皆破られて、申しけるは、只今こゝを渡さずば、長き弓箭の疵なるべし。水に溺れても死なば死ね、いざ渡さんとて、馬筏を作りて渡せばこそわたしけれ。坂東武者のならひ、敵を目にかけ、川を隔てたる軍に、淵瀬濊ふやうやある。此河の深さ早さ、利根川に幾程の劣勝はよまらじ。續けや殿原とて、眞先にこそ打ち入れたれ。續く人々、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、霞岐の廣綱、四郎大夫、小野寺の禪師太郎、邊屋子の四郎、那等には、宇夫方の次郎、桐生の六郎、田中の宗太をはじめとして、三百餘騎ぞ續きける。足利大音聲をあげて、弱き馬をば下手に立てよ。強き馬をば上手になせ。馬の足の及ばんほどは、手綱をくれて歩ませよ。はづまばかきくりに泳がせよ。下らん者をば弓の叫び取り附かせよ。手に手を取り組み、肩を並べてわたすべし。馬の頭沈まば引き上げよ。いたく引き引かづくな。鞍壺によく乗り定めて、鎧を強く踏め。水しとまば、三頭の上に乗りかゝれ。川中にて弓引くな。敵射るともあひ引かすな。常にしころを傾けよ。いたく傾けて手反射さすな。馬にはよわく、水には強く當るべし。かねに渡して推しおとさるな。水になうて渡せやわたせと、おきて、三百餘騎、一騎もながさず、向の岸へさつとぞ打ちあげたる。

宮の御最後の事

足利が其日の裝束には、朽葉の綾の直垂に、赤革鞆の鎧著て、高角打ちたる甲の緒をしめ、金作の太刀を佩き、二十四さしたる切符の矢負ひ、滋藤の弓持ちて、連銭養毛なる馬に、柏木にみづく打ちたる金覆輪の鞍置きでぞ乗たりける。登踏み張り立ち上り、大音聲をあげて、昔朝敵將軍を亡して、勳賞蒙りて、名を後代にあげたりし、倭藤太秀郷に、十代の後胤、下野の國の住人、足利の太郎俊綱が子、又太郎忠綱、生年十七歳に罷りたる。斯様に無官無位なる者の、宮に向ひ参らせ、弓を引き矢を放つことは、天の恐少からず候へども、但し弓も矢も笑加のほど、平家の御上にこそ止り候はぬ。三位入道殿の御方に、我と思はん人々は、寄りあへや、見参せんとて、平等院の門の内へ、攻め入り、戦ひけり。大將軍左兵衛の督知盛、是を見給ひて、渡せやわたせと下知し給へば、二萬八千餘騎、皆打ち入れてわたす。さばかり早き宇治川の馬や人にせかれて、水は上にぞたへたる。離人原は、馬の下手に取りつき取りつき渡るほどに、膝より上をぬらさぬ者も多かりけり。おのづから外は、水には、何もたまたらず流れたり。爰に伊勢伊勢兩國の官兵等、馬筏押し破られて六百餘騎を流れたれ。崩黄、緋鞆、赤鞆、色々の鎧の浮きぬ沈みぬゆられるは、神無備山ののみぢ葉の、願の嵐にこそはれて、龍田川の秋の暮、井關にかゝりて流もあへぬに異ならず。その中に、緋鞆の鎧著たる武者三人、綱代に流れかゝりて、浮きぬ沈みぬゆられるを、伊豆の守見給ひて、かゝりて流もあひける。

伊勢武者は皆火おとしの鎧で宇治の綱代にかゝりぬるかな
是等は皆伊勢の國の住人なり。黒田後平四郎、日野十郎、乙部の彌七といふ者なり。中にも日野十郎は、古兵にてありければ、弓の叫、岩のは

さまにねち立ちて、掻き上り、二人の者どもも引き上げて、助けるとぞ聞えし。大勢皆渡りて、平等院の門のうちへ攻め入り攻め入り戦ひけり。このまぎれに、宮をば南都へ先立たせ参らせ、三位入道の一派渡邊黨、三井寺の大衆残り止りて防矢射けり。源三位入道は、七十に餘りて軍して、弓手の膝口を射させ、痛手なれば、心靜に自害せんとて、平等院の門の内へ引き退く處に、敵襲ひかれば、次男源大夫の判官兼綱は、緋地の鎧の直垂に、唐綾鞆の鎧で、白月毛なる馬に金覆輪の鞍置きで、乗り給ひたりけるが、父を延ばさんために、返し合せ返し合せ防ぎ戦ふ。上總の太郎判官が射ける矢に、源大夫判官、内甲を射させてひるむ處に、上總の守が童、次郎丸といふ大力の剛の者、前黄匂の鎧著、三枚甲の緒をしめ、打物の鞘をばづして、源大夫判官に押し並べて、むす組みてどうと落つ。源大夫判官は、大力にておはしければ、次郎丸を取りておきて首をかき立ち上らんとする所に、平家の兵ども、十四五騎落ち重なりて、終に兼綱を討ちたり。伊豆の守仲綱も散々に戦ひ、痛手数多負ひて、平等院の釣殿にて自害してけり。其頭をば、下河邊の藤三郎清親取りて、大床の下へぞ投げ入れたる。六條藏人仲家、その子藏人太郎仲光も、散々に戦ひ、一所に討死してけり。此仲家と申すは、故帯刀先生義方が嫡子なり。然るを父討たれて後、孫にてありしを、三位入道養子にして、不便にし給ひしかば、日比の契約を違へじとや、一所にて死にけるこそむざんなれ。三位入道、邊長七唱を召して、我頭を打てと宣へば、主の生頭打たんずることの悲しきに、仕るとぞ存じ候はず、御自害候はば、其後こそ賜はり候はめと申しければ、實にもと思はれけん、西に向ひ手を合せ、高聲に十念唱へ給ひて、最後の詞ぞあはれなる。

埋木の花咲くことも思はれけん、西に向ひ手を合せ、高聲に十念唱へ給ひて、最後の詞ぞあはれなる。
是を最後の詞にて、太刀の先を腹に突き立て、俯様に貫かれてぞ失せられける。その時に歌詠むべくはなかりしかども、若くよりあなながら好いたる道なれば、最後の時忘れ給はず。その頭をば長七唱が取りて、石に括り合せ、宇治川の深き所に沈めてけり。平家の侍ども、如何にもして、競漕口をば生捕にせばやと窺ひけれども、競も先に心得て、散々に戦ひ、痛手数多負ひ、腹掻き切りて死にける。圓満院大輔源覚は、今は宮も遙に延びさせ給ひぬらんとや思ひけん、大太刀大長刀左右に持ちて、敵の中を破りて出で、宇治川へ飛び入り、物具一も捨てず、水の底を潜りて、向の岸にぞ著きける。高所に走り上り、大音聲をあげて、如何に平家の君達、是までは御大事か、やうといひ捨て、三井寺へこそ歸りけれ。飛驒の守景家は、古兵にてありければ、このまぎれに、宮は定めて南都へ落ちさせ給ふらんとて、混甲四五百騎、鞭燈を合せて追ひ懸け奉る。案の如く、宮は三十騎ばかりにて落ちさせ給ふ所を、光明山の鳥居前にて追ひ附き奉り、雨の降る様に射奉りければ、何れが矢とは知らねども、矢一つ来りて、宮の左の御側腹に立ちければ、御馬より落ちさせ給ひて、御頭取られさせ給ひけり。御伴申したる鬼佐渡、荒土佐、荒大夫、刑部俊秀も、命をば何のためにか惜むべきとて、散々に戦ひ、一所にて討死してけり。其中に乳母子の六條の助大夫宗信は、新野が池へ飛び入り、浮草顔に取り蔽ひふる居たれば、敵は前をぞ打ち通りぬ。や、ありて、敵四五百騎、さゝめてきて歸りける中に、淨衣著たる死人の頭もなきを、源の本より掻き出でたるを見れば、宮にてぞおはしませ給ひける。我死なば御棺に入れよ、と仰せられし、小枝と聞えし御笛をも、未御腰にぞさ、せましくける。走り出で、取り附き奉らばやと思へども、怖しければ、それ葉はぞ、敵皆通りて後池より上り、濡れたる物どもしぼり、さて泣くく都へ上りたりけるを、悪まぬ者こそなかりけれ。さるほどに、南都の大衆七千餘人、甲の緒をしめ、宮の御迎に参りけるが、先陣は木津に進み、後陣は未與福寺の南大門にぞ立ちあたる。宮ははや光明山の鳥居前にて、討たれさせ給ひぬと聞えしかば、大衆力及ばず、涙を押へて止りぬ。今五十町ばかり待ちつけさせ給はば、討たれさせ給ひける。宮の御運の程こそうたてけれ。

清盛常愛福原。又築島其南。以便漕運。終欲遷都焉。六月。遂決意。趣帝

三宮百官徙焉。奉帝于賴盛第。遂徙之已第。使兵守法皇。議建宮城。地狹不可建。乃權造焉。物議囂然。

【築島其南】……和田岬は、地勢險惡にして、風浪高く、舟の難破し覆没するもの多きを以て、防波の爲めに、島を築きて港を開きしなり、島は經島なり。但しその完成したるは、建久年中にして、後の事なり。【清運】……舟を漕ぎ物を運送する。【遷】……うながす、せきたてる、念に催促すること。【權造】……假りに造營する。世に里内裏といふ。【物議囂然】……世間の人がやかましく評議を爲すなり。囂はかまびすしきなり。

清盛は常に攝津の國福原の地を受し、又、島を其南の方に築きて、舟を漕ぎ物を運送することを便利にしたが、とうく帝都を此處に遷さうと思つた。この年六月に、とうく意を決して、天皇及び三宮や百官を促がせきたて、此處に徙り、天皇を賴盛の屋敷に置き奉り、とうく之を自分の屋敷に徙し奉り、また、兵士をして法皇を守らしめた。御所を福原に建築せんことを評議したが、何分にも福原は土地が狹くて、建てることが出来ないから、そこで、假りに之を造つた。此事に就いては、世間の評議がなかくやかましくあつた。

八月。源賴朝奉以仁王令。舉兵伊豆。相摸人大庭景親擊走之。武藏人畠山重忠又擊破其黨二浦氏。景親急騎報捷。且曰。賴朝走死。已而東人交來告。賴朝未死。兵復振。清盛大怒曰。東國奴輩。皆彼父祖家人。而我流彼於東國。是使彼胥以滅我家也。何異借盜鑰乎。切齒久之。曰。向使吾不聽池尼請。彼惡得保首領。忘恩規利。敢敵我子孫。其能免神明之罰邪。重忠父重能。與弟有重在福原。進而言曰。東人獨北條時政與賴朝婚。其或附之。其他豈肯黨流人。君勿爲意。平氏子弟。人人奮願東伐。清盛輦入。見上皇曰。陛下妙齡。蓋未及知耳。往時有爲義。義朝者。敢行凶逆。欲敵法皇。臣

以謀略誅夷之。而義朝少子有賴朝者。此豎子。獲之伊吹岳麓。當斬。臣繼母爲請宥之。臣卽召見之。曰。十三歲。短身涅齒。有問輒答。不知臣憫其幼稚。且自謂與源氏非有宿怨。特以君命焉爾。遂宥之。今聞其在配所。敢謀不良。臣不堪悔恨。請得宣旨討之。上皇曰。稟法皇。答曰。主上幼。陛下親父。決在聖斷。何直稟法皇爲。陛下莫乃庇源氏乎。上皇晒曰。猶爲此言邪。卽賜宣旨。因問大將可屬誰。曰。臣嫡孫維盛可。卽命維盛。以右近衛中將爲追討使。而忠度翼之。用高祖正盛伐源義親故事。賜驛鈴。將五千騎。發福原。以齋藤實盛諳東事。以爲鄉導。行收兵至駿河。

【三浦氏】……三浦大介義明。【急騎】……早打、騎馬の早飛脚。【報捷】……勝利を得たるを報告す。【東人】……關東の武士。【胥以】……皆引き連れ合つて一つになる。胥は率あるの義。【借盜鑰】……盜賊にかぎを借して我が家の財物を奪はしむるなり。鑰は音ヤク、かぎなり。【切齒】……齒を切つる。齒がみをなして前日の非を悔ゆるなり。切は相摩切するの義。【向】……さき。【池尼請】……清盛の繼母池尼、賴朝を憫れ命乞をせしこと。前に見ゆ。【惡】……いづくんぞ。【保首領】……首をもちこたへる。命を全うする。領は頭なり。【規利】……己が爲のに利を謀る。規は計るなり。左傳に、規求無度の語あり。【神明】……かみ。明とは神の靈明なる徳を尊びて言ふなり。【北條時政與賴朝婚】……時政さきに其女政子を以て賴朝に妻はす、故にかく云ふ。【流人】……流される者。賴朝は伊豆に流されたるを以てかく云ふ。【勿爲意】……御心配なされるな。【益入】……手車に乗りて御所の中に入る。【上皇】……高倉上皇。【妙齡】……御年若、幼穉の時を云ふ。【凶逆】……凶惡なる反逆。君父に對してあるまじきいまくし非道の企を云ふ。【法皇】……後白河法皇。【豎子】……小わつぱ。小兒と同じ意なれども、輕蔑して云ふなり。賴朝を指す。【伊吹岳】……近江と美濃との界の山。【繼母】……池尼。【短身】……丈の低きこと。【涅齒】……涅は音テツ。涅齒とは黒い齒。鐵漿(カネ、オハグロ)を以て齒を染めたるなり。一説には、齒齒の類にて潔白なちざるなりしと云ふ。【宿怨】……ふるき怨。【特】……たゞ。【配所】……配は流刑なり。配所とは流されたる土地。【謀不長】……其は善なり、不長とは善からぬこと、卽ち兵を起すことを云ふ。よからぬ企を爲す。【悔恨】……後悔して心外に思ふ。【宣旨】……宣旨はのべ出す義。旨は勅旨。宣旨とは公文書の一。勅旨を宣傳するの義なり。書式は三種に分れ、其手續にも種々沿革變遷あり。つまり、詔勅の義と心得べし。【稟】……うくる。命を受くるを稟と

云ふ。言上して命を受くるなり。【聖断】……聖明なる裁断、陛下の御裁断。【庇】……かばふ。保護する。【晒】……わらふ。微笑するなり。【罵】いひ附ける、命ずる、まかす、托するなり。【覘】……輔くるなり。側よりかへたすく義。【諸東事】……東國の事情を詳しく知り居るなり。【語はそらんず】……案内、收兵……兵を聚め寄する。

【附】この年八月に、源頼朝が、以仁王の命令を奉じて、兵を伊豆の國に擧げたが、相模の國の人、大庭景親といふ者が、撃つて之を敗走させた。武藏の國の人、畠山重忠といふ者は、又、頼朝の徒黨なる三浦氏を撃ち破つた。大庭景親は、早打を以て、この勝利を得たることを報告し、且つ、頼朝は逃げて死んで仕舞ひましたといつた。關東の武士が、かはるく來り告げるには、頼朝はまだ死なずして、一たび敗れて逃げはしたが、其後兵勢が復た盛んになつたと曰つた。之を聞いて、清盛は大いに怒つて曰ふには、關東の諸國の奴ばらは、皆、彼れ頼朝が父義朝、祖父爲義などの家臣であつたのに、自分は、彼れを東國に流したのには、これ、彼奴等をして引き連れ合せて一となりて、我が平氏の門を滅ぼさしめるやうにするわけであつて、盜賊に鞭を貸してやるのと、ちつと違はぬ事であつたと曰つて、齒きしりをして悔やしがつて居つたが、や、暫くして曰ふには、さきに、自分が、繼母の油尼が頼朝を不便に思つて命乞をしたのを聞き入れ許さなかつたならば、彼れ頼朝は、どうして首をつなぎ命を全うすることが出来たであらうか。彼れ頼朝は、命を助けられたる重い恩義のあることを忘れて仕舞つて、己が利益のみを計りて、我が子孫に抵抗し敵對まで致し居るのであるから、どうして神様の御罰を受けることを免れることが出来やうぞ。今に見ろ、必ず間もなく滅亡して仕舞ふに相違ないと曰つた。畠山重忠の父の重能といふ者が、弟の有重と與に福原に其時に居つたが、此者が進み出で、言ふには、關東の人々の中で、唯だ一人北條時政だけが、其女の政子を頼朝に妻はせて、姻類であるから、そりや、頼朝に附くこともありましやうが、其他の者どもは、どうして、得心して、流される頼朝に一味するやうなことがありましやうぞ。君は御心配遊ばさずとも宜しう御座いますと曰つた。そのとき、平氏の子弟一族の者、人々大いに奮發して、東國の征伐に出掛けたいと願うた。清盛は、手車にて宮中に入り、高倉上皇に謁見して曰ふには、陛下にはまだ御幼少の時の事でおはかた、未だ御承知もありませんが、むかし、爲義、義朝と云ふ者がありまして、安りに思はずしあるまじき凶惡なる逆謀を企てまして、爲義は保元の亂に關係し、義朝は平治の亂に關係して、後白河法皇に手向ひ致さうと企てましたので、私は、謀をもちまして是等の者を悉く討ち平らげ滅ぼして仕舞ひました。然るに、義朝の幼少なる子に、頼朝といふ者がありましたが、此小せがれは、之を江州澁州の界なる伊吹山の麓で召捕りましたので、斬罪に處すべき筈でありましたが、私の繼母油尼が、この者の爲めに、死罪を赦さんことを頼み申すので、私は之を召し出し見ますと、この小せがれが曰ふには、年は十三になると曰ふ。身の丈低く、黒い齒で、何でも問ひ糺しますると、その度ごとに、唯だ、知らぬとばかり答へます。私は、其幼稚なるを可哀相と思ひまして、其上に、自ら思ひますには、自分は何も源氏に對して、古くからの怨があるといふわけでは決して無い、たゞ君の命令を以て之を討つたわけの事であると思ひまして、とうく、この者の死罪を赦しまして、伊豆の國に流罪にいたしました。然るに、今日に至りまして、聞くところによれば、この者が流された地に在りて、善からぬ企てをして居ると云ふ事で御座います。私は後悔して心外で堪まりません。そこで、願はくは、宣旨を得まして、之を朝敵として、正々堂々と征伐したいものと思ひますと曰つた。高倉上皇が仰せられるには、法皇に奏上して御許を受けよと仰せられた。清盛が答へて曰ふには、主上は御幼年であらせられ、陛下はその父君であらせられるからには、之を決するは、一に陛下の御裁断に在りますと、何として直ちに法皇に申上げることが致しませしやうぞ。陛下が仰せられませぬのは、陛下が源氏を御保護せよとされるのでは御座いませぬかと曰つた。上皇には微笑せられ、まだ左様な事を申すのかと仰せられて、即座に宣旨を賜はつた。それに就いて、東國征討の大將は誰に命ずるがよからうかと御尋ねなされた。清盛が曰ふには、私の世繼の孫の維盛が宜しう御座いますと曰つた。すまに、維盛に命ぜられることになり、右近衛中將を本官として、今度の追討使を申付けられ、

そして、忠度が之を輔佐することとなり、平氏の先祖の正盛が源義親を征伐した時の先例を用ひて、騎鎧を賜はり、五千騎を率ゐて、福原を出發した。齊藤實盛といふ者が、關東諸國の事情を詳しく承知して居るからして、此者を案内者として、道すがら兵士をかり聚めて、駿河の國に到着した。

實盛曰。宜急踰足柄。收武藏。相模兵。藤原忠清曰。今我兵皆京畿新募。以此深入。未見其可。維盛從之。實盛乃辭而西。維盛曰。無實盛。吾寧不能戰乎。以忠清爲先鋒。進軍于富士河。當此時。畠山重忠以下皆附頼朝。以二十萬騎。至河東。使使者來貽書。多謾言。忠清勸維盛。斬其使者。相持未戰。我軍夜聞水禽起。相驚以爲敵大至也。人馬相踏藉而走。維盛怒。欲畱戰。忠清固諫。乃西歸。平明。源氏軍乃知之。令一將來追。伊藤某殿戰而死。維盛歸至近江。清盛弗許其入京師。曰。汝奉王命討亂賊。不交兵而歸。何面目來見我乎。軍即不利。盍橫尸原野。因欲流維盛。劉忠清。衆救解之而止。

【足柄】……相模の國に在る山。【京畿】……京は京都、畿は五畿内。支那にては王都より四方五百里以内を王畿と云ふ。こゝに京畿と云ふは、都近くといふ義なり。【新募】……新に募集したる兵士。【寧】……いづくんぞ、何ぞと略同じ。【富士河】……駿河の國の河の名。【貽】……おくる、贈るなり。【謾言】……漫は慢と同じ、輕侮する也。漫言とは、侮り輕んじたる無禮なる言語。【相持】……互に睨み合ふ、互に自分の方を守りて敢て手を出さぬこと。【水禽】……鴨雁などの如き水鳥。【相踏藉而走】……踏は踏むなり、藉は下下にふみにじるなり。相踏藉而走とは互にふみつけ合つて逃げ走るなり。【平明】……夜あけ。【一將】……飯田家義。【殿戰】……しんがりして戦ふ。軍行に後に在るを殿といふ。【不交兵】……兵は兵器。不交兵とは及物を合はさぬ、即ち戦はぬを云ふ。【何面目】……どの面して。【即】……もし。【横尸】……屍骸を横へる、即ち討死すること。【救解】……取り成し言ひ譯をする。

りけり。如何せんとぞあきれける。其夜の夜半ばかり、富士の沼に幾らも有りける水鳥共が、何にかは驚きたりけん、一度にばつと立ちける羽音の、雷大風などの様に聞えければ、平家の兵共、あはや源氏の太勢向うたるは。昨日齋藤別當が申しつる様に、甲斐信濃の源氏等、富士の裾より搦手へや廻り候らん。敵何十萬騎か有らん。取籠められては叶ふまじ。爰をば落ちて、尾張河洲俣を助けやとて、取る物も取り敢へず、我先にくにとぞ落ち行きて候。餘りにあわて騒ぎて、弓取る者は箭を不知、箭取る者は弓を不知、我が馬には人乗り、人の馬には我乗り、繋いだる馬に騎つて馳すれば、株をめぐる事限なし。其邊近き宿々より、遊君遊女共召しあつめ、遊び酒もりけるが、或は頭蹴わられ、或は腰踏み折られて、をめき叫ぶ事夥し。同じき二十四日の卯の刻に、源氏廿萬騎、富士川に押し寄せて、天も響き大地も揺る許に、聞ぞ三箇度作りける。平家の方には、静り返つて音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候と申す。或は敵の忘れたる鎧取つて参る者も有り。或は平家の捨て置いたる大寨取つて歸る者も有り。凡そ平家の陣には、期り候はずと申す。兵衛佐、急ぎ馬よりおり、甲を脱ぎ、手水うがひをして、王城の方を伏し拜み、是は全く頼朝が私の高名には非ず、偏に八幡大菩薩の御計らひ也とぞ宣ひける。やがて打ち取る所なればとて、駿河國をば一條次郎忠頼、遠江國をば安田三郎義定に被預。猶も續いて攻むべかりしか共、後も流石覺東なして、駿河國より鎌倉へぞ歸られける。海道宿々の遊君遊女共、あな忘々しの討手の大將軍や、軍には見逃げをたに淺ましき事にするに、平家の人々は聞き逃げし給へりとぞ笑ひける。さる程に落書共多かりけり。都の大將軍をば宗盛と云ひ討手の大將をば權亮と云ふ間、平家をひら屋に跡みなして、

ひらやなるむねも如何に騒ぐらん、柱と恐むすけを落して。
 富士河の瀬々の岩こそ水よりも、早くも落つるいせ平氏かな。
 又上總守忠清が、富士河に鎧捨てたりけるを詠めり。
 富士河に鎧は捨てつ、墨染の衣たゞきよ後の世のため。
 たゞきよはにげの馬にぞ乗りてける、上總しりがひかけてかひなし。

先是。源義仲起兵于信濃。義仲幼孤。齋藤實盛取育之。已而屬之木曾人。中原兼遠。於是宗盛召兼遠。命亟縛義仲。來獻兼遠。效誓書。還逐義仲。

【義仲】……源義朝の弟義賢の子。木曾にて成長したるが故に、木曾義仲と曰ふ。【幼孤】……幼少の時、父に別れて孤兒となる。義仲の幼少の時、其父義賢は、姪の悪源太義平の爲めに殺されたるなり。【育】……やしなひをたてる。【屬】……附託なり、あづけ頼むを云ふ。【木曾】……信濃の地名。【亟】……すみやかに。【效】……いたす。呈するなり。差し出す。
 【宗盛】……これより先に、源の義仲が、兵を信濃の國に起した。義仲は、幼少の時に、父を失ひ、孤兒となつた。齋藤實盛が、之を引き取り、養ひ育てて居たが、程經て、信濃の國木曾の人なる中原兼遠といふ者に、預け依頼した。今度義仲が兵を擧ぐるや、宗盛は、兼遠を召し出して、之に命令して、速に捕縛して來り獻するやうにせよと曰つた。兼遠は、決して平氏に背かぬといふ誓の書面を差出して、國に還りて、義仲を逐ひ出した。

是月。上皇再幸嚴島。清盛從焉。因要上皇作書。誓不右源氏。既還。造宮于夢野。以奉法皇。自清盛遷都。上下苦之。山徒亦數請復舊都。清盛會諸公卿。問兩都孰優。公卿皆希其旨。曰。福原優。獨左大辨藤原長方曰。平安優。清盛作色而入。衆爲長方危之。已而清盛即奉三宮以下。復都平安。衆大悅。時十一月也。或問長方曰。子何以能忤相國。答曰。使無悔心。何問於人。我因而導之耳。清盛素重長方。先是。長方建議於朝曰。亂人得志。是天意人心所致。宜復政於法皇。召還基房師長等。改過遷善。庶幾免焉。清盛稍從其言。

【上皇】……高倉上皇。【要】……強いて求むる、無理に願ふこと。【不右】……たすけず、肩を持たぬ、加擔せぬ。【夢野】……攝津の國淡川の西北に在る地。【希其旨】……清盛の氣に入らんとする。【左大辨】……太政官の判官を辨官と云ひ、八省を分掌し、庶事を承はりて下に通過し、太政官の内を糾判し、文案を署し、諸司の宿直を監督する等の事を司る。これに左右あり、大辨は左右各々一人ありて、太政官中の重き官職なれば、才名ある人が之に任せらるゝを例とす。【平安】……京都。【作色】……作は變の如し。作色とは、むつと怒りて顔色を變ずるを云ふ。【危之】……之をあやぶむ。之を案じ心配する。氣づかふ。【相國】……太政大臣を云ふ。一國の宰相たるが故にかく云ふ。【導之】……導は引く也。導之とは、悔ゆる心あれども之を實行するに躊躇して居るが故に、之を誘引して實行せしむるやうにするとの義。【亂人】……頼朝、義仲等を始め兵を起せる者を云ふ。國家を亂すの人の意。【基房】……前の關白にして、大宰權帥に貶せらる。【師長】……前の太政大臣にして、尾張の國に流さる。【庶幾】……こひねがはくは。

【宗盛】……この月に、高倉上皇は、再び安藝の嚴島の社に行幸になつたが、清盛は御供して行つた。そこで之を機會として、上皇に無理に願つて、誓の書面を作らしめ、源氏を助けないと云ふことを御誓はせ申した。既に還つてから、宮殿を攝津夢野に造りて、後白河法皇を此處に入れ置き奉つた。清盛が都を福原に遷してから、上の者も下の者も之を不便として苦んで居たが、叡山の僧徒も亦、度々、舊き都即ち京都に復歸せられることを願つた。清盛は、そこで、諸公卿を集會して問ふには、京都と福原との新舊の二つの都の中で、どちらが便利であるかと問うか。諸公卿は悉く皆、清盛の氣に入りたいと思つて、口を揃へて曰ふには、福原の方が京都よりも便利でありますと曰つた。唯だ一人、左大

辨藤原長方のみが、平安即ち京都の方が便利でありますと曰つた。清盛は、むつとして怒つて顔色を變へて、内に這入つた。多くの人は、長方が清盛を怒らせたと爲めに、長方はどんな災禍を蒙ることになるかも知れぬと、長方の爲めに氣遣ひ案じて居た。とかくする中に、清盛は、やがて、三宮以下を奉じて都を平安即ち京都に復歸したので、多くの人々は大いに悦んだ。時に十一月であつた。ある人が長方に問うて曰ふには、貴公は何が故に能くも相國清盛入道の意に逆らはれたのかと問うた。長方が曰ふには、清盛相國が、若し後悔する心が無かつたならば、どうして、態々人に問はれやうか。全く後悔して居られたればこそ、我々を集めて尋ねられたのである。そこで、拙者は此後悔の心あるに乗じて之を誘導したまでである。清盛は、平生から、長方を尊敬して居たが、これより先に、長方は、朝廷に在りて建議して曰ふには、義仲、頼朝等の謀叛人が志を得たのは、これ天の思召しと人民の心とから自然に斯くなつたものであるから、政治をば法皇の御手に還し、前に流された基房、師長を御召し還しにすることが然るべきことであります。斯くて過を改めて善に遷るやうに致されたならば、幸にどうか災禍を免れることが出来るでありましやうと曰つた。清盛は、や、此言に従ふやうになつた。

平氏家多恠。清盛嘗獨坐。見階下有數百人頭。合爲一大頭。瞋眼視清盛。清盛亦瞋眼視之。人頭漸縮小而滅。占者曰。爲義。義朝等鬼也。又有鼠巢。廐馬尾。占者曰。小侵。大子犯午。爲源逼平之兆。

【怪】……奇怪なる事。【瞋眼】……眼をいかりす、眼を見張る、眼をむき出す。【占者】……易者。【鬼】……幽霊。中有にさまよひ居る亡魂。【子犯午】……鼠は十二支にては子にして、北方の位。馬は午にして、南方の位なり。北方の陰が南方の陽を侵すは、下が上を尅するの象、北方の源氏が南方の平氏を陥れんとするの兆なり。

平氏の家には、奇怪な事が多くあつた。清盛が、ある時、獨りで坐つて居る時、さざはしの下に數百人の頭があるのを見たが、それが合して一つの大きな頭となつて、眼をむきだしてにちみ付けて、清盛を善く視て居るので、清盛も眼をむいてにちみ付けて、之を視て居ると、大きな人の頭が、段々に縮んで小さくなり、終に消えて仕舞つた。占ひ者は之を判斷して曰ふには、これは爲義朝等の幽霊であると曰つた。又、ある時、鼠が廐の馬の尾の中に巢を作つたことがあつた。占ひ者が之を判斷して曰ふには、小さな者が大きい者を侵し、子即ち鼠が午即ち馬を犯すので、これは源氏が平氏に迫る兆候であると曰つた。

復都之月。近江源氏兵起。翌月。遣知盛。資盛等。將兵擊夷之。初園城寺黨。賴政。得重。譴益。怨平氏。至是。與山徒皆應。近江源氏。乃遣清房。攻園城寺。燒夷之。殺僧八百人。又聞南都叛。遣妹尾兼康。赴攻。僧徒逆擊敗之。

又造木丸。呼爲淨海頭。蹴擊之。清盛積怒。是月。遣重衡。率兵數千騎。擊之。燒東大。興福二寺。殺僧數百人。而諸道源氏益興。

【復都】……この都即ち京都に歸る。【近江源氏】……近江に住する源氏にて、義光五世の孫なる山本義弘、柏木義景兄弟なり。【重譴】……おもき責罰。譴は責むる也。【南都叛】……奈良の東大寺、興福寺の僧兵の叛きを云ふ。【逆擊】……迎へ撃つ。【木丸】……木にて作りたる鞠。【蹴擊】……足にてけり手にてうつなり。蹴は踏なり、擊は打なり。【積怒】……重ねく腹が立つ。【東大興福】……奈良の東大寺、興福寺。東大寺は華嚴宗、興福寺は法相宗なり。

京都に都を戻した月即ち十一月に、近江源氏が兵を起したので、其翌月に、知盛、資盛等を遣はして、兵士を引き連れて、之を撃ち平らげさせた。初め園城寺即ち三井寺は、賴政の謀叛に一味して、重い責罰を受けたので、益々平氏を怨んで居つた。この時分に至りて、叡山の僧徒と共に、皆、近江源氏に附いた。そこで、清房を遣はして、園城寺を攻めさせて、之を焼き滅ぼして、僧徒八百人を殺した。又、南都の僧徒が叛いたといふ事を聞いて、妹尾兼康を遣はし、行きて攻めさせたが、南都の僧徒が、その途中で迎へ撃ちをして之を敗り、又、木にて作りたる鞠（マリ）を造つて、淨海入道の頭だと呼びなして、之を足で蹴たり手で打つたりして居た。清盛は之を聞いて、重ねく腹が立つて堪へられぬので、是の月に、重衡をして、數千人の兵士を引き連れて之を撃たしめて、南都の東大寺と興福寺とを焼いて仕舞ひ、僧徒數百人を殺した。僧徒の方は斯くの如く皆平らげられたが、然るに、一方に於ては、諸道の源氏が益々起つて盛んになつて來て、平氏は益々多事となつた。

養和元年。正月。上皇病崩。清盛益悔悟。復政於法皇。法皇不聽。固請而聽。乃獻美濃。讚岐。爲御邑。詔以宗盛總管近畿。二月。斬河内人源義基。聞源行家舉兵至美濃。遣知盛。通盛。清經。忠度等伐之。敵據板倉壘。我兵遠出其後。縱火攻拔之。走行家。清盛又令南海兵控扼東兵。而徵糧于北陸西海。西海菊池氏。緒方氏。皆應源氏。肥後守平貞能請往定之。法皇令院廳官從貞能。已而知盛在洲股。病作。置戍而還。源氏益振。宗盛乃欲

親將大軍東伐。法皇許之。命統諸武官。以官符徵兵。刻日而發。衆曰。此行必夷源氏。以二十七日發行。

【義和】……安徳帝の時の年號。【上皇】……高倉上皇。【悔悟】……從來の我儘勝手なりしことを悔い、その惡しかりし事を悟る。【御色】……陛下の御料地、即ち御賄料。凡そ天子に關するものは皆御と云ふ。前を御前と云ひ、書を御書と云ひ、服を御服と云ふの類、皆海内を統御したまふに取られたるなり。【總管】……その事を總理する、總支配するなり。【近畿】……畿内近傍。【源義基】……頼信の後裔。【源行家】……爲義の第十子、頼朝の季父。【板倉】……美濃の地。【壘】……音ルキ、とり。槽又は土堤などを構へて其中に兵士を置く所。【邊】……めぐる。外がはをぐるりと廻る。【縦】……はなつ。【拔】……攻め取る。【控扼】……音コウヤク。控は控制なり、扼は提持なり。控扼とは敵を喰ひ止める、要害の地にひかへて敵の進むをせき止むるを云ふ。【菊池氏】……肥後。【緒方氏】……豊後。【院廳官】……法皇宮の官人、判官代。【洲股】……美濃の地名。【病作】……病が發する。作はおこるなり。【戊】……音シユ、番兵、守兵。【統】……すべる、支配する。【官符】……太政官符の略、太政官より發する公文書なり。【刻日】……シツカリと日を定める。

安徳帝の養和元年正月に、高倉上皇が、御病氣で崩御せられた。そこで、清盛は益々前非を悔悟して、政治を後白河法皇に還し奉らうとした。法皇には最初御聞き入れにならなかつたが、強いて御願したので、御聞き入れになつた。そこで、美濃、讃岐の二國を献上して、法皇の御料地となした。法皇が詔して、宗盛を以て京都畿内を總支配せしめられた。二月に、河内の國の住人源義基を斬罪に處した。源行家が兵を起して美濃まで来たといふ事を聞いて、知盛、通盛、清經、忠度等を遣りて、之を伐たしめた。敵即ち行家の兵は、美濃の板倉の壘に立て籠つて居た。我が平氏の兵は、外部を廻りて其後に出で、火を付けて攻め掛けて、とうとう之を攻め取りて、行家を敗走させた。清盛は、又、南海の兵を徵收して、關東の兵の上京するのを喰ひ止めさせ置き、そして、北陸道、西海道から、兵糧を徵發した。西海道の肥後の菊池氏、豊前の緒方氏は、皆、源氏に應じた。そこで、平家の家臣なる肥後守平貞能は、自ら其地に往きて之を平らげ定めんことを願ひ出でた。故、法皇には、院の廳官をして貞能に従つて行かしめられた。とかくする中に、知盛は美濃の洲股といふところに居て、病氣が發つたから、番兵を置いて京都に還つたので、源氏の勢は益々盛んになった。宗盛は、そこで、自分が親ら大軍を引き連れて東國の源氏を征伐しやうと思つた。法皇は之を御許しになつて、命じて諸の武官を統轄せしめ、太政官符を以て兵士を徵集し、日を定めて出發することにした。皆の者が曰ふには、今度の出陣には、必ず源氏を滅ぼして根絶やしにせねば置かぬと曰つて居た。いよく二十七日を以て出發することにした。

先發一日。清盛疾作。宗盛止行。車馬集於六波羅。清盛病煩熱。浴於冷水。水輒沸。叫號聲徹門外。閏二月。疾大篤。舉族擁枕。問所欲言。清盛大息曰。生者心死。何獨我。我自平治年間。建功王室。專制天下。位極人臣。爲帝者。

外祖復何所遺憾。所遺憾者。未睹頼朝頭而死。吾死之後。母以供佛爲母。以誦經爲特。斬頼朝頭。懸我墓前。我子孫臣隸。咸服我言。勿敢或忘。病七日薨。歲六十四。遺表法皇。事必與宗盛議。

【煩熱】……熱病。【水輒沸】……熱氣が湧き故に、水が湯の如く熱くなるなり。【叫號】……苦痛に堪へずしてうめき叫ぶ聲。【徹】……とほり聞ゆる。【舉族】……一族残らず。【擁枕】……枕元を取り巻く。【大息】……大きな溜息。【專制】……一人で思ふままに取りさばく。【位極人臣】……從一位太政大臣に上りしを云ふ。從一位太政大臣の如きは、人臣位官の極なればなり。【外祖】……母方の祖父。安徳帝の御母徳子の父なるを云ふ。【遺憾】……恨み念ひ殘すこと。殘念に思ふこと。【供佛】……佛に供養する。【誦經】……佛經を讀誦する。【臣下群屬】……家來手下の者。【感】……ことごとく。【服膺】……心胸に著けて忘れぬを云ふ。【遺表】……書き置きの上書。【宗盛】……宗盛が出發せんとするに先だつこと。一日即ち前日、二十六日に、清盛に病氣が發つたので、宗盛は出發することを止めた。一族の者や見舞人の車馬が、六波羅の清盛の邸に集つた。清盛は熱病に罹つたので、冷たい水を浴びれば、水が忽ち沸いて熱くなるといふ位で、その苦しんでうめき叫ぶ聲は、門の外までも聞えた。閏二月には、病氣が大に危篤になつて、一族の者が残らず、清盛の枕元を取り巻いて、何か言ひ遣して置きたいことは無いかと問うたら、清盛は溜息をついて曰ふには、生れた者は屹度死ぬるもので、死ぬるのは何も自分ばかりでは無いか、致方は無いのだ。自分は、平治年中から、皇室の爲めに手柄があつて、それから、一人で天下の政治の事を思ふまま、に取りさばき、位は人臣たるもの、此上も無い所まで極め昇り、從一位太政大臣にまで上り、天子の母方の祖父ともなり、榮華の極は、また何の残り惜しく思ふ者があらうか。唯だ殘念に思ふのは、未だ源頼朝の首を見ずして死ぬることだ。自分が死んだ後には、佛の供養をするに及ばぬ、御經を讀誦するに及ばぬ、唯だ頼朝が首を斬つて、自分の墓の前にぶらさげてくれれば、それで十分だ、他の事は入りぬ。自分が子孫たる者や、手下家來の者共は、皆、自分が此言葉を胸にあて、忘れず、怠るやうな事があつてはならぬぞと曰つた。病むこと七日間にして薨去した。歳は六十四であつた。法皇に、書き置きの上書をなし、此後、天下の事は必ず宗盛を御相談下されたしと申し上げた。

清盛既薨。宗盛奉還法皇於法住寺殿。奏曰。臣不肖。不能救父過。以至於今。今後將唯聖旨是仰。法皇乃會公卿。議調兵食。遣重衡。維盛。通盛。忠度等。入美濃。併其戍兵。與源行家。源義圓。夾水而戰。斬義圓。破行家。虜行家子。行頼。追行家。至參河。而還。頼朝數遺書於頼盛。謝其舊恩。又閉上。

書曰。臣非敢爲亂。乃靖亂耳。陛下尙不棄平氏。則請兩講和。二姓並仕。如往昔事。其忠其否。簡在陛下。法皇以書示宗盛。宗盛答曰。臣父臨終。命臣等曰。必與賴朝決死。語猶在耳。臣不能和矣。於是請敕陸奥藤原秀衡擊賴朝。敕越後城資長擊義仲。資長平維茂七世孫也。六月。資長與弟長茂收兵。南擊義仲。不利還。八月。除資長越後守。秀衡陸奥守。越伐源氏。資長復發。疾作卒。九月。宗盛遣從弟通盛。經正。東與源氏戰于越前。敗績。經正走入若狹。通盛退保敦賀城。召經正。未至。義仲兵來攻。乃解兵西還。壽永元年。九月。城長茂復南伐。義仲復不利還。是月。宗盛任內大臣。賜隨身兵仗。具騶從。拜賀。二年。二月。敕從一位。

【父過】……清盛が我が儘を爲し且つ法皇を苦しめしことを云ふ。【唯聖旨是仰】……萬事唯だ陛下の御思召を伺ふ。【調兵食】……兵士と糧食をととのふること。【戍兵】……洲股の戍兵。【義圓】……頼朝の弟。【夾水】……洲股川を夾む。【廣】……とりこにす。生捕にする。【至參河】……矢別川まで至りしなり。【遺】……おくる。【舊恩】……頼盛と其母油尾によりて救はれたる恩。【聞】……ひそかに、内々。【靖】……やすんずる。鎮める。靖亂とは世の動亂をしづめ安んずるを云ふ。【講和】……和睦する。仲直りする。講和の義なり。又、講和とも書く。【二姓】……源氏、平氏。【往昔之事】……往昔は過ぎし昔なり、往昔之事とは、保元、平治の事を指すならん。【其忠其否】……忠なるか否なるか。【聞】……えらぶ。採擇なり。とりえらび分けるを云ふ。【語猶在耳】……其言葉が今も耳の底に残つて居る。【趣】……うながす。【敗績】……大崩を敗績と云ふ。大くづれに負けるなり。【保】……もちこたへて守る。立て籠る。【敦賀城】……越前に在り。【解兵】……兵士を解散する。【壽永】……安徳帝の時の年號。【騶從】……騶は騎馬、從はずべて召し連れたる者。具騶從とけ大勢の供廻りを本式にそろへること。【拜賀】……官位の昇進したる御禮を申上るなり。【清盛が既に死んで、宗盛は、後白河法皇を、もとの御所なる法住寺殿に還し奉り、奏上して曰ふには、私は不つ、かにして、父清盛が過失を救ひ正すことが出来ませんで、その儘今日に至りまして御座います。今日より後は、私は將に何もかも法皇の御思召を伺ひまして致しま

しやうと思ひますと曰つた。法皇は、そこで、諸公卿を集會して、兵士と糧食をととのへることを相談して、重衡、維盛、通盛、忠度を派遣して、美濃の國に入り、そこに福め置かれたる番兵を合はせ、源行家、源義圓と、洲股川を間にさんで戦争をして、義圓を斬り、行家を打ち破り、行家の子の行頼を生捕にし、行家の逃げ走るを追つ掛けて、參河國矢別川の岸まで行き、引き還した。又、源頼朝は、度々書面を頼盛に送つて、頼盛が昔し自分を救うてくれた舊き恩の禮を述べ、又、ひそかに上書して曰ふには、私は安んじに亂を致すのではありませぬ、斯くして亂を鎮め平げやうと思ふばかりであります。陛下が、もしなほ平氏を棄てられぬならば、願はくは源氏と平氏と兩方和睦しまして、源氏と平氏と相違んで朝廷に御仕へ申しさう御座います。昔の保元平治の變亂の時の事、如きは、源氏が朝廷に對して忠でありまして左様でありませぬかといふこと、御開別御列斷は陛下に在らせられることで、十分に御承知の事と存じて居りますと曰つた。法皇は、その頼朝からの上書を以て宗盛に御示しになつた。宗盛が答へて曰ふには、私が父清盛が、死なんとする時に方つて、私共に命令をして申しましたには、是非とも命懸けで頼朝と戦へよと申し置きました。又の言葉は、今もまた耳の底に残つて居りますので、私は逆も源氏と和睦することを命じた。資長は平維茂の七代目の末孫である。六月に、資長は弟長茂と共に、兵士を召し集めて、南の方へ進んで義仲を撃つたが、勝利を得ずして還つた。八月に、資長は越後守に任じ、秀衡を陸奥守に任じて、催促して源氏を伐たしめた。そこで、資長は、義仲を撃たんとして、復た出發したが、病氣がおこりて死んで仕舞つた。九月に、宗盛は、從弟(イトコ)の通盛を派遣して、東へ進んで源氏の軍と越前の國に於て戦つたが、大に敗軍した。經正は逃げ走つて若狹の國に還入り、通盛は退きて越前の敦賀城に立て籠つて居て、經正を呼び寄せたが、經正が未だ到着しない中に、義仲の軍勢が來り攻めた。そこで、兵士を解散して西の方へ還つて仕舞つた。安徳帝の壽永元年九月に、城長茂は、復た南へ進んで、義仲を伐つたが、此度も復た勝利を得ずして還つた。是の月に、宗盛は、内大臣に任ぜられ、隨身兵仗を賜はつた。そこで、馬や供廻りをすつかりとそろへて參内して、御禮を申上げた。二年二月に、從一位に敕せられた。

四月。以維盛。通盛。忠度等。爲追討使。將山陽。山陰。西海諸國。及參河以東。若狹以南。徵兵十萬餘人。入北陸道。將夷義仲。然後及賴朝也。齋藤實盛在遣中。謂大庭景尙曰。平替源興。盍降木曾。景尙曰。東人無不知吾輩姓名。以興衰變節。若人言何。實盛曰。吾徒以試子耳。入見宗盛曰。越前臣鄉也。古曰。衣錦歸鄉。臣受君恩久矣。今老矣。唯有一死以報君。君盍賜錦直垂。臣衣以歸。死有餘榮。宗盛憫之。如其言。

【徵兵】……微樂したる兵。【夷】……艾夷なり。刈り平らるるを云ふ。【遣中】……派遣せられたる人数の中。【大庭景尚】……一に保野五郎と稱す。替……すたる、衰ふるなり。【木曾】……義仲を云ふ。義仲は、木曾に成長せしを以て木曾冠者と稱せしが故なり。【變節】……節操を變ずる、心がはりがする。若人言何……世間の人が兎や角と變るを如何しやうぞ。【試子】……貴公の心をためしめて見る。【衣錦歸郷】……立身出世して錦の衣物を着て故郷に歸るといふ古い文句。昔より慣用せられたる語にして、何人が始めて言ひしや分らぬほご古きなり。尤も史記の項羽本紀には、富貴にして故郷に歸らざるは、襦を着て夜行ぐが如しと云ふ語あり、蓋し錦と襦とは相似たるによりて襦を錦に轉せしなるべし。此語などが源となりて衣錦歸郷の語は出来たるならんか。衣錦歸郷の語は、南史に出づ。【錦直垂】……にしきのひた、れ錦にて作れる鎧の下に著る直垂。錦直垂は大將軍ならでは著ることを得ざりしなり。【餘榮】……死に晴れ、死後の面目。

その四月に、維盛、通盛、忠度等を以て追討使となして、山陽道、山陰道、西海道の諸國、及び參河より東、若狭より南の諸國から徵募したる兵士十萬餘人に將として、北陸道に入りて、第一に先づ木曾義仲を平らげ滅ぼして、然る後に頼朝を平らげて仕舞はうとした。實藤實盛も、其の派遣せられる人数の中に在つたが、あるとき、大庭景尚に向つて曰ふには、平氏は衰微し源氏は段々に勃興するといふ今日の時節だが、貴公等はなぜ木曾義仲殿に降参しないのかと曰つた。景尚が曰ふには、關東の人々は、皆、私共の名前を知らない者はないのだ。若し私共が主家の盛衰を見て節操を變へて、衰へたる舊主を棄て、景氣の善い方に就くやうな事をしたならば、世間の人の口端にかゝり、兎や角と變られるのを如何しやうぞ。私共は、たとひ死んでも今更源氏に降参することは出来ぬと曰つた。實盛が曰ふには、今、自分が言つた事は、たゞ貴公等の心を試して見たまででと曰つた。さて、内に入りて宗盛に見えて曰ふには、今度、源氏を征伐する爲めに参りまする越前の國は、私の故郷で御座ります。古い語に、錦を着て故郷に歸ると申しまするが、私は、君の御恩を受けて居りますることは、すでに久しい間で、今は私も年老いて餘命幾何もありませんので、唯だ命を棄て、君に報ゆるばかりで御座ります。就いては、何卒錦の直垂を戴かして下さい。私、その錦の直垂を着て國に歸りましたならば、死んでも、後々までの名譽光榮と存じますと曰つた。宗盛は、實盛が年老いて志氣の壯なるを憫んで、其の言ふ通りにして、錦の直垂を與へた。

義仲聞我軍向越前。遣將守燧城。城據山帶谿。最爲要地。我軍阻谿水不能近。城將有齋明者爲書約之矢。以射我軍曰。源氏築堤貯水。君決東山趾。立涸矣。臣爲內應焉。我軍從之。立拔其城。連戰皆捷。追至三條野。敵將齋藤光平出戰。實盛曰。與我同姓。寧死於我。與鬪斬之。我軍長驅定越前。進入加賀。源氏兵退據安宅渡。平盛俊令子盛綱試水。還報曰。可亂矣。盛俊以兵五千先渡。大軍從之。遂拔林富樫二城。據之。降將齋明進言曰。義仲在越後。越後中之界。有寒原之險。君宜急扼此。毋使敵踰焉。乃遣盛俊赴之。至般若野。敵已踰寒原。盛俊與戰不利退。

【燧城】……越前に在り。【據山】……山上に據はつて居る。【帶谿】……城の下に谷川をめぐらす。【要地】……要害の地。【阻】……さ、へらる。邪魔される、隔てられる。【齋明】……平泉寺の長吏なり。元來武人に非ず。【約之矢】……約は纏束なり、く、りつける。約之矢とは之を矢に結びつける。即ち矢文。【決】……切り落す。【山趾】……山の麓。【涸】……水が無くなる。【内應】……裏切り。【連戰】……引き續きて數度戰ふ。【三條野】……越前に在り。【光平】……太郎と稱す。加賀國の人林六郎光明の子、本姓は齋藤。【長驅】……長は遠きなり。長驅とは、どこまでも追つ掛けて進むなり。【安宅】……加賀に在り。【試水】……水の浅深を測らむなり。【林富樫】……竝に加賀に在り。【寒原】……今の親不知。【進言】……進んで申出づる。【扼】……音ヤク、喰ひ止めるなり。【般若野】……越中に在り。

義仲は、我が平氏の軍勢が越前に向つて來ると云ふ事を聞いて、大將を遣はして、越前の燧城を守らせた。この城は、山の上に位して置かれ、城の下には谷川をめぐらして、最も要害の地であつた。平氏の軍は、谷川の水に隔てられ邪魔されて、この城に近づくことが出来なかつた。城中の守將に、齋明と云ふ坊主があつたが、書面を作つて、之を矢に結び付けて、平氏の陣中に射てよこした。其書面に曰つてあるには、源氏は堤を築きて水を貯へて居りますれば、君若し東山の麓なる堤を切り落すならば、谷川の水は直に乾いて仕舞ひまじやう。私は城中に在つて裏切りを致しませうと曰つてあつた。我が平氏の軍は、この書面の言ふ所の策に従ひ、直に其城を攻め落し、それより引き續いて度々戦つたが皆勝利を得て、源氏の兵の逃げ走るを追つ掛けて、越前の三條野といふ所まで行つた。敵の大將齋藤光平といふ者が出て戦つたが、實藤實盛が之に向つて曰ふには、貴公は我と同姓であるから、萬更縁が無いわけでは無い間柄だから、いっそ、我に殺されろと曰つて、與に打ち合つて光平を斬つて仕舞つた。我が平氏の軍は、どこまでも、遠く追つ掛けて、越前の國を平定し、進んで加賀の國へ乗り込んだ。源氏の軍は退いて加賀の安宅の渡に留まり拒ぎ守つた。平盛俊が、子の盛綱をして、水の深いか浅いかを測らして試みさせたが、盛綱が返つて報告して曰ふには、水は深くないから、渡ることが出来ると曰つた。そこで、盛俊は、五千人の兵士を引き連れて、まつ先に渡つたので、大軍が之に従つて皆河を渡り越えて、とうとう加賀の林と富樫との二つの城を攻め落して、之に立て籠つた。降参して來た大將の齋明が進んで申出づるには、義仲は今越後の國に居りますが、越後の國と越中の國との境界に、寒原といふ險阻なる處がありますから、あなたには、急いで此處を喰ひ止めるやうになさるが宜しい。敵軍をして此處を踰えさせてはなりませんと曰つた。そこで、盛俊を派遣して、その地に出掛けさせたが、越中の般若野といふところまで到着すると、敵はもはや寒原を踰えて仕舞つて、越中の國に遣入つて來た。盛俊は、敵即ち源氏の軍勢と出合ひ、戰爭をしたけれども、敗北して退軍した。

維盛乃以七萬騎軍砥竝山。忠度以三萬騎軍志雄山。義仲以五萬騎至。

令行家攻忠度。而自當維盛。維盛恃險不備。義仲乘夜來襲。維盛大敗走。義仲乘勝追之。參河守知度。清盛七子也。與五十餘騎。大呼冒敵陣。馬仆而徒。敵有岡田親義。來擊知度。知度舉刀斫其胄。胄墮。因斬其首。親義子重義踵至。我騎遮鬪。知度自屠而死。敵益進。右兵衛佐爲盛。賴盛次子也。亦爲樋口兼光所殺。維盛退保佐良岳。

【砥波山】……越中に在り。【特險】……險阻にして要害の地なるをあらわす。【佐良岳】……おかし、犯なり。【伴主人知度の手元へ近寄らせじと遊つて戦ふ。】……きり込み、きりつけの。【踵至】……ついできて至る。踵は接するなり。【遊鬪】……引き連れて攻め來り、行家をして忠度を攻めさせて、自分では維盛に向つた。維盛は砥波山に險阻にして要害の地なるをあてにして、備をなつたから、義仲は、夜の黒闇につけ込んで、來り襲つたので、維盛は大に敗れて逃げ出した。義仲は、勝に乗じて之を追つ掛けた。參河守知度は、清盛の第七番目の子であるが、この人が、大聲に呼はりて敵陣を突き犯したが、乗つて居た馬が倒れたので、徒歩になつた。敵の中に、岡田親義といふ者があつたが、この者が、來つて知度に打ち掛つた。知度は、刀を振り擧げて、その兜に切りつける。兜が落ちたから、そこで、親義の首を斬つた。親義の子の重義といふ者が、引き續いて來た。我が平氏の騎士は、重義をして主君知度の手元に近寄らせまいと、して進りさせ、圍つたが、その間に、知度は自ら腹を掻き切つて死んだ。敵即ち源氏の兵は益々進んで來た。右兵衛佐爲盛は、賴盛の第二番目の子であつたが、この人も、樋口兼光に殺されて仕舞つた。かくて、平氏の軍は大敗したので、維盛は、退いて加賀の佐良岳に立つた。

俱利迦羅ふとしの事

【参考】此一節の中なる、維盛恃險不備、義仲乘夜來襲、維盛大敗走といふ三句を、平家物語に記述するところ、馬鹿々々しき中に、なかくに「おもしろき節あれば、左に抄録して、參考に資す。」

さる程に、源平兩陣を合す。陣のあはひ僅三町ばかりに寄せたり。源氏も進まず、平家も進まず。や、ありて、源氏の方より精兵をすそりて、十五騎楯の面に進ませ、十五騎が上矢の楯を、只一度に平氏の陣へ射入れたる。平家も十五騎を出して、十五の楯を射返さす。源氏五十騎を出せば、平家も亦五十騎を出し、百騎を出せば、百騎出づ。兩方百騎づつ、陣の面に進ませ、迭に勝負をせんとはやりけるを、源氏の方より制して、わざと勝負をばせさせず。かやうにあひしちひ日待ちくらし、夜に入りて、平家の大勢を、後の俱利迦羅が谷へ追ひ落さんとばかりけるを、平家これをば夢にも知らず、共にあひしちひ、日をまちくらすこそはかなけれ。さる程に、北南より廻る搦手の兵一萬餘騎、くりからの堂の邊に廻りあひ、楯の方立打ちたゞき、間をとつとぞ作りける。各後を顧み給へば、白旗雲の如くにさしあげたり。此山は四方巖石にてあるなれば、搦手より廻らじと思ひつるに、こは如何にとぞ駭がれる程に、大手より木曾殿一萬餘騎、間の聲を合せ給ふ。砥波山のすそ、松長の柳原ゆみの木林に、引き隠したりける一萬餘騎、日の宮林に掛へたる今井の四郎六千餘騎も、同じく間の聲を合せ給ふ。前後四萬餘騎がめく聲に、山も河も、只一度に崩るゝとこそ聞えけれ。さる程に、次第に聞ゆるはなる、前後より敵は攻め來る、穢しや返せやく、といふ旗多かりけれども、大勢の傾き立ちたるは、左右なう取りて返す事の難ければ、平家の大勢、後の俱利迦羅が谷へ、我先にとぞ落ち行さける。先に落したる者見えぬば、此谷の底にも、道のあるにこそとて、親落せば子も落し、兄が落せば弟も落し、主落せば家の子郎等も續きけり。馬には人、人には馬落ち重りく、さばかり深き谷一つを、平家の勢七萬餘騎にてぞ埋めたりける。洞泉血を流し、死骸岡をなせり。されば此谷の邊には、矢の穴刀の疵、今も残りてありとこそ承れ。平家の侍大将、上總大夫判官忠綱、飛騨大夫判官景高、河内判官秀國も、此谷の底に埋れて亡せにけり。又備中國の住人瀬尾太郎兼康は、聞ゆる兵にてありけれども、運や盡きにけん、加賀國住人、倉光の次郎成澄が手にかりて、生捕にこそせられけれ。又越前國盛が城にて返思したりける、平泉寺の長吏齋明成儀師も、捕はれて出で來る。木曾殿、其法師は餘にくきに、先づ斬れとて斬らせらる。大将軍維盛、通盛、稀有にして、加賀の國へ引き退く。七萬餘騎が中、僅に二千餘騎こそ遺れたれ。(下略)

當此時。忠度與盛俊。擊破行家。而聞維盛敗。引兵與之合。退據安宅渡。忽有鞍馬十匹。濟水而至。畠山重能在前軍。視之曰。敵近矣。乃與三百騎。登篠原岳。瞰之。馳使中軍。告曰。源氏兵悉濟。臣將先進。請賜後繼。

【鞍馬濟水】……鞍馬は鞍を置きし馬。鞍馬濟水とは、義仲、先づ鞍馬十匹を放ちて水の深淺を試みしめしを云ふ。【篠原岳】……加賀に在り。【瞰】……見おろす。【中軍】……本陣。【後繼】……後づめ、後より續いて進むこと。

【附】丁度此時分に、一方に於ては、忠度は盛俊と與に、源行家を擊ち破つた。けれども、維盛の軍が大に敗北したといふ事を聞いたので、軍勢を引き上げて、維盛と一處になりて、退いて安宅渡に陣取つた。すると、突然、鞍を置きたる馬が十匹、河を渡つて來た。平氏の方の畠山重能が、前軍に居つて、之を驚と見て曰ふには、敵兵が近づいて來たと曰つて、そこで、三百騎を連れて、加賀の篠原岳の上に登りて、之を見おろし、使を本陣に走らせて、報告して曰ふには、源氏の軍勢は悉く川を濟りて來ました。私はまづ先に進まうと存じますから、何卒後請を願ひ上げますと曰つた。

義仲召樋口兼光。指岳頂。問曰。汝知彼一隊將爲誰。曰。畠山重能也。臣數

遊武藏記其旗章矣。義仲曰。此可與鬪者。遣兼光與鬪。殺傷相當。維盛等乃進當義仲戰且退。至成合。返擊大戰。大庭景尙自呼而鬪。義仲曰。名士也。麾騎逆之。景尙斬十三騎。被創自殺。衆悉退。

【岳頂】…山の頂上。【記】…記憶する。覚えて居る。【旗章】…はたじるし。旗の紋所。【殺傷相當】…殺されたものや傷つけられたる者の数が、敵も味方も大略同じ位である。勝負の互角なることを云ふ。【成合】…越前の地名。【自呼】…自分の姓名を呼ぶ、自ら名乗り上げる。【名士】…名高き武士。【麾】…さしまねく、指圖する。【逆】…むかふ、迎へ撃つ。【創】…きず。

【此時】源氏の方では、義仲が樋口兼光を呼び寄せて、藤原岳の頂上を指さして、問うて曰ふには、貴様は、かの山の上に居る一隊の大將は誰であるかを知つて居るか問うた。樋口兼光が答へて曰ふには、あれは高山重能で御座います。私は度々武藏の國に行つたことがあり、すすから、高山の旗じるしを能く覚えて居りますと曰つた。義仲が曰ふには、此れは奥に關つても善い者である。そこで、兼光を遣はして、共に闘はしめた。殺さる、者傷けらる、者が、敵も味方も大略同じ程で、互角の勝負であつた。維盛等は、そこで、後詰として進み來りて、義仲に向つたが、戦ひつ、退いて、越前の成合といふ所まで至つて、こゝで盛り返し撃つて大いに戦つた。平氏方の大庭景尙が、自ら名乗り上げて戦つた。義仲が之を聞いて曰ふには、彼れは名高き侍である。と曰つて、騎士を指揮して之を迎へ撃たしめた。景尙は、奮戦して敵十三騎を斬つたが、自分でも創を受けて自殺して仕舞つた。かくて平氏の軍は、悉く退却して仕舞つた。

實盛獨留戰。敵將手塚光盛呼問其名。實盛曰。汝斬我首。獻木曾公。公知我也。進薄光盛。光盛從騎遮之。實盛攫騎將殺之。光盛救之。三人相搏。墜馬。光盛遂刺實盛。獻頭於義仲。告其狀曰。單騎衣錦。其語東音。義仲曰。莫乃實盛乎。召兼光視之。兼光曰。是也。義仲曰。吾知實盛年高。今其髮黑者何。對曰。實盛嘗與臣言於東國。曰。白頭從軍。吾將涅我髮。否則難以伍壯者矣。蓋踐其言也。乃洗其頭。頭髮皆白。義仲泣曰。吾幼孤。爲此

老所鞠育。使其來歸。將父事之。乃重恩就死。可不謂義乎。收尸葬之。義仲復追我軍。平盛綱。藤原景高等十餘人死之。

【木曾公】…義仲を云ふ。【薄】…せまる。【從騎】…從つて居る騎士。【擲】…つかむ。【相搏】…組み打をする。【單騎】…たゞ一騎にて。【東音】…關東辯。莫乃…ではあるまいか。【年高】…年が寄つて居る。實盛時に年七十三なりき。【白頭】…年老いて白髮となるなり。【涅】…音テツ。黒く染むる。【否則】…しからざれば則ち。【難伍壯者】…伍は一處になる、仲間入りすること。難伍壯者とは年若き者と一處になることが六かしいとの義。【踐其言】…言つた通りに實行する。【鞠育】…鞠は音キク、養ふ也。鞠育は養ひをだてるなり。【父事】…父として尊ぶ事。【重恩】…平氏の恩を受けたるを重んずるなり。

【此時】平氏の軍勢は皆退却したが、唯だ一人齋藤實盛のみが留まつて居た。敵源氏の將なる手塚光盛が、實盛を呼び掛けて其名を問うた。實盛が曰ふには、御前、拙者の首を斬つて、木曾殿に献上せよ。木曾殿は拙者を御承知であると曰つて、進んで光盛に詰め寄せた。光盛に從つて居る騎士が、之を遮り留めたから、實盛はその騎士を引つ、かんで、之を殺さうとした。光盛、さうはさせじと之を救ひ、かくて三人の者が組み打ちをして、馬からころげ落ち、光盛は、とう／＼實盛を刺し殺して、其頭を義仲に献上して、其時の模様を告げて曰ふには、たゞ一騎で拙く兵士も見えませんが、錦の直垂を着て居ります。平家の一門かと思ひますれば、其言葉には關東なまりが御座いましたと曰つた。義仲が曰ふには、齋藤實盛ではあるまいかと曰つた。そこで、樋口兼光を呼び寄せて之を視させた。兼光が曰ふには、さうで御座います。實盛に相違ありませんと曰つた。義仲が曰ふには、自分は、實盛はもう餘程老年であることを承知して居るが、今其髮が眞黒であるのは、どう云ふ譯であらうかと曰つた。兼光が對へて曰ふには、實盛は、ある時、私と關東で話を致しました時に、申しますには、年が寄つて髮が白くなつてから從軍する場合には、拙者は髮を黒く染めて出掛けやうと思ふ。左様しなければ、年若い者の仲間入りすることが六かしいと申した事が御座います。大方、其言葉を實行したもので御座いますと曰つた。そこで、其頭を洗つて見たれば、頭の髮は皆白かつた。義仲が泣いて曰ふには、自分は幼少の時に父に後れて孤兒となり、此老人に養ひ育てられて、大層世話になつたものだ。若し此老人が來りて自分の方へ附いたならば、自分は父として尊んで事へたであらうものを、主家平氏の恩を重んじて討死を致したのは、筋義あること、謂はねばならぬと曰つて、實盛の屍骸を取り收めて、鄭重に之を葬られた。義仲は、また、我が平氏の軍を攻め追つた。我が軍の平盛綱、藤原景高等十餘人の者が、之が爲めに死んだ。

實盛最後の事

【参考】左に平家物語の一章を録して參考に資す。

落ち行く勢の中に、武藏國の住人長井の齋藤別當實盛は、存する旨有りければ、赤地の錦の直垂に、萌黄賊の鎧著て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、金作りの太刀をばき、二十四差いたる載生の矢負ひ、遊離の弓持つて、連錢兼毛なる馬に金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、御方の勢は落ち行け共、唯一騎返し合せく、防ぎ戦ふ。木曾殿の方より、手塚太郎進み出で、あなやさし、如何なる人にて渡らせ給へば、御方の御勢は皆落ち行候ふに、唯一騎残りせ給ひたることを優に覺え候へ。名乗らせ給へと詞を懸ければ、先づかう言ふ和殿は誰ぞ。信濃の國

の住人手塚太郎金刺光盛とこそ名乗つたれ。齋藤別當、さては互により敵、但し和殿を下るには非ず、存する旨があれば、名乗る事は有るまじいぞ。よれ組まう手塚とて、馳せ並ぶる處に、手塚が郎等、主を討たせしと中に隔り、齋藤別當に押し並べてむす、組む。齋藤別當、あつたれば日本一の剛の者と組んで、手塚とて、我が乗つたりける鞍の前輪に押し附けて、ちつともはたらかざる、頭掻き切つて捨てける。手塚太郎、郎等が討たる、を見て、弓手に廻りあひ、鎧の草摺引き上げて、二刀刺し、弱る所を組んで伏す。齋藤別當心は猛り思へ共、軍には一屈れぬ、手は負うつ、其上老武者では有り、手塚が下にぞ成りにける。手塚太郎馳せ來る郎等に首取らせ、木曾殿の御前に参り、かしこまつて、光盛こそ奇異の曲者と組んで、討つて参つて候へ。侍かと思見候へば、錦の直垂を着て候。又大將軍かと思見候へば、續く勢も候はず、名乗れ々々責め候つれ共、遂に名乗り候はず。聲は坂東聲にて候つると申しければ、木曾殿、あつたれば是れは齋藤別當にて有るござんなれ、それならんには義仲が上野へ越したりし時、稚目に見しかば、白髪の糟尾なつしぞかし。今は早七十にも餘り、白髪にこそ成りぬらん。樋口次郎唯一目見て、あな無慚、齋藤別當にて候なりとて、涙を流す。木曾殿、それならんには、早七十にも餘り、白髪にこそ成りぬらん。樋口次郎唯一目見て、のたまへば、や、有つて、樋口次郎涙を仰へて申けるは、さ候へば其様を申上げんと仕候が、餘りに哀れに覺え候て、先づ不覺の泪のこぼれ候けるぞや。されば弓矢とりは、聊の所にて、思出の言をば、兼ねて可、使置一事にて候けるぞや。齋藤別當常は兼光に逢つて、物語し候しは、六十に餘りて、軍の陣へ向はん時は、鬢髪を黒く染めて、若やがうと思ふ也。其故は若殿原に争うて、先を懸けんもおとなげなし。又老武者として人の侮らんも可、口惜しと申候しが、誠染めて候けるぞや。洗はせて御覽候へと申しければ、木曾殿さも有らんとして、洗はせて御覽すれば、白髪にこそ成りにけれ。又齋藤別當、錦の直垂を着ける事も、最後の暇申しに大臣殿へ参つて、かう申せば實盛が身一つにては候はぬ共、先年坂東へ罷り下り候し時、水鳥の羽音に驚き、矢一つをだに射ずして、駿河の蒲原より逃げ上て候し事、老の後の恥辱、唯此事に候。今度北國へ罷り下り候しは、定めて討死可仕候。實盛元は越前國の者にて候しが、近年御領に被附て、武藏國長井に居住仕候。事の醫の候ぞか。故郷へは錦を着て歸ると申す事、候へば、何か若う候ふべき。錦の直垂を御免候へかしと申しければ、大臣殿、やさしうも申したりける物語とて、錦の直垂を御免有りけるとぞ聞えし。昔の朱實臣は、錦の袂を會稽山に翻し、今の齋藤別當實盛は、其名を北國の巻に揚ぐとかや。朽ちもせぬ空しき名のみ留め置いて、骸、越路の末の塵と成ることを哀れなれ。去んぬる四月十七日、平家十萬餘騎にて都を出でし事柄は、何おもてを向ふべしとも見えざりしに、今五月下旬に都へ歸り上るには、其勢僅に二萬餘騎。流を盡して流る時は、多くの魚を得ると云へ共、明年に魚なし。林を焼いて獵る時は、多くのけだものを得ると云へ共、明年に獸なし。後を存じて、少々は殘さるべかりける物をと、申す人々も有りけるとかや。

我諸將敗歸。法皇會議。藤原長方引漢和匈奴故事。請遣使赦諸源罪。不聽。平氏遣書山徒誘之。山徒不從。七月。平貞能既定西海。以降將菊池高直。原田種直以下兵千騎。糧十萬石。至平氏咸喜。欲用禦東北。美濃人來

告曰。義仲已至近江矣。於是資盛。知盛。重衡。與貞能等守宇治。勢多。又遣賴盛繼之。賴盛辭不往。強遣之。已而源行綱等。四窺京師。山徒亦黨義仲。宗盛乃召還諸將。遣貞能擊行綱于攝津。知盛以五百騎次粟津。與義仲前軍戰。不利退。義仲進軍叡山。

〔漢和匈奴〕……支那の漢の高祖の時に、匈奴が北邊に寇したれば、帝自ら將として之を撃つ。冒頓の精兵四十萬騎、帝を白登城に圍みたり。帝、陳平が計を用ひて、免かるゝことを得たり。後、使を遣はして和親し、家人の子を取りて公主と名づけて、單于に妻はせて、一時の平安を計りしことあり。〔故事〕……古の事例。〔諸源〕……諸の源氏。〔成〕……みな、悉く。〔勢多〕……近江に在り。〔四窺〕……四方よりつけぬらふ。〔次〕……隊の止まること三日以上なるを次と云ふ。二日止まるを宿と云ひ、一日を舎と云ふ。〔粟津〕……近江。

我が平氏の諸將は、皆負けて京都に歸つて來たので、法皇は、諸公卿を會して評議をせられた。すると、藤原長方は、昔漢高祖が已むを得ずして匈奴と和睦して一時の平安を計られた事がある古の事例を引いて、使を遣はして諸の源氏が謀叛したる罪過を赦さんことを請うたけれども、法皇は御聞入れにならなかつた。平氏は、書面を叡山の僧徒に送り、利を以て之を味方に誘うたけれども、叡山の僧徒は之に従はなかつた。七月に、黨に叛徒を退治に行きたる平貞能は、此時すでに西海道を平定して、降参したる將菊池高直、原田種直以下の兵士千騎を引き連れ、兵糧十萬石を以つて、歸つて來た。平氏の人々は皆大いに喜んで、之を用ひて東北の方面を防禦させやうとした。すると、美濃の人が來り告げて曰ふには、義仲は段々に進んで、すでに近江の國までやつて來たと曰つた。そこで、資盛、知盛、重衡は、貞能等と共に、宇治、勢多を守ることとし、又、賴盛を派遣して後から之に續かせることにした。賴盛は、辭退して往かうとしなかつたが、無理に之を遣はした。とかくする中に、源行綱等が、四方から京都をつねらひ、叡山の僧徒も亦、義仲に一味した。宗盛は、京都の形勢が六かしいと思つたので、そこで、さきに派遣したる諸將を召し還し、貞能を派遣して源行綱を攝津の國に撃たしめた。知盛は、五百騎の兵士を引き連れて、近江の粟津に宿營して居て、義仲の前軍と戦つたが、勝利を得ずして退軍した。義仲は、そこで、進んで比叡山に陣取つた。

宗盛大召族人。議曰。兵寡。我欲奉帝及法皇。奔西國。以圖再舉。何如。知盛進曰。不可。我祖桓武實肇此都。後降爲武臣。於今八世。未嘗退避。寧決戰于此。刀折矢盡而後已。教盛。經盛等皆以爲然。宗盛不聽。使人造法皇。法

皇不在。宗盛大失意。乃奉帝及皇太后。皇弟惟明。收劍璽。縱火諸第。率其子右衛門督清宗。其弟中納言知盛。右中將重衡。淡路守清房。其義弟式部丞清定。丹波守清邦。其叔父參議經盛。中納言教盛。薩摩守忠度。經盛子皇后宮亮經正。若狹守經俊。教盛子越前守通盛。能登守教經。從五位下業盛。知盛子武藏守知章。經俊弟敦盛。清房二弟維俊。良衡。故基盛子左馬頭行盛等。及攝政藤原基通。大納言平時忠而西。

【族人】……一族の者。帝……安徳帝。法皇……後白河法皇。我祖桓武……平氏は桓武帝の後胤なるが故にかく云ふ。【輩】……はじむ。【此部】……京都なり。【於今八世】……高望、國香、貞盛、維衡、正盛、忠盛、清盛、宗盛なり。重盛は宗盛の兄にして、兄弟を一世とす。【造】……いたる。【失意】……氣落ちたる。【皇太后】……安徳帝の母にして、清盛の女徳子即ち建禮門院なり。【劍璽】……草薙劍と八坂瓊曲玉。こゝにては三種の神器の意なり。【從】……はなつ。【諸第】……諸の邸宅。【右衛門督】……右衛門府の長官。【式部丞】……式部少輔の次官。【皇后宮亮】……皇后宮大夫の次官。中宮職の中の諸事をつかさどる。

宗盛は、大いに一族の人々を召集して、評議して曰ふには、何分にも我が平氏の軍勢は少く、致し方がないから、自分は、帝及び法皇の御供をして、一先づ西國へ逃げ、そして再度の旗擧を企てたいと思ふが、此儀は如何だらうかと曰つた。知盛が進み出で、曰ふには、それはいけません。我が平氏の先祖たる桓武天皇が、實に始めてこの京都を御開きなされたものであるが、その後、降つて武臣となつてから、今に至りて八代目に相成りますが、未だ一度も敵を恐れ退き避けたことはありませぬ。西國へ逃げるよりは、いつそ、此地に於て決戦を致して、若し勝利を得ぬならば、刀が折れ矢が盡きて仕舞ふまで奮戦して、然る後に止めることに致しませうと曰つた。教盛、經盛などは、皆、知盛の此言葉を、尤至極なりとして、賛成したが、宗盛は知盛の此言葉を聞き入れず、人をして法皇の御所に至らしめて、御迎申して御供しやうと致したが、法皇は、どこに御出でになつたか、御所の中には在らせられなかつた。宗盛は、之を聞いて大いに失望した。そこで、帝及び皇太后、皇弟惟明親王とを奉じ、三種の神器を取り收め、諸々の邸宅に火をつけて焼く拂ひ、宗盛の子なる右衛門督清宗、弟の中納言知盛、右中將重衡、淡路守清房、義弟なる式部丞清定、丹波守清邦、叔父なる參議經盛、中納言教盛、薩摩守忠度、經盛の子なる皇后宮亮經正、若狹守經俊、教盛の子なる越前守通盛、能登守教經、從五位下業盛、知盛の子なる武藏守知章、經俊の弟なる敦盛、清房の二人の弟なる維俊と良衡、故の基盛の子なる左馬頭行盛等の一族の人々、及び攝政藤原基通、大納言平時忠などの人々を引き連れて、西の方へ落ち延びた。

主上の都落の事

同じき七月十四日、肥後守定能、鎮西の謀反平げて、菊池、原田、松浦黨三千餘騎を召し具して上洛す。鎮西の謀反をば僅に平げられたれども、東國北國の軍はいかに鎮らず。同じき廿二日の夜半ばかり、六波羅の邊おびたしう騒動す。馬に鞍置き腹帯しめ、物ども東西南北へ運び隠す。唯今敵の打ち入りたるやうなりけり。明けて後聞えしは、美濃源氏に、佐渡の衛門尉重定といふ者あり。去ぬる保元の合戦のとき、鎮西の八郎爲朝が方の軍に負けて、落人となりたりしを、窮めて出したりし勳賞に、元は兵衛尉たりしが、其時右衛門尉になりぬ。是によりて一門には怨まれて、此頃平家に詣りけるが、其夜六波羅に馳せ参り、木曾既に北國より五萬餘騎にて攻め上り、天台山科坂本に滿ちて候。耶等に橋の六郎親忠、手書に大夫房覺明、六千餘騎天台山上に就ひのぼり、三千の衆徒と同心して、唯今都へ亂れ入る由申しければ、平家の人々大に騒ぎて、方々へ討手を指し向ける。大將軍は、新中納言知盛、本三位中將重衡の御、三千餘騎にて先づ山科に宿せらる。越前行家、數千騎にて宇治橋を渡りて都へ入り、陸奥の新判官よしやすが子、矢田の判官代義清、大江山を經て上洛すとも申し合へり。又攝津河内國の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入るよし申しければ、平家の人々、此上は力及ばず、唯一所にていかに成り給へとて、方々へ向へられたりける討手とも、皆都へ呼び返されけり。帝都名利の地には、鶴鳴きて安きことなし。治れる世だにもかくの如し。況や亂れたる世に於てをや。吉野山の奥の奥へも、入りなばやとは思ひ召されければ、諸國七道悉く背きぬ。何處の浦かおだしたるべき。三界無安猶如火宅とて、如來の金言一乘の妙文なれば、なじかは少しも違ふべき。同じき廿四日の小夜ふけがたに、前の内大臣宗盛公、建禮門院のわたらせ給ふ、六波羅池殿に参りて申されければ、木曾既に北國より五萬餘騎にて攻めのぼり、比叡山東坂本に滿ちて候ふ。耶等に橋の六郎親忠、手書に大夫房覺明、六千餘騎天台山上へ就ひのぼり、三千の衆徒引き具して、只今都へ亂れ入るよし聞え候ふ。人々は唯都の内にて、いかに申し合はされければ、そのあたり女院二位殿に、浮目を見せ参らせんことの口惜しく候へば、院をも内をも取り奉りて、西國の方へ御幸行幸をせしめられ候へば、女院今はたゞとしかくも、その計ひにてこそあらんぞちめとて、御衣の御袂に餘る涙せきあへさせ給はねば、大臣殿も直衣の袖しぼるばかりにぞ見えられける。さる程に、法皇をば平家取り奉りて、西國の方へ落ちゆくべしなど申し、ことを、内々聞し召す旨もやありけん、其夜半ばかりに、按察使大納言實綱の子息、右馬の頭資時ばかりを御供にて、竊に御所を出させ給ひて、御行方も知らずぞ御幸なる。人これを知らざりけり。平家の侍に、橋内左衛門尉季保といふ者あり、さかくしき男にて院にも召し使はれるが、其夜し御宿直に参りて、遙に還り候ひけるが、常の御所の御方さまに、世に物さわがしう、女房達忍び音に泣きなどし給へり。何事なるらんと聞きければ、俄に法皇の見えさせまされば、何方への御幸やらんと申す聲に聞くほどに、あなあさまとして、急ぎ六波羅へ馳せ参り、此由申したりければ、大臣殿定めて非事にてぞあらんとは宣ひながら、急ぎ参りて見参らせ給ふに、實にも法皇わたらせまされ候へば、御前に候はせ給ふ女房たち、二位殿、丹後殿以下、一人も働きたまはず。いかにやと問ひ参らせ給へども、我こそ法皇の御行方知り参らせられ、と申さる。女房たち、一人もおぼせざりければ、大臣殿も力及ばせ給はず、泣くく六波羅へぞ歸られける。さる程に、法皇御の中に入られたり給はず、と申す程こそありければ、京中の騒動斜ならず、況や平家の人々のあはてさわがれる有様は、家々にかたきの打ち入りたりとも、かぎりあれば、是に過ぎじとぞ見えし。平家日比は、院をも内をも取り奉りて、西國の方へ御幸行幸をせしめられ候へば、支度せられたりしかども、かく打ち捨てさせ給ひぬれば、頼む木のもとに、雨の溜らぬ心地ぞせられける。責めては行幸ばかりをせしめられ候へば、主上は今年六歳、宋幼う

しましければ、何心なうぞ召されける。御同奥は、御母儀建門院參らせ給ふ。神樂、寶劍、内侍所、印輪、時の幣、支上、鈴鹿などを取り具せよと、平大納言時忠卿、下知せられければ、餘にあはて難きて、取りおとす物多かりける。豊御座の御劍などを、取り忘れさせ給ひけり。やがて此時忠の卿、内藏頭信基、讃岐の中將時實、父子三人、衣冠にて供奉せらる。近衛司、御繩の佐、甲冑弓箭を帶して行幸の御供仕る。七條を西へ、朱雀を南へ行幸なる。明ければ七月廿五日なり。漢天既にひらけて、雲東嶺にたなびき、明方の月白くさえて、鶴鳴又いそがはし。夢にだにか、事を見ず、一年都うつりとして、俄にあわたりしかりしか、かゝるべかりける先表とも、今こそ思ひ知られければ、攝政殿も行幸に供奉して、御出ありけるが、七條大宮にて髪結ひたる童子の左の袂に、春の日といふ文字を顯はれたる。春の日と書きては、春日と訓めば、法相擁護の春日大明神、大織冠の御裔を守り給ふこそと頼もしう思召す處に、件の童子の聲とおぼしめて、

いかにせん藤の末葉のかれゆけば、たゞ春の日にまかせたらん

供に候ふ進藤左衛門高直を召して、此世の中の有様を御らんずるに、行幸はなれども、御幸はならず。行末頼もしからず思しめずは、いかにと仰せければ、御牛飼に目をきつと見合せたり。纏て心得て、御車を遣りかへし、大宮をのぼりに、飛ぶが如くに仕うまつり、北山の邊、知足院にぞ入らせ給ひける。

權大納言頼盛從而後。比及鳥羽。撤赤幟而東。倚法皇伏匿。基通亦還走。平盛嗣欲追之。宗盛曰。舍之。吾無所用此不義人也。因問曰。小松中將何如。曰。未來。宗盛曰。亦頼盛比耶。乃召畠山重能兄弟曰。汝子弟在武藏。汝盍東。二人對曰。臣等蒙平氏恩。二十年于此。見危而遁。不忍爲也。宗盛曰。父子相慕。無貴賤一也。父在西子在東。以相殘滅。吾心憫之。汝宜亟去從頼朝。二人泣辭而東。宗盛等至關戸。顧見數百騎至。則維盛也。率其弟右中將資盛。左中將清經。左少將有盛。侍從忠房。備中守師盛來。衆大喜。維盛曰。吾遺妻孥而來。皆啼哭牽我。吾是以後。宗盛曰。衆皆挈家。子何

獨否。答曰。挈焉而行。終可庇乎。衆相顧悽然。

【激】……除き去る、すて去る。【赤幟】……平氏の旗。幟は音シ。【倚】……よる。たよる。【伏匿】……かくれひそむ、人の目に立たぬやうに忍びかくれヌ【舍】……おく、捨て置く。【不義人】……今一族舉りて西奔するに途中より還るは義理を知らぬ人なりとの義。【小松中將】……重盛の嫡子維盛を云ふ。維盛は右近衛中將にして其邸は小松に在り、故にかく云ふ。【比】……たゞひ。一つ仲間、類。【汝子弟】……畠山重忠等を指す。【相殘滅】……互に害む亡ぼす、互に殺し合ふ。【亟】……すみやかに。【關戸】……攝津に在り。【侍從】……拾遺補關の官なり。遺志を拾遺一闕失を補益す。天子の御前に侍り従ふの義。【妻孥】……妻子眷族。【啼哭】……悲しみ泣く。【牽我】……牽は引くなり。袖などに取り付き引きとめるを云ふ。【挈家】……家をひつさぐ、家族を引き連れる。【否】……しからざる。【可庇乎】……庇はおほふ、かばふ、覆育するなり。家族を引き連れ来るも、覆育し保護することを得ざるべしとの義なり。【悽然】……悽は悲也。悽然はもの悲しき貌。

權大納言頼盛は、一行に従つては行つたけれども、わざと後れて、鳥羽に來りし頃に、平氏の赤い幟を巻き取めて取り除いて、東の方へ還り、後白河法皇にたよつて、人目にかゝらぬやうに潜み隠れて居た。基通も亦途中から還り逃げた。平盛嗣が、之を追つかけて止めやうとしたが、宗盛が曰ふには、捨て、置き、捨て、置き。自分は、斯る義理を知らぬ人には用は無いと曰つた。序手に問うて曰ふには、小松中將維盛はどうしたと問うた。ある人が答へて曰ふには、未だ來られませんと曰つた。宗盛が曰ふには、これも亦頼盛の仲間かといつた。そこで、宗盛は、畠山重能兄弟の者を呼び寄せて曰ふには、御前が子弟は、皆武藏の國に居るのに、御前はなぜ關東の方へ行かないかといつた。重能兄弟が答へて曰ふには、私共は、平氏の御恩を蒙つて居りますこと、今日に至るまで已に二十年の久しき間御座ります。然るに、今、平氏の運命の危くなつたのを見て逃げ出すといふは、どうも致すに堪へられませぬと曰つた。宗盛が曰ふには、親と子とが互に相慕ひ合ふのは、身分の貴いもので賤しいもので皆、同じのことだ。父たる御前は西の方我が平氏の中に居り、子たる者共は東の方源氏の中に居りて、そして互に害む、亡ぼし合ふのは、自分の心に甚だ氣の毒でふんに思ふから、御前等は速にこゝを去つて東へ行き頼朝に従ふが宜しいと曰つた。重能兄弟は泣いて暇乞をして東の方へ向つて行つた。かくて、宗盛等が、攝津の關戸といふ所まで來て、後の方をふりかへつて見ると、數百騎の者共が後から來るのが見えた。それは維盛であつた。維盛は、弟なる右中將資盛、左中將清經、左少將有盛、侍從忠房、備中守師盛などを引き連れて來たので、人々は皆大いに喜んだ。時に、維盛が曰ふには、拙者は、妻子どもを殘して置いて來たが、皆の者が悲しみ泣いて、拙者を牽き止めて別を惜んだので、拙者はそれ故に大いに遅刻した次第であると曰つた。宗盛が曰ふには、多くの者は皆、家族を引き連れて來たのに、貴公だけは、何故さうしないのかと問うた。維盛が答へて曰ふには、たとひ、家族の者共を引き連れて行つたところで、我々の運命は今後どうなるのか分らないから、とても仕舞まで保護することが出來やうか。甚だ六かしいことだと曰つた。之を聞いて、皆の者が、互に顔を見合はせて、行く末の運命を思ひ、心の中を痛み悲しむ様子であつた。

維盛都落の事

越中次郎兵衛、太刀脇、攝政殿の御品より有るを、押し留め參らせんと、頼に進みければ、人々に制せられて、力及ばで留りぬ。中にも小松三位中將維盛卿は、日ごろより思ひ設け給へる事なれ共、羞し當つては悲しかりけり。此北方と申すは、故中御門新大納言成親卿の娘、父にも母にも後れ給ひて、孤にておはせしか共、桃顔露に凝び、紅粉眼に媚をなし、柳髮風に亂る、粧、又人有るべし共見え給はず。六代御前

とて、生年十に成り給ふ若君、其妹八歳の姫君おはしけり。此人々も面々に後れじと慕ひ給へば、三位中将宣ひけるは、我は日ごろ申し、様
に、一門に具せられて、西國の方へ落行く也。何く迄も具足し奉るべけれ共、道にも敵討つなれば、心安く通らん事有り難し。縦ひ吾討たれ
たりと聞き給ふ共、様など替へ給ふ事はゆめく不可有。其故は、如何ならん人にも、見もせず見えて、あのをさなき者共を育み給へ。情
を懸くべき人も、なごか無くて候ふ可きと、やうく思へ共、北の方とかうの返事もし給ひ引かづいてぞ伏し給ふ。中将既に
打ち立たんとし給へば、北の方袂にすがり、都には父もなし母もなし、捨てられ奉つて後、又誰にかは見ゆ可きに、如何ならん人にも見え
など承ることを恨しけれ。前世の契り有りければ、人こそ憐み給ふ共、又人毎にもしや情を懸く可き。何く迄も伴ひ奉り、同じ野原の露共消
え、一つ底の水屑共成らんことを契りしに、されば小夜の寝覚のむつことは、皆偽りに成りにけり。責めては身一つならば如何せん、捨てられ
奉る身の憂さを、思ひ知つても留りなん。をさなき者共をば、誰に見譲り、如何にせよと思召す。恨めしうも留め給ふ者哉とて、かつうは
恨みかつうは慕ひ給へば、三位中将、誠に人は十三、我は十五より見初奉つたれば、火の中水の底へも、共に入り共に洗み、限ある別れ路迄
も後れ先立たじとこそ思ひしか。今日ばかり物憂き有様共にて、軍の陣へ赴けば、具足し奉つて、行く末も知らぬ旅の空にて、憂き目を見せ
参らせんも、我が身ながらうたてかるべし。其上今度は用意も候はず。何くの浦にも心安う落ち著きたらば、其より迎に人をこそ参らせめ
とて思ひ切つてぞ立たれる。中門の廊に出で、鎧取つて著、馬引き寄せさせ、既に乘らんとし給へば、若君姫君走り出で、父の鎧の袖、草
摺に取り付き、是はされば何地へとて、渡らせ給ひ候やらん、吾も参らん、我も行かんと慕ひ泣き給へば、憂世のきづなと覺えて、三位中将、
いとせん方なげにぞ見えられける。御弟新三位中将實盛、左中将清経、同じ少將有盛、丹後侍從忠房、備中守師盛、兄弟五騎馬に乗りな
がら、門の内へ打ち入れ、庭に控へ、大音聲を揚げて、行幸は遙に延びさせ給ひぬらん、如何にや今迄運參候と、聲々に申されければ、三位
中将馬に打ち乗つて出られけるが、又引つ返し、縁のきは打ち寄せ、弓のはずにて御簾をさつと掻き上げて、是れ御覽候へ、をさなき者共
が餘りに慕ひ候を、とから拵へ置かんと仕る程に、存じの外運參候と宣ひも取へず、はらりと泣き給へば、庭に控へ給へる人々も、皆鎧の
袖をぞ濡されける。爰に三位中将の年比の侍に、齋藤五齋藤六とて、兄は十九弟は十七に成る侍あり。三位中将の御馬の左右の水つきに取
り附いて、何く迄も御と仕り候はんと思しければ、三位の中將宣ひけるは、汝等が父長井の齋藤別當實盛が北國へ下りし時、供せうと言
ひしを存する旨が有るぞとて、汝等を留め置き、終に北國にて討死したりしは、故き者に、かゝるべかりける事を、兼て悟つたりけるに
こそ。あの六代を留めて行くに、心安う扶持すべき者のなきぞ。唯理を枉げて留められしと宣へば、二人の者共力及ばず、涙を抑へて強まり
ぬ。北の方は、年來日來、かく情なき人こそぞ、かけては思はざりしかとて、引きかづいてぞ伏し給ふ。若君姫君女房達は、御簾の外迄轉び出
で、聲をはかりにをめき叫び給ひけり。其聲々耳の底に留まりて、されば西海の立つ波の上、吹く風の音迄も聞く様にこそ思はれければ、平家
都を落ち行くに、六波羅池殿、小松殿、八條西八條以下、人々の家々、甘餘箇所、其はか次々の單の宿所々々、京白川四五萬軒が在家に火をか
けて、一度に皆焼き拂ふ。

聖主臨幸の事

或は聖主臨幸の地也。鳳閣空しく礎を殘し、雲興たゞ跡を留む。或は后妃遊宴の御也。椒房の嵐聲悲み、掖庭の露色愁ふ。粧鏡翠帳の基、七林
釣渚の館、槐棘の座、鴛鴦の栖、多日の經營を空しうして、片時の灰燼と成り果てぬ。況や耶從の蓮華に於てをや。況や雜人の屋舎に於てを
や。餘焰の及ぶ所、在々所々數十町也。強吳忽ち亡びて、姑蘇臺の露刺棘に移り、暴秦既に衰へて、咸陽宮の煙暉晚を隱しけんも、かくやと
ぞ覺えける。日來は函谷關の峻しきを固うせしか共、北狄の爲めに是を破られ、今は淇河涇渭の深きをたのみしか共、東夷の爲に是を取ら
れたり。豈に圖りきや、忽ち禮儀の都を攻め出たされて、泣く泣く無習の境に身を寄せんと。昨日は雲の上にて雨を降す神龍たりき、今日
はいちぢらの邊に水を失ふ枯魚の如し。福禍道を同じうし、盛衰掌を反す、今日の前にもあり、誰か是を悲まざらん。保元の昔は春の花と榮え
しか共、壽永の今は又秋の楓と落ち果てぬ。高山庄司重能、小山田別當有重、宇都宮左衛門朝綱、是等は去んぬる治承より壽永迄、召し籠め
られて有りしが、其時既に斬らるべかりしを、新中納言知盛の異見に申されけるは、彼等百人千人が頭を斬せ給ひて候共、御運盡きさせ
給ひなば、御世を保たせ給はん事有り難し。故郷に候はんずれば、大いびかり歎き悲し候らん。唯理を枉げて下させ給へ。若し運命啓けて、
都へ歸り上らせ給ふ事候はば、有難き御情こそ候はんずれば、大臣殿、さうば疾う下れとこそ宣ひけれ。此事首を傾け掌
を合はせて、何く迄も御供仕り候はんと思しければ、大臣殿、汝等が魂は皆東國にこそ有る可きに、ぬけがらばかり西國へ召し具すべき様
なし、唯疾う下れとこそ宣ひけれ。是等も廿餘年の主なりければ、別の涙抑へ難し。

經正幼仕仁和寺法親王。既其所愛琵琶。雖征行未嘗不携。是日齋返謁

王曰。臣等事已至此。願得一叙別而行。因即席彈數曲。王及左右皆垂淚。

經正曰。臣嘗欲守此。賜以傳子孫。今行且死亡。不忍并寶器滅沒之。乃

奉還琵琶而去。

【法親王】……出家したりし後親王の宣下ありし御方を云ふ。【既】……たまふ。拜領する。【琵琶】……青山と號す。【攜】……もたらす。持
参する。【叙別】……御暇乞する。叙はのぶるなり。【彈】……ひく。【數曲】……輪臺、青海波、蘇香、萬壽樂等の數曲。【寶器】……大切な道具。
【滅沒】……なくす。没は亡なり。
【經正】經正は、幼少の時より、御室仁和寺の法親王に仕へ、御寵愛を受けて、嘗て法親王の愛せられたる琵琶一面を賜はり拜領したが、其後、經
正は、戰爭に出掛けるときでも、携帶して行かぬことは無かつた。此度平家の都落の日に、その琵琶を持参して還り、法親王に御目に掛つて
申上げるには、私共平氏の運命は衰微いたしまして、斯かる事情に至りました。願はくは一たび御暇乞をいたしまして行きたいと思ひます
と申上げな。よつて、其席で琵琶數曲を弾いた。法親王及び御側に居た者が、皆涙を垂れた。經正が申上げるには、私は以前に、此拜領の品を
大切に保存して私の子孫代々に傳へたいと存じて居りましたが、只今出で行きますれば、死亡して仕舞ふことでありませう。この大切な
る品物までも一處に無くなして仕舞ふに忍びませぬと申上げて、そこで、その琵琶を御返納申上げて置いて立去つた。
【参考】左に平家物語の一章を録して参考し資す。

經正都落の事

修理大夫經盛の嫡子、皇后宮亮經正は、幼少の時より、仁和寺の御室の御所に、童形にて候はれしかば、かゝる忽劇の中にも、君の御名殘吃
と思ひ出で参らせ、侍五六騎召し具して、仁和寺殿へ馳せ参り、急ぎ馬より飛んで下り、門を敲かせ申入れられけるは、君既に帝部を出でさ

せ給ひ候ひぬ。一門の運命今日既に盡きはて候ひぬ。浮世に思ひ置く事とは、唯君の御名残ばかり也。八歳の年此御所へ参り始め候ひて、十三で元服仕り候ひし迄は、聊相いたはる事の候はんより外は、さからさまに御前を立ち去る事も候はず。今日既に西海千里の波路に赴き候へば、又何れの日何れの時、必ず立ち歸るべし共覺えぬ事こそ口惜り候へ。今一度御前へ参つて、君をも見参らせたり存候へ共、甲冑を御ひ弓筋を帯して、あらぬ機なる靴に泥り成つて候へば、憚り存候と申されければ、御室哀れに思召して、唯其姿を改めずして参れとこそ仰せけれ。經正其日は、紫地の錦の直垂に、萌黄匂の鎧着て、長履輪の太刀をばき、二十四差いたる裁生の矢負ひ、滋藤の弓脇に挟み、甲をば脱いで高紐にかけ、御前の御坪にかしこまる。御室聽て御出有つて、御簾高く上げさせ、是へくと召されければ、經正大床へこそ参られける。供に候ふ藤兵衛尉有教を召す。赤地の錦の袋に入れたりける御籠籠を持つて参りたり。經正是を取り次いで、御前にさし置き申されけるは、先年下し預つて候ひし青山持たせて参つて候。名残は盡き存じ候へ共、さしもの我が朝の重寶を、田舎の塵に成さん事の口惜しう候へば、参らせ置き候。若し不思議に運命啓けて、都へ立ち歸る事も候はず、其時こそ重ねて下し預り候はめと申されたりければ、御室哀れに思召して、一首の御詠をあそばはいて下されける。

あかすして別る、君が名残をば後の形見につ、みてぞおく。
經正御視下されて、

吳竹の笈の水は替れ共、猶ずみあかぬ宮の内かな。

さて經正御前を罷り出でられけるに、數輩の童形出世者、坊官侍僧に至る迄、經正の名残を惜み、袂にすがり、涙を流し、袖を濡らさぬに無りけり。中にも幼少の時、小師でおはせし大納言の法印行慶と申し、は、葉室の大納言光頼卿の御子也。餘りに名残を惜み参らせて、梓河の端迄打ち送り、其れより暇請うて歸られけるが、法印泣くく、かうぞ思ひ續け給ふ。

哀れなり老木若木も山櫻、おくれ先だち花は残らじ。

經正の返事に、

旅衣よなく袖をかたしきて、思へば我は遠くゆきなん。

さて、巻いて持たせられける赤紙、さつと指し上げたれば、あそこ爰に控へく待ち奉る侍共、あはやとて馳せ集り、其勢百騎ばかり鞭をあげ、駒を早めて、程なく行幸に追つ附き奉らる。

忠度亦自_ニ淀河_一還_リ。詣_リ其和歌師藤原俊成。夜叩_キ門通_シ刺_シ。請_フ面謁_セ。俊成微啓_シ、
門見_ル之。忠度曰_ク。自_リ兵興_リ。不得_ク數_ニ於_テ君門_一。今當_ニ遠別_ス。聞_ク君奉_リ敕_ヲ有_リ所撰_ス、
輯_ス。臣幸得_ク收_メ一章_ヲ焉。死_シ且_シ不_レ朽_ス。乃_チ出_ス其歌集_ヲ於_テ鎧縫_ニ。俊成泣_キ而受_ケ之。行_キ、
盛師_ト俊成子定家_ト亦遺_リ其集_ヲ。畱別_ヲ焉。俊成定家後竝_ニ撰集_ス。收_メ二人所作_ヲ云。

【藤原俊成】……五條の三位と稱す。【通刺】……名刺を差出す。【微】……すこしく。【數】……しばしば。【遠別】……度々参上する。【撰集】……和歌を撰んで編輯すること。俊成の撰びしは千載集なり。【一章】……一首。【鎧縫】……鎧の引き合はせ、鎧の前後の胴を縫にて合はせたる處を云ふ。【定家】……京極中納言と稱す。【畱別】……旅立つ者より留まり居る者に別る、暇乞を云ふ。【收二人所作】……俊成は千載集を撰びて、其中に、忠度の、故郷花の題にて詠める歌、さ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山櫻かなと云ふを、讀み人知らずとして収録し。定家は新勅撰和歌集を撰びて、其中に、行盛の歌、流れての名だにも止まれ行く水のあはれはかなき身は消えぬと云ふを収録せり。

【忠度】忠度も亦淀河から還つて、其の和歌の師匠なる藤原俊成の所に行き、夜、門を叩き、名刺を出して、俊成に面會することを請うた。俊成は、すこしく門を開いて之に面會した。忠度が曰ふには、いさか始まりましては、あなたの御屋敷に度々参上することが出来ませんので、大層御無沙汰をいたしました。此度は遠い處へ参らねばならぬことになりましたので、御暇乞に参上いたしました。承り出されば、あなたに勅旨を受けて、和歌を撰び編輯なさるといふことであります。私も幸に一首の歌を其撰集の中に御加へ下さることが出来れば、たとひ死にましても、後まで名が朽ちずには傳はることでありまして、そこで、自分の詠んだ歌を集めたものを、鎧の引き合はせから取出した。俊成は泣いて受け取つた。又、行盛は、俊成の子なる定家を師匠として和歌を稽古した。行盛も亦其歌を書き集めた者を定家に送り、暇乞の置土産とした。俊成も定家も、その後、勅撰歌集を撰び集むるときに、忠度、行盛の二人の作りたる歌を其集中に加へたと云ふことである。

【参考】左に平家物語の一章を録して参考に資す。

忠度の都落の事

藤原守忠度は、いづくよりか歸られたりけん、侍五騎童一人、我身共にひた兜七騎取りて返し、五條の三位俊成の卿のもとにおはして見給へば、門戸を開きて開かず、忠度と名のり給へば、落人歸り來れりとして、其内さわざ合へり。藤原守急ぎ馬より飛び下り、自ら高らかに申されけるは、これは三位殿に申すべきことありて、忠度が参りて候、假令門は開けられずとも、此際まで立ち寄り給へ、申すべきことの候ふと申されたりければ、俊成の卿、其人ならば苦しかるまじ、開けて入れ申せとて、門をあけて對面ありけり。事の體何となうものあはれなり。藤原守申されけるは、先年申し承りてより後は、ゆめく疎略を存せずとは申しながら、此二三箇年は、京都の騒國々の亂出で來、利當家の身の上にかかりなりて候へば、常に参り寄ること候はず。君既に帝都を出でさせ給ひぬ。一門の運命今日はや盡きはて候。それにつきて候ひては、撰集の御沙汰あるべき由承りて候ひし程に、生涯の面目に、一首なりとも、御恩を蒙らんと存じ候ひつるに、かゝる世の亂出で來て、其沙汰なく候條、たゞ一身の嘆と存じ候。此後世靜まりて、撰集の御沙汰候は、是に候巻物の中に、さりぬべき歌候は、一首なりとも御恩蒙りて、草の陰にても嬉しと存じ候は、遠き御守とこそなり参らせ候はんずれとて、日頃詠み置かれたる歌どもの中に、秀歌とおぼしきを、百餘首書き集められたりける巻物を、今はとて打ち立たれる時、是を取りて持たれたりけるを、鎧の引合より取り出で、俊成の卿に奉らる。三位是を開きて見給ひて、かゝる忘れ形見どもを賜はり候上は、ゆめく疎略を存じまじ候。さて、唯今の御わたりこそ、情も深う哀も殊に勝れて、感涙抑へ難うこそ候へと宣へば、藤原守、腕を山野に曝さばさらせ、浮名を西海の波に流さばなせ、今は浮世に思ひ置くことなし。さらば暇申してとて、馬に打ち乗り甲の緒をしめて、西をさしてぞ歩ませ給ふ。三位後を遙に見送りて立たれたれば、忠度の聲とおぼしく、前途程遙し、思ひを雁山の夕の雲に馳すと、高らかに口ずさみ給へば、俊成の卿も、いと哀に覺えて、涙を押へ

て入り給ひぬ。其後世静まりて、千載集を撰せられけるに、忠度のありし有様、いひおきし言の葉、今更思ひ出で、哀なりけり。件の巻物の中にさりぬべき歌いぐらもありけれども、其身勅勤の人なれば、名字をば、あはされず、故郷花といふ題にて、よまれたりける歌一首ぞ、よみ人しらずと入れられたる。

さなみや志賀の都は荒れにしをむかしながらの山ざくらかな。其身朝敵となりぬる上は、仔細に及ばずといひながら、うらめしかりしことなかり。

於是。擧族奉輿而西。會平貞能自攝津還。下馬跪曰。諸公欲何之。宗盛告故。貞能大諫其不可不聽。貞能獨東入京師。則諸第皆燼矣。乃夜詣重盛墓。白曰。君豫知有今日。爾然願以冥護圖恢復。且日發墓。收其骨而西。追至福原。

【擧族】一族の人々皆。【平貞能自攝津還】源行綱を攝津に撃ちしより還るなり。【跪】ひざまづく、兩膝を地につけること。【諸第】諸の邸宅。【燼】焼け盡きたるなり。【冥護】冥は幽冥なり。冥護とは亡魂の力によりて冥々の裡より護ること。重盛冥土に在りて平氏を保護してとの隆盛にとりかへせと願ふを云ふ。【且日】あくる日。【發】あはく。

こゝに於て、平氏の一族が天子の御輿を奉じて西の方へ行つた。その時、平貞能が、さきに源行綱を攝津の國に征伐に行つて、今、そこから還つて来て、平氏の一族が西へ向ふ途中で遇つた。貞能は馬から下りて跪いて禮をして曰ふには、皆様は何處へ行かうとなさるのではありませんかと問うた。宗盛は、その譯を話して聞かせた。貞能は、その得策でないことを大いに諫めたけれども、宗盛は聞き入れなかつた。そこで貞能は、平氏の一族に別れて、自分のみ東の方に向つて行き京都に入つて見れば、諸の邸宅は皆焼け落ちて仕舞つて居た。そこで、夜、貞能は、重盛の御墓に參つて、墓に向つて曰ふには、あなたは、前以て、今日の事あるに至るべきことを御承知であつたに相違ありません。けれども、何卒、冥々の御守護を以て平氏がまた元の様に興隆しますやうに御計り下さることを願ひますと曰つた。明る日、重盛は、重盛の墓を掘りかへして、重盛の骨を取り收めて、それから、西の方に向つて行き、宗盛等の跡を追うて福原に至つて、一所になつた。

【參考】左に平家物語の一章を録して參考に資す。

一門の都落の事

池の大納言頼盛の病も、池殿に火かけて出でられたるが、鳥羽の南の門にて、忘れたる事ありとて、鑑につけたる赤印どもかなをり捨てさせ、其勢三百餘騎都へ上られけり。越中の次郎兵衛盛次弓脇、大臣殿の御前に馳せまわり、急ぎ馬より飛びて、あれ御覽候へ、池殿は御前より、多くの侍共置り候ふが、奇怪に覺え候。池殿までは其恐も候へば、侍共に矢一つ射かけ候は、やと申しければ、大臣殿、今程の有様どもを、見果てぬ程の無道人は、さなくともありなんとの給へば、力及ばず射ざりけり。さて小松殿の公途はいかにとの給へば、未御一所見えさせ給ひ候はずと申す。大臣殿、都を出で、今一日だに過ぎざるに、はや人々の心どもの變り行く、うたてさよとぞ宣ひ。新中納言知盛の病、行末とて頼もしからず、只都の内にていかにせ給へと、さしも申しつるものとて、大臣殿の御方を、世にも恨めしげにぞ見給ひける。抑池殿の御頭をいかにといふに、兵衛佐頼朝、常はなまきを懸け奉りて、全く御方をばおろそかに思ひ奉らず、偏に故池殿の御わたらせとこそ存じ候へ。八幡大菩薩も御照候へなど、度々警狀を以て申されける。平家追討の討手の使の上ること、相構へて池殿の侍に向ひて弓引くななど、事に觸れて芳心せられたりければ、一門の平家は運盡きて都を落ちぬ、今は兵衛佐にこそ助けられんずれとて、落ち置られたりけるとぞ聞えし。八條の女院は、都をば軍に恐れさせ給ひて、仁和寺の常磐殿に、忍びてましくける所へ參り籠られけり。此頼盛の病と申すは、女院の御乳母宰相殿と申す女房に、相具せられたりけるに因りてなり。自然の事も候はば、頼盛助けおはしませと申されければ、女院、今は世に於てあればこそと、世に頼もしげなうぞ仰せける。凡は兵衛佐ばかりこそ、芳心を存ずといへども、自餘の源氏等は如何あるらん、惣に一門には引き別れて落ち置りぬ。波にも囀にもつかぬ心地せられける。さる程に小松殿の公途、兄弟六人、都合其勢一千餘騎、淀の六田河原にて、行幸に追ひつき奉る程に、大臣殿斜ならず嬉しげにて、いかにや今までの運參候と宣へば、三位の中將、幼き者どもが、餘に墓ひ候ふを、とかう措へ置かんと仕る程に、存の外の運參と申されければ、大臣殿、など六代殿をば召し具せられ候はぬぞ、心強くも止め給ふのかたと宣へば、三位の中將、行末とて頼もしうも候はずとて、問ふにつらさの涙を流されけるを悲しけれ。落ち行く平家は誰々ぞ、前内大臣宗盛公、平大納言時忠、平中納言教盛、新中納言知盛、修理大夫經盛、右衛門督清宗、本三位中將重衡、小松三位中將維盛、同じ新三位中將資盛、越前三位通盛、殿上人には内藏頭信基、讃岐中將時實、左中將清經、同じ少將有盛、丹後侍從忠房、皇后宮亮經政、左馬頭行盛、薩摩守忠度、武藏守知章、能度守教經、備中守師盛、尾張守清定、淡路守清房、若狹守經俊、藏人大夫成盛、經盛のをと子大夫教盛、兵部少輔正章、僧には二位僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經講坊の阿闍梨祐圓、武士には、受領、檢非違使、衛府、諸司の尉、百六十人都合其勢七千餘騎、是は此三箇年が間、東國北國度々の軍に討ち洩らされて、僅に残る所なり。平大納言時忠の病、山崎關戸の院に、玉の御輿をかき据ゑさせ、男山の方伏し拜み、南無壽命頂禮八幡大菩薩、願くは君を始め參らせ、我等を今一度故郷へ歸し入れさせ給へと、祈られけるを悲しけれ。各後を返り見給へば、霞める雲の心地して、煙のみ心細くぞ立ちのぼる。中納言教盛

はかなしなぬしは雲井に隔つれば宿はけなりとたちのぼるかな
修理大夫經盛、
故郷をやけ野の原とかへり見て未まけりのなみ路をぞゆく
誠に故郷をば一片の煙塵に隔つ、前途萬里の雲路に懸かれけん心の中、推し量られて哀れなり。肥後守貞能は、川尻に源氏待つと聞き、賦散さんとて、其勢五百餘騎にて發行したりけるが、非事なればとて、取つて返して上る程に、うとの、邊にて行幸に參り逢ひ、急ぎ馬より飛びて下り、大臣殿の御前に參り長まりて、あな心うや、こは何地へとて、渡らせ給ひ候ふやらん、西國へ下らせ給ひたらば、落人として、あそここにて打ち潰らされて、憂き名を流させまします事、口惜しう候ふべし。只都の内にて、いかなもならせ給ふべくも候ふらん、と申しければ、大臣殿、貞能は未知らぬか、木曾既北國より五萬餘騎にて攻め上り、比叡山東坂本に充ちたり。法皇も過ぎし夜中に失せさせ給ひぬ。人々は都の中にて、いかにならんと申し合はれければ、まのあたり女院二位殿に憂き目を見せ參らせんも、我身ながら口惜しければ、攻めて行幸ばかりもなし奉り、各を引具して、西國の方へ落ち下り、一先づと思ふぞかしと宣へば、左候は、貞能は

等不宜止此。時忠讓之曰。正統天子在此。若胡爲者。維義不對。以三萬騎來攻。乃遣貞能。高直。種直等拒之。敗還。乃奔箱崎。遂徙山鹿。聞菊池原田諸族皆叛。則又徙柳浦。祈于宇佐宮。聞維義來。終航海而遁。清經自度終不可免。夜上舵樓。看月吹笛。投海死。時長門國爲知盛所管。其目代紀通資。獻船百餘艘。以徙讚岐屋島。阿波豪傑田口成能以千騎來附。且爲徇四國。諭以順逆。多來屬者。因建屋島爲行宮。遂徇山陽道。

【注】……沒收、取り上げる。【邑】……所領の地。【高倉帝第四子】……即ち後鳥羽帝なり。【不取去】……連れて去らず。【行在所】……アンザイシヨと讀む。御旅先の御所なり。【讀】……責む。【州人】……其國の人。【正統天子】……血筋正しき天子、三種の神器を帶ぶる故に斯く云ふ。【若】……なんぢ。【胡爲者】……イカナルモノ又はナンスレノモノと讀む。如何なる者、何者と云ふ意。【箱崎】……筑前に在り。【山鹿】……筑前に在り。【柳浦】……豊前に在り。【宇佐宮】……宇佐の八幡宮。【舵樓】……舟やかた、舟の舵のある場處に構へたる屋形なり。【所管】……管は總理するなり、所管は支配下を云ふ。【徇四國】……徇は令を宣するなり、普くふれを出し示すを云ふ、四國とは阿波、讃岐、伊豫、土佐なり。【順逆】……天下の在す方に従ふは順、之に及向ふは逆なり。【行宮】……アングウと讀む。行在所に同じ。

【附】後白河法皇は、詔して平氏の一族百八十人の官祿爵位をばき取り、その領邑を取り上げて、之を義仲等に賜はり、そこで高倉帝の第四の皇子を立て、天子の御位に即かせられた。これが即ち後鳥羽帝である。平氏の人々は、之を聞いて、平氏が都落の時に此皇子を連れて去らなかつたことを後悔した。平氏は、とうとう安徳帝を奉じて、御旅の御所を豊後の國に建てた。豊後の國司なる藤原頼輔の子の頼經が、その國の人緒方維義と興に、後白河法皇の院宣をよれ廻つて、西海道の兵士を呼び集めて、使を平氏の方に遣はして告げしめて曰ふには、貴方達は此處に留まつて居ることは相成りませぬと曰つた。平時忠が之を叱責して曰ふには、血筋の正しい天子様は此處に御出でなさる。汝等は何者なるぞと叱り付けた。維義はそれには返答をせずして、三萬騎の兵士を引き連れて、來りて平氏を攻めた。平氏の方では、そこで、貞能、高直、種直等を派遣して之を拒ぎ戦はしめたが、敗戦して還つて來た。そこで、平氏の方では、筑前の箱崎に逃げ奔り、とうとう同じ國の山鹿に遷つた。然るに、菊池、原田などの諸豪族も皆平氏に叛いたといふことを聞いて、又、豊前の柳浦に遷り、宇佐の八幡宮に戦勝を祈つた。さうする中に、維義が來り攻むるといふことを聞いて、終には海上を舟に乗つて遁れた。平清經は、自分で推量するに、到底滅亡を免れることは出來ないと、自分で考へ定めて、ある夜、舟やかたの上に登り、月をみて、笛を吹き、海に飛び込んで死んで仕舞つた。其時に、長門の國は、知盛の支配するところの地であつたが、其目代なる紀通資といふものが、船百餘艘を獻上し、それで、讚岐の國の屋島に徙つた。阿

波の豪傑田口成能といふ者が、千騎の兵士を連れて、平氏方に來り附き、その上、平氏の爲めに四國を觸れ廻り、諒すに、天子の在らせらるる方に附くは順にして天子の在らせらぬ方に附くは逆なることを以てした。そこで、平氏の方に來り附く者が多かつた。因つて屋島に宮殿を建築して、御旅の御所となし、とうとう山陽道を觸れ廻つて之を從へた。

閏十月。源義仲遣足利義清。高梨高信。海野幸廣來犯。而身繼之。重衡。通盛。教經。以三百餘艘逆擊之。據水島城。源氏以千餘艘負陸。教經出城。東北門挑敵。敵以五千騎來攻。教經佯走。重衡。通盛將舟師。自島西南。縱左右翼遠之。教經豫連舟布板。以便進退。親射殺高信。北兵不習水戰。屬日蝕晦冥。我兵乘之。北兵遂大敗走。追擊斬義清。幸廣獲首千二百級。初篠原之戰。妹尾兼康爲敵將倉光成澄所虜。因仕成澄。見親信。今井兼平謂義仲曰。彼瞻視異常。不若殺之。義仲不聽。兼康從容說成澄。以其鄉妹尾地肥美狀。成澄乃請義仲往收之。兼康爲鄉導。先往會其子宗康以下千餘人。掩殺成澄。據板倉寨。義仲將赴備中。聞而怒。令今井兼平來擊兼康。兼康戰且走。欲赴屋島。宗康體肥不能行。兼康棄之走。行里許。復還視之。追兵薄至。乃刃宗康而死。義仲將遂攻屋島。聞賴朝來討已。則東還。十一月。教盛。教經。重衡等。與源行家戰室山。大破之。山陽。南

海十餘州多來屬者

【身】……みづから、自身に。【繼之】……後から繼いで出陣する。【逆擊】……むかへうつ。【水島城】……備中に在り。【負陸】……負は背なり。有陸とは陸地を後にするなり。【挑敵】……敵に戦をいどむ。【伴】……いっしょに。【舟師】……海軍、水兵、舟の軍勢。【從】……くりに出す。はなつ。【左右翼】……鳥の左右の翼の如く、左右に備へたる部隊也。【遼】……繞と同じ、圍むなり、とり圍むなり。【北兵】……北國の兵、即ち義仲の軍勢。【不習】……なれぬ。【水戰】……水上の戦。【屬】……あたる。たまく出つくはすこと。【日蝕】……日食。日月の虧くるを蝕と云ふ。蟲が草木の葉を食ふが如くなるが故に此字を用ふ。【晦冥】……光が無くなつて暗くなること。【級】……首の数を云ふ。支那春秋戰國の時に、秦の國にては、攻伐を事とし、敵の首一つ取りたる者には爵一級を與へしことあるによりて、夫より首の数を級と云ふに至れるなり。【瞻視】……音センシ。見まはす目つき。【異常】……普通の人と異なるを云ふ。【從容】……落ちついて、ゆつたりと。舒緩の貌。【妹尾】……備中に在り。【肥美】……肥沃にして善美なり。【收之】……收め取りて己が領地とすること。【掩殺】……不意に襲うて殺すなり。【板倉】……備中に在り。【秦】……音サイ、とりで。秦と同じ。木柵をめぐらし構へて兵士を籠め置く處。【里許】……一里ばかり。【及】……及物にて刺し殺す。【室山】……播磨に在り。【屬】……つく、附き従ふ。

この年間十月に、源義仲は、足利義清、高梨高信、海野幸廣を遣はして來り犯さしめて、そして、自身で後から之に繼いで出陣した。平重衡、通盛、教経が、三百餘艘の舟を引き連れて、これを迎へ撃つことにして、備中の水島城に立て籠つた。源氏の方では、千餘艘の舟を以て、陸地を後にして陣取つて居た。教経は、水島城の東北の門から出で、敵に戦を仕掛けた。敵源氏は、五千騎の兵士を以て來り攻めた。教経は、戦に負けた真似をして逃げ、敵が後から之を追つ掛けて來ると、重衡と通盛とが、舟の軍勢を引き連れて、島の西南の方から、左右に備へてあつた部隊を繰り出して、敵を兩方から取り圍んだ。教経は、前以て、舟と舟とを繋ぎ合はせ、其上に板を敷いて、そして、進退かけ引に便利なる様にして置いて、この時、奮戦して、教経が自身で、高信を射殺した。北國の兵即ち源氏の軍勢は、水上の戦に慣れて居なかつたし、又、其時たまく、日蝕で薄暗くなつたのに出つくはしたから、土地の状況も善く分らず、まごつくして居ると、我が平氏の軍勢は、之につけ込んでしきりに攻め立てたので、北兵即ち源氏の軍勢は、とうく大に負けて逃げ走つた。平氏は、之を追つ掛けて攻め撃つて、義清、幸廣を斬り殺し、首を取つた数は、千二百にも及んで、大勝利を得た。又、以前に、篠原の戦争の時に、平氏方の妹尾兼康といふ者が、敵即ち源氏の倉光成澄といふ者の爲めに生捕りにされたので、因つて、兼康は成澄に仕へて親近し信用されて居た。ある時、今井兼平が、義仲に向つて曰ふには、彼れ兼康が見まはす日附は、どこやら普通の人と異なつて居ります。きつと彼れは後日何事か味方の爲めにならぬ事を仕出かすに相違ないと思はれます。早く彼れを殺して仕舞ふ方が宜しう御座いますと曰つた。が、義仲は兼平の言葉を聞き入れなかつた。ある時、兼康は、ゆつたりとして物静かに落ちつきはらつて、成澄に向つて、其郷里の備中の妹尾の土地が肥沃にして善美なることを説いたので、成澄は、うかた欺かれて、其土地が欲しくなつて、そこで、義仲に請うて、往きて妹尾の地を取り收めて自分の領地としやうとした。兼康は、案内者となつて、先きへ往つたが、其子宗康以下千餘人の兵士を召し集めて、途中に待ち伏せて居て、不意に成澄を襲ひ撃つて殺して仕舞つて、備中の板倉の寨に立て籠つて居た。義仲は、備中に行かうとして居たところであつたが、此事を聞いて大いに怒つて、今井兼平をして來つて兼康を攻め撃たしめた。兼康は、戦ひながら逃げて、屋島に行きて平氏に附かうと思つたところが、兼康の子の宗康は大層身體が肥満して居たので、歩行するに出来なかつたから、兼康は、其子と一處では逆も仕方が無いと思つて、之を棄て置いて逃げた。兼康は、行くこと一里ばかりにして、一旦其子を棄て、置いて逃げはしたものの、どうも氣になつて仕様が無いので、また引き違して宗康の様子を見に來

た。すると源氏の追手が追つて來たから、そこで、宗康をさし殺して、自分も其處で死んだ。義仲は、進んでいよく屋島を攻めやうとして居たが、折しも、頼朝が兵を發して來つて自分を討伐するといふ事を聞いたので、平氏の方をば棄て、東の方京都へ引き返した。十一月に、教経、重衡などが、源行家と播磨の室山に戦つて、大に行家の軍を破つた。平氏の勢が、なかく盛んになつて、山陽道、南海道の十餘國の中で、來つて平氏に附き従ふ者が多くあつた。

當是時、義仲縱兵暴掠京師。亦以事怨望法皇。謂將士曰。汝與其敵凡人。寧敵王者。遂舉兵反。焚法住寺殿。矢及乘輿。遂幽帝于閑院。法皇子五條宮。公卿皆裸跣遁。義仲乃謂將士曰。爲帝爲院。唯吾所欲。爲公爲卿。唯汝所請。乃奪公卿以下四十九人官爵。以其妻兄藤原師家爲攝政。京師苦其暴。乃思平氏也。義仲既與頼朝有隙。恐其來討。欲與平氏爲從。貽書屋島言其意。宗盛欲許之。知盛曰。義仲使我至此極。我乃與之和。恐頼朝之笑我也。公宜答曰。天子在焉。汝免胄弛弓。自來乞降。吾則許之。宗盛從之。

【暴掠】……はなつ、勝手氣儘に出してやること。【亂暴を働き、財物を奪ひ取る。】(怨望法皇)……怨望とはうちみ不足に思ふなり。望も怨むの意なり。怨望法皇とは、後白河法皇が義仲の暴悪を厭ひ意を頼朝に屬したまへるが故に、法皇を怨み奉るに至れるを云ふ。【凡人】……たゞの人、なみの人間。【反】……そむく。【法住寺殿】……法皇の御所。【乘輿】……天子の御車。【幽】……幽閉なり、おしこめる。【閑院】……宮殿の名。藤原氏の邸宅なりしが、高倉帝の時、皇居としたまへり。【裸跣】……音ラセン。裸ははだかなり、跣はすあしなり、履物をはかぬなり。【藤原師家】……時に從二位中納言なりき。爲從……從は音シヨウ。合從、合體すること。義仲が平氏と同盟して頼朝に當らんとするを云ふ。從とは、もと支那の戰國の時、蘇秦が、齊、楚、燕、韓、趙、魏の六國を同盟して、秦に當らんとせしを、合從と云ひしより起りたる語なり。從は從なり、南北を從と云ふ。此六國は南北に縱に連なりたる國々なれば、之を同盟するを合從と云ひしなり。今此處にては、たゞ、同盟の義に用ひたるなり。【貽】……おくる、贈と同じ。【此極】極は窮極なり。此極とは、かゝる憂き目、かゝる流離困苦の極端の義

なり。【免胃弛弓】……胃を脱ぎ弓矢をはづして降参する。免はぬきなり。弛はゆるるなり、弓の弦をはづすこと。
【開】此時分に、源義仲は、部下の兵士を勝手に出しやりて、京都中を亂暴して財物を奪ひ取りしめ、自分も亦、或る事情の爲めに後白河法皇を怨み奉り、部下の將士どもに語つて曰ふには、汝等は、たゞの普通の者に敵對するよりも、いつそ、帝王たる者に敵對しろと曰つた。とうとう、義仲は、兵を擧げて謀反し、法皇の御所なる法住寺殿を燒き撃ちにし、その矢が法皇の御乗物にも及んだ位であつた。とうとう、後鳥羽帝を閑院宮に押し込め、法皇を五條宮に押し込め奉り、公卿達は、皆、はたかでも、はたして、逃げ出したといふ如き有様であつた。義仲は、そこで、部下の將士に向つて曰ふには、天皇とならうが、法皇とならうが、それは皆自分の思ふまゝである。公と爲らうが、卿とならうが、それは皆汝等が請ひ願ふところのまゝに致してやるぞと曰つた。そこで、公卿以下四十九人の官祿爵位をはぎ取り、自分の妻の兄なる藤原師家が從二位中納言であつたのを一足飛びに昇進させて、攝政とした。京都では、義仲が亂暴狼藉なるに困り果て閉口して、そこで、又もとの平氏をなつかしく思ひ出して慕うて居た。義仲は、この時既に頼朝と仲が悪かつたので、頼朝が來りて自分を征伐することを心配して、平氏と同盟して頼朝に當らうと思つて、書面を屋島に在る平氏に送つて、其心を述べた。此書面を見て、宗盛は、之を許さうと思つたが、知盛が曰ふには、義仲が我が平氏をして今日の此憂き目を見るに至らしめたのであります。然るに今我が平氏が義仲と和睦することを許したならば、恐らくは頼朝は我を笑ふであらう。されば、あなたは、此の如く返事をして遣るが宜しくありませう。正統の天子様は此方に居らせられるから、若し汝が胃をぬき弓の弦をはづして、自分自身で此方に來つて降参を願ひ出づるならば、此方に於ても許してやらうと。かう言つて御返事なさるが宜しいと曰つた。宗盛は、知盛の言葉に従つて其旨を義仲に申し遣した。

明年。以山陽既定。奉帝復福原。因城焉。負山臨海。集兵守之。二月。教盛以五百騎屯備中下道。會讚岐廳衆二千騎叛。應源氏。乘船過下道。仰射我營。教盛怒曰。此輩嘗秣我馬。飲我馬者。今敢亡狀如此。飛舸追之。廳衆走淡路。倚源義嗣。源義久。教盛攻而盡之。并殺義嗣。義久。遂攻河野通信於伊豫。通信遁走安藝。與緒方維義合。東入備前。據今木城。教經赴攻。一晝夜拔之。宗盛奏。帝進教盛正二位大納言。辭不拜。

【復】……かへる。【負山】……山を後にす。【廳衆】……地方檢非違使廳の兵士。【秣】……まをさかふ。馬に飼料を與ふること。【飲】……みづかふ。馬に水を飲ますこと。【亡狀】……無禮、不作法。亡は無と同じ。舸……音カ。早舟、小にして輕き舟。【盡】……みな殺し。【今木城】その明年に、山陽道は最早平定したので、安徳帝を奉じて、攝津の福原に移り、それで、此地に城を築き、後には山を負ひ、前は海に臨み、

要害堅固にこしらへて、兵士を集めて之を守つて居た。二月に、教盛は、五百騎の兵士を引き連れて、備中の下道に屯營して居た。丁度其時、讚岐の地方檢非違使廳の兵士二千騎が、平氏に叛いて、源氏に味方して、船に乗つて、下道を通つたが、こゝに平氏の兵士が居るのを見て、仰いで我が平氏の軍營を射た。教盛が怒つて曰ふには、此者共は、以前には我が馬に秣を食はせ我が馬に水を飲ませたりして我が平氏に從屬して居た者共であるのに、今、憚るところも無く、無禮を我が平氏に加へること此の如きは、實に不都合千萬なる者共であるといつて、早舟を飛ばして、之を追つ掛けた。廳衆は淡路に逃げ走り、源義嗣、源義久にたよつて居た。教盛は、之を攻めて皆殺しにして仕舞ひ、并せて義嗣、義久を殺して、とうとう、河野通信を伊豫の國に攻めた。通信は、逃れて安藝に逃げ、緒方維義と一處になつて、東の方に行つて備前に入り込んで、今木城に立て籠つた。教盛が、行きて之を攻めて、一晝夜にして、今木城を攻め落した。宗盛は大に喜び、教盛を正二位大納言に昇進せしめて、其功勞に報いんとしたが、教盛は、辭退した拜命しなかつた。

是時。頼朝一弟範賴。義經討義仲。殺之。終以院宣。大學來攻。關東將士悉從之。刻期會戰。知盛重衡拒東門。貞能等拒西門。而資盛。有盛。師盛等。以兵七千守北山。義經以萬騎夜襲之。我兵大敗走。資盛愧之。獨奔屋島。宗盛令諸將代之。皆憚往。教經請當之。即夜與通盛。盛俊往守北山。範賴至東門。土肥實平等至西門。藤原景清等力拒西門。敵不能入。重衡。知盛又擊東門敵。卻之。已而義經自開道來襲。縱火。城卒陷。

【大舉】……大に兵を擧げて。【刻期】……時期を定めて。【會戰】……敵と出合ひ戦ふ。【東門】……即ち生田。【西門】……即ち一の谷。【北山】……蓋し三草山なり。一に北門に作る。【懼往】……義經の武勇を怖れて、行くことを嫌ふ。【即夜】……其夜。【力】……つとめて。【卻】……しりぞく。【開道】……うち道、即ち鶴越を云ふ。
【開】この時分に、頼朝の二人の弟なる範賴と義經とは、源義仲を討つて之を殺して仕舞ひ、とうとう、後白河法皇の院宣を受けて、大に兵を擧げて攻め來り、關東の將士は悉く皆之に従つて來り、時期を定めて平氏と出合つて戦はうとしたので、平氏の方では、知盛と重衡とは、東門即ち生田を防ぎ守り、貞能等は、西門即ち一の谷を防ぎ守り、そして、資盛、有盛、師盛等は、兵七千を引き連れて、北山即ち三草山を防ぎ守つた。義經は、兵萬騎を引き連れて、夜、北山を襲つた。我が平氏の兵は大に敗れて逃げた。資盛は、大に愧ぢて面目なく思つて、獨り屋島に走り去つて仕舞つた。宗盛は、諸將をして資盛に代りて、北山を守らしめやうとしたが、誰も皆義經の武勇を怖れて、この北門に往くことを大儀に思つて嫌つた。そこで、教經が、此方面に當らんことを願ひ出で、その夜に、通盛、盛俊等と、行きて北山を守つた。一方では、範

頼は東門に至り、土肥實平等は西門に至つたが、藤原景清等が骨折つて、西門を防ぎ守り戦つたので、敵源氏の兵士は此門に入り込むことが出来なかつた。重衡と知盛とが、又東門より攻め来る敵を撃ち退けた。とかくする中に、義経は北門に向はずして、裏道の鴨越から來り襲つて、火をつけて攻め立てたので、流石に要害堅固なる此城も、とうとう攻め落されて仕舞つた。

重衡西走。東人莊家長追射其馬。馬倒。其騎騎副馬。重衡呼而取之。騎爲不聞走。重衡欲自殺。遂爲家長所獲。

【其騎】……重衡に従つて居る騎兵。【副馬】……乗り換への馬。【爲不聞】……聞かざるまねして、聞えぬふりして。

重衡は西の方へ向つて逃げ走つたが、關東の人莊家長といふ人が、追つ掛けて來て、重衡の乗つて居る馬を射たので、馬が倒れて仕舞つた。重衡に従つて居る騎兵が、重衡の乗り換へする馬に乗つて居たので、重衡は之を呼び寄せて其馬を取り寄せてやうとしたが、其從行の騎兵は、重衡の呼ぶ聲が聞えないふりをして走り去り、重衡は、とうとう馬に乗るとが出来なかつたから、敵に追ひ附かれぬうちに、自殺して仕舞はうとしたが、間に合はずして、とうとう家長に生捕られて仕舞つた。

【參考】左に平家物語の一章を録して參考に資す。

重衡虜の事

本三位中將重衡は、生田の森の副將軍にておはしけるが、その日の裝束には、襦に白う黄なる縋を以て、岩に群千鳥纏うたる直垂に、紫下濃の鎧着て、鎧形打つたる甲の緒をしめ、金作りの太刀をばき、二十四差いたる截生の矢負ひ、滋藤の弓持つて、童子鹿毛と云ふ聞ゆる名馬に、金製輪の鞍置いて乗り給へり。乳夫子の後藤兵衛盛長は、滋目結の直垂に、緋織の鎧着て、三位中將のさしも秘藏せられたる夜目無し月毛にぞ乗せられたる。主従二騎助船に乗りこんで、渚の方へ落ち給ふ處に、庄四郎高家、梶原源太景季、好き敵と目を懸け、鞭を合はせて追ひ懸け奉る。活には助け船共多かりければ、後より敵は追つ懸けたり。乗るべき隙も無かりければ、湊河、荻瀨河を打ち渡り、蓮池を馬手に見て、駒の林を弓手になし、板宿、須磨を打ち過ぎて四を指してぞ落ち給ふ。三位中將は童子鹿毛と云ふ聞ゆる名馬に乗り給へり。より伏せたる馬共、たやすく追つ附くべしと見えざりければ、梶原もしやと遠矢によつてひやうと放つ。三位の中將の馬の三頭を遠深に射させて弱る處に、乳夫子の後藤兵衛盛長が馬召されなんとや思ひけん、鞭を打つてぞ逃げたりける。三位中將、如何に盛長、我をば捨て、何くへ行くだ。日ごろはさは契らざりし物をと宣へ共、空きかすして、鎧に附けたる赤印共かなり捨て、唯にげにこそにげたりけれ。三位中將馬は弱る、海へ颯と打ち入れ給ふ。身を投げんとし給へ共、そこも遠淺にて沈むべき様も無かりければ、腹を切らんとし給ふ處に、庄四郎高家、鞭を合せて馳せ來り、急ぎ馬より飛んで下り、正なう候、何く迄も御供仕候はんずる者をとて、我が乗つたりける馬に極き乗せ奉り、鞍の前輪にしめ附け奉りて、我身は乗替に乘つて、御方の陣へぞ入りける。乳夫子の盛長は、そこをばなつて逃げ延びて、後には熊野法師に、尾中法橋をたのうで居たりけるが、法橋死にての後、後家の尼公の訴訟の爲に都へ上るに供して上つたりければ、三位中將の乳夫子にて、上下多くは見知られたり。あな憎や、後藤兵衛盛長が三位中將のさしも不便にし給ひつるに、一所で如何にも成らずして、思ひ寄らぬ後家尼公の供して上つたるよとて、皆爪弾きをぞしける。盛長も流石恥しうや思はれけん、扇を顔にかざしけるぞ聞え

忠度亦爲岡部忠澄所追。忠度給曰。吾東兵也。忠澄曰。帽而涅齒者。非東兵也。忠度返鬪。搏忠澄伏之。三刺之。不入。忠澄僕來。終爲所殺。忠澄檢其鎧得歌稿。因知其爲忠度也。

【給】……あやむく、たます。【帽而涅齒】……烏帽子を着て齒を黒く染める。【歌稿】……和歌の草稿。

忠度も亦、岡部忠澄といふものに追つ掛けられたので、忠度は、欺いて曰ふには、拙者は關東の兵であると曰つたが、忠澄が曰ふには、烏帽子を着て齒を黒く染めて居る者は、關東の兵では無いと曰つた。忠度は、その欺くことが出来ない事を知つて、引き返して鬪ひ、忠澄と組み討ちをして、之をねぞ伏せ、三たび刀で刺したが、透らなかつた。さうする中に、忠澄の從者が來て、とうとう殺されて仕舞つた。忠澄は、忠度の著て居る鎧をしらべて見て、歌の草稿が見付かつたので、それで、此人は忠度であるといふ事が分つた。

【參考】左に平家物語の一章を録して參考に資す。

忠度最後の事

薩摩守忠度は、西の手の大將軍にておはしけるが、其日の裝束には、紺地の錦の直垂に、黒緋織の鎧着て、黒き馬の太う遅しきに、いかけ地の鞍置いて乗り給ひたりけるが、其勢百騎許が中に打ち圍まれて、いと騒がず控へく落ち給ふ所に、爰に武藏國の住人岡部六彌太忠純、好き敵と目を懸け、鞭を合はせて、追つ懸け奉り、あれは如何に好き大將軍とこそ見參らせて候へ。正なうも敵に後を見せ給ふ物哉。返させ給へと詞を懸け、れば、是は御方ぞとてよりあふのき給ふ内甲を見入りたれば、かね黒也。あつばれ御方にかね附けたる者はなき物を、如何様にも是は平家の公邊にてこそおはすらめとて、押し並べてむすむ組む。是を見て百騎ばかりの兵共、皆國々のかり武者なりければ、一騎も落ち合はず、我先にとぞ落ち行きける。薩摩守は聞ゆる熊野育ちの大力、究竟の早業にておはしければ、六彌太をつかうで、につくい奴が、御方ぞと言はせよかしとて、六彌太を捕つて引き寄せて、馬の上にて二刀落ち附く所で一刀、三刀迄こそ突かれけれ。二刀は鎧の上なれば、通らず。一刀は内甲へ突き入れられたりけれ共、薄手なれば死なざりけるを、取つて押へて首を掻かんとし給ふ處に、六彌太が童、後馳せに馳せ來つて、急ぎ馬より飛んで下り、討ち刀を抜いて、薩摩守の右の肘を臂の本よりふつと打ち落す。薩摩守、今はかうと思はれけん、暫し退け、最後の十念唱へんとて、六彌太をつかうで、弓だけ許ぞ投げ退けらる。其後西に向ひ、光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨と宣ひも果てねば、六彌太後より寄り、薩摩守の首を取る。好い首討ち奉つたりと思へ共、名をば誰共知らざりけるが、腹に結び附けられたる文を取つて見ければ、旅宿花と云ふ題にて、歌をぞ一首詠まれたる。

行き暮れて木の下蔭を宿とせば、花や今宵の主なまし。
忠度と書かれたりける故にこそ、薩摩守とは知りてけれ。やがて頭をば太刀の鋒に貫き、高く差し上げ、大音聲を揚げて、此日こそ日本國に鬼神と聞えさせ給ひたる薩摩守殿をば、武藏國の住人岡部六彌太忠純が討ち奉つたぞやと名乗つたりければ、敵も御方も是を聞きて、

あないとほし、武藝にも歌道にも勝れて、好き大将にておはしつる人をとて、皆鎧の袖をぞぬらしける。
 經正走過大藏谷。莊高家呼而求鬪。顧答曰吾羞與若鬪也。高家怒逼之。
 經正下馬自殺。其弟經俊及通盛業盛師盛清房盛俊等皆死。通盛妻聞其夫死投海而死。教經航赴淡路。宗盛奉帝于舟。諸敗兵爭舟而溺者無數。

【大藏谷】……播磨に在り。【羞】……はづ。【通盛妻】……小宰相局と云ふ。嘗て上西大后の侍女たりしが、大后之を通盛に賜ひぬ。
 【經正】經正は、走つて播磨の大藏谷を過ると、莊高家が之を呼び止めて、勝負せんことを求めた。經正は、後へ振り返り見て、答へて曰ふに、自分は、御前の様な名も無い者と勝負することを耻づかしと思ふと曰つた。高家は、怒つて詰め寄せた。經正は、馬から下りて自殺した。其弟の經俊、及び通盛、業盛、清房、盛俊など、皆死んで仕舞つた。通盛の妻小宰相は、其夫通盛の死んだことを聞いて、海に飛び込んで死んで仕舞つた。教經は、舟にて海を越えて、淡路に行つた。宗盛は、安徳帝を舟に移し奉つた。諸の敗兵どもが、争うて舟に乗りうとして溺れ死んだ者が、數の知れぬほど澤山にあつた。

【参考】通盛の妻小宰相の海に投じたことは、平家物語、源平盛衰記を見るべし。哀れなる一章なれども、餘りに長ければ茲に抄録せず。
 知盛初爲武藏守。國人識而追之。垂及。其子知章時年十七。遮鬪。斬其一騎。死之。知盛得閒而遁。下馬上舟。舟隘不容馬。則北馬首鞭之。馬躍上陸。田口成能曰。良馬也。與其獲於敵。寧射殺之。知盛曰。吾由此免。不忍殺之。馬望知盛三嘶。終爲義經所獲。知盛謂宗盛曰。子死以救父。父棄子而走。使他人如此。吾當唾其面。今吾爲之。謂之何哉。因歔歔流涕。

【國人】……武藏の國の人。【垂及】……おぼろになん／＼とす。將に及ばんとす。殆んど追ひ付かうとす。【閒】……すきま。【隘】……せまき。【嘶】……いな、く、馬の鳴くこと。【唾】……つば。【歔歔】……音キヨキヨ。すりなき、悲し泣きて氣むせぶこと。

【附】知盛は、はじめ武藏守であつた故に、源氏の軍勢の中に居る武藏國の人には、知盛の顔を見覚えて居る者もあつたので、其人が知盛を追つ掛けて、殆んど追ひ付かうとした。知盛の子の知章は、其時に十七歳の少年であつたが、敵をして父に追ひ付かせぬ様にと思つて、遮り闘つて、其騎士一人を斬つて、自分も之が爲めに死んで仕舞つた。知盛は、之が爲めに、隙間を得て、難を避れることが出来て、馬から下りて舟に上つた。ところが、其舟が狭くて、馬を入れることは出来なかつたので、馬の首を北に向はせて、後から之を鞭つた。すると、馬は驚いて、躍つて陸に上つた。田口成能が知盛に向つて曰ふには、善い馬で御座ります。あの馬が敵に得られて敵の者となるよりは、いっそ、之を射殺して仕舞ひなされと曰つた。知盛が曰ふには、此馬に乗つて、その爲めに、今日難を免れたのである。たとひ敵の者となるときも、自分はこの馬を殺すには忍びないと曰つた。馬は、流石に、長い間愛顧せられたる主人と別れることを、歎類ながらも悲んだと見えて、知盛の方へ向つて三たび嘶き、とう／＼義經の爲めに獲られて仕舞つた。知盛は、宗盛に向つて曰ふには、子が死んでして父の難を救ひ、父は子を棄て、逃げ走る、他人が若し此の如き事を爲したならば、自分は其人を唾み悪みて、其顔に唾を吐きかけてやるであらうに、今、自分が此の如き事を爲したのであるが、まあこれを何と謂つたもので御座らうかと曰つて、そこで、しやくり泣きして涙を流した。

敦盛亦與知章同齡。望知盛舟馳之。爲熊谷直實所獲。是日。直實冒曉向西門。聞城上有笛聲。及獲敦盛。見其腰挿笛。念嚮所聞者是也。乃請首於義經。并其笛歸之。經盛。

【同齡】……同年。【冒曉】……冒は犯すなり。冒曉とは、夜をこめて、曉かけて、夜の内から、まだ明けぬ時分に押して行軍するを云ふ。【歸】……おくる。【經盛】……敦盛の父。
 【附】經盛の子なる敦盛も、亦、知章と同年で、即ち十七歳の少年であつたが、知盛の乗つて居る舟を望んで、馬を海に入れて、之に馳せ付かうとしたが、熊谷直實に殺されて仕舞つた。この日、直實は、まだ夜の明けぬ時分から、西門に向つたが、その城の上で笛を吹く聲を聞いて、はなはだ奥ゆかしい事と思つて居た。敦盛を殺してから見れば、その腰に笛を挿んで居るのを見付けて、さては今朝聞いた笛の主は此人であるなと思つて、あはれに感じて、そこで、義經に請うて、敦盛の首を買ひ受け、その笛と共に、之を父經盛に贈つてやつた。
 【参考】左に平家物語の一章を録して参考に資す。

敦盛最後の事

さる程に、一の谷の軍敗れしかば、武藏の國の住人、熊谷の次郎直實、平家の公達、助船に乗ちんとて、汀の方へ落ち行き給ふらん、あつぱれ好き大将軍に組まばと思ひ、細道にかゝりて、汀の方へ歩まする所に、爰に練練に鶴ひたる直垂に、萌黄匂の鎧着て、鉄形打ちたる兜の緒をしめ、金づくりの太刀を佩き、二十四さしたる戴生の矢負ひ、滋藤の弓持ち、連綿茶毛なる馬に金覆輪の鞍置きて、乗りたりける武者一騎、沖なる船を目にかけ海へ颯と打ち入り、五六反ばかりぞ泳がせける。熊谷、あはれいかに、好き大将軍とこそ見参らせ候へ、まさなる敵に後を見せ給ふものかな、返させ給へくと、扇を掲げて招ぎければ、招がれて取りてかへし、汀に打ち上らんとし給ふ所に、熊谷波打

の文句であつた。平時思は、法皇の御使を捕へて、その鼻を切りそいで、逐ひ還した。

法皇怒。以重衡附頼朝誅焉。頼朝檻致之鎌倉。延見。使梶原景時將命來跪。重衡不肯聽。遙語頼朝曰。重衡至此命也。公猶記先人之德。則請速賜之死。頼朝乃屬之狩野宗茂。具湯沐。令姫千手侍浴。因問其所欲。重衡欲削髮。頼朝不許。因餽酒。遣千手及工藤祐經佐之。祐經搥鼓。千手彈琵琶。重衡屬杯。千手朗吟曰。燭暗數行虞氏淚。夜深四面楚歌聲。頼朝微行。側耳戶外。聞而憐之。更遣名姫伊王。與千手更直。明年六月。以南都僧侶請。斬于奈良阪。二女皆削髮爲尼云。

【附】……引き渡す。檻致……牢奥に入れて送る。檻は檻車なり。板を以て四面を圍みたるものにして、罪人の乗物なり。【延見】……呼び入れて會ふ。【將命】……命をおこなふ。將は傳ふるといふが如し。中間に在りて命を取り次ぎ彼に傳ふるなり。【重衡不肯聽】……重衡は景時が命を將ふを怒る。故に肯て聽かざるなり。【記】……記憶する。【先人之德】……清盛が頼朝を助けた恩。【屬】……引き渡す。【狩野宗茂】……源平盛衰記には、工藤宗茂に作る。【具湯沐】……身體頭髮を洗ふ用意をと、のへる。【姫千手】……東鑑には頼朝の侍女と云へり。千手は手越の長の女にして、白拍子なり。【侍浴】……沐浴をなす傍に在りて體を洗ひ浴衣を取り着せなどするなり。【削髮】……髮を剃りて坊主になる。【餽】……おく。【佐之】……酒の相手をさするなり。【搥】……うつ。【屬杯】……杯をさすこと。【朗吟】……聲高く歌ふ。【燭暗數行】……東鑑には、夜深四面楚歌聲……東鑑には燈暗に作る、いづれにして同じ意なり。むかし、支那にて、楚の項羽が、漢高祖の軍の爲めに垓下に圍まれ、夜城の四面に楚の歌をうたふもの多きを聞いて、頼みに思ひたる楚軍の多く漢に降りたるを知り、大いに驚いて、起つて帳中に酒を飲み、愛姫虞氏と訣別して、鬪を突いて出で、遂に討死するに至りたる事蹟を、橋相公の詠じたるものなり。重衡、これを朗吟して、自ら以て項羽に比し、千手を以て虞姫に比して、感懷を述べたるなり。此二句の意は、燈は薄暗くして力なきに虞氏ははち／＼と涙を流し、夜は深けて物さびしきに四方に聞ゆるは漢軍に降りたる楚人の歌の聲なりとの意なり。【微行】……しのび行く。【側耳】……耳をそばだて、耳を傾けて聞くこと。【名姫】……名高き妓、即ち白拍子。【更直】……更は迭なり、直は侍なり。かほる／＼御をする。【南都僧侶請】……重衡嘗て清盛の命を受けて奈良の興福寺等を焼き僧數百人を殺したることあれば、僧徒之を怒みたるなり。【奈良坂】……大和に在り。【二女】……千手と伊王と。

【附】後白河法皇は、この宗盛の返答を見て、御腹立ちになつて、重衡を頼朝に引き渡して、誅殺せしむることにされた。頼朝は、重衡を檻即ち罪人を入れる乗物に乗せて、鎌倉へ送り越させて、引き寄せて、面會をし、梶原景時をして、雙方の言を取り次がた。景時は、來りて重衡の傍に跪きて、頼朝の言葉を傳へた。重衡は、その取次を不満とし、それを聞かうとせず、遙かに席を隔て、直接に頼朝に向つて曰ふに、拙者が、境になつてかゝる目に逢ふに至つたのは、これは天命でありませぬ。貴殿にして若し今亡父清盛が貴殿の命を助けた恩義を記憶して居られるならば、何卒速に死なせて貰ひたいと曰つた。頼朝は、そこで、重衡を狩野宗茂に引き渡して、體を洗ふ。髮を洗ふ用意をと、のへ、白拍子の千手をして、沐浴する時に傍に侍りて萬事の世話をさせた。その序手に、重衡が望んで居るところの事を千手をして重衡に問はせさせた。重衡は髮を剃つて坊主になりたいたいと思つたが、頼朝は之を許さなかつた。就いては、酒を贈り、千手及び工藤祐經を遣はして、酒の相手をさせて、鬪を慰めるやうにした。かくて、酒宴を開き、祐經は鼓を打ち、千手は琵琶を弾いた。重衡は、千手に杯をさして、聲高く吟じて曰ふには、燭暗數行虞氏淚、夜深四面楚歌聲と曰つた。項羽を以て自ら比し、虞氏を以て千手に比して、自分の感懷を述べたのである。時に、頼朝は、しので行きて戸の外にて耳を傾けて聞いて居たが、重衡が流石に風流の心掛けありて、其平生も思ひ遣られるので、大層感じて物哀れに思つて、更に、名高き白拍子伊王といふ者を遣はして、千手と交代して其御をさせた。その明年の六月に、重衡が以前に南都の御寺を焼き僧を殺した事があるの、南都の僧徒が之を怨んで、是非にと請ひ願ふによりて、とう／＼奈良坂で重衡を斬罪に處した。千手と伊王の二人は、皆髮を剃りて尼となりて、重衡の後世菩提を弔うたと云ふことである。

千手の事

【参考】平家物語の一章を録して参考に資す。

さる程に、兵衛の佐殿、三位の中將殿に對面して申されけるは、抑頼朝、君の御憤を休め奉り、父の恥を清めんと思ひたし上は、平家を亡さんことは案の内に存せしかども、正しくかやうに御目にかゝるべしとはかけて存候はず。この狀にては、屋島の大將殿の見參にも入りぬべしと覺え候ふ。さて南都炎上のごときは、故入道相國の御成敗にて候ひけるか、又時に取りての御計ひか、以の外の罪業にて候ふめれ、と申されければ、三位の中將の給ひけるは、先づ南都炎上のごときは、故入道相國の成敗にもあらず、又重衡が私の發議にて候はず。衆徒の悪行を鎮めんがために、罷り向ひて候ひし程に、不慮に伽藍の滅亡に及び候ひぬることは、力及ばざる次第なり。事新らしき申事にて候へども、昔は源平左右に争ひて、朝家の御固たりしかども、近き比は、源氏の運傾きたりし事、人皆存知の旨なり。就中當家は保元平治より以來、度々朝敵を平け、勳賞身にあまり、悉くも一天の君の御外戚として、父祖太政大臣にいたり、一族の昇進六十餘人、二十餘年がこのかたは、官加階天下に肩を變ふるもの候はず。それに付きては、帝王の御かたき討ちたるものは、七代まで朝恩盡きずと申すことは、極めたるひが事にて候ひける。その故は、そのあたり故入道相國は、君の御爲に命を失はんとする事、度々に及ぶ。されども其身一代の幸にて、子孫かやうになるべきやは、運つき世亂れて後は、戸を山野に暴し、憂き名を西海の波に流さばやとこそ存せしに、生きながら捕はれて、是れまで下るべしとはゆめ／＼存候はず。只前世の宿業こそ口惜しく候へ。但殷湯は夏臺に捕はれ、文王は羑里に捕はるといふ文あり。上古猶此の如し。況や末代に於てをや。弓矢取る身の敵の手に渡りて、命を失はんと、全く恥にて恥ならず。只報恩には疾く／＼頭を刎ねらるべしとして、其後は物をもの給はず。梶原是を承りて、あつはれ大將軍やとて、涙をながす侍ども、袖をぞぬらしける。兵衛の佐殿も誠にあはれに思はれければ、抑平家を頼朝が私の誓とは、ゆめ／＼思ひ奉らず。只帝王の仰こそ思ひ候へ。さりながら、南都を亡されたる伽藍のかたきなれば、大衆定めて申す旨もあらずらんとて、伊豆の國の住人、狩野の介宗茂にぞ預けられる。その體冥土にて、裝束世

界の罪人を、七日々に十王の手に渡さるらんも、かくやと覺えて哀れなり。されども狩野の介は情ある者にて、いたく嚴しくも當り奉らず、やうくいたはり参らせ、剃湯殿のしつちひなどして、御湯引かせ奉る。中將道すがらの汗いせせかりければ、身を清めて失はれんにこそと思ひて、待ち給ふところに、や、ありて年の齡二十ばかりなる女房の、色白く清げにて、髪のか、り誠に美しきが、めゆひの帷子に染附のゆまきして、湯殿の戸押しあけて参りたり。其あとに十四五ばかりなる女の童の、髪はあこめたけなりけるが、こむらごの帷子着て、半挿籠に挿入れて持ち参りたり。此女房かいしやくにて、や、久しく御湯ひかせ奉り、髪洗などして、暇申し出でけるが、男などはことなくもぞ思しめず、女はなかく苦しがるまじとて、鎌倉殿より参らせられて候ふ。何事も思召すことあらば、承りて申せとこそ、兵衛の佐殿は仰せ候ひつれ。中將、今はかゝる身となりて、何事かを思ふべき。只思ふ事とは、出家せしきたきと宣へば、彼女房歸り参りて、兵衛の佐殿に此由を申す。兵衛の佐殿、それ思ひよらず、私の誓なればこそ、朝敵として預り奉りたれば、叶ふまじとぞの給ひける。かの女参りて、三位の中將殿に此由を申す。暇申し出でければ、中將守護の武士に宣ひけるは、さても只今の女房は、優なりつるものかな、名をば何といふやちんと問ひ給へば、狩野の介申しけるは、あれは手ごしの長者の女にて候ふが、めかたち心ざま優にわりなきものとして、此三年は、佐殿に召し置かれて候ふ、名をば千手の前と申し候ふとぞ申しける。其夕雨すこし降りて、萬物淋しげなるをりふし、件の女房、琵琶琴持ちて参りたり。狩野の介も、家の子郎黨十餘人を引き具して、中將殿の御前近く候ひけるが、酒を勤め奉る。千手の前酌をとる。中將、こしうけて、いと興なげにおはしければ、狩野の介申しけるは、且聞し召されても候ふらん。宗茂は本より伊豆の國の者にて候へば、鎌倉にては旅にて候へども、心の及ばんとは、奉公仕り候ふべし。何事も思召すことあらば、承りて申せと、兵衛の佐殿仰せ候ふ。それ何事にては申して酒をすゝめ奉り給へといひければ、千手の前、酌をさしおき、羅袴の重衣たるは、情なきことを機嫌にねたむ、といふ朗詠を、一兩返したりければ、三位の中將、此朗詠をせん人をば、北野の天神、毎日三度かけりて守らんと誓はせ給ふとなり。されども重衡は、今生にてははや捨てられ奉りたる身なれば、じよあんにして何かせん。但罪障輕みぬべきことならば従ふべしとの給へば、千手の前、やがて、十惡といふとも猶引攝す、といふ朗詠をして、極樂願はん人は、皆彌陀の名號を唱ふべしといふ。今様を四五返誦ひすまじたりければ、其時中將杯を傾けらる。千手の前賜はりて、狩野の介にさす。宗茂が飲む時に琴をぞ引きすまじたる。三位の中將、普通には此樂をば五常樂といへども、今重衡がためには、後生樂とこそ觀ずべけれ。やがてわうじやうのきうを弾かんとはむれ、琵琶を取り、てんじゆをねちて、わうじやうのきうをぞ弾かれける。かくて夜もやうく更け、萬づ心のすま、に、あな思はずや吾妻にもかゝる優なる人のありけるよ。それ何事にては、今一聲との給へば、千手の前、重ねて、一樹の蔭に宿りあり、同じ流をむすぶも、皆是先生の契といふ白拍子を、誠に面白うかぞへたりければ、三位の中將、燈暗くして數行成氏が涙、といふ朗詠をぞせられける。譬へばこの朗詠の心は、昔唐土に、漢の高祖と楚の項羽と位を争ひ、合戦すること七十二度、戦毎に項羽勝ちぬ。されども遂には、項羽戦負けて亡びし時、離といふ馬の一日に千里をとぶに乗りて、虞氏といふ后と共に逃げ去らんとし給へば、馬いかゞ思ひけん、足を整へて動かず。項羽涙を流して、我威勢既にすたれたり、敵の襲ふは事の數ならず、たゞこの后に分れんことのみを、歎き悲み給ひけり。燈暗くなりしかば、虞氏心細さに涙を流す。更け行くまゝには、軍兵四面にときをつくる。此心を極相公の詩に作れるを、三位の中將今思ひ出で口ずさみ給ふにや、いと優しきぞ聞えし。さる程に夜も明け、れば、狩野介は暇申して罷り出づ。千手の前も歸りけり。其朝兵衛の佐殿は、持佛堂に法華經讀みておはしける所へ、千手の前歸り参りたり。兵衛の佐殿打ち笑み給ひて、さて夕中、人をば面白うしつるものかなと宣へば、齋院の次郎親能、御前に物書きて候ひけるが、何事にて候ふやちんと申しければ、佐殿宣ひけるは、平家の人々は、この二三箇年は、軍合戦のいとどなみの外は、又他事あるまじきとこそ思ひしに、さても三位の中將の琵琶の撥音、朗詠の口ずさみ、夜もすがら立ち聞きつるに、後にやさしき人にておはしけりと宣へば、親能申しけるは、誰も夕承りたり候ひ

しかども、折節あひいたはる事の候ひて、承らざ候ふ。此後は常に立ち聞き候ふべし。平家は、代々歌人才人達にて渡らせ給ひ候ふ。先年あの人々を花に譬へて候ひしには、此三位の中將殿をば、牡丹の花に譬へて候ひしかとぞ申しける。三位の中將の琵琶の撥音、朗詠の口ずさみ、兵衛の佐殿、後までもありがたき事にぞ宣ひける。其後中將南都へ渡されて、斬られ給ひぬと聞えしかば、千手の前は、中々思ひの種とやなりにけん、やがてさまをかへ、渡り墨染にやつれば、信濃の國善光寺に行ひすまして、彼の後世菩提をとらひけるぞ哀れなる。

初重衡之虜入京師也。維盛妻孥在京師。聞三位中將被虜。意其維盛也。使僕視之。非也。然見師盛首。則憂恐。維盛在屋島。亦憶家不措。是歲三月。閒出之京師。途梗不達。於是赴高野山。偶值其舊臣爲僧者。語之以情。曰。先君嘗德賴朝。內府以故猜疑。比吾於賴盛。吾故遁至此。欲一詣熊野祠。赴水而死。乃與俱詣焉。投那智海死。豫命隸人。還告資盛曰。唐皮甲。小烏刀。在貞能許。公宜取之。萬一事平。幸傳之我兒。初平氏有小烏拔圓二刀。例傳嫡長。至忠盛。傳小烏於清盛。傳拔圓於賴盛。一家自是相惡。賴盛於是在京師。是歲五月。賴朝以書召之。且曰。必攜宗清。賴盛即東行。宗清不肯從。曰。臣非不辨禍福。不愧西海諸公舊僚乎。乃送賴盛。至近江。辭而西。來至屋島。是月。貞能弟貞繼。起兵伊賀。應平氏。集二百人。襲破州守護大內惟能。遂入近江。與源秀義戰而斬之。已而爲惟能所敗。死之。世呼曰。三日平氏。

【三位中將】…重衡が捕虜となりたるなるを、維盛も亦三位中將なるを以て、維盛の妻孥は、捕虜となりたるは或は維盛ならんかと恐れたるなり。【非也】…さうでなかつた。その人に非ず。【憂恐】…維盛も亦終に師盛の如くならんかと思つて、憂へ且つ恐れたるなり。【憶家不措】…妻子を京都に残し置きたる故に、妻子を思ひ出して堪へられぬなり。【問出】…ひそかに出づる、忍び出づる。【梗】…さがる、塞がらぬ。【高野山】…紀伊に在り。【偶】…ふと、偶然、料らず。【値】…あふ、遇ふ也。【舊臣爲僧者】…流口時頼入道なり。流口入道につきては、あはれなる物語あり、平家物語、源平盛衰記について見るべし。【語之以情】…心に思つて居る事を其者に話す。【先君】…父の重盛、先人と同じく亡父の義。【嘗徳頼朝】…徳とは恩なり、惠なり。維盛の父重盛、嘗て池尼と共に頼朝を宥さんと清盛に請ひたるを云ふ。【内府】…内大臣宗盛。【猜疑】…邪推して疑ふ。【比吾於頼盛】…頼盛は部落のときに途中より赤臈を巻きて收めて還りたり。維盛の父重盛嘗て頼朝に恩惠を施したるを以て、維盛も亦頼盛と同じく平氏を捨て、頼朝に歸せんかと、宗盛が疑ふを云ふ。【熊野祠】…紀伊に在り。【那智海】…紀伊に在り。【豫】…あらかじめ、前以て。【隸人】…従者。下部。附き人。【資盛】…維盛の弟なり。【例】…さきより、家の先例。【相惡】…仲が悪い。【搦】…たづさふ、連れて来る、同伴する。【禍福】…平氏に従つて西へ行けば身の禍となり、源氏に従つて東へ行けば身の福となるべきを云ふ。【舊僚】…舊は故舊なり、僚は同官なり。舊僚とはふるき同僚の者なり。【其の初め、重衡が捕虜となりて京都に入つた時、維盛の妻子家族は京都に居つたが、三位中將が虜にせられたといふ事を聞いて、それを維盛ではないかと思つたので、下部を遣はして之を視させたところが、同じ三位中將ではあるが、重衡であつて、維盛では無かつたので、稍々喜んだ。然るに、其後、師盛の首が京都に於て獄門に懸けてさらされたを見て、そこで、維盛も亦後に師盛と同じやうな運命になることとはあるまいかと、大いに心配し恐れた。一方では、維盛は屋島に居つたが、これも亦、妻子家族の京都に残つて居るのを思ひ出して堪へられなかつたので、この歳の三月に、ひそかに忍び出で、京都へ行かうとしたが、その途中が塞がつて通行が出来ぬので、京都に行き著くことは出来なかつた。そこで、路を轉じて紀伊の高野山へ赴くと、偶然料らずも、その舊臣で坊主になつて居る者に逢つたから、此者に自分の心の中に思つて居る事を語つて曰ふには、わが父君重盛公が、嘗て頼朝の命乞をして彼れに恩惠を施したことがあるので、内大臣宗盛公は、それ故に邪推して疑ひ、自分を頼盛と同じやうに思つて居られる。自分は、それ故に、遁れ此處まで来たのであるが、一たび紀州の熊野神社に参詣して、水中に身を投じて死んで仕舞はうと思ふと曰つた。そこで、維盛と其舊臣と一處に熊野に参詣して、維盛は那智海に身を投じて死んで仕舞つた。維盛は、前以て、下部に言ひ付けて、屋島に還り、弟資盛に告げて曰はしむるには、唐皮の鎧と小鳥の刀とは、真能の手もとにあるから、貴公は、我が死んだ後には、之を取り寄せて所持せられよ。萬一に此度の事變が平定することもあり、何卒、これを我が見に傳へて下されと曰はしめた。元來、平氏には、小鳥と拔圓をば池尼の子頼盛に傳へた。清盛と頼盛との二家は、これ以來、仲が悪くなつたのであるが、忠盛の時に至つて、小鳥をば長子清盛に傳へ、拔圓をば池尼の子頼盛に傳へた。この年の五月に、頼朝は手紙を遣つて之を招き寄せんとし、其上に曰ふには、是非とも宗清を連れて來られよと曰つてあつた。頼盛は、早速、關東の方へ行つた。宗清は附いて行くのを承知せずして曰ふには、私は、西海に平氏に従へば禍を受くべく、關東に源氏に従へば福となるべき事をわきまへ知らぬわけではありませぬが、私が關東に参りますならば、他の事はさて置き先づ第一に、西海に居られる諸公がたや、古き朋輩に對して、恥づかしいでは御座りませぬかと曰つた。そこで、頼盛を見送りて近江の國まで来て、そこで暇乞して西の方へ行き、平氏の方へ來て屋島に著いた。是の月に、自能の弟の貞繼が、兵を伊賀の國に擧げて、平氏に附き、二百人の味方を集め、國の守護職の大内惟能を不意撃ちをして之を破り、それから進んで、とうとう、近江の國に入り込み、源義と戦つて之を斬り殺し、大分勢が善かつたが、とかくする中に、惟能が爲に敗られて、死んで仕舞つた。世間では之を稱して、三日平氏といつた。

平氏欲復山陽道。九月。行盛以兵二千屯兒島。範賴以十萬騎來攻。我軍敗還。宗盛以下日悒悒不樂。知盛曰。吾嚮欲守京師。公等不從。今終如何。宗盛莫以應。

【復】…取り返す。【兒島】…備前に在り。【悒悒】…音イウ。憂へて心安からぬ貌。【嚮】…さきに。【應】…返辭をする。

平氏は、山陽道を回復せんと思つて、九月に、行盛が、兵士二千を引連れ、備前の兒島に屯營して居るを、範賴が、十萬騎を引き連れて、來つて之を攻めた。衆寡敵せずして、敗れて還つた。宗盛以下の人々は、毎日不安心で心配をして、樂しむ日とはなかつた。そこで、知盛が曰ふには、拙者は、以前に、京都に留まつて守つて居らうとしたが、貴公等は、拙者の意見に従はれなかつた。唯今となつてはどうで御座りますかと曰つた。宗盛は、何とも言ひ様が無いので、一言も返辭をしなかつた。

明年春。知盛城長門引島。扼門司關。又遣兵擊破土肥實平於備前。復兒島。又擊破河野通信。斬其族黨百六十人。效首屋島。宗盛檢之。

【扼】…音ヤク。せきとめる。咄いとめる。【門司關】…豐前に在り。【族黨】…一族徒黨。【效】…いたす。【檢】…實檢する。

【明年の春に、知盛は、長門の引島に城を築き、豐前の門司關を咄いとめ、又、兵士を派遣して、土肥實平を備前に撃ち破り、兒島を取りかへし、又、河野通信を撃ち破り、其一族徒黨の者百六十人を斬り、首を屋島に送り越したので、宗盛は、これを實檢した。

時間源義經自阿波來攻而未得確報。明日望高松里火起。田口成能曰。敵來襲也。請急御舟。令將士拒于陸。從之。義經果襲至。我兵能拒。義經縱火行在。我兵盡上舟。海陸交射。景清上岸挑戰。美尾屋十郎者來鬪而走。景清追攫其鎧。鎧斷。挂之薙刀。掀而呼曰。吾景清也。盍來決死。敵莫敢近。

我兵踵上大戦。佯卻上舟。以誘致義經。幾獲而逸之。宗盛召教經曰。我兵數逸義經。義經兵不過數百騎耳。煩公一戰。教經乃與盛嗣。景清等三十人。迫陸而射。教經勁弓長箭。射殺敵精騎數十人。會日暮。義經退軍高松。教經軍屋島。欲夜襲源氏。盛嗣與江見盛方爭先。徹曉不果。襲天明。義經以七千騎來攻。我三十人步行。持短兵接戰。敵騎披靡。教經因射之。戰終不利。遂上舟而退。

【確報】……たしかなる知らせ、正確なる報知。【高松】……讃岐に在り。【御舟】……舟に御乗りになる、天子在すが故に尊んで言ふなり。【行在】……アンサイ。御旅の御所。【海陸交射】……海に在る平氏の舟、陸なる源氏の兵と矢を射合はすこと。【鎧】……しころ。【掛】……か。【短刀】……なきなた。短は音テイ。【掛】……手を以て高く差上げる。【踵上】……ついでにのぼる、引き續きて岸に上る。【誘致】……おびき出す。幾獲而逸之……殆んど捕へやうとして之を取りにがす。【煩一戰】……煩は御苦勞を掛けるの義。煩一戰とは、御大儀ながら一戰をなせよとの意味なり。【勁弓】……強き弓。【精騎】……すべり抜きの騎馬武者。【爭先】……先陣たらんことを争ふ。【短兵】……刀劍の類。弓箭などの飛び道具に對して云ふなり。【接戰】……近づいて撃ち合ふ。【披靡】……ひらき逃げる。披靡靡と同意なり。草が風に吹かれて靡くが如く、敵兵畏れ逃ぐるを云ふ。

その時に、源義經が阿波の國から來つて攻めるといふ事を聞いたけれども、未だ確なる報知を得ずして、暫し控へて居ると、明日、讃岐の高松の里に火事が起つたのを望み見て、田口成能が曰ふには、これは敵が來り襲ふのでありますから、どうぞ、早く舟に御乗りになつて、將士をして陸上で拒ぎ戦はしむるやうになされよと曰つた。因つて此言葉に従つた。すると、義經が果して襲うて來たが、我が平氏の兵は十分に拒むことが出來た。義經は、火を行在所に放つたので、我が兵士は盡く舟に乗り、海には平氏あり、陸には源氏あり、兩方から矢を射て戦つた。景清は、わざと岸まで上つて戦を挑むと、美尾屋十郎といふ者が、來つて景清と闘つたが、暫くにして叶はじと思つて逃げ走つた。景清は、追つ掛けて、美尾屋の兜のしころをつかむと、しころが落ちた。景清は其しころを短刀の先に引つ懸けて、高くさし擧げて、大きい聲で呼ばりて曰ふには、われこそは平景清なり、何んぞ來りて死を決して戦はぬかと曰つた。敵源氏の將士の中に、敢て近づく者は無かつた。我が平氏の兵は、景清の跡から繼いで陸に上つて大に戦ひ、やがて、わざと負けたふりをして、退却して舟に乗つて、そして義經をおびき出し、殆んど義經を逸にしやうとしたが、残念にも之を取り逃がして仕舞つた。宗盛が教經を呼び寄せて曰ふには、我が平氏の兵は度々義經を取り逃がして其た残念であるが、義經の兵士は、僅に數百騎に過ぎぬのである。貴公、大儀ながら一戰争やつてくれろと曰

熊野湛増。河野通信等。盡屬源氏。源氏軍日盛。平氏奉乘輿。避于志度。義經復來攻。乃退保引島。已而長門。周防悉應源氏。乃赴箱崎。聞範賴以大衆在豊後。則旋泊于壇浦。

【湛増】……熊野の別當なり。平氏重恩の者にして、平氏の徒黨なりき。【河野通信】……伊豫の人。共に前に見ゆ。【乘輿】……天子の御乗物にして、天子を云ふなり。即ち安德帝なり。【志度】……讃岐に在り。【箱崎】……筑前に在り。【大衆】……大軍。【旋】……かへる、引き返す。【泊】……舟宿り、碇泊。【壇浦】……長門國赤馬關の海なり。西岸は、豊後國門司關の邊なり。【圖】もと平氏重恩のものであつた熊野湛増、河野通信等が、盡く源氏に附いて仕舞ひ、源氏の軍は日々に盛んになつて行つた故に、平氏は、安德帝を奉じて、讃岐の志度に避けた。義經が、また、其處へ來り攻めた。そこで、平氏は退却して、知盛が城を築いて置いた引島に立て籠つた。とかくする中に、長門、周防の二國は、悉く皆源氏に附いた。そこで、平氏は筑前の箱崎へ行つたが、範賴が大軍を引き連れて豊後國に居るといふ事を聞いて、平氏は引き返して長門の壇浦に碇泊して居た。

源氏軍充塞海陸。兵船三千。四面來攻。我有五百艘。知盛立船首。謂諸將士曰。勝敗之決。在於今日。汝輩有進死。毋退生。一心戮力。必獲義經。而後已。景清。盛嗣等爭願決戰。田口成能潛通款於敵。知盛謂宗盛曰。士氣奮矣。獨成能可疑。請斬以徇。不聽。固請。宗盛乃召成能。勗之。成能唯唯。

知盛握刀目宗盛宗盛終不能斷也。

【充塞】…音シツク。みちよぶる。一ぱいに充満するなり。【四面】…四方。【船首】…舟のへさき。【決】…きまる。さだまる。【力】…力を合はせる。【決戦】…勝敗を決する戦。【潛】…ひそかに。【通款】…款は誠。通款とは親しむ心を他に運び通ずる。即ち降参を申込むこと。内應するなり。【徇】…となふ。不義の次第を觸れ廻はる。【局】…つとむ。精を出してやつて見ると命ずるなり。【唯唯】…はいく。と云ふなり。【目】…目くばせする。【不能断也】…決断することが出来ぬ。
【源氏】源氏の軍勢は海上にも陸上にも一杯に充満して居るほど大勢であつて、兵船三千艘を以て、四方から來り攻めた。我が平氏の方には、兵船がたゞ五百艘あるのみであつた。知盛が船のへさきに立つて、諸の將士に向つて曰ふには、勝つか負けるかのきまることは今日に在るぞ。汝等、進んで死することにはあつても、退いて生きることが有つてはならぬぞ。一同、心を一つにし力を合はせて奮戦して、是非とも義經の首を得て然る後に止むべきであるといつた。景清、盛綱等は、われわれと争うて、決戦せんことを願ひ出でた。然るに、田口成能は、よしみを敵源氏に通じて居た。知盛は、之を感付いて、宗盛に向つて曰ふには、我が軍の士氣はすべて大に奮ひ立つて居りますが、たゞ獨り成能だけが、様子何だか怪しく思はれます。何卒、成能を斬り殺して、軍中へ其不義不屈の次第を觸れ示すことになされよといつた。宗盛は、知盛の言を聞き入れなかつた。知盛は強ひて請うた。宗盛は、そこで、成能を呼び寄せて、精出してやれと勵ました。成能はいく、かしてこまりましたといつて居つた。知盛は、刀を握つて、早く成能を斬つて仕舞へよと言はんばかりに、宗盛に目くばせした。けれども、宗盛は、とうとう決断することが出来なかつた。

已而大戦。我兵奮撃。東軍數卻。成能降義經。告之曰。平氏徙帝於兵船。徙兵於帝船。欲誘敵而夾擊之。義經知乘輿所在。合軍疾攻。知盛乃赴帝船。諸嬪迎問狀。知盛大笑。答曰。卿等當賭東國男兒耳。一船皆哭。知盛手掃除船中。盡棄汗穢物。時子乃抱帝。相約以帶。挾劍墜。出立船首。帝時八歲。問時子曰。安之也。時子曰。虜集矢於御船。故將他徙也。遂與俱投海死。皇太后繼投。東兵鈎其髮。獲之。行盛有盛聞之。皆力戰死。教經驍名素著。敵爭欲獲之。教經殊死戰。殺敵無數。知盛呼曰。公盍早自爲計。多殺

雜兵。母爲也。教經曰。中納言。欲吾與義經決死耳。乃進索義經。卒與之遇。教經免胄。撤鎧袖。躍入其船。敵兵遮鬪。輒搏仆之。直逼義經。敵中有安藝家村。力兼二十人。率一力士。進當教經。教經蹴仆其一人。挾二人。投海死。宗盛與清宗不能自裁。從士擠之海。洎而遁。敵兵鈎獲之。藤原景經。景清從弟也。見之曰。奴輩敢辱我君。進斬一人。中箭死。知盛聞而切齒久之。曰。吾可以死矣。與教盛皆自殺。平家長等八人殉之。時壽永四年三月廿四日也。

【諸嬪】…もろくの宮女。嬪は女官の稱。【問狀】…戦争の状況を尋ねる。【汗穢物】…けがれたなまき物。【相約】…くつり合はす。【遺】…えびす。王化に従はざる者、敵をおとしめて斯く云ふなり。【集矢】…矢を射かける。【鈎】…熊手にて引つかける。【驍名】…武勇なりとの名聲。【殊死】…必死になつて。【自爲計】…自分自身の覚悟をする。【撤】…音アツ、引きちぎつて捨てる。【自裁】…裁は剪なり。自裁とは自殺、自盡等と同じ。【從士】…家來。【擠】…おしおとす。つき落とす。【殉】…主人に従つて死すること。【壽永】…安徳帝の時の年號。壽永四年は京都に在らせらる。後鳥羽帝の文治元年に當る。
【源氏】其うちに、源氏平氏は大に戦つた。我が平氏の兵士が奮戦し、源氏の兵士は、もてあまして、たびく退却した。成能は、果して義經に降参して、之に知らせた。平氏では、天子をば兵士の舟に移し、兵士をば天子の舟に移して、敵即ち源氏の兵をおびき寄せて兩方から挾み撃ちをせやうと思つて居りますといつた。義經は、天子の御出でなされる所を知つたので、軍勢を合はせて、急に攻め立てた。知盛は、そこで、天子の御座船に行くと、諸の宮女どもが、待ち受けて、戦争の様子は如何ですかと問うた。知盛は、大に笑つて、答へて曰ふには、御前等は、やがて、あづま男を見るであらうぞといつた。船中の者は皆聲をあげて泣いた。知盛は、手づから船中を掃除し、残らず、汚れ穢い物を棄て、仕舞つた。時子は、そこで、安徳帝を抱き、帯を以て、くつり合はせて、三種の神器の中の劍と玉とを挾み、出で、船のへさきに立つた。時に、安徳帝は、御歳八つであつたが、時子に問うて仰せられるには、これから何處へ行かんと仰せられた。時子が答へて申すには、朝廷の命に従はぬ者どもが、矢を陛下の御舟の方に集めて射かけますので、それ故に、別の處へ移りたいと存じますと申上げた。とうとう、とくくに、海中に身を投げて死んで仕舞つた。皇太后建禮門院も亦、引き續いて身を御投げになつたが、關東の兵士即ち源氏の兵士が、皇太后の御髪に熊手を引つ掛けて、之をとらへた。行盛、有盛は、此事を聞いて、皆、力一杯戦つて死んで仕舞つた。教經は、武勇なりとの

評判が、もとかう願はれて居た故、敵源氏の兵は、争つて、之を獲やうと思つたが、教経は、必死になつて戦ひ、敵兵を殺すこと數の知れぬほどであつたが、知盛は、大聲に呼ばりて曰ふには、貴公は、何故に早く自分の身の覺悟をなされぬのか、名も無いつらぬ雑兵どもを多く殺すことは致さぬが宜からうと曰つた。教経が答へて曰ふには、中納言殿よ、拙者は義經と死を決して戦はうと思ふので御座いますと曰つた。教経は、そこで、進んで義經をさがし、とうとう之と出つてはしたので、教経は、兜を免ぎ、鎧の袖を引きちぎり捨て、躍つて其舟の中に、飛び込んだ。敵源氏の兵は、進り圍つたが、すやに之を打ち介し、直に義經に詰め寄せた。敵源氏の中に、安藝家村と云ふ者があつたが、力量は三十人を合はせた位であつた。この者が、二人の力ある兵士を引き連れて、進んで教経に向つた。教経は、其中の一人を足で蹴つて、其二人を腹の下に挟み、海中に飛び込んで死んで仕舞つた。宗盛と清宗とは、意氣地無くも、自殺することが出来ずして、まごごして居つたので、家來の者が、見兼ねて、海に突き落とす、淵いで通れたが、敵源氏の兵は、熊手を以て引つ掛けて、之を生捕にした。藤原景経は、景清のいところであつたが、之を見て曰ふには、下郎どもめが、よくも我が君を辱しめ居つたな、無禮至極と曰つて、進んで一人を斬つたが、箭に中つて死んで仕舞つた。知盛は、此事を聞いて、齒がみして憤慨すること久しくして、曰ふには、今は吾も死すべき時だと曰つて、教経と共に、皆自殺して仕舞つた。平家長など八人の者が之に従つて死んだ。時は、壽永四年三月廿四日のことであつた。

【参考】左に平家物語の二章を抄録して参考に資す。

先帝御入水の事

(上略)阿波の民部重能は、此三箇年が間、平家に附きて忠を致したりしかども、子息田内左衛門教能を生捕にせられて、今は叶はじと思ひけん、忽に心がはりして、源氏と一つになりけり。新中納言知盛の卿、あつれば重能を、斬つて捨つべかりつるものを、後悔せられけれども、かひぞなき。平家の方の謀には、よき武者をば兵船に乗せ、難人原をば唐船に乗せて、源氏心にくさに、唐船を攻めば、中に乗りこめて討たんと、支度せられたりしかども、重能が返忠の上は、唐船には目もかけず、大將軍のやつし乗り給へる兵船をぞ攻めたりける。其後は四國鎮西の兵ども、皆平家を背きて源氏につく。今まで從ひ附きたりしかども、君に向ひて弓を引き、主に對して太刀をぬく。かしの岸に著かんとすれば、波高くして叶ひがたし。この汀に寄せんとすれば、敵矢先を捕へて待ちかけたり。源平の國争ひ、今日を限とぞ見えたりける。さる程に、源氏の兵ども、平家の船に乗り移りければ、水主根取ども、或は射殺され、或は切り殺されて、船をなはずに及ばず、船底に皆倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿、小船に乗りて、急ぎ御所の御船へ参り給ひて、世の中は今ばかりと覺え候ふ。見苦しき者どもをば、皆海へ入れて、船の掃除めされ候へると、掃きたり、拭ひたり、塵ひろひ、軸籠に走り廻りて、手づから掃除し給ひけり。女房連、や、中納言殿軍のさまは如何にや、如何にと問ひ給へば、只今珍らしき再妻男をこそ、御覽せられ候はんずらめとて、からりと笑はれければ、何條唯今の戯れやとて、聲々にをめぐり給ひけり。二位殿は、日比より思ひ設け給へることなれば、鈍色の二ぎぬ打ちかづき、ねり袴のそば高くとり、神體を脇に挟み、寶劍をば腰にさし、主上を抱き参りて、我は女なりとも、敵の手にはかゝるまじ、主上の御供に参るなり、御志思ひたまはらん人々は、急ぎつゞき給へやとて、しづくと船へぞ歩み出でられける。主上今年は、八歳にぞならせおはします。御年の程より遙にねびさせ給ひて、御かたちいづくしく、傍も照り輝くばかりなり。御髮黒くゆらゆらと、御脊中過ぎさせ給ひけり。主上あきれたる御有様にて、そもくあまぜ、我をば何地へ具して行かんとはするぞ、と仰せければ、二位殿幼き君に向ひ参らせ、涙をばらりと流して、君は未知し召され候はずや、先世の十善成行の御力によりて、今萬乗の主とは生れさせ給へども、惡縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御腹申させおはし、其後西に向はせ給ひて四方淨土の來迎に預らんと、誓はせおはし、

能登殿最後の事

女院は、此有様を見参らせ給ひて、今はかくと思し召されけん、御祝御やき石、左右の御儀に入れて、海に入らせ給ふを、渡邊の源五右衛門允能、小舟をつと漕ぎ寄せて、御身を熊手にかけて引き上げ奉る。大納言の佐の局、あなさまし、それは女院にて渡らせ給ふぞ、過仕るなと申されたりければ、判官に申して、急ぎ御所の御舟にうつし奉る。さて大納言の佐の局は、内侍所の御からうどを取りて、海に入らんとし給ひけるが、袴の裾を船に射つけられて、氣惑ひ仆れ給ひけるを、武士共取り止め奉る。その後、御からうどの錠をねぢ切りて、御蓋を既に開かんとす。忽に目くれ、鼻血たる。平大納言時忠の卿は、生捕にせられておはしけるが、あはれいかに、内侍所にて渡らせ給ふぞ、凡夫は見奉らぬことぞと宣へば、兵ども舌を振りて、恐れをのゝく。其後判官、時忠の卿に申し合せて、元の如くかけ納め奉らる。さる程に、門脇の平中納言教盛、修理の大夫経盛兄弟、手に手を取り組み、鎧の上に鎧を覆ひて、海にぞ沈み給ひける。小松新三位の中將實盛、同じ少輔有盛、從弟の左馬の頭行盛も手に手を取り組み、是も鎧の上に鎧を覆ひて、一所に海にぞ入り給ふ。人々はかやうにし給へども、大臣殿父子はさし給はず、船に立ち、四方見廻しておはしければ、平家の侍ども、あまりの心憂さに、側をつと走り通るやうにて、先づ大臣殿を海へがばと突き入れ奉る。是を見て右衛門の督、やがて續きて飛び入り給ひぬ。人々は鎧の上に、重き物を覆ひたり、抱きたりして入ればこそ沈め。此人親子はさし給はず、怒じひに水練の上手にておはしければ、大臣殿は右衛門の督沈まば我も沈まん、助からは我も共に助からんと思ひ、互に目を見かはして、彼方此方へ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛、小舟をつと漕ぎ寄せて、先づ右衛門の督を、熊手にかけて引き上げ奉る。大臣殿、いと沈みもやり給はざりしを一所に取り上げ奉りてけり。乳母子の飛騨の三郎左衛門景経、此由を見奉りて、我君取り奉るは何者ぞとて、小舟に乗り、義盛が船に押し並べて乗り移り、太刀を抜き打ちてかゝる。義盛あぶなく見えける所に、義盛が童、主を討たせじと中に隔り、三郎左衛門に打ちてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童甲の眞向打ち割れて、二の太刀に頭打ちおとさる。義盛が猶危く見えけるを、隣の船より堀の彌太郎親經、能く引きてひやうと放つ。三郎左衛門、内甲を射させてひるむ所に、堀の彌太郎義盛が船に乗り移り、三郎左衛門に組み伏す。堀が郎等やがて續きて乗りうつり、三郎左衛門が腰の刀をぬき、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れくと、三刀刺して頭を取り、大臣殿は、乳母子が目の前にてかやうになるを見給ひて、如何ばかりの事かを思はれけん。凡能登殿の矢先に廻る者こそなかりけれ。教経は今日を最期と思はれけん、赤地の錦の直垂に唐綾織の鎧きて、鐵形打ちたる甲の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四さしたるきりふの矢負ひ、滋藤の弓持ちて、さしつめ引きつめ散々に射給へば、者ども多く手負ひ射殺さる。矢種皆盡きければ、黒漆の大太刀、白柄の大短刀、左右に持ちて、散々に薙ぎて廻り給ふ。新中納言知盛の卿、能登殿の許へ使者を立てて、いたく罪なつくり給ひそ。さりとてはよき敵かはと宣へば、能登殿、さては大將に組み、ござんなれとて、打物くき短にとり、とへに散

散になき廻り給ふ。されども判官を見知り給はねば、物具の能き武士をば判官かと目をかけて、飛びてかゝる。判官も、内々面に立つ様にはし給へども、とかくちがへて能登殿には組まれず。されどいかゞはし給ひたりけん、判官の船に乗りあたり、あはやと目を懸けて跳びてかゝる。判官はじとや思はれけん、薙刀をば弓手の脇に挟み、味方の船の二丈ばかりのきたりけるに、ゆらりと飛び乗り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけん、續きも飛び給はず。能登殿今はかくとや思はれけん、太刀薙刀をも海へ投げ入れ、甲も脱ぎ捨てられけり。鎧の袖草摺をもかなく捨て、胴ばかりきて、大童になり、大手を廣げて、船のやかたに立ち出で、大音聲をあげて、源氏の方に我と思はん者あらば、寄りて教経組みて生捕にせよ。鎌倉へ下り、兵衛の佐に物一言いはんと思ふなり。寄れや寄れと宣へども、寄る者一人もなかりけり。こゝに、土佐の國の住人、安藝の郷を知行しける、安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、凡二十三人が力あはしたる大力の剛の者、我にちつとも劣らぬ耶等一人具したりけり。弟の次郎も、普通には勝れたる兵なり。彼三人寄り合ひて、縦令能登殿心こそ剛におはずとも何程のことかあるべき。長十丈の鬼なりとも、我等三人が掴みつきたらんに、などか從へざるべきとて、小舟に乗り、能登殿の船に押し並べて、乗り移り、太刀の鋒を整へて、一面に打ちてかゝる。能登殿を見給ひて、先づ眞先に進みたる安藝の太郎が耶等に、器を合せて、海へどうと躍入れ給ふ。續きてかゝる安藝の太郎をば、弓手の脇に挟み、弟の次郎をば馬手の脇に取りて挟み、一しめしめて、いざうれ己等死出の山の供せよとて、生年二十六にて、海へつゝとぞ入り給ふ。新中納言知盛の卿は、見るべき程の事をば見つ、今は唯自害をせんとて、乳女子の伊賀の平内左衛門家長を召して、日來の契約をば違へまじきかと宣へば、さる事候とて、中納言殿にも、鎧二領著せ奉り、我身も二領著て、手に手を取り組み、一所に海にぞ入り給ふ。是を見て、當座に有りける二十餘人の侍共、續いて海にぞ沈みける。されども其中に、越中次郎兵衛、上總五郎兵衛、悪七兵衛、飛騨四郎兵衛などは、何としてかは逃れたりけん、そこをも終に落ちにけり。海上には赤旗赤符共、切り捨てかなく捨てたりければ、立田河の紅葉葉を、風の吹き散らしたるに不異、汀に寄する白波は、薄紅にぞ成りにける。主なき空しき船共は、潮に引かれ風に隨ひて、いづちを指すともなくゆられ行くこそ悲しけれ。(下略)

經盛資盛皆遁。已而自殺。宗盛父子。與皇弟。皇太后。平時忠以下。從義經而東。有命。徇宗盛以下于京師。宗盛自輿中四望。清宗不仰視。既罷。皆拘于義經第。宗盛不解衣。寢以袖庇。清宗守兵見而憫之。五月。送於鎌倉。賴朝廷之前舍。隔庭相見。將命者至。宗盛悚然。請宥死。賴朝措魚于俎。加刀焉。示之。諷使自殺。宗盛不曉其意。又送還京師。至篠原。父子別拘。知將被殺也。乃請僧稱佛。曰。吾不死於壇浦。以有清宗故耳。於是

皆被斬。宗盛有次子。曰副將。先斬于京師。初壇浦之敗。時子謂衆曰。宗盛非故相國之子也。吾之再妊也。相國期其生男。而女生焉。吾恐相國恨怒也。密使人易之一傘工男兒。宜矣。其不若重盛。以至於此也。宗盛既死。時忠等皆處流。

【徇】……となふ、引きまはす、市中を引きまはして衆人に示すなり。【以袖庇】……夜寒きが故に袖にておほひ之をかばふ。【守兵】……香兵。【前舍】……前の方に在る部屋。【庭】……坪には。【將命者】……取り次ぎをする者。比企能員なり。【悚然】……おびえおそれる。【篠原】……近江に在り。【稱佛】……念佛する。【副將】……能宗のことなり。斬らざるは言ひ難き故によそくしく教へ示すなり。【曉】……さるとる。【篠原】……次子能宗を副大將に擬したるなるべし。【故相國】……亡くなりし太政大臣、即ち清盛。【再妊】……二度目の妊娠。【期】……待ち設ける。【あてにする】……恨意。……残念に思つて腹を立てる。【易】……かふ。【傘工男兒】……清水寺の側に傘を張ることを職とする者ありて同時に男を生みたり、故に之と交易せしなり。【宜矣】……尤なり。無理はなし。【宗盛と資盛とは、何れも遁れて逃げたが、やがて自殺して仕舞つた。宗盛と其子清宗とは、皇弟惟明親王、皇太后建禮門院、平時忠以下の者、皆捕へられ、義經に從つて東に行つたが、詔があつて、宗盛以下の者を京都の市中を引き廻した。宗盛は、それを別に恥とも思はなかつたかして、平氣らしく、乗物の中から四方をながめ廻して居た。その子の清宗は、大層恥かしく思つて、仰ぎ見なかつた。引き廻しが済むと、皆、義經の邸宅に拘置された。宗盛は、衣服を著換へず、寝る時には、わが袖を以て清宗を覆ひかばうて遣つて居た。番兵は、之を見て、昨日までは、平家の内大臣であつた人が、今日は斯の如き有様であるのを、あはれに氣の毒に思つて居た。五月に、宗盛等は鎌倉に送られた。鎌倉に於て、賴朝は、之を前の部屋に引き入れさせ、坪庭を間に隔て、對面した。取次ぎの者が宗盛の部屋に遣入つて來ると、宗盛は、今殺されるのかと思つて、ぞつと恐れた。そこで、宗盛は、どうか命だけは助けられんことを請うた。賴朝は、あからさまに、自殺せよと曰ふことも出来なかつたので、魚をまいたの上に乗せて、其れに庖丁を添へて置いて、之を宗盛に示して、それとなく、よそ事やうに論じて、自殺させやうと思つた。けれども、宗盛には、其意味が分らなかつた。そこで、又、京都へ送り還した。其途中で、近江の篠原まで來ると、宗盛は、其子清定と別々に拘禁された。それで、宗盛は、自分が近々に將に殺されやうとするのであることを知つて、そこで、僧侶を頼み、念佛を申した。そして曰ふには、自分が壇の浦で死ななかつたのは、可愛い清宗があつて、其前途を憂へたからであるといつた。こゝに於て、宗盛と清宗とは、皆、斬られて仕舞つた。宗盛には次男があつて、其呼び名は副將と云つて居たが、この子は、これより先に、京都で斬られた。はじめ、壇の浦で敗軍したときに、宗盛の母の時子即ち二位尼は、人々に話して曰ふには、今の内大臣宗盛は、亡くなつた太政大臣清盛公の眞實の子ではないのだ。私が二度目に懐妊した時に、清盛公は、男の子が生れることを、あてにして待ち設けて居られた。然るに、主れたのは女の子であつた。私は、清盛公が残念に思つて御腹立になることを恐れて、ひそかに、人をやつて、とある傘張り職人の子供と取り換へさせ

たのである。さすがに種は争はれぬもので、宗盛の器量が見の重盛に及ばずして、今日の如き境遇に立ち至つたのは、尤の事で無理の無いわけであるといつたことがある。宗盛が既に死んでから、時忠等は皆、流刑に處せられた。

時義經與頼朝有隙。逃奔西海。頼朝恐其與平氏遺黨相依託作亂也。遣北條時政于京師。購索平氏胤子。伏匿所在者。幼孩生埋之。稍長者及之。其母若保。往往隨死。啼哭四聞。維盛子曰。六代依其母。匿大覺寺側。爲人所告。當斬。其乳母因僧文覺請宥。頼朝素重文覺。且思重盛德已也。特宥之。削髮爲文覺弟子。及文覺圖不軌。六代坐死。

【遺黨】……残りたる一味徒黨の者、殘黨【相依託】……互にたより合ふ、同盟する、結託する。【購索】……懸賞してさがしとめる。【胤子】……血筋の子供。胤は音イン。【幼孩】……幼稚なる子供、をさな子。【生埋】……いさうめにする。生きながら地中に埋める。【保】……保母、乳母又は母役。【大覺寺】……京都の西に在り。【文覺】……高雄寺の僧なり。初めの名は盛遠、姓は遠藤、院の北面武者所たり。年十八にして、源渡を殺して其妻深妻に姦せんと欲せしが、深妻、夫に代りて之に死したるによりて、盛遠、渡に謝して僧となれるなり。【不軌】……法度に循はざるを云ふ。謀叛のくはだて、叛逆【坐死】……まさぞへになつて殺される。

この時分に、義經は頼朝と仲が悪くなつたので、逃げて西國の方へ奔つたから、頼朝は、義經が平氏の殘黨と相同盟して亂を起すことを恐れて、北條時政を京師に派遣して、平氏の血筋の子供であちこち地に匿れひそんで居る者を、懸賞を以てさがしとめさせた。極めて幼少なるをさな兒は、之を生きたがら地中に埋めて仕舞ひ、や、年の長じて居る者は、之を及物で殺した。その母だの又は乳母もり役などが、往々これに隨つて死んだものもあつて、啼きさけぶ聲が、あたりに聞えた。維盛の子は六代と曰つて居たが、その母にたよりて、京都の大覺寺の側にかくれて居た。人の爲めに告發せられて、斬られるところであつたが、僧文覺にたよりて、宥されんとを請うた。頼朝は、元來文覺を尊重して居つたし、其上に、維盛の父重盛が、嘗て自分の命乞をして、僧文覺にたよりて、宥されんとを請うた。頼朝は、元來文覺を尊重して居つた。其後、文覺が謀叛をくはだてた時に、六代も、そのかゝり合ひになつて殺された。

初維盛弟忠房遁壇浦。匿紀伊。知盛次子知忠。當族人西奔時。甫三歲。乳母子紀友方。攜匿備後。後徙伊賀。平氏舊臣藤原忠清。先宗盛一年。見捕

斬平貞能削髮。奉重盛骨。隱於常陸。忠清一子。忠光。景清與平盛嗣等。潛匿各處。

【族人】……一族の人。【甫】……はじめて。【潛匿】……ひそみかくれる。【壇浦】……はじめ、維盛の弟の忠房は、壇浦を通り、逃げて紀伊に匿れて居た。知盛の次男の知忠は、平氏の一族の人が都を落ちて西國へ走つた時には、年がやつと三歳であつたが、乳母の子紀友方といふ者が、之を連れて備後國に匿れたが、後に伊賀國に徙つた。平氏の舊臣の藤原忠清は、宗盛が殺されるに先だつこと一年即ち其前年に、捕へられて斬られた。平貞能は、髪を剃つて坊主となつて、重盛の遺骨を持つて、常陸の國に隠れて、これは無事であつた。忠清の二人の子の忠光と景清とは、平盛嗣等と共に、方々の地にひそみ匿れて居た。

後八年。鎌倉有土木事。頼朝臨焉。忠光雜役徒。欲刺頼朝。嵌魚鱗于眼。以爲眇。荷舂出入。頼朝見而恠。執之。懷利刃。曰。平氏臣忠光。欲爲故主復仇。究問其黨。曰。獨有盛嗣。聞前在丹波。不知今何之。不復言。絶食。月餘死。頼朝大索天下。無所獲。

【後八年】……建久三年正月の事なり。【鎌倉有土木事】……建久三年正月に、頼朝、鎌倉に永徳寺を創建せしを云ふ。土木事は土功に同じ、建築普請の工事なり。【臨】……現場に臨む。【役徒】……人夫。【嵌】……音カン、はめる、はめ込む。【舂】……音ホン、ふご、もっこ、土を盛る器にして、鑿にて造りしもの。【利刃】……善く切れる刃物。【究問】……篇と吟味する。

かいて、壇浦の役後八年即ち建久三年に、鎌倉に建築工事があつて、頼朝が自身で其場に臨んだ時に、忠光は、人夫の中にまじりて、頼朝を刺し殺さうと思つて、魚の鱗を眼の中にはめ込んで、眼を白く曇らせて、めつちかちの様な風を装うて、もつこをかきいで出たり入つたりして居た。さすがに頼朝は、忠光の素振を見て、怪しいと思つて、之を捕へさせて見れば、忠光は、善く切れる刃物を持つて居た。忠光が曰ふには、拙者は、平氏の臣の忠光である。故主の爲めに仇討をしやうと思つて居たのであると曰つた。そこで、其一味の者は無いかと責め問ふと、忠光が曰ふには、唯だ一人盛嗣があるが、以前に丹波に居るといふ事を聞いたが、今は何處に行つて居るか知らぬと曰つた。それから何事を言はず、食物飲み物を絶つて、一箇月餘りにして死んで仕舞つた。そこで、頼朝は盛嗣等平氏の殘黨を獲んと思つて、大に天下を探しとめたけれども、獲るところが無かつた。

後五年。知忠自伊賀還入京師。匿于法性寺側。盛嗣。景清聞之。皆至。諸舊

臣稍稍來屬。謀襲賴朝妹婿藤原能保。能保覺之。令兵圍攻。我兵二十餘人。亂射殺敵而死。知忠與友方。俱自殺。盛嗣。景清遁走。聞忠房在紀伊。往歸之。舉兵據湯淺城。爲熊野別當所攻破。忠房被捕殺。盛嗣。景清又遁。會賴朝慶東大寺。景清雜衆中。欲刺之。事覺。被捕。屬之和田義盛。義盛苦其不遜也。辭之。乃屬於八田知家。景清終不食而死。

【稍稱】……いづらかづ、だんぐに。【妹婿】……いもうとむこ。【覺】……さる、氣が附く。【亂射】……しやむむに射る、さんぐに射る。【湯淺城】……紀伊に在り。【慶】……落成を賀するなり、佛寺に於て新く云ふ。【東大寺】……奈良に在り。東大寺は當に平氏の爲めに燒夷せられしを、賴朝復び之を造りて、落成式を行ひしなり。【事覺】……事あらはる。事の發覺せしを云ふ。【屬】……引き渡す、あづける。【不遜】……無遠慮、無禮、謙恭なからざる也。

【附】後五年たつて、知忠は、伊賀國から還つて、京都に入り込み、法性寺の側に匿れて居つた。盛嗣と景清とは、此事を聞き傳へて、皆京都に來り、諸の平氏の舊臣たちも、ちちぐとだんぐに來り附いたので、そこで、賴朝の妹婿なる藤原能保を襲ひ撃たんと企てた。能保は、平氏の遺臣が此企を爲すことに氣が附いて、兵士をして之を圍み攻めさせた。我が平氏の兵士の中二十餘人の者は、避二無二弓を射て死んで仕舞つた。知忠と友方とは、いづれも自殺して仕舞つた。盛嗣と景清とは、遁れ逃げた。忠房が紀伊國に居るといふ事を聞いて、往いて之にたより、兵を起して、紀伊の湯淺城に立て籠つて居つたが、熊野の別當に攻め破られた。忠房は捕へられて殺された。盛嗣と景清とは、又ぞろ遁れ逃げた。丁度其時、賴朝が鎌倉から出て來て、奈良の東大寺の落成式を行つたので、景清は、多人數の中に雜り居つて、賴朝を刺し殺さうとしたが、事が露顯して、捕へられた。賴朝は、景清を、和田義盛に引渡して預けたが、義盛は、景清が餘りに無遠慮なるに困つて、之を預り置くことを斷はつた。そこで、賴朝は、景清を、八田知家に引き渡して預けた。その中に、景清は、とうぐ食物を食はずして死んで仕舞つた。

盛嗣變姓名。仕但馬。人氣比道廣。爲其廐卒。因通其女。每浴馬爲馳射狀。道廣知其盛嗣。而不問。既而隨道廣。如京師。遊故妾家。妾家告之源氏。乃令道廣捕之。道廣遣力士數人。候其浴園之。盛嗣罵曰。奴輩。吾欲遁。即遁。而不欲累主人。出而就縛。賴朝面讓之曰。盍死於壇浦。對曰。欲擁一平氏胤。以復舊業耳。又問曰。聞汝依義經。有諸。盛嗣曰。否也。嚮在京。圖判官而不遂。爾來頗儲利刃銳鏃。欲一試之於將軍之身。遂被斬。

【廐卒】……馬屋の別當。廐は音キウ。【馳射狀】……馬を馳せ弓を射る所作。【如】……ゆ。【候】……うか。【累】……わづらはす、難儀をかける、かゝり合ひになつて難儀をする。【面】……對面する。【讓】……せむ、詰責するなり。【擁】……もりたてる。【胤】……血筋の者。【復舊業】……もとの事業を恢復する、即ち平家を再興するを云ふ。【判官】……義經を云ふ。【爾來】……其後。【儲】……たくはへる。【利刃銳鏃】……善く切れる刃物と鋭き矢の根。【將軍】……賴朝を指す。

【附】盛嗣は、姓名を變へて、但馬の人氣比道廣といふ者に奉公して、馬屋の別當となり、それからして、その根と密通した。馬を洗ふ度ごとに、馬に乗り弓を射る所作を爲して居つた。道廣は、之を見て、唯の者ではないと云ふので、其れが盛嗣であることを知つたが、けれど其儘にして構はずに置いた。その内、盛嗣は、道廣に隨つて、京都に行つて、もとの妾の家に遊びに行つた。妾の家の人が、之を源氏に密告した。そこで、源氏では、道廣に命令して盛嗣を捕へしむることにしたので、道廣は、力ある武士數人を遣はして、盛嗣が湯に入つて居る所を窺ひ、之を取り圍ませた。盛嗣は罵つて曰ふには、下郎め等、おれは遁れて逃げやうと思はゞ、すくにも遁れて逃げるが、たゞ主人道廣殿を掛り合ひにして御迷惑を掛けることは不本意だといつて、湯から出て縛られた。賴朝が盛嗣に對面して之を責めて曰ふには、御前はなぜ壇浦の戦の時討死しなかつたかといつた。盛嗣が答へて曰ふには、それは、一人の平氏の血筋の御方をもちたて、そして、もとの事業を恢復し、平氏の再興を致したいと思つたからでありましたといつた。賴朝が又問うて曰ふには、左様な事はありません。私は、以前に、京都に居りました時に、判官義經殿を目がけ狙ひましたけれども、意を遂げませんでした。その後は、善く切れる刃物や鋭き矢じりなどを、随分たくはへて、是非一度、將軍の御身で、其切れ味をためして見たいと思つて居りましたといつた。かくて、盛嗣は、とうぐ斬られて仕舞つた。

外史氏曰。自我先王之開國也。非無僭亂之臣也。而未有謀危社稷者。獨有一將門焉。而出於平氏。豈非其宗之大恥哉。然能討滅之者。亦出於平氏焉。則足以相償矣。且自將門一伏誅而後。世無復覬覦神器者。

可謂彼以其身標天下大戒也。抑使將門得一檢非違使。則未必甘爲反賊。故天慶之亂。皆相門驕傲。壅塞上下之所致也。當其無事也。籠朝廷名爵於私門。而不恤人之失職。及其急也。乃遽揭朱紫。呼號天下。使天下英雄有以窺朝廷。後世源平爭起。以功邀其上者。焉知其不基於此也。

【先王】……先皇に同じ、先代の天子、即ち神武天皇をいふ。【僧亂】……分限を越えて長上の眞似をなし、又叛逆を爲して國家を亂す。非無僧亂之臣とは、蘇我入鹿父子の類の如きを云ふ。身分を越えて天子に擬し國家を亂せし者は無きに非ずと也。【社稷】……土地の神を社と云ひ、穀の神を稷と云ふ。國は土と穀とによりて人民を養ふが故に、之を立て、祀りしなり。それより轉じて、國家の義に用ふる也。【未有謀危社稷者】……已れ天子とならんとて國家を危くすることを謀りたる者は非ずとの義。【宗】……一族。【亦出於平氏】……平將軍貞盛を云ふ。【足以相償】……將門は平氏より出で、天慶の亂あり、然れども之を討せし貞盛も亦平氏より出でたり。されば、一家の中に叛者ありて、又一家の者が之を鎮定せしなり。然れば國家に對して、罪過と功績と相償うて、埋め合せがつくと謂ふものなりとの義。【觀視神器】……三種の神器に望みを掛けて天子とならんと非分の事を望むなり。觀視とは、下より上に向つて、望むまじき事を望むこと。神器は、三種の神器、帝位の義に用ふる。【標】……表識、目じるしとして掲げ示す。【所謂彼以其身標天下大戒】……彼れ將門は、其身を以て後世に僧亂は出來ぬもの、神器を觀視するときは此通りに殺さるゝものなりとの大なる戒めを標を立てしことと見ゆ。【相門】……宰相の家、藤原氏を云ふ。【壅塞】……音ヨウソク。ふさぎて互に意志を通じさせぬ。【相門驕傲壅塞之所致】……相門たる藤原氏がおごり高ぶりて、君と臣との間を塞ぎ、上下との意志感情を通ぜざらしめたるよりして、此亂は起りたる也との意。將門とて其の望みし檢非違使の官を得しならば、反賊とはならずしなるべし。將門が反賊たるに至りしは、實に藤原氏が然らしめたるなりと也。【籠】……包圍なり、とりこむを云ふ。【名爵】……官名爵位。【不恤】……うれへず、氣に掛けぬ、心配せぬ。【朱紫】……赤や紫の官服の色、即ち官位の事。【呼號】……大聲をあげてよぶ。【竊朝廷】……朝廷の内幕をのぞき、隙間を伺ふ。【邀其上】……其上に向つて己が望をねたり要求する。邀とは、待ち構へて求むるなり、要と同じ意味なり。

【外史氏論じて曰く、むかし、我が先皇即ち神武天皇が、この日本帝國を始めて御開きになつてより以來、長い間には、分を越えて上を眞似し謀叛して國家を亂した臣下が無いは無い、それは随分有りはしたが、けれども、未だ、天子となつて國家を危くしやうと企てた者は無かつた。それは、唯だ一人平將門があるばかりである。平將門は天子の御位を望んだ者である云つても宜しいが、此平將門は、平氏から出でたのである。さすれば、此如き者が其一族の中から出でたと云ふ事は、なんと、平氏の一族の大なる恥辱不名譽ではあるまいか、大なる恥辱不名譽と謂ふべきである。然れども、能く之を討ち滅ぼし此亂を平定した者即ち平貞盛も、亦、平氏から出でたのである。さすれば、平氏から逆臣が出で、又、平氏から之を討ち滅ぼした者も出て居るのであるから、平氏の罪過と平氏の功績とは、埋め合せをして、その恥辱不名譽を取り消すことが出来るのである。その上、將門が一たび謀叛を受けてから後には、世の中に、またと、三種の神器に望みを掛けて、天子の御位に即かうなど、非分の亂逆なる希望を懐く者は無い。して見れば、彼れ將門は、自分の身を以て、天下の大なる戒、即ち君位は犯すまじきものなり、若し君位を犯しなどする者あらば忽ちにして誅せらるべしといふ事を、目印となつて天下に示して居るとも謂ふことが出来る。抑も、將門をして初めに一の檢非違使の官職を得させたならば、必ずしも自ら心から納得して、謀叛を企てる亂賊と爲つたとも限らないのである。それ故に、天慶の亂即ち將門の亂は、皆、宰相の家即ち藤原氏の人等が、おごりたかぶりて、君臣の間上下の間の意志感情を塞いで仕舞つて通じないやうにしたから、起つたことである。藤原氏なる者は、天下の無事泰平なる時に當りては、朝廷の官名爵位などを悉く自分等の一門の中に取り込んで仕舞つて、即ち立派な官爵は皆自分等の一族で占領して仕舞つて、他の人が官職を失つて居ることなどは少しも心配しないで平氣で居るが、天下に變亂が起つて事の急なる場合になると、そこで、あはて、朱だの紫だの、色の官服即ち官位を高く掲げ示して、大きい聲で天下に呼び立て、早く此變亂を平ぐる者あらば、褒美として此官位を與ふべしなど、云つて居るが如き有様であつて、天下の英雄をして、これを以て朝廷の内幕を覗き知り、其弱點を知つて、或は野心を起させるやうにした。後世に於て、源氏平氏の二氏が争ひ起り、手柄を爲して、上に向つて種々の要求をするやうになつたのも、どうして、これに本づいたものでないことが知れやうか、それは皆此に本づいたのである。即ち藤原氏が泰平の時變亂の時に當りての處置が、すべて當を得ずして、天下の英雄をして朝廷を窺ふに至らしめたところから、起つたものである。

世稱清盛功不償其罪。舉不臣者。輒以爲稱首。而不知相家不臣。已什倍清盛。清盛蓋視而學之。否則何遽至此。詩云。唯其有之。是以似之。自相門之專權也。后皆其女。天子皆其女所生。而卿相皆其子弟親屬。苟非其族類。鋤而去之。雖皇族不能免焉。甚則易置其主。視猶奕棋。清盛所爲。無一不似彼己氏者。而加以鷙悍。其意曰。以無功之人。猶擅權寵如此。吾之大造於王室。何爲而不可。世以其拔興之無漸。羣起咎之。而不言有爲之師者焉。且清盛所以至此。由後白河帝養成其勢爾。夫名爵公器。

不可私用。人臣而私名爵。是負其君也。人君而私名爵。是負其先王也。帝濫授先王名爵於清盛。藉以濟其私焉。而長其負功邀上之心。至於不可制將誰咎哉。

【不臣】……臣下でありながら臣下たる道を守らぬ者。【稱首】……呼びはじめ、第一番に数へあたる。口に言ひ出す初めに此人を擧げる。【什倍】……十倍。什は十の古文なり。【詩】……詩經。【唯其有之是以似之】……詩經の小雅裳々者華の篇の卒章に、君子有之、是以似之とあり。先例があるから、その真似をする者ありとの意。雲に藤原氏が權を專にしたるに因りて、清盛之に似て復た權を專にするに至れるを云ふ。【勳】……草を鋤き除くが如く、取り除くこと。【皇族】……親王諸王等を云ふ。【易置其主】……吾が君主を置きかへること。藤原基經が陽成帝を廢して光孝帝を立て、兼家が、其子道兼をして華山帝を欺いて落飾せしめて一條帝を立つるの類を云ふ。【視如奕菜】……奕菜は音エキキ。圍碁なり。視如奕菜とは、天子を置き易へることを、碁石を並べかへるが如くに軽く見なして居れるを云ふ。【彼已氏】……ヒキシと讀む。某甲、あの人といふが如し。こゝにては、藤原氏を指す。【驚悍】……音シカン。驚は驚懼の如き猛擊の鳥、悍は猛くあらしきこと。【無功之人】……藤原氏を指す。【大造】……大なる所爲、即ち大勳功。【拔興】……他に拔きんで、興る。他に異なりて俄に出世する。【無漸】……漸漸に次第々に昇進せぬ。漸は浸染なり、水のだんぐりに染み渡ること。【名爵】……官名爵位。【公器】……公なるもの。【濫授】……きまりなくみだりに授ける。【藉】……倚る、借る。【濟】……成す。【濟其私】……自分の私事を成す。【長】……増長する。【將誰咎哉】……法皇の告なりと謂ふ可しとの意。

【附註】世間では、平氏が他に抽んで、俄に出世して順序に前はずして昇進したといふので、單り起つて之を告めるけれども、平氏の師匠となつて居る藤原氏なる者のあることをば、何とも言はない。其上に、清盛が此の如きに至つた譯は、後白河帝が平氏の勢を養成されたからである。元來、官名や爵位などは、天下の公なるものであつて、私に用ふ可きものでは無いのである。人の臣たる者が官名爵位を私する者があつたならば、それは其君主にそむくと謂ふべきである。人の君主たる者が、官名爵位を私されたならば、それは、先王に負く者と謂ふべきである。然るに、後白河帝は、先王の定められたる官名爵位を、清盛にむやみ矢鱈に授け與へて、清盛にたよりて自分の私事を成されたのであつた。そして、清盛が自分の功績あるを貢み上に向つて色々な事を要求する心を増長し、とうとう、之を抑へ付けることが出来ぬやうになつて仕舞つたのである。清盛が此に至つたは、また誰を咎めやうも無い、是れ法皇の御處置の宜しきを得なかつたから來つたことである。

雖然成平氏之勢者。不獨始於帝也。初忠盛受寵於白河。鳥羽。連進官爵。人以為不次。蓋朝廷倚其力。以抑源氏。抑源氏。所以殺相家之權也。源氏自滿仲賴光。每為相門之爪牙。攝政兼家之驕。花山也。源賴信實捍衛道途。降至文治之際。朝廷疑關白兼實之助。源賴朝。亦非以其世相黨援哉。由是觀之。延平宗以抗相門。院政廟論所相傳承。其猶寬平之擢任菅氏耶。文武雖異。其意一也。以菅公之賢。猶不能無戀權之意。平氏除重盛之外。皆不學無術。其矜功擅寵。進不知止。曷足尤焉。假設重盛後父而死。盡反其所為。戒飭子弟。輔翼王室。則雖接踵比隆於藤原氏。可也。而源氏何資以起哉。源氏名為治暴亂。而其實攘竊王權。源平之罪。未易輕重也。

【不次】……しきりに、つゞけ様に。【不次】……次第順序を追はぬ昇進。【殺】……そむ、削り減らす。【爪牙】……道具。鳥獸の爪又は牙の如

く、藤原氏の爲めに役に立ちしを云ふ。「騙花山」……騙は音ヘン。すかす、たばかる。騙花山とは、策家が己の女の生みし一條帝を早く立てて已れ權を專にせんと欲して、花山帝が女御藤原恒子を生む、哀悼の情の切なるに乗じて、子道兼に旨を授けて、入道して菩提を形はんとを勤めて、遂に位を遷れて花山の元慶寺に入りしめたことを云ふ。「頼信」……満仲の子。「捍衛道途」……途中を防ぎ守る。花山帝が道兼に欺かれて、夜潛かに出て、花山の元慶寺に赴きたまふとき、途中に之を妨げて再び宮に還りたまふことを謀る者あるを恐れて警護したるを云ふ。斯く途中を捍衛扈從するは、花山帝の爲めに非ずして、藤原氏の爲めなり也。「文治」……鳥羽帝の時の年號。「非以其世相黨礙哉」……相黨援とは、互に味方となりて助け合ふ也。非以其世相黨礙哉とは、代々藤原氏と源氏とが互に引つ張り合ひ援け合つて居るから、事に非ずや、援け合つて居るから事也との意。「延」……引き附ける、引き寄せる。「抗」……抵抗する、張り合ふ。「院政廟論」……院政とは法皇上帝の政令。廟論とは廟議と同じく、朝廷の議論。廟論は一に國論に作る。「相傳承」……前代は後代に傳へ、後代は前代より承け繼ぐ、代々相傳へ承ける。「寛平」……宇多帝の時の年號。「擯任菅氏」……菅氏は菅原道真を云ふ。擯任菅氏とは、宇多帝、寛平年中に、菅原道真の用ふ可きを見て、之を用ひて藤原氏の權を殺さんと欲して、文章博士より擯んで、右大臣に任せられしを云ふ。「權之」……權を握る。權を握るは、事なりしなどによりて、外史氏は斯く云はれたるものなるべし。然れども、菅公の之を聴かざりしは、必ずしも權を握るの意ありとは一概に斷ず可からざるが如し。「不學無術」……無學にして技倆なきこと。「曷足尤」……尤は過なり、實なり。とがめ責むるに足らざるを云ふ。「假設」……もしも。そんな事は無いけれども、若しも有つたとすればの意。「反其所爲」……清盛の暴惡をうらやまへして忠良を盡すこと。「戒筋」……音カイチヨク。戒め氣をつけさせる。「輔翼」……たすける。「接踵」……くびすを連ねる、即ち跡を嗣ぐこと。「比隆」……隆盛をくらへる。「資」……よる、たよりにする。「攘竊」……奪ひ取り盜む。「未易輕重」……その罪いづれが軽くいづれが重きか容易に分らぬ。

然れども、平氏の勢力を成さしめたのは、たゞ後白河帝に始まつた事ではない。初め、清盛の父の忠盛は、白河法皇、鳥羽法皇の御寵愛を受けて、つゞけ様に、官職爵位を昇進させられたので、人々は、これをば、順序次第によらざる特別の任用と思つて居た。これは、大體、朝廷が、平氏の力に依頼し、たれて、そして、源氏を抑へられるのである。源氏の勢力を抑へるのは、宰相の家即ち藤原氏の勢力を抑へる譯になるからである。今、事實を以て藤原氏と源氏との關係を證明せんに、源氏は、その昔滿仲、頼光より以後、いつでも藤原氏の爪となり牙となり道具となつて使はれて役に立つて居る。攝政策家が、一條帝を早く御位に即かせ奉らうと思つて、花山帝をだましたばかりで、御所を逃れて出家させ奉つた時には、滿仲の子の頼信が、其途中にて誰か來つて此出家の妨害するものがありはせぬかと、實に其途中を防ぎ守つて居た。これは花山帝の御爲めに途中を護衛申上げたものでは無く、全く藤原氏の爲めであつた。其後、鳥羽帝の文治年間に至りては、朝廷にては、關白兼實が源賴朝を助けはせぬかと疑はれたが、此事なども亦、藤原氏と源氏とは代々相互に味方となりて援け合ひ引つ張り合つて居たからであるまいか。藤原氏と源氏とは代々深き關係があつたからして、此時に於て、兼實が頼朝を助けたらうと疑はれたのである。これ等の事によつて觀れば、平氏を引き寄せて、そして、藤原氏に抵抗するのと云ふ事は、法皇上帝の政令にても、朝廷の議論にても、何れに於ても皆、前代より後代に傳へ、後代は前代より承け繼がれる政策であつたと思はれる。菅公は文臣、平氏は武臣にして、文と武とは相違して居るけれども、その趣意に於ては全く同一である。それで、菅公は、あれ程の賢人であつたが、それでも、權力を戀ひ慕ふ意を全く無くして仕舞ふことは出来なかつたのであるが、平氏に於ては、唯だ一人重盛を除くの外は、悉く皆學問も無ければ、手腕も無い人達ばかりであつたから、平氏の人達が、手柄を自慢して君寵を擯にし、いくちでも進んで止まることを知らなかつたのも、むしろ當然の事

且夫源氏猜忍。骨肉相食。孰與平氏闔門至死不失懿親邪。世傳平語。倚琵琶演之。其音悲壯感憤。聽者莫不悽愴。余嘗西遊長門。過壇浦。觀平氏覆滅之處矣。又抵肥後。聞其州有五家山。山谷深阻。平氏或竄匿焉。子孫至今猶有存者。不與外人交通云。夫平氏於王家。功罪相償。天不必勦絕其後。則是其或然也。

【猜忍】……音サイニン。猜は猜忌、忍は殘忍なり、猜忍とは、人を疑ひをねみてむじたりしいことなり。【骨肉】……みうち、父子兄弟親戚。【相食】……あひはむ、互に喰ひ合ふ。義朝が父爲義を弑し、頼朝が義經、及び行家、義仲、義廣等を殺せし類を云ふ。【闔門】……音カフモン。一門殘らず。舉族など云ふと同じ。闔は總なり。【懿親】……音イシン。よき親しみ、うるはしき親愛の情。懿は美なり。【平語】……平家物語。【倚】……あはす。【演】……のぶる、かたる。【悲壯】……あはれに勇ましきなり。【感憤】……感動して氣が振ひ立つなり。憤とは氣充つるなり。【悽愴】……音セイサウ。身にしみてあはれに物悲しきこと。【覆滅】……音フクメツ。たふれほろぶ。【抵】……いたる、行き著く。【深阻】……山深くして谷を隔て、險阻なること。【竄匿】……音サンゾク。又通常サントクト。讀む人多し。かくれる。【外人】……他所の人。【功罪相償】……罪あれども功も有りて相償ふを云ふ。【勦絶】……音サウゼツ。滅ぼし盡す。勦は殺すなり。

その上、源氏は、疑ひをねむ心が深く、殘酷であつて、骨を分け肉を分けた身うち同士が、互に喰ひ合ひ殺し合つて居るが、これは、平氏の一門殘らずの者達が、滅びて死するに至るまで、美しい親愛の情を失はなかつたのに比較して、どちらが誇れて居るであらうか。此點に於ては、平氏は、源氏に勝ること遠しといはねばならぬ。世間に、平家物語といふものが傳はつて居て、琵琶に合はせて之を語るののであるが、其聲は、哀れなる中に勇ましいところが有つて、人の情を感動し振ひ立たしめるものであつて、之を聴く者は、心の底から物悲しくなつて悲しみ傷まぬ者は無い。余、山陽、さきに、西の方長門國に行きて、壇浦を通つて、平氏が倒れ亡びた處を見た。又、肥後國にも行つたが、聞けば、肥後の國に、五家山と云ふ山があつて、山や谷が奥深く險阻なところで、平氏の遺族が匿れて居る者もあつたといふので、その子孫が今日に至るまで連絡として殘つて居る者もあつて、他所の人とは交際せず往來せぬと云ふことを聞いた。一體、平氏が皇室に對して

は、功績もあれば罪過もあつて、罪過と功績とが埋め合はせが付くわけになつて居るから、天道様も、必ずしも平氏の子孫後裔を絶やし盡して仕舞はうとは致されぬであらう。して見れば、五家山に平氏の後裔が今も存在して居ると云ふ事も、其れ或は左様な事であらうか。

外史氏曰。王權之移於武門。始於平氏。成於源氏。而基之者。藤原氏也。故略殺王室。相家之系統。以備參觀云。蓋神祖而後二十九世。曰天智。是爲中宗。天智子大友即位。而天武以叔父篡立。傳之持統。文武。元明。元正。聖武。孝謙。帝大炊。凡七世。而天武之嗣絕。光仁以天智孫入繼大統。傳之其子。是爲桓武帝。桓武三子。平城。嵯峨。淳和。兄弟相及。仁明以嵯峨子繼之。文德以仁明子又繼之。文德幼子。以藤原氏故立即位。是爲清和帝。清和子陽成。爲藤原氏所廢。光孝以文德弟代之。光孝而下。宇多。醍醐。朱雀。村上。父子相繼。村上之子。冷泉。圓融。兄弟相及。花山以冷泉子繼圓融。一條以圓融子代花山。三條又以冷泉子繼一條。一條之子。後一條。後朱雀。兄弟相及。後朱雀而下。後冷泉。後三條。白河。堀河。鳥羽。崇德父子相繼。崇德而下。詳於源平語中。崇德而上。至於文德。二十一世。其非藤原氏之出者。宇多。後三條而已。故皆計抑其權。而在位不長。莫能遂志。然宇多以後三朝。不置攝關。政在天子。白河以後。已辭位。而猶聽政。政在上皇。

其餘皆仰藤原氏之成。而其擅政始於文德云。

【系統】……系圖、血す。【參觀】……まじえ見る、照らし合はせて見る。【神祖】……神武天皇、【中宗】……中興の聖徳ある天子。【大友】……明治三年七月、弘文と諱す。【篡立】……音ザンリツ、帝位を奪つておのれ位に即く。【大炊】……明治三年七月、淳仁と諱す。世に淡路廢帝と稱す。【大統】……天子の系統。【相及】……相繼ぐ。【藤原氏故】……文德帝の御意には、長子惟喬親王を立てんと思召したれども、清和帝は、藤原氏の外孫たるを以ての故に、立つことを得たまへり。【爲藤原氏所廢】……基經、陽成帝を廢す。【出】……をひ、もと男子より己の姉妹の生みし子を指して云ふ詞なるが、今は藤原氏の女の生みたる皇子の意味に用ふ。【計抑其權】……宇多帝は普公を擯任し、後三條帝は記録所を置かれし類を云ふ。【在位不長】……宇多帝は十年、後三條帝は四年なり。【攝關】……攝政關白。【三朝不置攝關】……三朝とは宇多、醍醐、朱雀の三代なり。諸書を按ずるに、宇多の朝には、基經、關白たり。朱雀の朝には、忠平、攝政たり。今、こゝに三朝不置攝關とあるは、恐らくは傳寫の誤ならんか。【仰成】……成すがまゝに從うて居ること。

外史氏曰く、王室の政權が武門に移つたのは、平氏に始まり、源氏に至つて全く成就したが、しかし、其土臺となつたものは藤原氏である。それ故に、こゝに、王室と宰相の家即ち藤原氏との系圖をすこしく述べて、そして、あちこち照らし合はせて見る用意に備へやうと思ふ。大體、神武天皇より三十九代目の天子は天智天皇と曰うて、これを中興の英主とする。天智天皇の御子大友皇子（即ち弘文天皇が御位に即かせられた。然るに、天武天皇はその御叔父君に當らせられたが、大友皇子の御位を奪つて自分で位に御即きになりて、御位を維持天皇、文武天皇、元明天皇、元正天皇、聖武天皇、孝謙天皇、帝大炊（即ち淳仁天皇）に段々に御傳になつて、すべて七世にして、天武天皇の御世嗣は絶えて仕舞つた。光仁天皇は、天智天皇の御孫であつて、宮中に入つて天子の御系統を御繼ぎになつて、之を其御子に御傳へなされたのが、桓武天皇である。桓武天皇の三人の皇子の平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇は、御兄弟の間で御相繼ぎなされた。仁明天皇は、嵯峨天皇の御子であつて、之に繼がせられ、文德天皇の御子であつて、又之に繼がせられた。文德天皇の御幼少の皇子は、御兄弟君があるに拘らず、藤原氏の關係の故を以て、御位に即かせられた。是れが清和天皇である。清和天皇の御子なる陽成天皇は、御子は藤原氏の爲めに廢せられ、光孝天皇が、文德天皇の御弟君であつて、之に御代りになつた。光孝天皇より後は、宇多天皇、醍醐天皇、朱雀天皇、村上天皇であつて、これ等の天皇は、御父子相繼ぎなされた。村上天皇の子の冷泉天皇、圓融天皇は、御兄弟の間で御相繼ぎなされた。花山天皇は、冷泉天皇の御子であつて、圓融天皇に御繼ぎになつた。一條天皇は、圓融天皇の御子であつて、花山天皇に代りて御位に即かせられた。三條天皇が、又、冷泉天皇の御子であつて、一條天皇に繼いで御位に即かせられた。一條天皇の御子なる後一條天皇、後朱雀天皇は、御兄弟の間で御相繼ぎなされた。後朱雀天皇より以後は、此日本外史の源氏平氏の物語の中に委しく述べてある。崇德天皇より以前、溯つて文德天皇に至るまでは、二十一代であるが、其中で、藤原氏の娘の腹から誕生せられたる者で無い御方は、宇多天皇と後三條天皇とばかりである。それ故に、此二天皇は、皆、藤原氏の權勢を抑へ付けることを企てられたが、けれども、御在位の年限が御長くなかつたので、其御志を御遂げなされることが出来なかつた。然れども、宇多天皇より後、三代の天皇は、攝政關白を御繼ぎにならなくて、政治の實權は天皇の御手に在つた。白河天皇以後は、已に御位を御譲りになつてから後も、猶ほ政を御聽きになり、政治の實權は、上皇の御手に在つた。其他の天皇は、皆、藤原氏の成すが儘に御任せなされて、一向御構へにならなかつた。かくて、藤原氏が政權を擅にしたのは、文德天皇の御代から始まつたと云ふことである。

然余謂藤原氏驕專其來久矣。非獨始於文德時也。鎌足助天智。效力王室。其子不比等。爲四朝元老。文武聖武。竝娶其女。而孝謙其外孫女也。而皆淫縱。惠美押勝。嬖於孝謙。殆危國家。實不比等孫。則其家法可知也。其後光仁。桓武。仁明。獨不出於藤原氏。而自平城。至於文德。又皆其出。文德外舅左大臣冬嗣。爲不比等四世孫。冬嗣之子良房。又納女文德。生清和。文德欲立長子惟喬。而憚良房。遂立清和。則藤原氏之威。懾人主。非一日。又可知也。清和生九歲。卽位。良房以外祖攝政。其子基經廢陽成。立光孝。關白萬機。攝關之號始此。基經二子。時平。忠平。忠平攝政於朱雀之朝。與其二子。實賴。師輔。竝列三公。於是乎。有天慶之亂。冷泉二弟。爲平。守平。村上欲立爲平。爲冷泉儲貳。而實賴等以其非藤原氏。出沮之。而立守平。是爲圓融。於是乎。有安和之變。師輔三子。曰伊尹。兼通。兼家。兼家三子。曰道隆。道兼。道長。皆兄弟爭政。伊尹女生花山。兼家女生一條。故兼家令道兼。賺花山遜位。而以一條代之。是其最甚者也。後一條而下三帝。皆道長女所生。是其最極寵榮者也。道長二子。賴通。教通。相繼執政。而賴通生師實。師實生忠實。忠實疎其長子忠通。而愛少子賴長。於是乎。有保元之禍。忠通三子。基實。基房。兼實。基實生基通。基房生師家。兼實生良經。更執朝政於源平之際。其論議可觀者。獨有兼實。他充位而已。其後一姓分爲五派。更爲攝關。而其進退皆不復關天下事。不足錄也。

〔藤原氏〕……おごりて我が儘勝手振舞ふ。〔鎌足助天智效力王室〕……效力王室とは王室の爲めに盡力すること。鎌足は、天兒屋機命の苗裔にして、藤原氏の祖なり。皇極天皇の時に、中大兄皇子即ち後の天智天皇と謀りて、力を賜はせて、逆臣蘇我入鹿を誅し、大化の革新の政を號せし英傑なり。〔四朝〕……持統帝、文武帝、元明帝、元正帝なり。〔元老〕……官位年齢共に高き功臣。〔其女〕……一は文武帝の后、名は宮子姫。一は聖武帝の后、名は安宿媛、即ち光明皇后なり。僧空助を寵し、宮闈大に亂る。〔外孫女〕……姫の姫。孝謙帝は、聖武帝の皇女にして、母は光明皇后なるが故に、孝謙帝は、不比等の姫の當るなり。〔淫亂〕……淫亂にして物事のやりつばなしなるを云ふ。〔惠美押勝〕……藤原仲麻呂のことなり。孝謙帝、姓名を賜はり、惠美押勝と稱す。孝謙帝に寵せらる。〔嬖〕……身分賤しきものが高貴の人に寵愛せらるること。〔殆危國家〕……惠美押勝、孝謙帝に勸めて、わが女婿たる大炊王を位に即かしめ、王の淳仁帝となるに及び、擁立したる功と外戚の力を以て、權勢を恣にし、後遂に謀叛を企て、誅せられたるを云ふ。〔其家法可知〕……家法とは家庭の掟。其家法可知とは、藤原氏の家庭の法度の正しかりたることは、これにて知らるゝとなり。〔皆其出〕……平城、嵯峨、淳和、文德の四帝は、藤原氏の出なり。〔外舅〕……妻の父。外祖父の誤ならんか。外祖父は、母方の祖父。〔惟喬〕……親王は更衣紀靜子の出なり。〔攝〕……おじけおそる。〔廢陽成立光孝〕……陽成帝、昏狂日に甚だかりければ、藤原基經、深く之を憂へて、終に之を廢して、光孝帝の人君の度あるを見て、遂に迎へて之を立つ。〔關白萬機〕……萬機の政事を取扱ふこと。政治の樞機甚だ多きが故に、萬機と曰ひ、天子に奏するに先だちて、その者へ啓白せしめ、その者に關與せしむるに由りて、關白と云ふ。神皇正統記に云はく、光孝帝、踐祚の始め、攝政を改めて關白とす、これが朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを、萬機の政猶ほ光に關り白さしめよとありし、その名を取りて授けられにけり。埃囃抄に云はく、幼主の時、君に代りて政を行ふを、攝政と爲す。人主冠を加へて後には、改めて關白と稱すと。〔攝關〕……攝政關白。〔竝列三公〕……忠平太政大臣たり、實賴左大臣たり、師輔右大臣たり。〔天慶之亂〕……平將門の亂。〔儲貳〕……音テヨシ。あとつき、儲も貳も副の義なり。君國の副といふ意味なり。〔安和之變〕……冷泉帝の安和二年に、中務少輔橘繁延、前相模介藤原千晴、密に爲平親王を扶け、兵を關東に擧げ、藤原氏を倒し廢立を企てんと謀る。源滿仲も之に與る。此時、京都の騷亂、天慶の時の如くなりしと云ふ。〔廢〕……すかす。だます。〔最極寵榮者〕……道長は家に三后を出し、身は三朝の外祖たり、寵榮此上無しと謂ふ可し。道長の歌に曰く、此世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたること無しと思へばと。〔保元之禍〕……藤原賴長、崇徳帝の謀主となりて、後白河帝と位を争はしめたり。〔五派〕……派は分流。近衛、鷹司、九條、二條、一條の五家を五攝家と稱す。後深草帝の建長四年、北條時頼、奏請して、藤原氏を分つて五派となし、以て藤原氏の權を分つ。〔藤原氏の專權は文德天皇の時から始まつたものであると、普通にはいふけれども、然れども、余、山陽が思ふには、藤原氏が驕り高ぶり

且つ政權を専らにしたことは、其來歴、まことに久しいもので、たゞに文徳天皇の時に始まつたものでは無いのである。はじめ、藤原氏の祖先の鎌足が、天智天皇を助けて、皇室の爲めに盡力したが、其子の不比等は、持統、文武、元明、元正の四帝の朝の元老であつて、文武、聖武の二帝は、共に、不比等の女を娶りて、皇后とせられ、そして、孝謙帝は聖武帝の皇女であるから、不比等の外孫女に御當りなされるのである。然るに、此等の女性は、皆淫亂にして我が儘であつて、惠美押勝は孝謙帝の御寵愛を受けて、すんでの事に、國家を危くするところであつたが、孝謙帝は實に不比等の外孫に當られる御方であつて見れば、藤原氏の家庭の法度の正しからざることは、推して知ることが出来るわけである。其後、光仁、桓武、仁明の三帝だけが、藤原氏の女の腹から出させられた御方々である。文徳帝の母方の祖父なる左大臣冬嗣は、不比等の第四子、醍醐、淳和、文徳の四帝は、又、皆藤原氏の腹から出させられた御方々である。文徳帝の母方の祖父なる左大臣冬嗣は、不比等の第四子の孫であつて、冬嗣の子の眞房は、又、眞を文徳帝に納れて皇后となし、それが清和帝を生きた。文徳帝は、紀靜子の生んだ長子惟喬親王を御位に即かせたいとの思召であらせられたが、然れども、眞房を憚つて、とう／＼眞房の外孫なる清和帝を立てさせられた。さすれば、藤原氏の權威が人主を懼れさせたのは、僅かな年月では無くて年久しい間の事であることも、また分るのである。清和帝は、御年が僅に九歳にして、御位に御即きになつた。そこで、眞房は、母方の祖父を以て、代つて政治を攝行した。眞房の子の基經は、陽成帝を廢して、光孝帝を立て、萬般の政務を關白した。攝政關白といふ名號は、この時に始まつたのである。基經に二人の子があつて、一は時平、一は忠平であつた。忠平は、朱雀帝の御代に攝政となり、忠平の二人の子即ち實賴、師輔と共に、相立んで、三公(即ち太政大臣、左大臣、右大臣)となつた。かく寵榮を一門に集めながら、平將門が檢非違使たらんことを請うたときに、忠平が願ひなかつたので、そこで、將門の亂即ち天慶の亂といふ騷亂が起つたのである。又、冷泉帝に御二人の弟があつて、それは爲平親王、守平親王であつたが、村上帝は、爲平親王を立て、冷泉帝の御世嗣としやうと思召したけれども、實賴等が、爲平親王は藤原氏の腹の胎から御生れになつた御方で無いかう、之を邪廢して、守平親王を立てたが、これが關白である。その爲めに、安和の變といふ騷亂が起つたのである。即ち此亂は、橘繁延等が、爲平親王を擁立せんとして企てたものである。師輔に三人の子があつたが、それは、伊尹、兼家、兼家である。兼家に三人の子があつたが、それは、道隆、道隆、道長である。是等の兄弟は、皆、相互に、政權を得やうとして争つたものである。伊尹の娘が花山帝を生んだ。兼家の娘が一條帝を生んだ。それ故に、兼家は、一條帝を早く御位に即かせ奉らうと思つて、道隆をして花山帝を欺きだまして御位を遷らしめ、そして、一條帝を以て之に代へた。是れはその専横の中の最も甚だしい者である。後一條帝よりして下の三帝は、皆、道長の娘の生んだ御方であつて、これが爲めに、道長が最も君寵を受け榮華を極めた者である。道長の二人の子なる頼通と教通とは、相繼いで政權を握つた。さうして、頼通の子は師實、師實の子は忠實であつた。忠實は、自分の長子の忠通を疎外して、少子頼長を愛した。こゝに於て、頼長が崇徳帝の謀主となりて、保元の亂といふ大なる禍が起つた。忠通に三人の子があつて、それは、基實、基房、兼實である。基實の子は基通、基房の子は師家、兼實の子は眞經であつて、かはる／＼、朝廷の政治を、源平二氏の時頃に執つて居つた。是等の中では、其議論意見の異なるに足るものは、たゞ一人兼實があるのみであつた。其他の者は、唯だ位を塞げて居るだけの事であつた。其後、後深草帝の時に至りては、藤原の一姓が別れて、近衛、鷹司、九條、二條、一條の五派に分れて、かはる／＼更代して、攝政關白となつたが、けれども、此時は武臣が天下の政權を執つて居つて、其の進む退くも、すべて皆、再び天下の大事に關係することは無かつたから、是等に至りては記録するに足らないのである。

總之。良房而下。奕葉秉鈞。大抵務營私門。不以國家休戚經心。而當其

爭權。父子兄弟。且不相保。奔競從諛。舉朝成風。宜乎。大亂之基。於是。而其終與王室俱衰共頽。徒存空名。可不哀邪。

【總之】……總是總括、概括なり。前述の事をすべく、つて言へば。【奕葉】……代々、累世。奕は累なり、葉は世代なり。【秉鈞】……朝權を執る、政治の樞機を取る。鈞は、もと陶器を造るに用ふる器にして、之によりて調均を得るもの、轉じて事物の樞機といへる義に用ふるなり。【私門】……我が家、休戚……喜と憂、經心……心にかける。【奔競】……走り進んで我先に争ひ合ふ。【從諛】……上の心に從ひへつらふ。【成風】……なほはしとなる。【頽】……衰へたれる、なだれくづれる。【空名】……實權なくして、唯だ名のみあること。

【前】前に述べたところを概括して言へば、眞房より以下は、代々、政治の樞機を握つて居て、大抵、わが一家の事をのみ經營して、國家の喜すべき事憂ふべき事をば心に懸けなかつた。そして、藤原氏が互に權力を争ふ時には、父子兄弟の骨肉の間と雖も、なほ且つ、互に氣を許して安心して居ることは出来ない有様で、奔り進んでわれ先に争ひ合つて、上に在る者に從ひへつらふことが、朝廷の人殘らずの風習となつて仕舞つた。大なる世の騷亂は是れを土臺として起つて來たのも、道理至極の事である。そして、藤原氏が、とう／＼、皇室と共に衰へ共になだれくづれて仕舞つて、たゞ攝政關白公卿など、云ふいかめしい名目ばかり残つて、實際の權力は少しも無いやうになつて仕舞つたのは、あはれにも悲まらずには居られやうか、氣の毒千萬な事である。

外史氏曰。吾閱史。有知王霸所以廢興也。源賴朝嘗奏大江廣元。爲廳使衛尉。攝政兼實議其不可。曰。非儒家進仕之例。嗚呼。以門閥爲賢。以格例爲政。驅其才俊。以資梟雄。而猶不覺悟。爭此區區。兼實且然。其他可知。向使相家有憂國之心。通變之略。何患於王權之外移邪。顧嚮者天慶之亂也。亦由藤原忠平之不許。聽使於平將門也。久矣哉。相家之沈滯豪傑也。抑將門欲自與也。而以得失爲榮辱。賴朝欲與之其下也。而不以從違爲損益。又可以觀世變矣夫。

【閣】……けみす、讀む、しらへ見る。【王霸】……仁徳を以て人を服するを王と云ひ、仁義を假り威力を以て人を服するを霸と云ふ。今は、朝廷と幕府とを指す。【廳使】……檢非違使。【衛尉】……衛門の尉、檢非違使多之を兼ぬ。【議不可】……一本には議爲不可に作る。然るときは、議して不可と爲すと讀む。【儒家】……漢學を講ずる家柄。大江匡房は、大江匡房以來、世々儒術を以て仕へたる家柄なるによりて、斯く云ふ。【門閥】……家柄。格例……前よりの仕來り。以格例爲政とは、儒家は檢非違使に進めず、武臣は何官まで進める、何は何、何は何と云つて、家柄に由りて上達のきまりあるなり。【才俊】……才氣ありてすぐれたる者。大江廣元、三善康信等の類を云ふ。【梟雄】……たけよくしく手に合はぬ英雄、頼朝。指す。梟は惡鳥の名。【覺悟】……さとる。【區區】……些細なこと、こまかくしたるつまらぬ事。【通變】……むづかしく古格に拘らず時勢の變遷の理に通過して處置すること。【略】……智略、かんがへ。【外移】……他に移る、即ち政權の武門に移ること。【願】……おぼふに。【沈滞】……しづみとこほらず、取り上げて用ひぬなり。【以得失爲榮辱】……檢非違使を得るを以て榮譽となし、檢非違使を得ざるを以て恥辱となす。【其下】……こゝにては大江廣元を指す。【不以從違爲損益】……朝廷が頼朝の請に従ふも違ふも、頼朝はこれを何とも思はぬこと。【世變】……世運の變化、大權の武門に移りしことを云ふ。

外史氏曰く、われ、歴史の書を讀んで、朝廷と幕府とが廢れたり興つたりするわけを氣附いたところがある。源頼朝がある時朝廷に奏上して、大江廣元を檢非違使、衛門尉としやうとした。その時に、攝政藤原兼實が、評議した結果、それはいけないとして、曰ふには、檢非違使、衛門尉は、武官にして、大江匡房以來儒術を以て朝廷に事へて居たる家柄なる者が進み仕へる例ではないと曰つた。嗚呼、家柄のすめれたる者を賢能なる者となし、前よりの仕來りの先例を以て政治を爲し、その才能ありてすぐれたる者、大江廣元、三善康信等の如きを追ひやりて、そしてたけよくして手に合はぬ英雄頼朝の役に立てるやうな事をして、而も猶ほ氣が附かず覺らずして平氣で居つて、此小さな細かなつまらぬ事を、どうのかうのと争うて居るのである。兼實は、當時の藤原氏の中では比較的すぐれた者であるが、それでさへも然うであるから、其他の人々は、言はずとも、如何なるものであつたかは知られるわけである。さきに、藤原氏をして國家を憂ふるの心と、必ずしも先例に拘泥せずして時勢の變遷に隨つて融通がきいて相應に處置するの才略とあらしめたならば、どうして、王室の政權が外に移りて武門の手に歸するなど云ふことを心配するに及ばうか、若し藤原氏に此力があつたならば、政權の武門に歸することなどは決して無かつたであらう。願ひ思へば、天慶の亂も、亦、藤原忠平が、平將門に檢非違使を許し與へなかつたから起つたことである。藤原氏が、千人萬人にすぐれたる豪傑の士を取り上げ用ひずしてつまらぬ地位に沈み滞らせ置いたのは、久しい間の事である。して又、將門は、自分自身に檢非違使を與へやうと思つたのである。而して望の通り檢非違使を得るを以て榮譽と思ひ、檢非違使を得ざるを以て恥辱と思つて、終に檢非違使を得なかつたので、大層躍起となつて憤激したのである。頼朝に至つては、既に自分は征夷大將軍となつて居て、天下の實權はその手の中に在るのであつて、この檢非違使をば、其臣下の者即ち大江廣元に與へやうと思つたのである。そして、朝廷が己の請ふ所に従つて檢非違使を廣元に與へてくれるのを益とも思はず、又朝廷が己が請ふ所に違うて檢非違使を廣元に與へてくれぬのを損とも思はず、どちらにしても何の損得は無いことを、思つて平氣で居たのである。また、此一事を以ても、世の時運が變遷して、朝廷の勢力が地に落ちて、政權の樞機は武門に歸して仕舞つて居ることが知られるのである。

日本外史講義卷之一 終

日本外史講義卷之二

賴襄子成原著 興文社編輯所講義

源氏正記

源氏上

源氏。出自清和天皇。天皇宮人王氏。生貞純親王。敍四品。任兵部卿。稱桃園親王。親王二子。曰經基。曰經生。皆賜姓源氏。經基有武幹。善騎射。以親王爲帝第六子。世呼經基曰六孫王。天慶中。爲武藏介。平將門之反。閒行入奏之。因拜從五位下。從藤原忠文伐將門。又從小野好古伐賊黨藤原純友。終敍正四位下。任鎮守府將軍。子孫世爲武臣。其旗用白。

【清和天皇】……文德帝の皇子、人皇第五十六代。【宮人】……宮女。【王氏】……中務大輔棟真王の女、皇族にて未だ姓を賜はらざる御方は王氏と稱す。【敍任】……位には敍と云ひ、官には任と云ふ。叙は序、順序の意なり。任は負ふなり、官職を負ふの義なり。【四品】……親王の位なり、一品より四品に至るまでの四等あり。【兵部卿】……兵部省の長官なり、軍旅兵馬等の事を總管す。【桃園親王】……桃園は京都一條の大宮に在り、居る所に就いて稱とす。【武幹】……幹は事を能くするなり。武幹とは、武技に長じたるを云ふ。【第六子】……一は陽成天皇、二は貞固親王、三は貞元親王、四は貞平親王、五は貞保親王、六は貞純親王なればなり。【天慶】……朱雀帝の時の年號。【閒行】……微行に同じ。形を變へて忍び行くなり。前太平記に曰く、經基、武藏守を兼ねて、箕州城に在り。將門之を攻む、大に戰つて敗走し、京師に訴ふ。【鎮守府將軍】……聖武帝の元年、始めて鎮守府を陸奥の磐前郡に置く。將軍は其長官なり。

せられ、兵部卿の官に任ぜられ、桃園親王と稱せられて居た。親王には二人の御子があつて、長は經基、次子は經生と曰つて居た。經基、經生の二人は皆、姓を源氏と賜はられた。經基は、武藝に長じて居られ、馬に騎、弓を射ることが上手であつた。貞純親王は、清和天皇の第六の皇子であつて、經基は其子であるところから、世間では、經基を呼んで六孫王と曰つて居つた。朱雀帝の天慶年間、經基は、武藏介となつた。平將門が謀叛したときに、經基は、忍び行きて、京都に入りて之を奏上したので、その功に因りて、從五位下の位に拜せられた。藤原忠文に從つて、將門を伐ちに出掛け、又、小野好古に從つて、賊の徒黨なる藤原純友を伐つた。とうとう、正四位下に叙せられ、鎮守府將軍にまで任ぜられた。經基の子孫は、世々、武を以て朝廷に仕へる臣となつた。其族の色は、白い色を用ひた。

有八子。長滿仲。生于攝津多田。襲父職位。得關東土心。冷泉帝安和二年。中務少輔橘繁延。前相模介藤原千晴等。密謀挾爲平親王奔關東爲亂。滿仲與焉。已而滿仲與繁延有隙。遂自首。以攝政藤原實賴旨。與弟滿季。捕繁延。千晴。流之。當是時。京師騷擾。如天慶之亂。云。滿仲嘗謂。武臣衛天子。不可無利刀。乃召筑前良治某。鍛鍊六旬。得二刀。曰截鬚。曰膝圓。傳之子孫。滿仲官至左馬頭。及卒贈從三位。

【襲父職位】……襲は繼ぐ、相續する也。關東土心とは、父經基の鎮守府將軍正四位下を受け繼ぐ也。【得關東土心】……關東の武士の人心を得る。【冷泉帝】……村上帝の皇子、人皇第六十三代。【中務少輔】……中務省は、宮中の事を統領する重職なり、少輔は大輔の次の官。【挾】……より立て、擁立する。【奔關東】……爲平親王は、冷泉帝の弟なり。村上帝、爲平親王を立て、皇太子と爲さんと欲したれども、藤原實賴等に沮まれて得ず。後、橘繁延等、冷泉帝を廢して親王を即位せしめんと謀りたるなり。【與焉】……あづかる、之に關係する、一味に加はる。【流之】……繁延は土佐に、千晴は隱岐に流さる。【騷擾】……さわぎみだれる。【天慶之亂】……平將門の亂。【利刀】……善く切れる刀。【良治】……音リヤウヤ、よき鍛冶師。支那より來りて、筑前三笠郡土山に寓せりと云ふ。姓氏明ならず、故に某と云ふ。【鍛鍊】……きたひねる。鐵をきたへて精巧ならしむる也。【六旬】……六十日。【截鬚】……此二刀を死囚に試みけるに、一は鬚を截り落し、一は膝まで切り下げたる故に、かく名づけしと也。【左馬頭】……左馬寮の長官なり。馬に關することを掌る。【關東】……經基には、八人の子があつたが、長男の滿仲は、攝津の多田といふ所で生れた。滿仲は、父經基の職と位即ち鎮守府將軍正四位下を相續して、關東の武士の人心を得て居つた。冷泉帝の安和二年に、中務少輔橘繁延、前の相模介藤原千晴等が、ひそかに、皇弟爲平親王をより立て、關東へ走りて謀叛をしやうと企てた時、滿仲も之に關係して一味となつて居つた。とかくする中に、滿仲は、繁延と仲が惡くなつたの

で、とうとう、自分で罪の次第を白状した。滿仲は、そこで、攝政藤原實賴の言ひ付けによりて、弟滿季と、ともに、繁延、千晴を捕縛して、之を遠地に流した。即ち繁延を土佐に流し、千晴を隱岐に流した。是の時分に、京都の人が騒ぎ立て、混雜した事は、天慶年間の平將門の亂の時の如くであつたと云ふ事である。滿仲、かねて思ふには、武臣たる者が、天子を護衛するに、是非とも銳利なる刀が無くてはならぬと思つて居た。そこで、筑前國の鍛冶師の名人何某を呼び寄せて、きたひねること六十日にして、二振の刀を得た。一つを鬚切と云ひ、一つを膝丸と云ひ、之を子孫に傳へることにした。滿仲は、官、左馬頭にまで至り、死んでから、從三位を贈られた。

四子。賴光。賴親。源賢。源信。源賢爲僧。賴親坐與興福寺僧鬪。處流。子孫居大和。稱大和源氏。賴光材武有名。爲東宮大進。永延中。攝政藤原兼家造新第。落之。賴光遺馬二十四匹。以分賓客。兼家子道隆襲攝政。其弟右大將道兼。與之爭權。賴信素事道兼。謂賴光曰。吾力能刺道隆。使我主代之。賴光掩其口曰。毋妄言。事敗。肝腦塗地。汝主亦豈可晏然止哉。賴信乃止。賴光有二子。長賴國。子孫世居多田。稱攝津源氏。

【興福寺】……奈良に在り、法相宗の寺。賴親かつて大和守となり、寺僧の不法を訴ふ。僧徒怒りて攻め關ふ。【材武】……材藝ありて武勇なり。【有名】……名聲あり。【東宮大進】……東宮の諸公事を掌る。亮の次の官なり。東宮は皇太子なり。【永延】……一條帝の時の年號。【新第】……新築の屋敷。二條京極の第なり。【落之】……落成式を行ふ。【分賓客】……客人の引き出物にするなり。【右大將】……右近衛大將の略語。右近衛府の長官なり。諸の宿衛の禁軍を統領す。【素】……もとより、はじめより。【刺】……さし殺す。【掩其口】……掩は蓋ふ也。其口に手をあてるなり。【妄言】……滅多なことを言ふ。【肝腦塗地】……肝臓や腸髓を地上に撒きちらす。殺されて骨身をさらすこと。【晏然】……安泰無事の貌。【關東】……滿仲には四人の子があつて、賴光、賴親、源賢、源信と曰つた。源賢は、坊主となり、賴親は、奈良の興福寺の僧徒と喧嘩をした罪に問はれて、流刑に處せられたが、その子孫は、大和の國に居たので、大和源氏といつた。賴光は材藝があつて武勇なもので、名聲が高かつた。東宮大進となつて居つた。一條帝の永延年中に、攝政藤原兼家が、新しき邸宅を造りて、その落成式を行つた。その時に、賴光は、馬三十四匹を贈つて、參賀した御客に分ち與へた。賴光が藤原氏と關係が深くして、隨分豪富であつた事は、此事にても知られる。兼家の子の道隆が、攝政を相續した。其弟の道兼が、道隆と政權を争うた。賴信は、平生から、道兼の事へて居たので、賴光に向つて曰ふには、私の力は、道隆を刺し殺して我が主人の道兼をして之に代つて攝政たらしむることが出来ると曰つた。賴光は、賴信の口に手を當て、曰ふには、滅多な事を言ふな。事

がうまく成就すれば、まあ善いやうな者の、若し事が失敗して成就しなかつたならば、御前の肝臓や腸胃で地を汚すやうな、悲惨なる目に
遇ふやうな事になるだらう。且つ又、御前の御主人なる道兼も、亦、いかか安泰無事にして居られることが出来やうか。御主人にまで
も、ひどい御迷惑を及ぼすやうな事にもならうと曰つた。頼信も、そこで、成程と合點して、其金を止める事にした。頼光には、二人の子が
あつて、長男は頼國と曰つて、子孫は世々攝津の多田に居たので、世に之を攝津源氏と稱した。

頼信尤勇敢。善用兵。長元中。爲甲斐守。會上總介平忠常作亂。朝廷令上
野介平直方將東海。東山兵討之。三歲不能平也。乃以頼信爲常陸介。
伐之。頼信聞命即往。人勸其待兵集而進。弗聽。遂率子頼義等進赴鹿
島。忠常奪舟列柵海岸。不可濟。頼信計示弱怠之。使使請和。忠常不
肯。於是衆議戰。衆謂其無舟筏宜循海赴攻。頼信曰。不可。賊恃險。
吾直渡。攻其不備。可一戰下也。聞有淺處可騎渡。軍中豈有知之者乎。
有高文者。自稱知之。馳入海。行立葦爲表。頼信麾軍從之。忠常驚怖。出
降。斬之。效首京師。以功敘從四位上。任上野常陸介。頼信謝曰。臣藉天
威。得不血刃而降強賊。何功之有。臣老矣。不堪遠任。願得改守丹波。非
所敢望也。不許。

【尤】すくれて、或はづれて勝れて、勇敢……武勇にして進取の氣象の盛なること。敢も亦勇なり、一步も退かぬ勇氣を云ふ。【善用
兵】……戦争の上手なること。【長元】……後一條帝の時の年號。上總介平忠常……前上總介とすべし。忠常は、千葉氏、良兼の四世の孫な
り。獵に因りて一族起ち争ひ、國司の諭命を聽かず、却て反逆し、國司の城を攻め敗り、轉戦して鹿島に入る。【東海】……東海道。【東山】……
東山嶺。【鹿島】……常陸に在り。【柵】……しがらみ、さかもぎ、竹木を編み立て、垣としたるもの。【濟】……わたる。【示弱】……わざと弱
く見せかける。【不可】……備をゆるめる。【不肯】……うけがはず、承知せぬこと。【舟筏】……ふねといかだ。筏は竹、梓より、竹木を編
みて水を渡るもの、即ちいかだ。【循海】……海岸を傳はりて行く。【恃險】……要害の地なるをたよりとす。【騎渡】……馬に乗りて渡る。
【高文】……眞髮氏。【立葦爲表】……淺き處に葦を立て、目じるしとする。【麾】……さしなね、手を以て指揮するなり。下知るるを云ふ。
【驚怖】……おどろきおそれる。【效】……いたす。【藉天威】……藉は身の倚る所なり。よる。天子の御威徳に依りてといふ意なり。【不血刃】……
刃物に血ぬらず、即ち戦はずして。【遠任】……遠國の役目。【非所敢望也】……強ひては御願申さぬが何分宜しくと云ふ意。

頼信は、殊にすくれて勇氣がありて進んで退かぬ氣象が盛んであつて、戦争をすることが上手であつた。後一條帝の長元年中に、甲斐守
と爲つた。その頃に丁度、上總介平忠常が謀反を起したので、朝廷では、上野介平直方をして、東海道東山道の兵士を引き連れて之を征伐さ
せられたが、三年かゝつても、忠常の亂を平定することが出来なかつた。そこで、朝廷では、頼信を以て常陸介となして、忠常を征伐せしめ
られた。頼信は、命令を聞かぬや、即座に出發した。人は、頼信に、兵士が集まるのを待つてそれから進む方が宜からうと勧めた。けれど、頼
信は、その勸告を聽き入れなかつた。とうとう、その子の頼義等を引き連れて、進んで常陸の鹿島に出かけた。すると、平忠常は、そこであつた
りの舟を取り上げて、しがらみを海岸に立て列ねて防禦して居たので、頼信の兵士は、何分にも渡ることが出来なかつた。そこで頼信は、わ
ざと弱いやうに見せかけて敵をして備をゆるめ忘らせやうと目論んで、使を遣りて和議を請はせたが、忠常は、承知しなかつた。そこで、頼
信は、部下の將士等を聚めて、戦争の方略を評議した。多くの人は、舟も無く筏も無くて仕方が無いから、まはり路して海岸に沿うて進ん
で行つて攻めやうといつた。頼信が曰ふには、それは宜しくない。賊は險阻にして要害が善いのを恃みたりにして、いくらか油断をして
居るのであるから、我が軍が直ちに渡り進んで、賊が油断して備をして居らぬのを攻めたならば、一戦して之を攻め落すことが出来やう。
聞けば、水の淺い處があつて其處は騎馬にて渡ることが出来ると云ふことだが、我が軍隊の中で、なんと、其淺い處を知つて居る者があら
うかと曰つた。すると、高文といふ者があつて、自分で、之を知つて居ると云つて、かけ出して海に入り、行く／＼其途中の淺い處に葦を立
て、目じるしとして進んだ。そこで、頼信は、軍隊を指揮して、高文の後に從はしめて、全軍悉く水を渡つた。忠常は大に驚き怖れて、出で、
降参したので、之を斬つて、その首を京都に差し出した。頼信は、この功績によりて、從四位上に敘せられ、上野常陸介に任ぜられた。頼信
は、其御禮を申上げて曰ふには、私は、天子の御威徳によりて、ろく／＼戰をせずして、強い逆賊を降伏いたしましたので、私には何の手柄
も有る譯ではありませぬ、全く天子の御威徳によつたものであります。又、私はすでに老年になりましたので、遠い國の御役に堪へられま
せぬから、何卒、改めて京都の近くの丹波の國の守たることを願ひます。強いて御願申すといふ譯ではありませぬが、若し左様ならずな
らば、雖有う存じますると曰つたが、許されなかつた。

子頼義沈斷。有武略。爲小一條院判官代。每從獵。善用弱弓。殪猛獸。平直
方奇其材藝。以女妻之。既而頼義夢八幡神賜劍。其妻有妊。生子。頼義
喜曰。此兒必興我家。因名曰義家。及長冠于八幡祠前。稱八幡太郎。爲